

平成 20 年第 1 回定例会
上富良野町議会会議録

開会 平成 2 0 年 3 月 4 日
閉会 平成 2 0 年 3 月 1 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（3月4日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	6
○日程第 6 報告第 3 号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	7
○日程第 7 議案第11号 平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）	7
○日程第 8 議案第12号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	15
○日程第 9 議案第13号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号） ...	16
○日程第10 議案第14号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号） ...	17
○日程第11 議案第15号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	19
○日程第12 議案第16号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	19
○日程第13 議案第17号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 （第3号）	20
○日程第14 議題第18号 平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	23
○日程第15 議案第19号 平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	24
○日程第16 議案第34号 町有地の処分について	25
○日程第17 議案第35号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	26
○散 会 宣 告	27

目 次

第 2 号（3月5日）

○議 事 日 程	2 9
○出 席 議 員	2 9
○欠 席 議 員	2 9
○遅 参 議 員	2 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 9
○議会事務局出席職員	2 9
○開 議 宣 告	3 0
○諸 般 の 報 告	3 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 0
○日程第 2 執行方針	3 0
〔町 政 執 行 方 針〕 町 長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君	
○日程第 3 議案第 1 号 平成20年度上富良野町一般会計予算	3 0
○日程第 4 議案第 2 号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 0
○日程第 5 議案第 3 号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算	3 0
○日程第 6 議案第 4 号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 0
○日程第 7 議案第 5 号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 0
○日程第 8 議案第 6 号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 ...	3 0
○日程第 9 議案第 7 号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 0
○日程第10 議案第 8 号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 0
○日程第11 議案第 9 号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算	3 0
○日程第12 議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算	3 0
○予算特別委員会の設置について	5 8
○休 会 の 議 決	5 8
○散 会 宣 告	5 8

目 次

第 3 号（3月11日）

○議 事 日 程	6 1
○出 席 議 員	6 1
○欠 席 議 員	6 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 1
○議会事務局出席職員	6 1
○開 議 宣 告	6 2
○諸 般 の 報 告	6 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 2
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 2
2 番 村 上 和 子 君	6 2
1 富良野広域連合設置における学校給食事務について	
2 精神障害者の就労支援について	
3 高齢者向け配食サービスの料金の見直しを	
1 0 番 和 田 昭 彦 君	6 8
1 上富良野高等学校の存続について	
2 過去に廃校になった学校を含め、校歌をCDに保存してはどうか	
5 番 米 沢 義 英 君	7 1
1 広域連合について	
2 白銀荘の運営について	
3 保健福祉総合センターかみんの活用について	
4 介護保険制度について	
5 環境対策について	
6 特別支援の放課後対策について	
8 番 岩 崎 治 男 君	8 1
1 町立病院の運営について	
2 パークゴルフ場の運営について	
9 番 中 村 有 秀 君	8 5
1 指定管理者による施設運営管理の評価について	
2 持家者職員の住居手当について	
3 上富良野町パークゴルフ場の開設期間について	
4 上富良野町図書館の運営について	
6 番 今 村 辰 義 君	9 7
1 平成19年度十勝岳噴火総合防災訓練の成果について	
2 上富良野町地域防災計画の整備状況について	
○散 会 宣 告	1 0 4

目 次

第 4 号（3月12日）

○議 事 日 程	1 0 7
○出 席 議 員	1 0 7
○欠 席 議 員	1 0 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 7
○議会事務局出席職員	1 0 7
○開 議 宣 告	1 0 8
○諸 般 の 報 告	1 0 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 0 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	1 0 8
4 番 谷 忠 君	1 0 8
1 第6次農業振興計画策定の基本姿勢について	
2 町立病院の看護師確保の充実を	
1 番 向 山 富 夫 君	1 1 6
1 広域連合とまちづくりについて	
2 行財政改革と町の活性化について	
○休 会 の 議 決	1 2 5
○散 会 宣 告	1 2 5

目 次

第 5 号 (3月19日)

○議 事 日 程	1 2 7
○出 席 議 員	1 2 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 2 7
○議会事務局出席職員	1 2 8
○開 議 宣 告	1 2 9
○諸 般 の 報 告	1 2 9
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 2 9
○日程第 2 議案第20号 上富良野後期高齢者医療に関する条例	1 2 9
○日程第 3 議案第21号 上富良野町税条例の一部を改正する条例	1 3 2
○日程第 4 議案第22号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 3 3
○日程第 5 議案第23号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療助成に関する条例の一部を改正する条例	1 3 3
○日程第 6 議案第24号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	1 3 4
○日程第 7 議案第25号 上富良野町介護保険条例等の一部を改正する条例	1 3 5
○日程第 8 議案第26号 上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例	1 3 6
○日程第 9 議案第27号 上富良野町児童生徒教育振興基金条例	1 3 7
○日程第10 議案第28号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 3 8
○日程第11 議案第29号 上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例	1 4 2
○日程第12 議案第30号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	1 4 3
○日程第13 議案第31号 富良野広域連合の設置について	1 4 4
○日程第14 議案第32号 上富良野町道路線廃止の件	1 4 5
○日程第15 議案第33号 上富良野町道路線認定の件	1 4 5
○日程追加の議決	1 4 6
○追加日程第1 議案第17号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算	1 4 6
○日程第16 予算特別委員会付託	1 4 7
議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 5号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 6号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 7号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 9号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 4 8
○日程第18 発議案第1号 町長の専決事項指定の件	1 4 9
○日程第19 発議案第2号 雇用保険の特例一時金を50日分に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見の件	1 4 9

○日程第２０ 閉会中の継続調査申出の件	150
○町民生活課長あいさつ	150
○会計管理者あいさつ	151
○建設水道課長あいさつ	151
○町 長 あ い さ つ	151
○議 長 あ い さ つ	152
○閉 会 宣 告	153

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 0 年度上富良野町一般会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
2	平成 2 0 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
3	平成 2 0 年度上富良野町老人保健特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
4	平成 2 0 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
5	平成 2 0 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
6	平成 2 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 月 19 日	修 正 可 決
7	平成 2 0 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
8	平成 2 0 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
9	平成 2 0 年度上富良野町水道事業会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
1 0	平成 2 0 年度上富良野町病院事業会計予算	3 月 19 日	原 案 可 決
1 1	平成 1 9 年度上富良野町一般会計補正予算（第 6 号）	3 月 4 日	原 案 可 決
1 2	平成 1 9 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 4 日	原 案 可 決
1 3	平成 1 9 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	3 月 4 日	原 案 可 決

14	平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月4日	原 案 可 決
15	平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	3月4日	原 案 可 決
16	平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月4日	原 案 可 決
17	平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	3月19日	修 正 可 決
18	平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	3月4日	原 案 可 決
19	平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	3月4日	原 案 可 決
20	上富良野後期高齢者医療に関する条例	3月19日	原 案 可 決
21	上富良野町税条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
23	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
24	上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
25	上富良野町介護保険条例等の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
26	上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例	3月19日	総務産建常任 委員会付託

27	上富良野町児童生徒教育振興基金条例	3月19日	原 案 可 決
28	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
29	上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
30	上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
31	富良野広域連合の設置について	3月19日	富良野広域連合 調査特別委員会付託
32	上富良野町道路線廃止の件	3月19日	原 案 可 決
33	上富良野町道路線認定の件	3月19日	原 案 可 決
34	町有地の処分について	3月4日	原 案 可 決
35	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月4日	原 案 可 決
	[予算特別委員会付託] 議案第1号 平成20年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第5号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第6号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第7号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第8号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第9号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算 議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	諮問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月19日	適 任
	執 行 方 針	3月5日	
	行 政 報 告	3月4日	
	町の一般行政について質問	3月11日 3月12日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月4日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月4日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月4日	報 告

	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	3月19日	原 案 可 決
2	雇用保険の特例一次金を50日分に戻し国の季節労働者対策の強化を 求める意見の件	3月19日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月19日	原 案 可 決

平成 2 0 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 0 年 3 月 4 日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
 第 2 会期決定の件 3月4日～19日 16日間
 第 3 行政報告 町長 尾 岸 孝 雄 君
 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
 代表監査委員 高 口 勤 君
 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
 第 6 報告第 3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
 第 7 議案第11号 平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）
 第 8 議案第12号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 第 9 議案第13号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
 第10 議案第14号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 第11 議案第15号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 第12 議案第16号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 第13 議案第17号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
 第14 議題第18号 平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
 第15 議案第19号 平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
 第16 議案第34号 町有地の処分について
 第17 議案第35号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件

○出席議員（14名）

1 番	向 山 富 夫 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	金 子 益 三 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	10 番	和 田 昭 彦 君
11 番	渡 部 洋 己 君	12 番	佐 川 典 子 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	佐 藤 憲 治 君	総 務 課 長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長	尾 崎 茂 雄 君	建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	大 場 富 蔵 君		
町立病院事務長			

○議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成20年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月29日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、2月13日と26日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第35号までの35件、諮問第1号の1件、報告第3号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第2号の2件であります。

なお、人事案件の諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後日配付いたしますので御了承賜りたいと存じます。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

議会運営委員長から、委員会所管事務調査の報告がありました。

町長及び教育長から、平成20年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成19年度建設工事総括表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月13日までに受理いたしました陳情・要望の件数は5件であり、その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付

のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡部 洋 己 君

12番 佐川 典 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの16日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、上富良野町、美瑛町の両町と、北海道上川支庁を中心に、2月21日から22日の2日間の日程で、旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、上川南部消防事務組合など、多数の関係機関が参加して実施いたしました。当町においては、12の防

災関係機関の参加により、１日目は情報の収集と伝達訓練を主体に、２日目は、避難、救助、救出、避難路確保、道路閉鎖などの各種実動訓練を展開いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に８カ所の避難所を開設して、泥流を伴う十勝岳噴火が起きたという想定で、１５３世帯２０９人の実績となりましたが、年々参加人員が減少傾向となっておりますので、その対応策を具体的に講じなければならぬと認識をいたしているところであります。

なお、昨年度から避難所の運営に対しましては、各住民会単位の自主防災組織の参加をいただいておりますが、本年度は１６名の参加を得て、定着化の方向にあり、今後の自主防災活動の展開につながることを願っているところであります。

また、平成１３年度から常時監視５火山を対象に実施されている北海道火山噴火総合防災訓練が、本年度は上川支庁の所管により、一般公開による応急復旧訓練として、上富良野西小学校を会場にして実施され、西小学校児童、地域住民、防災関係者など多くの見学者を集めて、盛会のうちに開催されました。

次に、農業センター用地等の処分についてであります。昨春、ふらの農業協同組合より当該地の払い下げについて申し出があり、これまで協議を続けてきたところであります。過日、協議が調い、１月２３日に仮契約を結び、３月３日には農業委員会より農地法第３条に基づく農地の権利移動の許可を受けたことから、本定例議会に財産処分の議案を上程させていただいております。

次に、広域行政であります。昨年１２月以降、精力的に委員会、幹事会、また、部会やワーキンググループにおける検討と議論を重ねて、さらに北海道との事前協議も重ねて、設立しようとする広域連合の組織や議会、委員会、負担などの、その骨組みとなる富良野広域連合規約案をまとめた後、パブリックコメントを経て、本定例議会に富良野広域連合の設置議案を上程する運びとなりました。

今後につきましては、スケジュールに沿いまして、５市町村議会において設置議案の審議をいただき、原案可決となった場合は、５市町村議会の議決書、会議録の写しなど必要な書類を添えて、北海道知事へ設立の許可申請し、約１カ月を経て許可を受け、富良野広域連合を設立することとなります。設立後は、広域連合長の選出や広域連合議会議員を構成市町村議会で選出してから、広域連合議会を召集することとなります。

また、平成２１年４月の業務開始に向けて、一部事務組合の解散や、その財産処分に関する手続など

を進め、本年中に関係議案の提案を進めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。昨年１２月２０日、防衛省において、年末のあいさつと上富良野駐屯地の現状規模堅持の要請を行ってまいりました。

翌１２月２１日は、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の要望運動が行われ、防衛省、財務省に対し、防衛大綱、中期防衛力整備計画の見直しによる部隊の統廃合など、地域における重要課題である北海道の防衛体制の確保に関する要望を行うとともに、北海道代議士会、関係国会議員に対して、同様の要望を行ってまいりました。

また、本年１月９日には、旭川第２師団へ、翌１０日には、札幌方面において北海道補給処、北部方面後方支援隊、北部方面総監部、北海道防衛局に年始のあいさつと、上富良野駐屯地の現状規模堅持の要請を行ってまいりました。

防衛施設周辺整備事業関係では、全国防衛施設周辺整備協会の理事として、２月１８日に役員会に出席するとともに、防衛省の幹部の方々に表敬のあいさつと、当町の演習場周辺整備事業に関する要望を行ってまいりました。

次に、食育についてであります。今ではだれもが耳にするようになり、関心が高まっております。特に子供たちに対しては、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となることから、食育を推進することは重要と考えております。このたび、本町における食育推進計画を策定し、食育の推進に関する基本的な考え方を示しましたので、この計画に基づき、平成２０年度から２４年度までの５カ年間、町民一人一人が食を通して、心身の健康と豊かな人間性をはぐくんでいこう、関係機関、団体と連携し、食育を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者等の冬の生活支援事業についてであります。１２月末から１月にかけて、防災無線や町広報で、町民に広く制度を周知するとともに、民生児童員の方々に対象となる方への働きかけなどについて協力いただき、これまで手を尽くしてまいりました。その結果、予想以上に基準額を超える収入のある方が多い実態でありましたことから、当初の見込みを大幅に下回り、支給件数は現時点で１６４世帯であります。今後も確認作業を進め、対象者の完全把握に努力してまいりたいと考えております。

次に、１２月定例町議会報告以降の町税等の収納対策状況についてであります。本年度１２月から２月末までにおいて、預金調査２７３件、給料支払い調査１件、生命保険調査２５件の財産調査を実施し、給料、銀行預金など４７件の差し押さえを執行

し、１９４万２，０００円を換価収納するとともに、税務班職員全員による滞納プロジェクトによる臨戸訪問徴収を実施し、町税１０２万３，０００円を徴収いたしました。

また、昨年４月から導入いたしましたコンビニ収納の利用状況につきましては、２月末現在の利用件数４，２６６件、収納額８，４６０万７，０００円と、当初の予想を上回る利用状況となっており、納税者の利便性が向上されたものと考えております。

次に、例年実施しております平成１９年度所得税確定申告の受付については、２月１８日から３月１７日の期間で受付事務を実施しており、大幅な税制改正などにより町民が混乱を来さないよう、所得税の申告と同様に相談・受付の対応を図っているところであります。

次に、除排雪の状況についてであります。北海道においては、地域によって平年を上回る降雪量となっておりますが、幸いにも富良野周辺地域においては、現時点で平年並みの降雪にあり、道路網の確保も順調な状況にあります。このような中で、地域単位による自発的な排雪作業に対し、町が重機による積み込み作業の協力を本年は２月５日実施しており、限られた地域であります。４年目を迎え、地域との連携作業が定着してきているところであります。今後も、同様のケースについては、住民との協働に努めてまいります。

次に、観光関係では、２月３日、第４４回かみふらの雪まつりを日の出公園を会場に開催しております。会場には、上富良野駐屯地第２戦車連隊制作による滑り台つき大雪像１基と小雪像８基、商工会青年部による滑り台、建設業協会による雪を積み上げた迷路があり、約２，０００人の人々に冬の一日を野外で楽しく過ごしていただきました。

イベントでは、スノーモービル体験搭乗、スノーラフティング体験、ちびっ子宝探し、タイヤチューブスピードバトル等が行われ、最後の大抽選会では、来場者全員に参加をいただき、楽しんでいただけたものと思っております。今年度も、新しい冬のふらの・びえい観光を考える実行委員会との共同開催で「ふらの・びえい人になるキャンペーン」のイベントも行われ、ふらの・びえい人ナンバーワンクイズ大会、リトルエンジェルのコンサート、そして、地場産食材による味覚コーナーが設けられた中での開催で、終日多くの人でにぎわい、事故もなく盛況のうちに終えることができました。

また、同日、見晴台公園におきましては、ことしで２回目となる幻想的な雪のランドアートを照らすウィンターサーカス２００８が行われ、雪まつりのプログラムと連携した結果、多くの方の来場をいた

だいたところであります。雪像制作期間中、御支援をいただきました陸上自衛隊、商工会青年部、建設業協会、女性連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、富良野・美瑛広域観光推進協議会の関係であります。今年度より同協議会が進めている中国・上海招聘事業の一つでもあります地域振興セミナーを、２月８日、本町の保健福祉総合センター「かみん」で開催し、町内外から１００名を超す観光関係者の参加をいただいたところであります。

セミナーでは、国土交通省北海道運輸局の担当者の講演に続き、当町と親交があり、現在、中国・上海在住の上海市進才高等学校附属国際部、中学校部、高校部の校長であります王思椒先生により、「中国人の訪日旅行を見据えて」と題して、映像を交えた講演が行われ、セミナー参加者には、今後増加が見込まれる中国人の訪日旅行者への接遇・おもてなしの参考になったものと考えるところであります。また、王先生には、これを機に上海在住上富良野観光大使をお願いし、快諾をいただきましたので、今後においては本町が、富良野・美瑛広域観光推進協議会における、中国・上海招聘事業の指導的な役割を担おうと考えているところであります。

次に、町立病院の運営関係についてであります。本年１月に開設した循環器科につきましては、予約診療により、１回１０名ほどの患者さんが診療を受けているところであります。今後も、地域センター病院である富良野協会病院との連携を強化し、町民の方々の利便性向上に努めてまいります。

次に、成人式についてであります。１月１３日、保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め多くの御来賓各位の御臨席をいただき挙行いたしました。新成人７９名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われ、成人としての門出を祝福したところであります。

次に、上富良野高等学校についてであります。昨年、北海道教育委員会が公表した高校教育に関する指針に対し、将来とも上富良野高等学校を存続していくために、要望運動や署名活動を展開してきたところであります。しかしながら、本年４月入学の志願状況は、昨年に引き続き少数で、大変厳しい状況となっております。町といたしましては、今後においても上富良野高校が地域に根差した特色ある高校として存続できるよう、町民の理解と協力をいただきながら努力してまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。１２月定例町議会の報告以降に入札執行した建設工事は、２月１５日現在で件数２件、事業費総額８２９万５，０００円となっており、本年度累計で

は34件、事業費総額で5億1,175万9,500円となっております。

本年度の詳細については、お手元に平成19年度建設工事総括表を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

○代表監査委員（高口勤君） 監査報告を行います。今回は、定期監査、財政援助団体、それに例月現金出納検査、この三つについて御報告申し上げます。

報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町建設水道課、産業振興課、農業委員会事務局所管の財務事務を監査の対象として、平成19年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の期間は、平成20年1月29日、30日の2日間で行いました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長に講評をいたしました。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

2ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成20年1月30日に上富良野町産業振興課農業委員会事務局所管の補助金事務について、かみふらの十勝岳観光協会及び上富良野町アグリパートナー協議会を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、補助金の実地検査を行いました。検査の結果、財政援助団体の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、3ページから11ページまでは、例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成19年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては12ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 財政援助団体の監査の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

一応、私は一般質問等で指摘をして、財政援助団体をやるということで実施されたということで、本当に御苦労だと存じます。それで、かみふらの十勝岳観光協会、それから上富良野町アグリパートナー協議会の関係ですけれども、提出資料ということでございますけれども、一つは自治法の改正で、監査委員は財務的な監査と行政監査ということで、これだけあれしただけというのがどういう効果があつてどうなのかということも含めてやるということになっているのです。したがって、ここの提出資料の諸帳簿というのは、どういう資料なのかということと、それからもう一つは、そういう財政効果も含めて、その実施状況がどうだったのかということも含めて監査をされたいと思いますけれども、その

点ちょっと確認をいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 代表監査委員高口勤君。

○代表監査委員（高口勤君） そこに書いてあるとおり、金銭出納簿、それから関係諸帳簿というのは補助金等の申請書、それから年間実施計画書、そういうものが主な中心になっております。

それから、実施した後のその効果あるいは成果というそういうものにつきましては、特にまだ最終的なまとまった書類というか、そういうものはまだありませんので、中間の報告を各担当者からお聞きしたと、そういうような状況でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって報告第1号を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

○議会運営委員長（向山富夫君） ただいま上程いただきました報告第2号委員会所管事務調査報告の件につきまして、議案の朗読をもって報告とさせていただきます。なお、報告につきましては、既に報告書を御高覧賜っておりますことから、要約して御報告申し上げます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。議会運営委員長向山富夫。

記。調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

議会運営委員会は、平成20年1月15日から17日まで、後志広域連合と白老町議会を視察し調査を行った。

2、調査の結果、調査項目1、広域連合について、二つ目、議会改革の取り組みについてであります。

まず、後志広域連合につきまして、調査の概要。

後志町村会においては、今後の後志自治体のあり方について、町村長8名で検討会を設置し、その検討結果を町村長会議に提案するなどして協議を進め、将来的には管内町村が一つになることを視野に、合併を希望する地域は合併を進めながら、互いの連携と役割分担のもとに効果的に広域行政を進めていくとの認識で一致し、平成19年4月24日に後志管内16町村によって設立されました。事務局

を倶知安町にある後志合同庁舎内に置き、正職員9名、臨時職員1名体制で、税の滞納整理事務、国民健康保険事務、介護保険事務、広域化の調査研究事務等を処理することとしたが、国民健康保険及び介護保険事務は19年度に準備を進め、20年度から事務処理を開始する予定でありました。広域連合議員の定数は16人となっており、関係町村の議会議員のうちからそれぞれ1名を選び、任期は関係町村の議会の議員としての任期となっておりました。広域連合長は、関係町村の長のうちから、関係町村の長が投票により選挙し、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、選任することとなっており、常勤となっております。会計責任者は、広域連合の職員のうちから命ずることとなっておりますが、現在は蘭越町の会計責任者が兼掌しております。広域連合の経費の関係町村の負担割合は、町村会の負担割合と同じとし、共通経費は均等割35%、基準財政需要額割65%となっております。

次に、白老町議会につきまして、町の概要は、後志支庁管内のほぼ中央に位置し、平成19年3月末人口は2万647人であります。

調査の概要につきまして、議会改革の取り組みについて。

白老町では、平成8年2月第3次行政改革大綱を策定するため、民間委員10名による白老町行政改革推進委員会を設置し、平成9年4月に69項目の改革案の答申を受けた。この答申において、議会に対して、これまで以上に機能強化を求めた内容で、議長はこうした町民意識の動向を勘案した中で、議会改革について議会運営委員会へ諮問いたしました。これを受け、議会運営委員会は平成9年7月に議会改革等に関する検討小委員会を設置し、平成10年8月ころをめどに、議会改革の取り組みを検討することとしました。小委員会を16回開催し、町民との意見交換も2回実施し、議会運営委員会に議会改革項目6項目18件を答申しました。これを受けて、議会運営委員会を11回開催し、平成10年12月定例会に、議会運営委員会が議会改革に関する委員会報告を行い、議会改革に関する実施計画を示しました。

議会改革に関します6項目について、項目のみ申し上げますが、まず、（1）議員定数について、（2）議員の視察研修について、（3）議員の政策能力向上について、これの主な要点といたしましては、①政策形成過程での議会の関与、②各種制度の十分な活用、③一般質問の活性化、④といたしまして、会派の充実強化、⑤議会図書室とOA機器の整備、⑥議会事務局の体制強化などでございます。

4項目といたしましては、(4)町民に親しまれる議会づくりについて、主な要点といたしまして、①各委員会の地域別開催、②議員の出前トークでございます。

5項目は、(5)議会の情報公開であります。

6項目でございますが、倫理条例の制定でございます。

また、自治基本条例の制定につきましても、平成17年5月から条例策定が開始され、7月に白老町自治基本条例策定に関する特別委員会を全議員で設置し、議会部分に関する条例素案の検討を、5名の小委員会を8回開催するとともに、特別委員会を5回開催し、平成18年3月に条例案をまとめ、4月に自治基本条例策定委員会が民間委員3名、議会委員2名、行政委員5名で設置され、各部門の条例素案の全体的な検討を行い、町長へ答申し、平成18年12月に制定され、平成19年1月1日から施行されております。

まとめといたしまして、まず(1)広域連合について。

かねてより後志地域においては、今後、地方分権が進展してくることにより、それぞれの自治体において、さらに財政力・行政力の向上を図らなければなくなることから、合併に対し研究や協議を重ねてきたが、多くの困難な課題があり実現には至らず、しかしながら、厳しさを増す地方行財政状況にあって、現体制のまま将来の自治体維持は困難との認識から、広域連合発足へと至りました。この過程は、現在発足に向け準備が進められている富良野広域連合と重なる点が多々あり、特に、富良野地方も後志地方も、多くの町村において、我が町との強い思いがあり、合併へ向かうことはなかったが、まちづくりに対する前向きな意識のあらわれと理解ができる。今後、この住民力はまちづくりに大きな力になると思われます。

また、広域連合によつての行財政効果の点については、直ちに大きな効果があらわれるということは難しいが、後志広域連合では、滞納処分を中心とした滞納整理を、北海道から知識・技術に習熟した職員の派遣を受け実施している。

財産の差し押さえなどは、小さな自治体では、町民が顔見知りなど抵抗があるため、これまで行われていない状況にありましたが、分納誓約等の推進を図り成果を上げておりました。

また、国民健康保険事業、介護保険事業については、平成21年からの事務開始に向け、計画策定、例規整備、構成町村との詳細事務調整、システム構築が進められておりますが、事務量が削減された分、各自治体が職員の時間を有効に活用する意識改

革につながらなければ、真の効果は得られないと感じました。職員体制や処理する事務の範囲、さらに、その手法など、今後に残された課題は多いことが想定されますことから、富良野広域連合の発足に当たっても、住民はもとより議会も積極的ににかかわり、課題の解決、十分な効果を生み出すことへの努力が求められると思われまふ。特に、広域化を図って住民サービスを向上させる分野と、町の将来を見据えて町自体で進めていく基本的な分野との兼ね合いも、今後住民の意見なども十分聞きながら組み立てるべきと思われ、広域行政の一方の柱とし、上富良野町が目指す自主自立が図れるよう、町、議会ともに一層の努力を重ねるべきである。

(2)議会改革の取り組みについて。

議会改革については常に議論がされており、その内容も非常に広範多岐にわたっている。基本的に議会は住民の意思を的確に行政に反映させるとともに、情報を常に住民に知らせる役割が重要である。

白老町においては、平成8年より本格的に議会改革に取り組み、全員参加を基本としながら、その主体的な検討は、議会運営委員会を中心に進め、効率で、しかも多くの成果を上げており、大いに学ばべきと思われました。白老町の各常任委員会は、町が政策立案する計画・構想などについて、政策形成過程の段階から所管事務調査として取り上げるとともに、町に協議を要請しております。

また、2班体制による議会報告会も行っており、数々の改革の取り組みがなされてきているが、常に基本に据えられている点は、まず、議員の資質の向上を図ること、住民の意見や要望をいかに早く吸収し行政に反映させるか、また、議会の情報や町の状況を広く伝えるなどの課題に対して、とてもきめ細やかに対応し、しかも、議会みずから町民と対話を図る取り組みなどは、特に大事なことと感じられました。

また、自治基本条例の制定についても、行政、町民、議会が一体となり、同時進行で策定作業を進めることが条例制定の意義を高めるとともに、議会全体の資質向上にもつながり、今後検討するべきと思われまふ。

少子高齢化時代を向かえ、しかも、厳しい財政状況が続く中であつて、住民サービスはますます多様化すると思われ、議会が果たさなければならない役割は非常に大きくなつてくる。本議会も改めて原点に戻り、真に町民に貢献できる議会へ改革を進めていかなければならない。

以上、報告申し上げます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質

疑があれば賜ります。

○議長（西村昭教君） 5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきませんが、広域連合の取り組みの中で、どこの自治体も経費の軽減等、あるいは、この国保税で言えば収納率の向上等の取り組みが強化されるという状況にあります、一般的にこれ始まったばかりですから、ちょっと言えない状況もあるのかもしれませんが、この経費の軽減策という点では、どのような印象を受けられたのか、この点。

さらに、持ち回りの会計管理者については、持ち回りというふうに理解してよいのか、この点。

それと、議員の資質等の向上においては、今後、上富良野町では議会の活性化という点で、議運においてはどのように取り組みをされようとしているのかという点と、この議会の視察のあり方で常から私主張しておりますが、やはりやめて、必要な都度、議会の派遣をするというような抜本的な改革という点も、当然議題として町の方向性としてもきっちりと対応しなければならない時期ではないかなと思いますが、この議会改革の点についても、どのように今後取り組まれようとしているのかお伺いしておきたいと思います。既に、各町民の間にも、もっと議会は町のほうに出てきてほしいという声も聞かれますので、そういう立場からの、やはり接触という点でもっと身近な議会をつくるという点で、非常に今回の視察というのは重要なものだというふうに思いますので、そういうものも含めて、大まかな内容でよろしいのですが、お知らせ願えればというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 向山富夫君。

○議会運営委員長（向山富夫君） 何点かお尋ねいただきました。私の承知している範囲でお答えさせていただきますが、まず、広域連合におきます行政効果と申しましょうか、経費の節減等の形がどういうふうにあられていたかという点でございますが、後志の広域連合につきましては、発足間もないことと、さまざまな、ここで記載させていただいておりますけれども、税の滞納、処理整理事務のほか、国保、介護保険等も事業の中に項目としては取り上げられておりますが、現実にはまだスタートしていません。ただ、税の滞納収納については、報告の中でも申し上げましたけれども、道から、後志支庁から専門の担当者を派遣していただいております、法律に基づいた滞納処理を行うというような周知をすることによって住民の意識が変わりまして、収納率の向上、そういう面で間接的に収納率が向上したというふうに報告がありました。トータル的な経費の節減効果については、まだ現在のところ、

これが効果だというような形で数字の上ではあらわれていないというふうな実態も報告されておりました。

それから、連合の会計責任者の、管理者の選出方法でしたでしょうか。連合町の自治体から会計管理者を出すというような、そういう決まりがされているようでございました。

それから、次に、議会関係でございますが、非常に多くのことを学ぶことができまして、特に、我が上富良野町議会としても、今後取り組もうとしている部分が、既に現実に取り組んでおられまして、大いに勉強したわけでございますが、特に、政策形成の初期段階から議会が閉会中の継続調査とすることでかわりを持っているということは、大いに学ぶべき点であったような印象を持っております。

それから、ちょっと委員の質問からそれるかもしれませんが、白老町の取り組みとしまして、現在、試みの試行の段階だそうですが、会期を年1回としておりまして、365日常に会議が開かれていると、議会が開かれているという、そういう環境整備も取り組まれておりまして、こういうあり方も大いに今後検討に値することではないかなというふうに感じております。

これらにあわせて、当町の議会としても、現在、議運の中では、先ほど申し上げました政策形成過程の早い段階からのかかわり、あるいは、既に皆さん方をお願い申し上げておりますが、一般質問についても一問一答を2定から取り入れたいというようなことで考えております。さらに、町民に対して、議会がみずから足を運びまして、町民との意見交換、さまざまな形の交流と申しましょうか、議会の報告、あるいは、町民の意見を聞かせていただくような機会を積極的に設けようというようなことが具体的に現在私ども議運の中で具現化に向けて議論が進んでいることも御報告申し上げておきたいと思っております。

議員の資質の向上につきましても、これもやはり、白老町の取り組みといたしましては、特に、白老町においては会派もございまして、その中でさまざまな議員の資質を向上させるべく、勉強会というようなものを積極的に取り入れておりまして、これはちょっと当町とはまた形が違うのかなということでは印象を受けました。

それから、最後に、研修のあり方についても御質問あったかと思いますが、個人的な見解も加えますが、やはりある程度、これは計画性を持って研修というものが行われることによって効果も出てくるというふうに感じておりまして、それぞれ議員間相互から機運が出たときという対応よりは、やはり恒

常にきちっと計画性を持った研修、研修の意義というのは私は非常に大きいと思っておりますので、議運といたしましては、今後も定まった計画性がある研修の取り組みで継続していくべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました報告第3号専決処分の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年1月23日午前9時50分ころ、旭町1丁目2番通をショベルで排雪作業中にバックした際、ガードバンパーが死角となっていた北電柱に接触し、一部を損傷させてしまったものであります。この損傷物件は、道路法に基づき占用許可を受けており、相手側に一切の過失がなく、北電柱に共架されているNTT電話線の復旧とあわせて、賠償額43万7,454円の金額で、平成20年2月14日専決処分にしたので、報告するものでございます。

排雪作業及び車両の運行に当たりましては、さらに緊張感と安全第一の作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

以下、議案を朗読もちまして報告とさせていただきます。

報告第3号専決処分の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面を見ていただきたいと思います。

専決処分書。

町が運行する重車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成20年2月14日、上富良野町長、尾岸孝雄。

記。1、和解の相手方、富良野市栄町20番1号、北海道電力株式会社富良野営業所、札幌市中央区北1条西6丁目1番地、東日本電信電話株式会社北海道支店。

2、和解の内容。

（1）上富良野町は、相手方に対し、次のとおり損害賠償金を支払う。北海道電力株式会社富良野営業所に対し30万1,459円、東日本電信電話株式会社北海道支店に対し13万5,995円。

（2）相手方は、上富良野町に対して、本件に関して、今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、了承をいただいたものとし、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第7 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第11号平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の提案要旨につきまして、最初に説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費の設定であります。畜産担い手育成総合整備事業において、牧草地造成予定地の現地確認の折、湧水等の発生により工事変更が生じたため、また、中の沢排水路整備事業について、地元との用地交渉が調うまでに不測の日数を要したため、この2事業につきましては、現年度中の完成が難しいことから、新たに繰越明許費を設定するものでございます。

2点目は、債務負担行為補正であります。まず、追加補正につきましては、公民館施設清掃業務委託、給食センター施設維持管理等業務委託、上富良野小学校用務員施設運営業務委託、十勝岳線等バス運転業務委託につきましては、本年度中に受託者を選考し、業務の円滑な推進を図るため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

廃止補正は、中の沢排水路整備事業について、繰越明許費の設定で申しあげました内容から、平成19年度の工事発注が困難となり、平成20年度工事実施することで、債務負担行為廃止の手続をとるも

のでございます。

変更補正は、農業経営基盤強化資金の利子の一部助成について、12月補正以降、新たに2戸の追加があったこと、また、北24号排水路支線整備事業、南部地区土砂流出対策事業につきましては、事業費が増による変更となり、既に債務負担行為を設定しております。この3事業につきまして、限度額の変更手続をとるものでございます。

3点目は、地方債の補正であります。東中橋、興農橋架替工事事業及び町営住宅整備事業につきまして、事業費確定に伴い限度額の調整を行うものであります。さらに、減債基金を財源の一部として保証金免除の繰り上げ償還への対応や、農業センター等用地の売却を含め、各事業の確定等に伴う不用額の減額など、歳入歳出それぞれにおいて所要の額を補正するものでございます。

以上、申し上げました内容を主なものといたしまして、補正予算の調整をし、上程した次第でございます。

以下、議案の議決項目部分につきまして、説明をしてまいります。

議案第11号平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

平成19年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,544万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億254万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算補正。

この1表では、歳入歳出について、款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1、歳入。

1款町税57万5,000円。

12款分担金及び負担金3,218万3,000

円。

13款使用料及び手数料166万円。

14款国庫支出金1億3,137万6,000円の減。

15款道支出金3,018万4,000円の減。

16款財産収入2,689万5,000円。

17款寄附金19万3,000円。

18款繰入金4,773万3,000円。

20款諸収入821万9,000円の減。

2ページに移ります。

21款町債490万円の減。

歳入合計が6,544万円の減となります。

3ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費221万8,000円の減。

2款総務費422万7,000円の減。

3款民生費973万4,000円の減。

4款衛生費5,234万7,000円の減。

6款農林業費3,843万3,000円。

7款商工費5万4,000円。

8款土木費1億3,169万1,000円の減。

9款消防費96万5,000円の減。

10款教育費274万5,000円の減。

4ページに移ります。

11款公債費302万7,000円の減。

14款予備費166万7,000円の減。

歳出合計6,544万円の減となります。

5ページに移ります。

次に、5ページの第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、畜産担い手育成総合整備事業、中の沢排水路整備事業、2事業につきまして追加設定するものでございます。

第3表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

追加補正4事業、廃止補正1事業、変更補正3事業、それぞれ債務負担行為の補正手続をとるものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきまして申し上げます。

東中橋、興農橋架替事業、町営住宅整備事業につきまして、事業費確定により限度額の減額変更をするものでございます。

失礼いたしました。歳出の4款訂正いたします。

衛生費5,234万7,000円でございます。訂正いたします。

以上で議決対象項目の説明といたします。

なお、6ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いた

だしていることで、説明については省略させていただきます。

これをもちまして、議案第11号平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、まず22ページの一般管理費の中で、電算化事務の推進という形で、後期高齢者の医療制度の実施に当たってのシステムの改修業務という形で予算化されました。最終的にこれは交付税で一定部分見てくれるというような話もありましたが、最初、どのように交付税という形で参入されてきているのか、この点わかればお聞かせ願いたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、近年、子育て支援という形の中で、発達支援や障害児支援という形で行われております。上富良野町では、この保育所における障害児の対応、あるいは、延長保育の充実という形で取り組まれてきておりますが、現在、障害児保育という対象の方は何人おられるのか。また、それに伴った、必要な最終年度を迎えまして、やはり保育士さんの質の向上ということが、よく求められてきておりますが、この点で上富良野町はどういう研修をされてきたのか、この点。

それと、延長保育の最終的な19年度にわたっては見込みでいいのですが、大体どのぐらいになるのかお伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、近年、住民健診等が非常に後期高齢者の医療制度等に伴った重要な項目になってきております。現時点においては、この住民健診の住民健診率という、受診率というのがどのようになっているのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

次に、42ページの農業委員会の農地基本台帳システムの保守点検という形になって、農地の集積の管理だとか、含まれているかというふうに思いますが、この19年度においては、農地の流動化における面積と、あるいは、その集積がどのように行われてきているのか、お伺いしておきたいと思います。また、農地の未耕作地も近年ふえるという状況にありますので、この点も含めて現状はどのようになっているのかというところについて、お伺いしたいと

いうふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 5番米沢委員の1点目の電算管理、後期高齢者に伴う電算化の関係でございますけれども、ちょっと若干、定まった内容は私のほうも数字的には承知してございませんけれども、昨年度、交付税等の一定の定まった部分については、入ってきているように承知してございます。

また、国保等につきましても、補助金等の関係も対応してございますので、そんな状況であるということだけ答弁させていただきます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の子育て支援の関係につきましての御質問でございます。

上富良野町におきまして、発達支援センターにおきまして、そういった子育て支援、子供たちにとって発達の過程の中で、支援が必要だというお子様が年々増加傾向にあります。そういった中で、保育所の体制といたしましても、今年度におきましても、各保育所1名ないし2名の障害児保育を実施するという体制をとって実施してきているところでございます。

延長保育の実績でございますが、手元に具体的な数字はございませんが、これにつきましても、近年、需要が高まってきております。そういった中で、その延長保育のまた充実した体制をとるということも、これからもあわせて実施をしていきます。

また、質の向上のための研修でありますけれども、管内の保育協議会であるとか、全道的な養成といたしますか、研修の機会があるわけですが、必要に応じて、そのときに適切な人員を派遣するように対応してきているところでございます。

それから、住民健診の実施におきましては、12月定例会の行政報告でも申し上げたところであります。実施対象者3,302名に対して、健診率は74.1%という実績で、上富良野町におきましては、全道的にも高い水準の健診率という実績があります。今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の質問にお答え申し上げます。

まず、19年度の農地面積、集積等でございますけれども、数字的には正確な数字を押さえておりませんが、19年度につきましては、農地については、ほとんど離農された部分については、買い

手または買収、賃貸等において処理は行っております。

それと、遊休農地の件でございますけれども、以前に、遊休農地90町弱上富良野町に点在しているということで御報告をさせていただきましたけれども、その後、現地等の視察を行いまして、今現在、その中で20町ぐらい、酪農者にその遊休農地の活用を願って、今現在、約70町ぐらいの遊休農地として押さえております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 31ページ、老人福祉費のところで、在宅福祉推進費137万2,000円、予算の執行より少し少なくなっているのですけれども、この中に緊急通報システム、これも含まれていると思うのですが、これは取りつけも減っている、また、これ有料にしましたので、その手数料も払っていないというような金額もここに含まれていると思うのですけれども、この緊急通報システムは、独居老人、高齢者の方にとっては、何かあった場合、大変役に立つ通報システムですので、どういった状況、いかがなのでしょう、有料にしたというのも多少は影響があるのでしょうか。その1点お尋ねしたいと思います。

それから、67ページ、教育費の中の青少年育成費、これが全然このところ、青少年育成費、このところが9万2,000円とマイナスになっておりますけれども、参加がなかったということで、青少年育成についてどのような取り組みをされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上議員の在宅福祉関係の御質問についてのお答えを申し上げます。

今回の補正につきましては、手数料、それから委託料の中に緊急通報システムの関係分が含まれてございます。手数料におきましては、今回、今年度におきます取り外し等の手数料を計上したわけでありまして、その状況が、支出が半分ほど減ったという状況にあります。それと、委託料におきましては、年間、町の保有する260台ですが、これの点検を行うわけですが、この点検の費用を入札したことによりまして、減額となったものを今回減額するわけでございます。

御質問の緊急システムの状況でありますけれども、今年度から一部を御負担いただくということでございまして、その中において年度初めにしっかり

利用者に説明をいたしまして理解を求めたわけですが、その中において、何らかの理由により、要らなくなった、使わないという方が16名ほどございます。その理由としては、入院されている方、あるいは、同居の方がいるという方、それから元気であるという方も含めまして16名でございます。以外につきましては、現状どおり使用されているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（前田満君） それでは、村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

青少年活動費の減額についてでございますけれども、青少年活動費、育成費というのは子ども会の活動補助ですとか、それから子供たちの研修活動等への支援を行っております。

今回の補正につきましては、まず、子ども会の育成協議会、町で形成してございますけれども、その活動内容の精査という中で補助金の減額に至っております。それから、もう1点、毎年子供たち育成、青少年養成活動という形で、毎年、北海道ジュニアセミナーという研修会に参加しているのですけれども、本年度につきましては2名を予定していたのですけれども、参加者がいなかったということで、今回減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 在宅福祉費のところでございますけれども、ただいま課長から御答弁いただきましたけれども、これは使用料を払わない場合には、取り外すというようなことが前にあったと思うのですが、そこら辺はどうなのですか。余り厳しくですね、その使用料はやはり何らかの理由があって払われないでいらっしゃると思うのですけれども、そういったことに対してはどういうふうに課長、やはりきめ細やかな、老人福祉、本当に福祉行政には町としてはいろいろ尽くされているところでございますけれども、そういったことに対する、今何人か支払っていらっしゃらない方がいらっしゃるということでございましたけれども、違うのですか。手数料、よろしいのですか。違うのですか。そういったことで、どのようにこれお考えになっているのでしょうか。取りつけもちょっと少ないのですよね。課長はどのようにお考えなのでしょう、そういったところをちょっと。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどもお答えしましたけれども、緊急通報シス

テムの一部の負担をお願いするというので、19年度初めに、つけている方に一人一人訪問いたしました、所得階層に応じた負担をいただくことになりましたということで理解を求めたところでございます。その中で、取り外すという方も16名いたわけですが、その後におきまして、現在までにはその負担をいただいている方それぞれ理解をしております、絶対払わないとか、そういった方はいらっしゃいません。理解をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

他に質問ございませんか。

7番金子益三君。

○7番（金子益三君） 25ページの防災にかかわるところで教えていただきたいのですが、全国瞬時警報システムの接続が150万円、これは先ほど過日の説明におきまして、現在、上富良野町の防災無線がデジタルとアナログが混在しているということ、19年の10月から始まりましたテレビで瞬間にやるということとのかかわりだと思うのですが、今後において防災無線のデジタル化の普及、どのような計画性を持たれているのかも含めて御説明をお願いします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 7番金子議員の今の全国瞬時システムでございますけれども、先般お話しもちょっと若干させていただきましたけれども、機械自体が、うち自体がデジタル、それからアナログの共有の部分であるということで、系統的につながるのが若干、ほんのわずかなのですが、遅いというのがきちんと判明いたしました。そういう状況と、全国で今、その瞬間システムの関係で、つないだところがふぐあいが生じたということも若干お話を聞いているものですから、実は、6月で補正をお願いして対応を進めてやってきたのですが、そういう状況であれば、あえて今回補正させていただきますけれども、対応するのはちょっとやめましょうということで、今回減額させていただきました。今後、その状況につきましても、また、気象庁等になると思いますが、消防庁との連携もきちっと対応していかなければなりませんし、ほかの町村との調整もやはり含めて進めていかなければならないという今の段階であります。とにかく、テレビ等のほうが情報が早いということでございますので、とにかく、そういう状況であるなら、あえて整備することはない、また、今後の推移を見ながら進めていきたい、具体的などうだというお話は今のところはまだ出てございません。

防災無線のデジタル化、これらについても、これからの対応になると思うのですが、今のところ、更新時期という話の対応になるかというふうに思います。あえて、そこですぐ転換するということにはなっていないと思いますので、更新時期ということをお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにほざいせんか。

1番向山富夫君。

○1番（向山富夫君） 47ページの農地・水・環境保全向上対策事業について1点お尋ねしたいのですが、昨年秋にかけて、多分、田と畑の現地調査を行って、面積が確定したのではないかというふうに理解しております。この確定した面積が今後、私の記憶では5年間固定されるというふうに聞いておりますが、その後において、それぞれ個人の事情によりまして、額縁がなくなったり、あるいは、その場所が変更になったり、面積が移動する要素が私はあるのではないかなと思うのですが、毎年毎年その検証と、昨年の暮れの固定した面積との差異が出てきたような場合は、どういうふうに対処されるのか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） 向山議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、面積等の関係でございますけれども、田につきましては、現在、現地確認をいたしまして1,326ヘクタール、畑にいたしまして522ヘクタールで、合計で1,848ヘクタールでございます。当初計画、全部田んぼということで、1,913ヘクタールということで予算計上しておりましたけれども、今は1,848ヘクタールということで事業を展開しております。

それと、今後の面積の関係でございますけれども、今現在1,848ヘクタールということで、これ動いておりますけれども、現場状況、また、4組合の皆さんと申請段階でまた変更がございましたら、その面積に対しての補助金でありますので、その都度、その面積については、補助申請の段階、またその途中で、途中ということは多分余りあり得ないと思いますけれども、そういうことが生じましたら、その都度協議をして、実績に応じた面積で申請をしていきたいと、申請をいたすということでございます。

○議長（西村昭教君） 1番向山富夫君。

○1番（向山富夫君） それでは、昨年の暮れの調査した面積がそのまま5年間固定されるということではなくて、都度都度、年度年度で調査をして、そして申請する面積を確定していくと、そういうような毎年実態で申請をするということによろしいで

しょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君） はい、そのとおりでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
4 番谷忠君。

○4 番（谷忠君） 4 款の衛生費のところ、39 ページでございますけれども、実は、この健康かみふらの21、私には聞きなれない名前なのでありますけれども、この30万円ほどで金額的には大きくないのでありますけれども、講師の謝礼の礼金、予算を組んで全額減額ということでありまして、町民の方々がこの健康かみふらの21というように周知をされているのか、あるいは、どなたが講演を受けられているのか、町民の方も受けられるのか、その点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 4 番谷議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

健康かみふらの21推進事業ということで、謝金を予算計上していたところでございます。本件につきましては、上富良野町の住民に健康増進のための推進するという意味で、この計画に基づき事業を進めていくということでありまして、今年度におきまして、予算をお認めいただいた経費につきましては、事業を実施しなかったということではなくて、国保ヘルスアップ事業というのがございまして、その中で支出をすることが可能となったことから、本件につきましてはその費用を使わなくて済んだということで、事業は予定どおり実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 4 番谷忠君。

○4 番（谷忠君） そうすると、国保の分と関連してくるというふうに考えていいのですか。国保の分であると、そういうものについては国からの補助金も入ってくると、これは単独と、町の単独だというふうに解釈してよろしいのですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） この衛生費は、一般会計独自で単独であります。国保の事業としてヘルスアップとして、国の補助も加味した中で事業を進められるということで、実施をしましたところでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

4 番谷忠君。

○4 番（谷忠君） これは後ほどになるのですけれど、

ども、実は予特の関係で出てまいりますけれども、その中にもちょっと余計な話ですけれども、予算計上もされているというようなことも含めると、これは従前からこういう事業をやられてきたと、先ほど1回目の質問の中で、町民の方は対象外と、講演を受けることはできないという中身なのか、その辺についても再度お尋ねしておきます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 健康かみふらの21という計画そのものの実施において、町民を広く対象としての事業ということでございます。ヘルスアップ事業につきましても同様に、健康を推進するという観点から町民の方を対象とした事業ということで進めてきております。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、谷忠議員の質問がございましたが、改めて答弁をいたさせます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 4 番谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの対象者の訂正をさせていただきたいと思えます。私の勘違いでございまして、この19年度お認めいただいた謝金でありますけれども、血管傷害疾病予防のための内部研修会におけます謝金ということで計上いたしましたわけでありまして、他の事業により支出が可能となったということでございまして、減額をするものでございます。

以上であります。

言葉が足りなくて申しわけございません。

全町民を対象とした研修会ということではなくて、保健福祉課並びに町民生活課の健診体制を進める上での内部の研修会におけます謝金ということで、予算を計上していたところでありますが、国保の事業により支出可能となりましたことから、今回この衛生費のほうの予算を減額するということでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければこれをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第12号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点は、平成19年度所得課税標準額となります所得額が、一般分として当初見込みより算定税額が839万1,000円増額となり、退職分としましても501万1,000円増額となり、合わせまして1,340万2,000円の増となったところであります。

2点目として、歳出の療養給付費の負担増及び変更申請に伴います国庫、道診療報酬支払基金から交付を受けるものであります。

3点目は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業について、交付金の変更見込みに伴い交付を受けるものであります。

4点目は、一般会計繰入金として保険事業費相当分を繰り入れするものであります。

歳出に関しまして、保険給付費の増に伴い、その対応をしようとするものであります。

また、歳出に見合う歳入の不足分として、予備費を充当し対応するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第12号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成19年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,602万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税1,340万2,000円。

2款国庫支出金2,408万7,000円。

3款療養給付費交付金3,570万1,000円。

4款道支出金20万3,000円。

5款共同事業交付金1,162万円。

7款繰入金275万1,000円。

9款諸収入12万8,000円。

歳入合計としまして8,789万2,000円となります。

歳出。

1款総務費151万8,000円。

2款保険給付費1億666万円。

7款基金積立金12万8,000円。

9款諸支出金275万1,000円。

10款予備費2,316万5,000円の減でございます。

歳出合計として8,789万2,000円となります。

以上、議決項目について説明申し上げます。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 13ページの療養給付費の点について、増額要因が一般と退職者の部分でふえております。これは前期高齢者等が要因だということの内容であります。主な病状といいますか、どういう病状、疾病が、こういった給付費を押し上げているのか、この点について伺いたいします。また、そこにその他という形になっておりますが、このその他の内訳はどういうふうになっているのか、この点についても伺いたいします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、国保の給付状況でありますけれども、平成19年度の医療給付の状況についてでありますけれども、一般の費用額につきましては、1人当たりの前年対比で約18%程度の伸びということでございます。退職者につきましても、同じような推移であります。それで、特に、65歳から74歳までの方につきまして高額な給付ということで私も認識しているところでございます。特に、月額100万円以上の方が年間120件ほどありまして、高い方につ

きましては、1カ月に医療費が617万円という方もいるところでございます。それにつきましては心臓病ということでございます。

また、75歳以上の老人につきましても、前年対比というところで承知しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（西村昭教君） しばらくお待ちください。

米沢義英君の質問に対して、少々お待ちください。後で答弁をいただくことにして、他に質問ございませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、暫時休憩したいと思います。

ちょっとお待ちください。

午前10時55分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質問に対し、答弁をいたさせます。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢議員の質問でありますけれども、大変失礼しました。

その他につきましては、0歳から64歳までの方の給付でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました、4歳から64歳までの方の給付でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） この要因としてはあれでしょうか、一般退職される方という形の中で、予防、いわゆる住民健診等がなかなか、受けておられる方もいると思いますが、比較的やはり予防に対する健診が十分されていなかったりだとか、早期健診がされてないものですから、早期発見がいくれるだとか、そういう要因の中で、こういった一定の傾向というのは、見てですね、現状としてそういう傾向があるのかどうなのか、この点確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢議員の御質問でありますけれども、この健診につきましては、初めての健診をされる方に、こういうような病気が多いということが現状でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって、

質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第13号平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成19年度におきまして、医療費の給付が見込みより増加傾向にありますことから、交付金等につきまして増額補正をしようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第13号平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成19年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,340万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

歳入。

1 款支払基金交付金、2,396万5,000円。

2 款国庫支出金1,797万4,000円。

3 款道支出金449万3,000円。

4 款繰入金449万3,000円。

歳入合計として5,092万5,000円となります。

2、歳出。

2 款医療諸費5,092万5,000円。

合計といたしまして5,092万5,000円となります。

以上、議決項目につきまして説明申し上げます。

た。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第14号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を申し上げます。

1点目は、居宅介護サービス事業を中心に、保険給付が当初見込みより減少となることから、歳出の減並びに規程に基づきます歳入を精査し減額とします。

2点目として、介護保険にかかわる国の政令が改正され、平成18年、19年度に引き続き、平成20年度においても激変緩和措置が講じられることとなったことに伴い、現行の介護保険システムを一部改修する必要があることから、所要の費用を計上いたします。

3点目には、保険給付状況の見通しをとらえた中で、一般会計からの繰り入れを減といたします。

4点目として、歳入歳出の差額調整を予備費により行うものであります。

以上が補正の主な内容でございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第14号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,533万8,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ6億8,045万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

2款分担金及び負担金12万2,000円の減。

3款国庫支出金261万8,000円の減。

4款道支出金142万9,000円の減。

5款支払基金交付金365万3,000円の減。

7款繰入金751万6,000円の減。

歳入の補正合計1,533万8,000円の減でございます。

次に、2ページの歳出であります。

2、歳出。

1款総務費102万9,000円。

2款保険給付費1,100万円減。

3款地域支援事業費90万4,000円の減。

8款予備費446万3,000円の減。

歳出補正の合計1,533万8,000円の減。

以上、議決項目につきましての説明といたします。

御審議いただきましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 5ページ、歳出のところの保険給付費ですけれども、これは国の改正とおっしゃいましたが、要介護認定が改正になりまして、そして、予防給付に変わったというところが大きなところかと思っておりますけれども、サービスの内容も変わったり、サービス費の限度額も大幅にカットされたものもあると思うのですが、それで1,100万円、一般会計の繰り入れもあるとかとおっしゃってましたけれども、今まで従来の要介護1、それから介護1、2、3、4、5、6ランクぐらいあったと思うのです。今回、要支援1、2と、そういうふうに変ったわけなのですから、その要介護1のうち軽い人が要支援2になったり、要支援1になったりしていると思うのですけれども、こういった方、家事の援助訪問、これなんかも大体今までの介護から、2割から4割減になっていると思うのですけれども、こういったところのこの改正の認定によって変わりました要支援1とか2の

方は、どれぐらいの人数になっているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2 番村上議員の介護保険認定の区分の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

要介護 1 が要支援 1、要支援 2 というふうな制度に変わっていったわけですが、発足前は要介護 1 が約 130 名おりました。その中で、要支援の 2 にいった方は 45 名程度、残りが要介護 1 ということでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 2 番村上和子君。

○2 番（村上和子君） 私が言いたいのは、国の制度が変わりましたので介護の認定が変わったのは、これは仕方がないのですが、従来の認定から今回要支援 1、2 に変わった方が、今、課長がお答えいただきましたのでわかりましたけれども、では、そういった変わった方がそのまま現状維持になっているのかどうか、この予防給付に変わったことによって、サービス費の限度額も大変大幅にカットされてますし、今度国のほうの制度が変わっているからということですが、この現在、要支援 1 と 2 に介護 1 だった軽い方が今度要支援 2 に回ったり、要支援 1 になったりしているのですけれども、こういった人は、ではそのままなのでしょうか。こういった方が今度また逆に認定が今度要介護 1 に上がったり、そういう変化、そういうところを私がお聞きしたい点なのです。今度新しく認定変わったので、なったのは仕方ない、その制度が変わったわけですから。では、新しくそのなった方がそのまま継続されて、要支援 1 と要支援 2 でいらっしゃるのかどうか、その方が要介護 1 に変わったり変動がないかどうか、そういったところをちょっとお尋ねしたいのです。よろしく願いいたします。どうなのでしょう、今現在の方。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2 番村上議員の御質問でございます。

制度が変わって、要支援 1 と 2 という形が出てきたわけですが、介護予防という形で重度の要介護者に陥らないようにという努力をしている中に

おいて、状況としては一部要支援に経過をたどると、そういった陥るといって経過もやはり見受けられます。介護予防という形での給付という面では、今年度においては、ほぼ倍増近くの給付をした中で、給付そのものはふえておりますけれども、そういった個々の状況の判定結果において、要支援 2 の方が要介護にいたり、介護予防の効果が上がって、さらに、その方の状況が要支援 2 のほうにという、いろいろなケースが見られている状況にあります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。詳しいことは、後でまた担当に行って、直接聞いてください。

ほかにございませんか。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 似たようなところになるかというふうに思いますが、11 ページの居宅サービス等の点について伺います。

19 年度では最終的に介護の認定者数というのはどのぐらいになるのかという点と、これ 700 万円落ちていきますので、当初の目標から比べて何人がこの要素として減額要素になったのか、この点伺いしておきたいと思います。特に、問題だと思うのは、要支援と要介護 2 の割合が恐らく上富良野町において、全国的レベルでもですが、ふえているかというふうに思いますが、要支援から介護度 2 までの人数というのは、総体の割合で何%占めているのか、たしか 18 年度決算では 57% 占めているという状況になっておりますが、19 年度ではどういふふうになっているのか、伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、今こういう給付されている方の家事援助部門、決算でも言いましたが、非常に求められている要望が変わってきているのだというふうに思いますが、その実態把握等というのは、この間、町ではされているのかどうか、この点で、もしもそういった実態があれば、家事援助の交代、あるいは時間の短縮によって、非常にヘルパーさん等のやはり介護のあり方も急激に変わってきておりますので、こういったところに行政としても何らかの手だてを打つ必要も出てきているのではないかなというふうに思いますので、この点も含めて、知り得る範囲でよろしいのですが、どのような実情把握をされているのか伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 5 番米沢議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

上富良野町の要介護の状況でございます。要支援 1 から要介護 5 までの実態といたしましては、総数で 410 名の認定を受けているところであります。その中で要支援 1 と 2 は、合わせまして 76 名とい

うことで、１８．５％という数字でなっているところであります。

それから、訪問介護の状況でありますけれども、その療養者の個々の声という中の要望であるとか、そういったことに関しましては、関係事業所、上富良野町の介護保険にかかわる事業所がありますけれども、その中で、訪問介護を含めた中で、利用者の要望であるとか、特に、さらに苦情等のものも含めまして、聞き取りをしている状況にあります。そういった中で、改善できるところは可能な範囲で全体の協議を経ながら、改善に努めていくという形をしているところでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１５号

○議長（西村昭教君） 日程第１１ 議案第１５号平成１９年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第１５号平成１９年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の概要につきましては、橋梁のかけかえ及び道路改良工事に伴います水道管の移設補償工事費の確定により、歳入歳出とも減額補正するものであります。

その中でも、当初見込んでおりました、東中橋のかけかえ工事に伴います水道管移設工事につきましては、北海道の計画変更から橋の完成が平成２０年度にずれ込んだことにより、平成２０年度予算に移設費を再計上させていただいているところでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第１５号平成１９年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成１９年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７８４万８、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８、０６４万５、０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

これにつきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

１、歳入。

１款使用料及び手数料４万３、０００円。

２款繰入金１５５万６、０００円の減。

４款諸収入４１３万５、０００円の減。

５款町債２２０万円の減。

歳入の合計７８４万８、０００円の減でございます。

２、歳出。

１款衛生費７７７万２、０００円の減。

２款公債費７万６、０００円の減。

歳出合計、同じく７８４万８、０００円の減でございます。

第２表、地方債補正。

（１）変更、起債の目的、簡易水道事業につきましてはの限度額は２２０万円減の４１０万円でございます。

以上説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１６号

○議長（西村昭教君） 日程第１２ 議案第１６号

平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第16号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入に関しましては、1点目は、受益者負担金及び分担金の収入額の増に伴います増額。

2点目は、処理水量が当初見込みより減になりますことから、下水道使用料の減額でございます。

歳出では、事業費確定及び精査により、減額補正しようとするものでございます。

また、平成19年から21年までの臨時特例措置として保証金免除の繰り上げ償還が認められたことに伴い、本制度に該当する町債を繰り上げ償還し、借入れ利子の負担軽減するもので、歳入では繰り上げ償還に対する、一般会計からの繰入金及び借りかえ分の町債を補正するものでございます。

歳出は、繰り上げ償還の元金を補正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,209万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,452万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。

第4条、一時借入金の借り入れの最高金額に7,000万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を1億7,000万円とする。

次のページをお聞きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

これにつきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金40万円。

2款使用料及び手数料358万2,000円の減。

3款繰入金2,287万6,000円。

6款町債9,240万円。

歳入の合計が1億1,209万4,000円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費58万9,000円の減。

2款公債費1億1,268万3,000円。

歳出の合計が1億1,209万4,000円でございます。

第2表、債務負担行為補正の平成19年度水洗化改造資金貸付に伴う利子補給金につきましては、申請者がなかったことにより廃止するものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、公共下水道事業の繰り上げ償還の借りかえ分として、限度額を9,240万円とするものでございます。

以上、議決項目を説明させていただきました。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入の１点目としましては、介護給付費と自己負担金をそれぞれ精査させていただいたところでございます。

２点目としまして、歳出、職員並びに臨時職員の人件費の精査でございます。

３点目としまして、新年度から給食業務の委託に伴いまして年度内に契約を行う必要があることから、給食業務委託としまして２，７００万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第１７号平成１９年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。

平成１９年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８，２７３万４，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

次のページをお開きください。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

１、歳入。

款の名称並びに補正額のみ申し上げます。

１款サービス収入、補正額１１８万円の減。

４款繰入金５万円の減。

歳入合計１２３万円の減となったところでございます。

２、歳出。

１款総務費補正額１５１万５，０００円の減。

６款予備費２８万５，０００円。

歳出合計１２３万円の減となったところでございます。

次のページをお開きください。

第２表、債務負担行為。

（１）追加。

給食業務委託、期間、平成１９年度から平成２０年度。

限度額２，７００万円。

以上でございます。

以上、議決項目についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君） ２ページの給食業務の委託が債務負担行為で計上されておりますが、これはどういう理由でこういう経過になったのか、改めて伺いたいと思いますが、その点。実質、その給食業務を委託することによって、経費等の削減というのは、どのように算出されているのか、この点。さらに、町立病院等でもわかりますように、給食業務が委託されて若干質の低下が見受けられるというような、患者さんの給食食べられた方の話等も伺います。やはり、こういった点を考慮した場合、その点、委託に当たっては、質の向上ということが、うたい文句になってきておりますが、この点が果たして実現されるのかどうなのかという点だというふうに思います。病院も同じなのですが、治療食という形の要素になっておりますので、確かにこれには管理栄養士さんも配置されて、大丈夫だということになるというふうには思うわけですが、しかし、こういったものを、こういった業務を今議会の中で、このようにいとも簡単に提出されるものはいかがなものかと私は思いますし、この点、どのように理解の上で提出されたのか、伺いたいと思います。

次に、５ページ目の居宅のサービス収入の点で、施設サービスの徴収、個人負担等も含めてなのですが、入所者が減ったというふうな要因の中で出てきたのかなというふうに思いますけれども、平成１９年度においての入所者の動向というのは、今現時点あるいは昨年度においては、どのようになっているのか、この点も合わせて伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいまの米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

委託の提案になった経緯についてでございますが、一昨年の１１月の委員会に委託の予定ということで提案させていただいております。そして、２月の委員会に方向性を決めていただいて、予算等含めて論議願ったところでございます。委託に、ラベンダーハイツの運営は自主運営で平成１６年より運営を行ってきているところでございます。一般会計からの繰り入れをもらわないで現在まで運営をしてきているところでございますけれども、介護報酬等減額されまして、１６年以降、職員の異動と職員も臨時職員対応という中で運営をしてきているところでございます。それらに伴って、平成１６年の行財政

改革の方針にのっとった、民間と競合する部分につきましては、極力委託という方向性を検討したわけでございます。

2点目の、委託によります経費の削減でございますが、今、委託することによりまして、160万円程度削減できるものと考えておるところでございます。

委託によります給食の質、ラベンダーハイツにおきましては、療養食も含めて、今1日170食程度提供してございます。委託することによって質の低下というのは基本的には考えておりませんので、多彩なメニュー等の提供によります民間のノウハウを利用した中で提供していただくということでございます。

4点目でございますけれども、施設介護サービスの750万円程度減となった理由でございますが、19年度におきましては、施設の1日平均需要が48.6人ということでございましたが、19年度にありましては17.3人と、入院者等の人数がふえまして、12月以降1月にかけて相当量の入院者があったということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 160万円という形の話であります。独立採算というか、一般会計からの繰り入れがない中での厳しい財政運用という形の中で、将来もこういう形が持続的にいけるという状況の中で業務委託をするのだという形だというふうに思います。それに伴って、当然、職員の異動というのもしやっていますのだというふうに思いますが、この職員の方の異動はどのようになるのか。

それともう一つは、雇用される、どこになるかわかりませんが、やはり安心して働ける場所かどうかという問題で、途中で見ていましたら、いろいろな事情があるのだと思いますが、やはり何人かが雇用から外れてしまうというような状況も見受けられる場合が多くあります。そういう意味で、安心して働ける場所の確保という点での保証が本当にあるのかという点も、私自身疑問に思います。160万円ということであれば、従前のような形の中で、業務をきちっと、給食を町が運営管理するという方向での安定した食材の提供ということが、一番私、必要なものではないかなというふうに思いますので、この点、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

そういった点では、当然、無尽蔵な一般会計からの繰り入れというのは、確かにないのかもしれませんが、行政側がこういった施設を維持管理をするということであれば、一定部分の一般会計の繰り入れ

もされておりますけれども、やはり守るという立場から、こういったところに対しての繰り入れも当然あつてしかるべきだというふうに思いますが、町長、この点、今後の特別養護老人ホームの施設運用とあわせて、どういう考えなのか、明確にさせていただきたいというふうに思います。重大な問題でありますので、これはやはり私自身としては、今回の補正予算の中での債務負担行為にはなじまないものだというふうに思いますので、この点、答弁お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからまずお答えさせていただきたいと思いますが、2点ほどありましたので、先に職員の異動の関係については、ここで明確にまだ、人事の関係でありますので明確にお答えすることはできませんが、少なくとも職員として今まで培ってきたいろいろな知識、経験を生かすことは、これは言うまでもないわけでありまして、そういう観点で適材を適所に配置するという、そういう基本的なスタンスで町長が今後人事なされるものというふうに考えているところであります。

それと、勤めている方々の安心保証の問題でありますけれども、これは、病院も昨年から外部へ委託することで、私どももいろいろな経験をさせていただきました。一部には、少し改めなければならぬ点もございますでしょうし、今、議員のほうからありましたように、入所されている方々が質の低下というのを感じ取っている方が現実にはいらっしゃると思います。そういう感じ方をどう私どもが求めている、向上させるということに転嫁をすることがいいのか、どういう方法があるのか、この辺、十分これからも引き続き検討の課題というふうに受けとめているわけでありまして。

いずれにしても、この特別養護老人ホームの一部業務、給食業務の委託につきましても、今働いている方々を、本人の意向が極めて大事でありますけれども、いずれにしても、今後受注いただける方のほうに余り大きな変化がなく、異動という意向を念頭に置いて進めるわけでありまして。

いずれにしても、今申し上げましたように、議員のほうからも発言ありますように、この事業については、町がやろうと法人経営であろうと、いずれにしても、収入の多くを介護報酬という、そういう財源のもとに運営がなされるわけでありまして、そういう制度変化をどうとらえて、また、安定的に経営がどうなされるのか、それから、入所者の方がいかに安心して、そこで暮らせるのかも含めまして考えなければならない点と、それから、私ども

は公営でございますので、今、議員のほうから発言するように、費用効果も求めながら、できるだけ効率的な経営ができるような体制も念頭に置きながら、この間やってきたわけでありましたが、この時代を迎えて、先の将来性を考えると、やはり多くが法人経営という、そういう実態をとらえたときに、町が公営で今後も行うことができるのかについては、相当検討の余地があると、できれば法人経営に移行ができるかどうかについても、具体的に検証しなければならないということも念頭に置きつつ、業務につきましても、当面、費用的な効率化、非常に金額は限られたものでありますが、その限られたものをしっかり安定経営につなぐという観点で、業務の一部につきましても委託をしていくということが町の基本的な方針でございますので、この点は御承知いただいているかと思いますが、この食の分野におきましても、安全安心をきっちり担保する、そういう姿のもとに委託を着実に推進してまいりたいという考え方でございますので、御理解を賜りたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩
午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 改めて、もう一度伺いたしますが、この給食業務の委託の2,700万円限度額になっておりますが、この点について内訳等はどのようになっているのか、詳細な内訳はどのようになっているのか、伺いたしたいと思います。

やはり、この種の問題等については、やはり新年度予算の中で十分な論議を尽くしながら今後の方向性をどうするのかというような、そういう形でやはり予算の中身を検討するという立場から、私はこの点についても一度見直すべきだというふうに考えますので、議長、この点、私、動議を出してできるのだったら、動議を出したいと思うのですが。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 1時00分 休憩
午後 1時42分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの米沢義英君の質問以外に、議案第17号に対して御質問のある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

先ほど、米沢議員の方から発言のありました件につきまして、皆様方にお諮りをしたいと思います。

ただいま議題となっておりますこの議案第17号については、十分な審議を要する必要があると考えますので、この際、付託案件として審査をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

この際、この議案第17号を厚生文教常任委員会に付託し審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、厚生文教常任委員会に付託し審査することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第18号平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第18号平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

借入分の企業債に対し、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、保証金免除の繰り上げ償還が認められたことに伴い、本制度に該当する企業債を繰り上げ償還し、借入利子の負担を軽減するもので、収入では借換債の計上と、支出では繰り上げ償還の元金の補正でございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第18号平成19年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、上富良野町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,247万3,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,855万円に、当年度分損益勘定留保資金7,247万3,000円を、当年度分損益勘定留保資金7,855万円に改め、資本的収入及び支

出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみを申し上げます。

収入。

第1款資本的収入420万円。

第1項企業債420万円。

支出。

第1款資本的支出1,027万7,000円。

第2項企業債償還金1,027万7,000円。

企業債。

第3条、予算第5条に定めた企業債の追加は、次のとおり補正する。

(1) 追加につきましては、高金利対策借換債分でございます。限度額は420万円でございます。

以上で説明いたします。

御審議をいただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議題第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第19号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程されました議案第19号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

最初に、収益的収入及び支出についてであります。1点目は、収入では、公衆衛生活動収益などの伸びによる医業収益の増が主なものでございます。

2点目は、支出につきまして、薬品費、診療材料費の増額と費用の精査による不要見込み額の減でございます。

3点目は、過年度未収金の不納欠損を行うため、特別損失として471万4,000円を計上しようとするものでございます。

既に消滅時効の3年を超えている平成3年度から

平成15年度、死亡者につきましては平成17年度までの延べ138件、実人員で97名についてのものでございます。

今後におきましては、未収金の収納対策に今まで以上の努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、町から繰り入れを受けまして、保証金免除による高金利な起債の繰り上げ償還を行おうとするものでございます。

もう1点は、寄附が1件ございましたので、寄附者の趣旨に沿い、患者備品等を購入しようとするものでございます。

また、材料費が増額となったことから、たな卸資産購入限度額が増額となるところでございます。

債務負担行為につきましては、新年度からの病院の清掃、警備、洗濯、医事等業務、給食の業務に支障のないように、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第19号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、平成19年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益666万9,000円。

第1項医業収益573万7,000円。

第2項医業外収益93万2,000円。

支出。

第1款病院事業費用666万9,000円。

第1項医業費用218万5,000円。

第2項医業外費用23万円の減。

第3項特別損失471万4,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入5,149万8,000円。

第1項出資金5,139万8,000円。

第4項寄附金10万円。

支出。

第1款資本的支出5,149万8,000円。

第1項企業債償還金5,139万8,000円。

第2項建設改良費10万円。

たな卸資産購入限度額。

第4条、予算第9条の定めた、たな卸資産の購入限度額1億1,649万9,000円を1億1,889万7,000円に改める。

次のページをお願いします。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

期間につきましては、いずれも平成19年度から平成20年度まででございますので、業務名と限度額についてのみ申し上げます。

町立病院清掃業務634万6,000円。

町立病院警備業務441万7,000円。

町立病院洗濯業務330万8,000円。

町立病院医事等業務1,844万7,000円。

町立病院給食業務2,557万8,000円。

以上が議決事項についての説明でございます。

御審議をいただきましてお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 町立病院の給食業務債務負担行為について、ちょっと質問したいと思います。これは、総食何食なのか、それと単価は幾らなのか。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（大場富蔵君） 13番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

1日40食、単価は680円で設定をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第34号 町有地の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第34号町有地処分、農業センター用地等の件について、提案要旨について御説明申し上げます。

上富良野町が丘町3丁目に所有いたします農業センター用地であります。昭和60年に家畜共進会場及び農作物試験場用地として取得し、平成5年には、町内農業者に安定的な種苗供給を目的に試験圃場の規模拡大を図ったところであります。

この用地については、無償賃貸契約を結び、上富良野町農業協同組合が運営を条件に、町の農業振興を図るため、農業者の要望にこたえてきました。

平成13年2月に、沿線6JAが合併となり、広域の中で再編整備され、富良野地区農業者の苗供給センターとして、経営支援に向けた運営へとさま変わりがされてきております。

このことから、昨年5月にふらの農業協同組合長より今後さらに施設の充実を図る地域農業支援の向上のためと、農業センター用地払い下げの申し出があったところであります。

町といたしましても、種々検討協議し、当初の趣旨目的であります農業基盤づくりとして、さらなる地域農業の発展と農業振興を図ることと理解をし、農業センター用地払い下げに応じることといたしました。その後、ふらの農業協同組合と幾度と協議を重ねた結果、土地及び構築物、附帯施設すべて売買の合意に達したところであります。

処分予定の町有財産につきましては、土地、定着物、建物の所在は上富良野町丘町3丁目、土地であります。地番2735の1番、14番につきましては、種目、雑種地、数量は4,734平米、地番2735の3番、15番、18番については、種目、畑で、数量は2万995平米でございます。それから、地番2735の4番につきましては、種目、宅地でございます。数量は1,038.64平米であります。合計をいたしまして2万6,767.64平米です。

定着物の建物につきましては、旧食料検査所、野菜等苗生産施設附属住宅、野菜等苗生産施設倉庫で、木造の278.635平米及び附帯施設として管理棟、機械庫は、構造、軽量鉄骨61.4平米、管理ハウスは2棟でございます。構造、鉄骨パイプで1,296平米、育苗ハウスは、構造、鉄骨造で621.3平米でございます。

売り払い価格につきましては、2,484万5,000円でございます。

以上のことから、議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第34号町有地の処分について。

町有地（その土地の定着物を含む。）の売り払いについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、町有地の所有地、種目及び数量、これにつきましては先ほど提案の要旨の折、説明申し上げた内容でございます。

2番目、売り払いの方法は随意契約、3番目、売り払い価格でございますけれども、先ほど申し上げました2,484万5,000円でございます。

4番、契約の相手方、住所、富良野市朝日町3番1号、氏名はふらの農業協同組合代表理事組合長奥野岩雄。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） これは、今価格が2,484万5,000円と、こういうことでございますが、先ほど、不動産売り払い収入のところ、これ、2,493万7,000円というのは、ここではなかったのですか。農業センター用地ではなかったのですかね。違うのですか。それで、ちょっと金額が9万2,000円ぐらい合わないのは、何か手数料か何かあるのですか。消費税でもないみたいな感じなのですけれども。ちょっと金額が、ちょっと教えてください。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 2番村上議員の今の御質問でございますけれども、補正の中で金額が入っているのは、この農業センター土地と、それから、もう1件ございまして、日の出公園の隣接地でございまして、そこのところが定住関係者の関係で、求められた土地の分が入っております。それで数字合計額が変わってきております。あくまでも、農業センター用地につきましては2,484万5,000円ということで契約をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第35号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付に充当し、予算の計上をいたしておりましたが、なお不足する3,200万円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てようとするものであります。なお、財政調整基金の当該支消後の予算残高は5,194万1,000円となるとところであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額3,200万円。

2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。

3、使用年度、平成20年度。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案とおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月5日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時05分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年3月4日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 佐 川 典 子

平成20年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成20年3月5日（水曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町 長 尾 岸 孝 雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君

第 3 議案第 1 号 平成20年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2 号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3 号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第 4 号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 7 議案第 5 号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 8 議案第 6 号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 9 議案第 7 号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第10 議案第 8 号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第11 議案第 9 号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算

第12 議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（13名）

1 番 向 山 富 夫 君

2 番 村 上 和 子 君

3 番 岩 田 浩 志 君

4 番 谷 忠 君

5 番 米 沢 義 英 君

6 番 今 村 辰 義 君

7 番 金 子 益 三 君

8 番 岩 崎 治 男 君

9 番 中 村 有 秀 君

10 番 和 田 昭 彦 君

11 番 渡 部 洋 己 君

12 番 佐 川 典 子 君

14 番 西 村 昭 教 君

○遅参議員（1名）

13 番 長谷川 徳 行 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 尾 岸 孝 雄 君

副 町 長 田 浦 孝 道 君

教 育 長 中 澤 良 隆 君

代表監査委員 高 口 勤 君

教育委員会委員長 増 田 修 一 君

農業委員会会長 松 藤 良 則 君

会 計 管 理 者 佐 藤 憲 治 君

総 務 課 長 北 川 雅 一 君

産 業 振 興 課 長 伊 藤 芳 昭 君

保健福祉課長 岡 崎 光 良 君

農業委員会事務局長

町民生活課長 尾 崎 茂 雄 君

建設水道課長 早 川 俊 博 君

教育振興課長 前 田 満 君

ラベンダーハイツ所長 菊 地 昭 男 君

町立病院事務長 大 場 富 蔵 君

○議会事務局出席職員

局 長 中 田 繁 利 君

主 査 大 谷 隆 樹 君

主 事 廣 瀬 美 佐 子 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) きのうに引き続き、出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これより、平成20年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、平成20年度上川南部消防事務組合一般会計予算書及び平成20年度富良野広域申内草地組合一般会計予算書並びに平成20年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

一般質問の通告期限は、本日正午までとなっております。時間までに通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 向 山 富 夫 君

2番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第 2 執行方針から

◎日程第12 議案第10号まで

○議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成

20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第11 議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算、日程第12 議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

○町長(尾岸孝雄君) 平成20年第1回定例議会の開会に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し上げます。

我が国の経済は、全体として「緩やかな回復」が続いているものの、地域間の回復にはばらつきが見られ、また、サブプライムローン問題を背景とする金融市場の変動や、米国経済の動向、原油価格の高騰などから経済成長の鈍化が懸念されるところであります。しかし、「経済財政改革の基本方針2007」に基づく「自立と共生」を基本に、改革への取り組みを加速・深化することを通じて、企業部門の好調さを家計部門に波及させていくことで、民間需要を中心とした持続的な経済成長が期待されているところであります。

このような中であって、国では成長力強化と財政健全化を車の両輪として、これまでの考え方を基本的に受け継ぎ、「基本方針2007」を堅持し、平成23年度のプライマリーバランス黒字化の達成に向けて、歳出・歳入一体改革をさらに進めることとしております。

しかし、本年度の政府予算案では、社会保障費の増や地方交付税の増など、一般会計総額は2年連続で増となっており、その財源を賄うための税収については、景気回復のペースが鈍る影響で0.2%増にとどまっております。

また、新規の国債発行額は、昨年同程度の25兆円台全般の水準となったことから、本年度のプライマリーバランスの赤字幅が5兆円を超える額に拡大し、5年ぶりに悪化しております。

地方財政政策では、地方再生を重要課題に掲げる政府の方針として「地方再生対策費」の創設など、地方交付税の増が盛り込まれ、地方財政計画の規模は7年ぶりに増加しましたが、この増は地方間の税

収のやりくりや、交付税特別会計借入金の償還繰延べを財源としたもので、地方財政の本質は地域間格差が広がり、依然として厳しい状況に変わりはありません。

さて、当町の現状について、財政状況は町税収入の伸びが見込まれない中、地方交付税などのこれまでの大きな削減により、厳しい状況が続いておりますが、行財政改革実施計画に掲げた収支均衡のとれた財政構造への転換という目標は何としても達成しなければなりません。このことが、これからのまちづくりにおける実行力と、町民との信頼性を担保するものであると受けとめております。

このことから、本年度の予算編成に当たっては、昨年度から導入した「予算枠配分方式」を強化徹底するとともに、政策調整枠予算の戦略的・重点的な活用に向けた予算編成を行ったところであります。

厳しい状況が続く中ではありますが、本年度は「総合計画」、「行財政改革実施計画」が最終年度という節目の年を迎えることから、これまでの町の取り組みを総点検するとともに、新たなまちづくりについて多くの皆さんと大いに議論しなければならないと考えております。

町民の皆様を初め地域の民間団体の皆さんと協働して、将来に希望の持てる、真に豊かさの実感ができるまちづくりを推進していくことが私に課せられた責務であることを改めて強く認識し、今後の行政運営に当たる所存でありますので、皆様の特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

先ほど申し上げましたように、収支均衡のとれた財政構造を確立していくことが何よりも重要なことであり、そのことが町民との信頼関係を強固なものにすることであると受けとめております。したがって、行政サービスを支える自主財源を確実に確保するため、最大限の努力をしております。

また、地方交付税などの依存財源については、本年度は一定程度の増が見込まれたものの、今後は国の地方財政政策において流動的な要素が強く、平成23年度のプライマリーバランス黒字化に向けては、総額抑制で推移することが予想されます。今後、中・長期的な予測をした中で財政運営をしていかなければならないと考えております。

一方、歳出面では、財源的に流動的な要素があることを十分に踏まえ、経常的な経費については一層の効率化を追求し、経費の縮減を図らなければなりません。

また、それぞれの事務事業について、「選択と集中」を基本にその評価を確実に行之、廃止を含めた

見直しを進めてまいります。地域において、公共サービスが維持・拡充されるよう、責任と役割を分担しながら協働による新たな仕組みを確立していくことで、行政サービスの明確化と重点化を果たしていくことが重要と考えております。

それでは、各分野における主な施策の概要について申し上げます。

最初に、一つ目の柱の「豊かな心の人のまち」についてであります。

まず、「生涯学習及び豊かな人材のまちづくり」についてであります。国際的にも国内的にも大きく変化する社会の中にあつて、町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。教育基本法を初め教育三法が改正され、教育行政にあつては大きな変革期を迎えており、教育委員会においては教育振興計画の策定を予定しているところでありますので、なお一層の連携を図りながら生涯学習の推進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校については、平成18年に北海道教育委員会が策定した「高校教育に関する指針」とあわせて、同校への入学数の減少により大変厳しい局面を迎えております。将来に向けて、学校を存続していくために、関係機関などに要望運動を進めてまいります。

また、友好都市提携市の三重県津市・カナダ国カムローズ市との友好交流を中心に、地域間交流を通じて人材育成に努めてまいります。

次に、「福祉のまちづくり」についてであります。我が国では少子化と高齢化が同時に、かつ急速に進行し、それに伴う保健・医療・福祉の制度改革が継続的に進められております。当町においても、高齢者が増加傾向の人口構造の中、町民の皆さんが健康で生き生きと、自分自身に応じた役割を果たし得るため、住民福祉の向上と健康推進を図られるように効果的な諸施策を推進してまいります。

地域福祉については、より小さな地域単位での福祉力の醸成が必要であり、こうした仕組みづくりのため、福祉関連の各個別計画と整合性を図りながら、地域福祉計画の策定に向け取り組んでまいります。

また、町社会福祉協議会を初め、関係機関や関係団体との連携や協力体制をより一層密接にして、町民皆さんとの協働を基盤とした地域福祉の充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の確立と在宅福祉を推進してまいります。

ラベンダーハイツは、老人福祉施設・在宅福祉施

設の拠点として、利用者の健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう、安全で安心できる質の高いサービスの確保と向上を図るよう努めるとともに、デイサービス事業においては、本年度から障害者の日中一時支援事業を実施して、地域福祉サービスの充実と施設の効率的な利用を図ってまいります。

介護保険事業については、第3期介護保険計画の最終年度を迎えることから、次期計画の策定とあわせて高齢者のニーズに対応する事業の安定化に努めてまいります。

また、医療制度の改正による「生活機能評価健康診査」を行い、特定高齢者を把握した効果的な介護予防事業を実施してまいります。

子育て支援については、町の重要課題の一つとして、引き続き子どもセンターを拠点とした支援活動の充実に努めてまいります。

特に、情報が途絶えがちな家庭が孤立することのないよう実態の把握に努め、同センターの利用を促すとともに、ファミリーサポートセンターの設置に向けた準備を進めてまいります。

また、「放課後子どもプラン事業」の定着を図るとともに、子供たちが地域の大人に見守られた中で安全に過ごすことができるよう、教育委員会との連携の中で一層の充実を図ってまいります。

さらに、保育事業については、多様な保育ニーズにこたえるとともに、子育て支援を推進するため、本年度から「一時保育事業」を実施してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく必須事項の相談支援事業など、広域での対応事業や町単独の事業について、引き続き適切に取り組むとともに、発達支援センターにおいては、個々に応じた療育支援の取り組みとあわせて、地域支援活動として発達段階での課題解決のため、幼稚園・保育所への訪問支援を行うなど、地域全体の療育体制の向上を図るよう強化してまいります。

次に、「健康のまちづくり」についてであります。予防が可能な生活習慣病については、本年度から開始される各医療保険者による特定健診・特定保健指導を国民健康保険部門と十分連携して予防活動に取り組んでまいります。

特に、当町の現状から腎疾患予防対策が必要であり、町民が腎臓を守る力をつける学習などの予防活動に力を入れてまいります。

また、母子保健については、本年度から妊婦健康診査の公費負担の拡充を図るとともに、指導体制を強化して学習相談活動を一層推進して、安心して子供を産み、育てることを目標にした活動の充実を

図ってまいります。

さらに、食は健康の源でありますので、昨年度策定した「食育推進計画」をもとに、食育の重要性について周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら計画に基づく諸活動を展開してまいります。

病院事業については、安定した運営のために経営改革と医療スタッフの確保が重要な課題であります。町立病院が果たすべき役割やそのための体制などに関し、医療・保健・福祉を含めた横断的な協議を継続し、病院改革プランの策定とあわせて、公立病院改革ガイドラインへの対応に取り組んでまいります。

また、介護病床については、病院併設型小規模老健施設への転換を図り、年内の開設を目指してまいります。

さらに、地域センター病院である富良野協会病院との連携については、これまでの泌尿器科・循環器科の開設に加え、本年度は眼科の開設に向け、病病連携を強化して町民皆様の利便性の向上を図ってまいります。

国民健康保険事業については、国民皆保険制度の根底を支えるものであり、事業の安定化に努めてまいります。

また、本年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導について、国保保険者の立場として医療予防、生活の質の向上に向けて適切な対応に努めてまいります。

また、高齢者医療保険制度については、本年度からこれまでの老人保健事業にかわり、北海道後期高齢者広域連合による新たな後期高齢者医療制度に移行されますので、適切に取り組んでまいります。

次に、二つ目の柱の「活力ある産業のまち」についてであります。

まず、「農業及び森のまちづくり」についてであります。近年の農業をめぐる情勢は、2年目を迎える「品目横断的経営安定対策」が「水田・畑作経営所得安定対策」に名称を変更し、経営安定対策、米政策改革及び農地・水・環境保全対策について見直すなど、変革の時期を迎えております。

また、「食」の安全・安心が揺らぐ中、消費者から良質で安全な食材が求められており、町の基幹産業である農業の振興を図っていくため、最終年度となる第5次農業振興計画に基づく奨励作物振興事業やクリーン農業などの諸施策を推進するとともに、次期農業振興計画については、現計画の検証を行い関係機関と連携・協力を図りながら策定をしてまいります。

農業者の高齢化や後継者不足に起因する耕作放棄地の発生については、農業委員会やふらの農業協同

組合などの関係機関との連携を図りながら、その防止に向けて有効な施策を総合的に判断し、農地流動化を推進していくとともに、今後の農業経営の必須条件として、農業者年金の加入及び家族経営協定の普及を促進してまいります。

また、農業基盤や設置等の整備については、本年度からの新規事業として実施する草分地区道営農地防災機能増進事業を初め、島津地区道営経営体育成基盤整備事業を継続するとともに、演習場周辺農業用地施設設置助成事業による農業機械導入を実施してまいります。

さらに、畜産担い手育成総合整備事業については、効率的で安定的な経営体及び担い手の育成や規模の拡大を図り、「安全・安心」の生産地の形成を促進してまいります。

森林整備については、森林環境保全整備事業により森林事業を実施するとともに、民有林にあっては21世紀北の森づくり推進事業などを活用し、造林及び除間伐事業を実施し、森林整備に努めてまいります。

次に、「商工業、観光及び起業のまちづくり」についてであります。商工業振興事業については、北海道及び当町における経済活動が依然として厳しい状況にある中、活力ある商工業の振興を図るため、商工会と連携を密にし、経営改善普及事業及び空き店舗活用振興事業など、地域経済活動を促進する事業に対し引き続き支援を行うとともに、工場等の新設・増設企業に対しては、引き続き企業振興措置条例に基づく支援を行ってまいります。

また、中小企業の安定化については、当町経済の持続的・安定的な発展が図られるよう、引き続き事業資金の円滑な融資に努めてまいります。

観光振興については、経済効果はもとより地域の活性化を促進するものであり、観光協会と連携し、引き続き「富良野・美瑛広域観光」の推進により、上海・台湾などアジア系外国人観光客及び首都圏からの誘致を図るとともに、「花と炎の四季彩まつり」などの行事に支援を行ってまいります。

また、富良野広域圏通年雇用促進協議会及び地産地消推進協議会との連携を図りながら、地域資源を活用した商品開発を目指し、地場製品の消費拡大とそれに伴う雇用を新しくつくり出すよう推進してまいります。

次に、三つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

まず、「美しい・潤いのまちづくり」についてであります。当町の貴重な財産であります豊かな自然環境の保全に努めるとともに、景観行政については、景観施策の有効性を高める観点から北海道の景

観計画と整合性を図りながら、当町の景観づくり基本計画をもとに、その実効性を高めるための作業を進めてまいります。

また、駅及び駅周辺商業地域の整備については、商工会主体で構成する「駅前再開発検討委員会」を通じて協議をしてきたところですが、昨年度、「まちづくり委員会」に名称変更され、ハード事業にこだわらないソフト事業も視野に入れた「まちづくり」の検討も進められておりますので、本年度につきましても引き続き支援をしてまいります。

公園・緑地については、日の出公園展望台トイレの下水道への接続と、西町公園の既設トイレの水洗化事業を実施して環境整備を図るとともに、町民の憩いの場、交流の場として安全で安心して利用いただけるよう、適正な公園管理を行ってまいります。

町営住宅の整備については、富町団地の建替計画3棟35戸のうち、本年度1棟10戸を着工するとともに、次年度計画の実施設計に取り組んでまいります。

また、泉町団地の屋根、宮町団地の外壁など、必要な改修を計画的に実施し、住環境の整備に努めてまいります。

次に、「快適なまちづくり」についてであります。上水道・簡易水道・飲料水供給施設については、老朽管の更新を計画的に進めるとともに、水質管理の充実を進め、町民の皆さんに信頼される清浄で良質な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業については、本年度、国土交通省の補助を受け、浄化センターの大規模な施設・設備の更新計画に着手するとともに、計画的な設備の更新と適切な維持管理に努めてまいります。あわせて、合併浄化槽設置事業についても、事業の継続に努めて、快適で豊かな健康生活の実現を推進してまいります。

一般廃棄物については、平成14年ごみの有料化以降、町民皆さんには分別・減量化に御協力をいただいております。当時策定いたしましたごみ分別の手引きについては、この間、分別方法の一部改正などもあったことから、本年度新しく更新し配付してまいります。

また、クリーンセンターの運営については、本年4月から南富良野町から一般ごみの受け入れ処理を行い歳入の確保を図るとともに、施設整備についても、適時適切に維持・補修を行い、安定的な施設運営に努めてまいります。

住居表示については、昭和57年度に実施し、さらに平成17年度に新規更新整備をしたところですが、本年度新たに住宅開発されました南町3丁目地域を行うなど、年次的に整備するよう努めて

まいります。

次に、「安心のまちづくり」についてであります
が、消防関係については、事故・災害の多様化に
対応できるよう、資機材搬送車の更新と人工蘇生シ
ステムを導入するとともに、救急救命士などの計画的
な養成を進め、機能強化を図ってまいります。

防災対策については、地域防災計画に基づき、地
域住民がみずからの地域をみずからで守るための自
主防災組織の再編成を支援するとともに、継続的な
防災啓発や総合防災訓練、地区別防災訓練などを通
じて、地域防災力の強化を図ってまいります。

特に本年度は、昭和63年の十勝岳噴火から20
年目に当たることから、当町及び美瑛町を初めとす
る防災関係機関による実行委員会を組織して、
「（仮称）北海道火山防災サミット2008 in 十
勝岳」を開催し、改めて火山防災の啓発強化に努め
てまいります。

また、「安心・安全なまち」の実現に向け、本年
度は耐震改修促進計画を策定してまいります。

除排雪対策については、町民皆さんの協力を得な
がら、特に交通の妨げとなる交差点など見通しの悪
い箇所の除排雪に重点を置き、冬季間の道路網を確
保し、地域において快適に生活できるような安全対
策に努めてまいります。

地域安全については、全国的に広がりを見せてい
る児童誘拐・殺傷事件、不審者出没の増加などの犯
罪防止のため、各関係機関・団体との連携を図りな
がら、地域力を発揮することで犯罪のない安全なま
ちづくりに努めるとともに、交通安全については、
昨年7月8日に死亡事故ゼロ1,000日を達成し
たところであり、今後もゼロ2,000日を目指し
啓発に努めてまいります。

消費生活の安全については、相談内容も高度化・
複雑化していることから、引き続き富良野市消費生
活センター内に共同設置した相談窓口により、地域
住民の生活安全に努めてまいります。

「広がりのあるまちづくり」についてであります
が、道路網の整備及び河川などの施設整備について
は、地域の生活や産業を支える基盤づくりを基本に
とらえ、国土交通省・防衛省などの補助制度を活用
し、有効で効率的に事業を推進してまいります。

また、市街地の簡易舗装の改良工事についても計
画的に整備するとともに、地域住民の生活道路の適
正な維持管理に努めてまいります。

町営バス・スクールバスの運行については、乗車
実態に応じて本年度2台を小型車両に更新するとと
もに、地域住民の生活実態に応じたバス運行の抜本
的な見直しに取り組んでまいります。

次に、四つ目の柱の「共に創るまち」についてで

あります。

町が抱えるさまざまな課題や問題について、進む
べき方向を町民の皆様とともに考え決定していくた
めにも、より多くの町民の皆さんに政策決定の過程
や行政評価の過程などに参画いただき、町民との
「協働によるまちづくり」を進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民皆さんと
共有していくことが極めて大切であり、パブリック
コメントやまちづくりトーク、出前講座などを引き
続き推進し、信頼関係の強化に努めてまいります。
あわせて、町民皆さんの主体的な発想が直接まちづ
くりにつながるよう、自治活動推進補助制度を積極
的に活用いただきながら、住民自治の推進に努めて
まいります。

「共に創るまち」の根幹をなし、町の憲法とも言
われる「（仮称）自治基本条例」の制定について
は、「自治基本条例づくり検討会議」の答申を踏ま
えて、組織内を初め多くの町民を交えた中で情報共
有を図りながら、本年度中の条例制定を目指してま
いります。

自衛隊関係については、国の防衛計画大綱によっ
て、上富良野駐屯地の主要部隊である戦車及び火砲
が削減対象であるため、これが現実化すると上富良
野駐屯地の隊員が大幅に減少し、町の人口減少や財
政基盤が崩れる事態となり、町の大きな課題となっ
ております。

国では、駐屯地の部隊編成などを決定する次期防
衛力整備計画の策定が本年度予定されており、当町
にとって駐屯地の現状を堅持するためには特に重要
な年であります。このため、富良野地方自衛隊協力
会など自衛隊関係団体との連携をより強め、地域を
挙げて防衛省の関係組織や国会議員に対する要請活
動などを精力的に取り組んでまいります。

また、上富良野演習場の安定的・継続的な使用の
ため、障害の防止に努めるとともに防衛施設周辺
の生活環境の整備による事業などを円滑に実施し、周
辺地域との調和を図ってまいります。

町の総合計画については、いよいよ最終年度を迎
えることから、現総合計画期間における施策・事務
事業の評価を踏まえ、まちづくりトークやパブリッ
クコメントなど、町民の皆様への説明や意見反映の
機会確保に努め、町民の皆さんとともに我が町にお
ける今後10年間の進むべき方向を共有しながら、
第5次総合計画を策定してまいります。

また、行財政改革についても、現実実施計画が最終
年度となりますので、計画に掲げた目標の達成に向
けて着実な実践を果たすとともに、新たに策定する
第5次総合計画との整合性を図りながら、新行財政
改革の取り組み方向を定めてまいります。

特に本年度は、将来的にも行政利用が見込まれない町有地については、移住・定住促進策を含めた民間利用に向けて売却処分を進めてまいります。

また、指定管理者制度を含めた民間活力の導入や自家用車の公用利用制度など、行財政運営の効率化とあわせて、「事務事業の事後・事前評価」については、「選択と集中」を基本として各事務事業の見直しを図り、真に必要な事務事業に行政資源を集中していく仕組みとして制度化に努めてまいります。

町税は、当町財政の根幹であり、自主財源である税収確保は極めて重要であります。

町としては、新たな滞納者を出さないよう納期内納税の推進に向け、納期回数の見直しや減免基準の明確化、さらにはコンビニ収納の拡大など、収納率向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、税外収入を含めた総合調整を図り、組織総かりで収納対策の取り組みを進めてまいります。特に不誠実な滞納者に対しては、公平な徴税負担の観点からも、行政サービスの制限措置条例の有効活用と適正運用に努めてまいります。

さらに、ふるさと納税の制度化を控え、当町の寄附促進に向けた諸対策と周知に努めてまいります。

最後に、広域行政の推進については、5市町村で構成する「富良野広域連合準備委員会」により検討を進めており、「し尿・生ごみ処理」、「公共牧場」、「消防」、「学校給食」の4事務を平成20年度中に「富良野広域連合」を設立して、平成21年4月から広域連合で処理を開始できるよう取り組んでまいります。

あわせて、平成20年度末には、これらの事務を行っている五つの一部事務組合を解散するとともに、上富良野町と南富良野町の直営で実施している学校給食を広域連合へ移行するよう取り組んでまいります。

当町といたしましても、町民皆様の御理解をいただき、住民サービスの向上と行財政の効率化を図るために、広域連合の設置と一部事務組合の解散に向けて、議員各位の御協力をいただきながらその実現と着実な推進に努めてまいります。

以上、平成20年度の町政執行に当たり所信を述べさせていただきます。

次に、平成20年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、さきに述べましたように、地方再生を重要課題に掲げる国の方針として、地方財政計画の規模が7年ぶりに拡大したことから、主要財源である地方交付税について一定程度の増を見込み、予算編成を行ったところであります。

しかし、国の歳出・歳入一体改革の方向から、地

方交付税を初め歳出の抑制は、今後とも既定の路線と受けとめており、これらの歳入増は、将来にわたる財政の安定化のために財源を充てたところであります。

あわせて地方債の補償金免除による繰上償還制度には、借換えとあわせて可能な範囲で減債基金を活用し、繰上償還を実施することで今後における公債費の負担軽減策を講じてまいります。

また、本年度は、行財政改革実施計画の最終年度を迎えることから、この計画に掲げた収支均衡のとれた財政構造の確立という目標達成に向けて、計画の着実な実践を取り進めながら、歳入では町税及び税外収入の収納対策をより一層強化し、歳入確保に努めるとともに、歳出では事務事業評価の試行実施を含めた事務事業の見直しや、人件費・投資的事業の抑制を図ることで、頑張る地方応援プログラム関連事業や真に必要な子育て支援策の充実などの財源を確保したところであります。

特に、基金運用のあり方については、必要な行政サービスの確保と将来の世代への責任という考え方を基本に、目的に応じた基金の活用を明確化することで、安易に財源不足を基金に頼ることのない財政構造を明確なものとして、一般会計では総額71億5,200万円、前年度対比で14.4%増の額として9億200万円増の予算案を定めたところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算におきましても、制度改革に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、それぞれの予算案としたところであります。

特に一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、各会計予算に対し措置を行ったところであります。

これらの措置を行うことによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計13億9,355万3,000円、老人保健特別会計1億1,332万1,000円、後期高齢者医療特別会計9,502万8,000円、公共下水道事業特別会計6億4,285万2,000円、簡易水道事業特別会計1億185万9,000円、介護保険特別会計6億6,926万円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億7,880万円、病院事業会計8億5,574万2,000円、水道事業会計4億6,827万1,000円となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は、46億1,868万6,000円で、一般会計予算と合わせた町全体予算では、117億7,068万6,0

00円、前年度対比で3.5%の増、額にして3億9,292万2,000円増の財政規模になっております。

以上、町民の皆さん並びに議員皆さんの御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成20年度の町政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、中澤良隆君。

○教育長（中澤良隆君） 平成20年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

我が国においては、急速かつ広範に社会が変化する中、さまざまな制度の見直しが行われてきています。教育の分野におきましても、約60年ぶりに「教育基本法」が改正され、これからの教育のあるべき姿や目指すべき理念が明らかになり、教育再生の新たな第一歩が踏み出されました。

こうした中で、次代を担う子供たちが夢と希望を持ち、心身ともにたくましく、心豊かに「生きる力」を育んでいくことが極めて重要であります。

さらに、生涯学習の視点に立って、人々が生涯にわたり生き生きと学び続ける環境づくりを進めていくことが求められています。

したがって、教育委員会といたしましては、教育改革の動向を見据えるとともに、改正教育基本法の理念のもと、子供たちの「生きる力」の育成を目指し、学校、家庭、地域社会が役割を分担し、それぞれの教育機能を発揮することによって確かな学力、豊かな心、生きる力を持つ子供たちの育成に取り組んでいく所存であります。

また、改正教育基本法により、市町村においても「教育振興基本計画」の策定に努めなければならないことから、第5次総合計画の策定にあわせ、新時代の教育行政の指針となる「教育振興基本計画」の策定にも取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」の育成、「豊かな心」の充実、「健康な身体」を培うことを重点目標に掲げ、「生きる力」を育む学校教育を推進してまいります。

この目標を達成するため、「確かな学力」の定着を目指し、「基礎学力の向上と学習習慣の確立」を、また「豊かな心」の醸成を図るため「まごころのあいさつ運動」を、そして「健康な身体」の育成に「早ね・早おき・朝ごはん運動」を重点実践項目と定め、各学校と一体となって目標実現に向けて取り組んでまいります。

今、学力の低下問題が指摘される中、昨年に引き続き、小学校6学年と中学校3学年の全児童・生徒を対象とした全国学力・学習状況調査が4月22日に実施される予定であります。この調査は、教育施策の課題を検証し、その改善を図ることが目的でありますので、この趣旨を踏まえ、全校で実施に取り組んでまいります。

また、学校教育の豊富な経験と専門知識を有する「学校教育アドバイザー」を本年度から新しく教育委員会に配置する予定であります。いじめや不登校問題、教育振興基本計画の策定、学力向上対策などに専門的な意見やアドバイスをいただき、学校教育が抱える課題解決の対応に努めてまいります。

児童生徒の指導等についてですが、「上富良野の健全育成をすすめる会」を中心に、学校、家庭、地域社会の連携を深める中で児童生徒の健全育成に努めてまいります。

また、深刻な問題となっている「いじめ問題」については、教職員が一丸となった指導体制を確立し、児童生徒の視点に立って未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。さらに、「心の教育相談員」を引き続き上富良野中学校に配置するとともに、学校教育アドバイザーとの連携のもと、不登校やいじめ問題等への対応に努めてまいります。

へき地・複式教育につきましては、小規模校としての特性を生かし、体験学習を主体とした学習に取り組めます。

また、特認校である江幌小学校は、地域の自然や文化などの教育環境の活用を図るとともに、さまざまな体験学習を取り入れ特色ある教育活動を推進してまいります。

特別支援教育については、障がいのある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた取り組みを進め、自立や社会参加に向けた必要な支援を行ってまいります。

また、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」の活動の充実により、関係者の連携や研修機会を設け指導力の向上を目指します。継続して上富良野小学校と上富良野西小学校には、特別支援教育指導助手を配置し、指導体制の充実を進めてまいります。

そのほか、学校教育の今日的課題となっている道徳教育、環境教育、キャリア教育、健康教育、食に関する教育等についても、その発達段階に応じて適切な指導に力を注いでまいります。

学校の危機管理については、子供たちが犠牲となるような悲惨な事件、事故の発生を防ぐため、学校のみならず住民会、町内会等の協力のもと、地域総ぐるみで子供たちの安全の確保に努めてまいります。

また、北海道教育委員会が委嘱している「スクールガード・リーダー」との連携や地域安全協会等との協力体制により、子供たちの事件・事故の発生の予防に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、現在の財政状況を踏まえ、緊急性の高いものから計画的に整備を進めてまいります。

本年度は、上富良野小学校の教育用コンピューターの整備と上富良野中学校渡り廊下屋上防水工事及び東中中学校講堂の防音機能復旧事業の実施設計を予定しております。

また、上富良野小学校の校舎整備については、建物耐力度調査を実施し、できるだけ早い時期に改築の方向性をもって第5次総合計画に具体的な整備年次、整備内容等を位置づけるよう取り進めてまいります。

学校給食につきましては、中国産の冷凍餃子問題等が発生し、学校給食の食材についても大きな関心が寄せられているところであります。引き続き、職員一丸となって、安全で安心な、そしておいしい給食の提供に努めてまいります。

そのためには、地場の吟味された食材を積極的に取り入れるとともに、「お弁当持参の日」の継続、さらに栄養士が学校を訪問し、児童生徒と接することにより食育活動の充実に努めてまいります。

また、学校給食費については、近隣市町村より安価な給食費で運営を行ってきていますが、原油の高騰による影響から、牛乳・小麦を初め食材等の値上げにより、現行の給食費で学校給食を提供することは大変厳しい状況にあります。このため、本年度4月より給食費の引き上げを行う予定であります。

設備面では、老朽化している消毒保管機・食器洗浄機・食器自動整理装置を更新する予定といたしております。

今、富良野圏域の5市町村で広域連合についての準備が進められています。その中で、学校給食共同調理場の設置運営等についても予定がされていることから、住民サービスの向上と行財政の効率化を目標に、広域連合による運営の実現に向けて準備を進めてまいります。

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であります。この幼児教育を担う私立幼稚園に対し、幼児教育振興と預かり保育事業を対象に継続して支援を行ってまいります。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助制度が大きく改正となったことから、その内容に沿って適切な対応を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、姉妹友好都市であ

るカナダ国アルバータ州カムローズ市から、平成18年8月より英語指導助手としてダナ・ビゲロウさんを迎え、学校教育や社会教育の場面で国際理解教育の推進と、本町とカムローズ市の交流の進展に努めてきています。

現任者の任期は7月末までとなっていることから、後任の英語指導助手につきましてもカムローズ市から招聘をする予定としております。

また、国際社会において主体的に行動できる資質能力を育成するため、英語指導助手の幼稚園・保育所への訪問、学校での英語授業、さらに町民の方々を対象とした英会話教室などを開催することにより、英語力の向上と国際理解教育の推進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興についてですが、今、上富良野高等学校が置かれている状況は大変厳しい状況にあります。平成18年2月に公表された「新たな高校教育に関する指針」では、1学年3学級以下の高校、原則再編整備の対象となったところであります。さらに、平成20年度に向けての出願状況は、少子化等の影響と他市町村にある高校への志願者の増加の影響を受け、定数を大きく下回る状況にあります。

教育委員会といたしましても、この厳しい状況に対処するため、上富良野高等学校が地域に根差し、特色ある高校づくりの活動が進められるよう「上富良野高等学校教育振興会」と連携し、積極的に協力・支援を行ってまいります。

特に、社会の第一線で即戦力となる人材を育成するため、英語技能・危険物取扱者・簿記・情報処理等の検定及び資格、試験の受験料を補助することにより、就職に強い高等学校となるよう支援してまいります。

上富良野西小学校と津市安東小学校の姉妹校交流事業につきましては、平成9年7月に提携調印以来11年目を迎えますが、本年度は西小学校から安東小学校への訪問を実施し、両校の交流をさらに深めてまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館・スポーツ施設等の社会教育施設を活用しながら、町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供することにより、潤いのある地域づくりを目指す社会教育行政を進めてまいります。

本年度は、第6次社会教育中期計画の最終年度となることから、社会教育事業等の総評価・総まとめを行い、第7次の社会教育中期計画を学校教育計画と連携を持たせた中で、本町の教育の基本となる教育振興基本計画の策定に努めてまいります。

家庭教育についてですが、家庭は子供たちが生活

に必要な基本的習慣を身につけ、調和のとれた心身を育む場であり、教育の原点であります。

幼稚園で実施されている家庭教育学級の活動を支援するとともに、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、家庭教育力の向上に努めてまいります。

青少年教育についてであります。子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会等の自主活動を尊重し、引き続き側面からの支援・協力を行ってまいります。

また、小学生の高学年を対象に、家庭を離れて集団生活を行う「わくわく合宿」を開催いたします。食事づくりや清掃などさまざまな日常生活体験を通じ、子供たちの生きる力と豊かな心の育成に努めてまいります。

次に、放課後プラン事業につきましては、上富良野小学校と西小学校で「放課後スクール事業」と、放課後に仕事等で家庭に保護者がいない児童を預かる「放課後クラブ事業」を開催し、子供たちの放課後の安全で安心な居場所づくりを進めます。

また、江幌小学校と東中小学校には、週1回指導員による遊びを中心とした「みんなで遊ぼう教室」を開催いたします。これらの三つの事業を「放課後プラン事業」と称して事業の拡大を進めることにより、さらに発展充実を目指してまいります。

この事業については、指導に当たる方たちの確保が大きな課題でありますので、ボランティアを含めて協力していただける方の確保に努めてまいります。

成人・高齢者教育についてであります。成人の学習活動については、自主的なサークル活動への支援と各種公民館講座や女性学級の開設などに取り組んでまいります。

引き続き高齢者を対象に「いしずえ大学」を開設し、健康で明るい生活を築くための学習機会を提供するとともに、生きがいがづくりと社会参加の促進を図ってまいります。また、大学生が自主的に運営する各種クラブ活動へも積極的に支援をしてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いを持たすため、すぐれた美術展覧会や音楽・舞台芸術の公演などを文化団体と協力しながら実施し、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、町民の皆さんが心の豊かさを求めて日常的に練習を行ってきている文化芸術の発表の場として、総合文化祭を開催し、地域文化の継承と芸術文化活動の推進に努めてまいります。

図書館の運営についてですが、基本図書の実質や図書館情報システムによる蔵書検索、貸し出しなど

の機能強化に努めてまいります。

また、図書館から各学校等を訪問する移動図書活動を充実させることにより、子供たちの読書熱の向上を図るとともに、読み聞かせ活動や本に関する研修会等を開催してまいります。

引き続き、道立図書館や近隣図書館等との連携を深め、利用者の利便向上を図り、町民の皆さんに親しまれる図書館運営を目指してまいります。

文化財や歴史の保存・活用につきましては、次の世代に確実に守り伝えていくことが大切であります。指定文化財等は適切な管理を行い、保存に努めてまいります。

歴史の保存・伝承につきましては、郷土をさぐる会の有志による「郷土をさぐる」の発刊に協力し、貴重な歴史の保存に努めるとともに、郷土館や開拓記念館の活用を図り、歴史・文化等への理解を深める教育活動の充実を目指してまいります。

スポーツ振興についてであります。町民が健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたってスポーツに親しむことが大切であり、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

競技スポーツの振興においては、体育協会やスポーツ少年団などとの連携を深め、スポーツ競技力の向上と競技人口の拡大により、一層の振興を図ってまいります。

また、生涯スポーツの振興に関しては、生涯にわたり子供から高齢者までスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりのため、各種大会や指導者の養成を進めるとともに、特に気軽に楽しむことができるパークゴルフ、ミニバレーボールやフロアカーリングなどの軽スポーツの普及を着実に推進してまいります。

そのため、体育協会等との連携のもと「総合型地域スポーツクラブ」の設立を進め、地域住民がより主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりに取り組んでまいります。

社会教育施設については、本年度は富原分館の屋根と外装の塗装を予定しています。

また、社会教育総合センターを初め社会教育施設やスポーツ施設につきましては、次期総合計画にあわせ年次整備計画を策定することにより、適時に補修や修繕を行い施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、平成20年度教育行政執行方針について申し上げたところでありますが、教育委員会といたしましては、町民の期待と信頼にこたえるため全力を傾けてまいりますので、一層の御理解と御支援をお

願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） ただいま町長から、平成20年度におけます町政全般の執行について、基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきましてそれぞれ述べられましたが、その方針などに沿いまして編成いたしました平成20年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明してまいります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算。

平成20年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億5,200万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表におきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げてまいります。

第1表 歳入歳出の予算。

1、歳入。

1款町税10億1,920万6,000円、2款地方譲与税1億6,140万円、3款利子割交付金610万円、4款配当割交付金220万円、5款株式等譲渡所得割交付金160万円、6款地方消費税交付金1億2,930万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金7,990万円、8款自動車取得税交付金4,120万円、9款地方特例交付金570万円、10款地方交付税27億4,000万円、

11款交通安全対策特別交付金300万円、12款分担金及び負担金8億2,460万6,000円。

3ページに移ります。

13款使用料及び手数料1億3,081万7,000円、14款国庫支出金9億4,801万5,000円、15款道支出金2億2,018万3,000円、16款財産収入1,217万5,000円、17款寄附金1万円、18款繰入金2億237万1,000円、19款繰越金6,000万円、20款諸収入2億2,861万7,000円、21款町債3億3,560万円。

歳入合計が71億5,200万円でございます。

4ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費5,297万9,000円、2款総務費2億3,444万7,000円、3款民生費8億41万1,000円、4款衛生費7億9,352万6,000円、5款労働費54万3,000円、6款農林業費11億6,817万円、7款商工費1億5,429万5,000円、8款土木費12億1,739万9,000円。

5ページに移ります。

9款消防費2億6,928万9,000円、10款教育費3億893万4,000円、11款公債費11億1,173万4,000円、12款諸支出金941万1,000円、13款給与費10億1,086万2,000円、14款予備費2,000万円。

歳出合計が71億5,200万円でございます。

6ページに移ります。

次に、6ページでは、債務負担行為を設定する6事業につきまして記載しております。御説明申し上げます。

戸籍総合システム機器更新事業、農業経営基盤整備強化資金利子補給、畜産担い手育成総合整備事業につきまして、それぞれの事業期間に応じ債務負担行為を設定し事業を進めます。また、南部地区土砂流出対策事業、北24号排水路支線整備事業、東1線排水路整備事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものでございます。

同じく6ページでは、平成20年度の地方債の限度額を、延べ6件で金額にして3億3,560万円と定めた内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法等について記載してございます。

特に、将来の財政見通しが大変厳しい状況にありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては継続的に取り進めている事業を中心にして、その他

緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債の財源の一部として計画的に整備を図るものがございます。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年に引き続き所要額を計上してございます。

ここまで申し上げましたことが一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算並びに後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しており、急速な高齢化が進展し、老人医療費を初めとする医療費が年々増大している状況であります。

国は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、従来の老人保健医療費拠出金にかわり、後期高齢者医療制度の運営に必要な費用を賄うため、国保の医療保険者から支援金を拠出いただくよう、国民健康保険税の算定方法が変更になります。

予定であります、従来の賦課限度額56万円と介護納付金賦課限度額9万円が、平成20年4月から賦課限度額47万円、後期高齢者支援金賦課限度額が新規に12万円、介護納付金賦課限度額9万円を合わせて納めていただくこととなります。

さらに、国民健康保険特別会計では、保険者が定める実施計画により特定健康診査事業を実施し、将来の医療費を抑制しようとするものであります。

また、平成20年度におきましても、保険給付費の増によります財政調整基金3,200万円を支消、充当することで対応しようとするものであります。

一方、介護納付金につきましては、前年に比べ337万円程度減額が見込まれ、財源確保につきましては対応ができるものと考えております。

以上によりまして、平成20年度国民健康保険特別会計予算規模を13億9,355万3,000円としようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成20年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,355万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

8ページを御参照いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税2億9,676万9,000円、2款国庫支出金3億1,023万4,000円、3款療養給付費交付金4,595万7,000円、4款前期高齢者交付金3億7,898万3,000円、5款道支出金5,250万9,000円、6款共同事業交付金1億4,450万1,000円、7款財産収入1,000円、8款繰入金1億4,314万8,000円、9款繰越金2,000万1,000円、10款諸収入145万円。

歳入合計としまして、13億9,355万3,000円となります。

9ページを御参照ください。

2、歳出。

1款総務費5,085万円、2款保険給付費9億2,573万5,000円、3款後期高齢者支援金等1億3,505万円、4款前期高齢者納付金等36万1,000円、5款老人保健拠出金3,846万円、6款介護納付金6,486万7,000円、7款共同事業拠出金1億5,718万8,000円、8款保険事業費1,648万6,000円、9款基金積立金1,000円、10款公債費20万円、11款諸支出金75万3,000円、12款予備費360万2,000円。

歳出合計として、13億9,355万3,000円となります。

次に、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しますが、平成19年度の3月分は平成20年度会計での支出になります。

すので、1億1,332万1,000円と計上したところであります。

また、この会計については、今後も過年度の清算事務などの処理があることから、平成22年度まで継続することとなります。

以上、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成20年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,332万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

11ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款支払基金交付金5,782万6,000円、2款国庫支出金3,680万円、3款道支出金920万円、4款繰入金949万2,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入2,000円。

歳入合計としまして、1億1,332万1,000円となります。

2、歳出。

1款総務費29万2,000円、2款医療諸費1億1,302万6,000円、3款諸支出金3,000円。

歳出合計として、1億1,332万1,000円となります。

以上でございます。

次に、議案第4号平成20年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

後期高齢者の医療につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月1日より北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり実施され、町は政令で定めるところにより、後期高齢者の医療に関する歳入及び歳出について後期高齢者医療特別会計を設け、保険料等負担金、事務費負担金について計上し執行するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成20年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,502万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料6,468万6,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款繰入金3,033万9,000円、4款諸収入2,000円。

歳入合計として、9,502万8,000円となります。

2、歳出。

1款総務費78万6,000円、2款広域連合納付金9,424万円、3款諸支出金1,000円、予備費1,000円。

歳出合計として、9,502万8,000円となります。

以上で、説明いたします。

○議長（西村昭教君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡崎光良君） それでは、上富良野町介護保険特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。

介護保険特別会計におきましては、少子高齢化が進展する中において、高齢者が安心して本町において暮らすことができるよう、介護予防の充実に努めてまいります。

今年度は、特に生活機能評価健康診査を初めとする介護予防を重点として実施をしてまいります。

それでは、議案の朗読をもちまして説明いたします。

議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成20年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ6億6,926万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の款の流用。

次のページ、15ページをお開きください。

第1表、1、歳入。

議決の項目のみ説明申し上げます。

1款介護保険料1億510万9,000円、2款分担金及び負担金81万2,000円、3款国庫支出金1億4,709万8,000円、4款道支出金9,231万5,000円、5款支払基金交付金1億8,830万1,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億2,945万6,000円、8款繰越金200万円、9款諸収入416万8,000円。

歳入の合計、6億6,926万円であります。

16ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費4,737万3,000円、2款保険給付費6億270万円、3款地域支援事業費1,737万8,000円、4款財政安定化基金拠出金60万3,000円、5款特別給付費20万円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金5,000円、8款予備費100万円。

歳入の合計、6億6,926万円であります。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の提案の要旨を申し上げます。

予算の総額につきましては、前年対比480万円、率にしますと1.76%増の2億7,880万円となったところでございます。

歳入のサービス収入につきましては、18年度利用実績を基本としまして、また、今後の利用状況などを十分勘案しまして歳入予算を計上したところでございます。

歳出につきましては、施設内における経常経費の節減と効率化による健全経営に努めるよう、また、施設整備につきましては施設整備基金を充てまして、屋根の塗装及び防水工事並びに網戸取りかえ工事を計画し、歳出予算を計上いたしたところでございます。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成20年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,880万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款の名称及び予算額のみ申し上げます。

1款サービス収入2億6,638万4,000円、2款使用料及び手数料1万4,000円、3款寄附金1,000円、4款繰入金900万円、5款繰越金300万円、6款諸収入40万円、7款財産収入1,000円。

歳入合計、2億7,880万円。

19ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1億7,209万7,000円、2款サービス事業費9,091万9,000円、3款施設整備費900万円、4款基金積立金1,000円、5款公債費668万3,000円、6款予備費10万円。

歳出合計、2億7,880万円。

以上であります。

以上、議決項目についての説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

始まる前に、お手元の議案に誤りがありましたので、今、提案されておりますので、訂正について皆さんの了解を求めたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） それでは、訂正のほうの説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） 大変申しわけございません。議案の議決事項の部分で誤りが発見されました。議会の皆様方の許可を得ることになってございますので、大変申しわけございませんが訂正の許可をお願いしたいというふうに思います。

訂正箇所につきましては、議決項目の11ページと13ページ、21ページ、各会計の歳出の合計欄が歳入合計という形で実は記載をされてござい

す。大変申しわけございません、これを歳出という形で3カ所訂正をお願いしたいと。議会の許可事項となつてございますので、よろしくをお願いをしたいということで対応方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 今説明のあった部分について訂正をお願いをしたいということで、よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） それでは、次に移ります。

次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） 議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額は、1億185万9,000円を計上させていただきます。

前年対比では1,466万4,000円の増、率にしますと16.8%の増となつたところであります。

増額の主な要因は、一般会計からの繰り入れにより、補償金免除の地方債の繰上償還により借入利子の負担の軽減を図るものでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成20年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億185万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第1項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

次のページに移ります。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,567万2,000円、2款繰入金6,008万1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入1,470万5,000円、5款町債1,140万円。

歳入の合計が、1億185万9,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費5,127万8,000円、2款公債費5,058万円、3款繰出金1,000円。

歳出の合計が、1億185万9,000円でございます。

次のページに移ります。

第2表、地方債につきましては、東中地区及び里仁地区の公共工事に伴います配水管移設補修工事に伴うものでございます。

次に、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額6億4,285万2,000円を計上させていただきます。

前年対比では2億8,185万2,000円の増、率にしますと78.1%の増となっております。

増額の主な要因は、一般会計からの繰入金及び借換債により、補償金免除の地方債の繰上償還により借入利子の負担の軽減を図るものでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成20年度上富良野町の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,285万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億8,000万円と定める。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金482万円、2款使用料及

び手数料1億3,850万円、3款国庫支出金950万円、4款繰入金2億2,932万9,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入10万2,000円、7款町債2億6,060万円。

歳入の合計が、6億4,285万2,000円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費1億1,235万1,000円、2款公債費5億3,000万円、3款繰出金1,000円、4款予備費50万円。

歳出の合計が、6億4,285万2,000円でございます。

次のページをお開き願います。

第2表、地方債につきましては、公共下水道事業の一般分1,130万円と資本費平準化分7,300万円、同じく特別措置分2,280万円、繰上償還の借りかえ分として1億5,350万円を見込んでおります。

次に、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額を1億7,364万8,000円で、前年対比575万1,000円の減、率にしますと3.2%の減となっております。

減額の主な要因といたしましては、給水収益が節水型の世帯、また、少子高齢化等により減少傾向にありますことから、180万円程度の減収見込みと、一般会計からの拡張事業分の償還金等で398万4,000円の繰り入れ減となったことが主なものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入が1億773万円で、前年対比4,451万2,000円の増、率にしますと70.4%の増となっております。

支出は2億9,462万3,000円、前年対比1億5,893万2,000円の増、率にしますと117.1%の増となっております。

増額の主な要因は、補償金免除の繰上償還及び借換債により借入利子負担の軽減を図るものでございます。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億8,689万3,000円が過年度分損益勘定流用資金で補てんするものでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成20年度上富良野町水道事業会計の

予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,123戸。

(2)年間総給水量、86万5,400立方メートル。

(3)1日平均給水量、2,358立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億7,364万8,000円、第1項営業収益1億6,762万3,000円、第2項営業外収益602万5,000円。

支出。

1款水道事業費用1億7,364万8,000円、第1項営業費用1億2,094万円、第2項営業外費用4,420万5,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費850万2,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億8,689万3,000円は、過年度分の損益勘定流用資金1億8,689万3,000円で補てんしようとするものでございます。

収入。

第1款資本的収入1億773万円、第1項企業債1億700万円、第2項負担金73万円。

支出。

第1款資本的支出2億9,462万3,000円、第1項建設改良費3,261万8,000円、第2項企業債償還金2億6,200万5,000円。

次のページをお開きください。

企業債。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

高金利対策借換債の限度額は、1億700万円でございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費3,356万7,000円。

他会計からの補助金。

第7条、水道事業運営のための一般会計からの会計へ補助を受ける金額は601万8,000円であ

る。

棚卸資産購入限度額。

第8条、棚卸資産の購入限度額は805万5,000円と定める。

以上で説明いたします。

○議長（西村昭教君） 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（大場富蔵君） 議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計につきまして、概要について御説明申し上げます。

予算の規模につきましては、3条予算の収益的収入及び支出につきましては7億9,919万1,000円、前年比1,054万2,000円、1.3%の減となりました。

収益につきましては、19年度の実績をもとに見積もったものでございます。

費用につきましては、健全経営を目指し、費用の節減に努め計上したところでございます。

次に、4条予算、資本的収入及び支出ですが、5,655万1,000円、前年比3,292万円、36.8%の減となりました。

収入におきましては、補償金免除による起債の繰上償還を19年度において行うことから、それに伴う町出資金の減が主なものでございます。

医療器械の更新整備につきましては、本年度も特定防衛施設周辺整備調整交付金1,400万円を充てることで予定をしてございます。

また、療養病床の転換に伴う交付金は、町出資金の中に含まれているところでございます。

支出につきましては、収入で説明させていただいたように、補償金免除による企業債の19年度繰上償還によりまして、本年度の企業債償還金が大幅に減となっているところでございます。

建設改良費につきましては、療養病床の病院併設型小規模老健への転換に伴う改修費1,400万円を計上したところでございます。

看護師奨学資金につきましては、准看護師を目指している者1名の資金貸付でございます。

これらのことから、病院事業の予算総額は8億5,574万2,000円、前年比4,346万2,000円、4.8%の減となったところでございます。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金補助金で1億9,900万9,000円、資本的収入の出資金で4,255万1,000円、合わせた繰入金総額は2億4,156万円、前年対比で1,619万6,000円、7.2%の増となっているところでございます。この中には、老健への転換に伴う

交付金1,400万円が含まれております。

以下、議案を朗読し説明いたします。

29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成20年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)業務量。

イ、病床数、一般病床44床、療養型病床36床。

ロ、患者数、年間5万5,407人、1日平均199人。入院患者、一般病床、年間1万2,045人、1日平均33人。療養型病床、年間7,300人、1日平均20人。外来患者、年間3万6,062人、1日平均146人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益7億9,919万1,000円、第1項医業収益6億6,755万6,000円、第2項医業外収益1億3,163万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用7億9,919万1,000円、第1項医業費用7億9,557万2,000円、第2項医業外費用360万8,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費1万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入5,655万1,000円、第1項出資金4,255万1,000円、第2項補助金1,400万円。

支出。

第1款資本的支出5,655万1,000円、第1項企業債償還金2,488万8,000円、第2項建設改良費3,130万3,000円、第3項奨学資金貸付金36万円。

次のページをお開きください。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、5億1,535万9,000円。

(2)交際費、30万円。

他会計からの補助金。

第8条、企業債償還金利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,812万8,000円である。

たな卸資産購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1億1,023万4,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、医療器械、名称、全自動血液凝固測定装置ほか、数量、一式。

以上が議決事項でございます。

なお、当初予算におきましては、老健への転換の時期、開設の時期がまだ明確に定まっていないところから、現行のままで組まさせていただきますところでございます。

老健開設時におきましては、運営費などにつきまして補正予算で組みかえなど必要な予算措置をお願いすることになるというふうに考えておりますので、御理解を賜っておきたいと存じます。

以上で説明といたします。

○議長（西村昭教君） 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

先ほど前段で説明されました町長及び教育長の行政執行に基づいて、各案件が今期定例会に提案されておりますが、この質疑は先ほど町長及び教育長の行政執行方針の概要についてのみの質疑といたします。

また、質疑の回数は、議会運営に関する先例によりまして、1人1回限りとしたしたいと思います。

これより、質疑をお受けいたします。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） ことしも商工業、それから活力ある商工業の振興を図ると、こういうことでありますが、空き店舗対策もやっていくと、活用振興、それから工場新設増設企業に対しても企業振興支援を行うということですが、今回この工場等の増設企業に支援をしていくわけでありませうけれども、今、空き店舗活用対策の振興事業につきまし

ては、延長して引き続きという、今活用させている店舗がありますけれども、こういった形ではなくて、もっと起業化に対して違う形の取り組みができないかどうか。

それから、今回は増設企業に対しまして支援をするわけでございますけれども、あいている農地がいっぱい、放棄された農地がいっぱいありますので、バイオエタノールとか新薬の開発の会社だとか、そういったところを誘致するような、新企業を持ってくるような、あいている農地を使って、そういったことも、今回はこの増設企業に対して支援を行うのがメインの事業になっておりますけれども。

それと、観光振興でございますが、昨年にも富良野・美瑛の広域観光と連携しながら、昨年は香港、それから韓国、台湾、アジア系外国人の観光客を誘客すると、こういうようなことになっておりまして、ことしはこここのところが上海、変わっていて、ことしはちょっと昨年と違った取り組みを考えておられるのかと思いますけれども、過日、王さんを観光大使にお願いしてセミナーもございました。こういったことで、やはりもう少し情報を町民に広く発信して、町民挙げてウエルカムという、一部の人だけではなくて、そういった人方をお招きして交流する交流会なども設置するとか、町民挙げておもてなしをして交流を図るという歓迎レセプションみたいなものも考えてはどうかと考えております。

それから、今回は子育て支援に大変いろいろとやっていただいております、すごく評価するところでございます。特に妊婦さんの健康診査、これの公費負担の拡充を図るということで、本当にこのところは評価するところでございますけれども、町長はよく一貫して低所得者とそれ以外の人とを同じようにするのはいつもどうかと、このようなことをいつも町長の中にはそういうお考えがあるようでございまして、今回、低所得者の方には5回、これは年間14回、前期、中期、後期と妊娠しますと14回ぐらい診察を受けるようになっていられるのですけれども、これが低所得者は5回、それ以外の人は3回、今回5回に拡大していただいたことは、1回から5回になりましたので非常にこれは本当に評価すべきだとは思っているのですけれども、そういったどうしてこう低所得者とそれ以外の人と、低所得者は5回、それ以外は3回と、こういうふうにどうせしてくださるのなら同じような取り組みをしていたくことができないのかどうか。

それから、教育長につきましては、今回も不登校とかいじめの対策、いじめは表に出てきておりませんけれども、携帯のメール、1件あるとかというお話を聞きましたけれども、表には出ておりませんけ

れども、いじめはないことはないと思いますので、このいじめ対策、また、手も込んできたり、メールでいろいろ非常に陰湿な嫌がらせのようなメールもあるようでございますのでその対策と、それから不登校生の対策を図るということですけれども、現在、西小の5年生1名、それから東中小6年生1名、それから上小6年生1名、3名の不登校生がおられると思うのですけれども、これが個人的に面倒見てくださっている人がいるのです。

その中には、高機能自閉症、本当にこれは不登校になりますとなかなか閉じこもりになってしまって難しいのです、学校に行くというなかなかそういう行動を起さないとということです、そういった3名の方、個人的に見てくれているわけですが、だからといって放っておくわけにはいきませんし、今度、教育アドバイザーを採用いたしますけれども、こういった人も計画立案ばかりに携わるのではなくて、現場の高機能自閉症だとか学習障害児、そういった方に現場をよく把握していただいてアドバイスしていただくような、いじめと不登校生に対する対策をしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど執行方針でも説明させていただきましたけれども、何点かの御質問であります、商工振興策につきましては引き続き厳しい状況にあるわけですが、商工会との連携を密にしながら、議員の御質問にありました空き店舗対策等々の諸施策につきましては、十分意を注ぎながら対応を進めていかなければならない課題であるというふうに認識をいたしておりますので、今年度におきましても商工会との連携をとって商工振興策を進めていきたいというふうに思っているところであります。

また、休耕農地についての利用についての御発言でもありますが、これらのことにつきましても今後の大きな休耕地の拡大ということは大きな課題であります。

今後、第6次の農業振興計画の策定も含めながら、この休耕地の対応についても十分配慮しながら農業振興策を進めていかなければならないと。今後このことにつきましても、さきにも行政報告で説明させていただきましたように、農業委員会やJAふらの農協さんとの連携を密にしながら実態把握をし、対応していかなければならないなというように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、観光事業につきましても御発言であります、これにつきましては地元観光協会と連携を図りながら、富良野・美瑛広域観光の中で、議員の御発言にありましたようなことも含めながら事業の推進を図っているところでありますが、本事業年度におきましては、議員の御質問にもありましたように、上海からの誘客の対応について広域観光の中で対処していくと。その主体を上富良野で対応していきたいというふうに、富良野観光協会を中心とした中で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

そういった観光誘致についてのおもてなし、そういったことについての観光に対する体験等を含めたいろいろな部分についての情報発信等々についての御提言がありました。確かにおっしゃるとおりでありますので、そういった全体的な町を挙げてのこの諸事業に対するおもてなしの対応、また、体験をどのような形で取り進めていくのか、そうしたことも含めながら観光協会との連携を密にしながら今後進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

また、子育て支援対策等々につきましても、執行方針で説明させていただきましたように、議員からの御提言がありました低所得者に対しては健診を5回、また、ある程度の所得の階層については3回というような対応をさせていただいているところでありますけれども、町といたしましてはそのほかに助産婦を1名臨時採用して、基本的には一番問題になるのはいろいろな形の中で妊婦に対するいろいろな指導教育、指導説明等々の機会を数持っているわけですが、来ていただく方々については十分な指導ができるけれども、家庭に閉じこもって、母子手帳はもらったけれども一度もそういった機会に顔を出していただけないと、また、健診についても、回数5回あっても5回を消化していただくという形が非常に少ないというような、いろいろな課題がございます。そういった課題を抜きにして、この健診を5回にする6回にするからということで、安易に回数をふやしたから、それが完全に履行されればいいのですが、それができ得ない状況が多々あるというようなことから、助産婦を1名臨時採用いたしまして、そういった出てきていただけない妊産婦に対する家庭個別訪問をしながら指導の徹底を図ってきたいということで、今事業年度予算に計上させていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 2番村上議員の私に対する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、いじめ、不登校の問題であります、いじめ問題につきましては、本当にいつでもどこでも起き得るという認識を学校、それから地域社会、また、教育委員会等とも共通の認識のもとに対応していくことが大切ではなかろうかというふうに考えているところであります。

また、このいじめ問題の対策につきましても、やはり早期発見、そして早期対応、未然防止ということはやはり一番大切なことでありますし、子供の側に立って教職員が一丸となって教育相談とかそういうことを重ねながら、早期発見に努めながらそういう問題が起きないような対応を図っていきたい。

かつては、教職員一人一人の取り組みが学校、現場ではあったわけですが、そういうことではなくてやはりチームで対応していくということが今最も大切なことだと思っております。そんなことで、我々もさらに意を注いでまいりたいというふうに考えているところであります。

また、不登校の問題であります。不登校の問題には要因としていろいろな要因があるというふうに認識をしています。必ず起きた要因が一つではありませんし、学校での問題、それから友達関係だとかいろいろなことが考えられます。

その中で、やはり私どもは、この不登校については、やはり子供の視点に立って余り急がず、子供たちが学校に出てこられる雰囲気はどうつくっていくのかということが大切でなかろうかなというふうに考えているところであります。

また、先ほどの事例や何かの中で、各学校で不登校の話などがありましたが、これは本当に一部の話でありまして、結構、学校に来れない子供、それから保健室登校の子供たちがいますので、そういう原因なども、またきめ細かに学校と、それから家庭、学校と子供たちとの関係を絶やすことなく見守りながら対応していくということが大切だと考えております。

また、先ほどの事例にありましたように、御協力いただける方については本当に助かっているなという形で認識をしているところであります。

いずれにいたしましても、このいじめ、不登校問題等につきましては、今日的な教育課題の大きな課題だと認識しておりますので、学校教育アドバイザーとの連携も図りながら今後取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

○11番（渡部洋己君） 町長さんをお願いしたい。

町長の執行方針の中で、町民の健康のまちづくりの中で、特定健診、これは初めてことしから対応す

るということなのですけれども、私はちょっと所管が違うので内容が余り詳しくわからないので、資料を見させてもらったのですが、一応5年間続けるといふことなのですけれども、予算を見てもヘルスアップ事業ですか、これが載っていないのでこのかわりといふか、ヘルスアップ事業の後の対策として出したのかなと思うのですけれども、見ても今までのヘルスアップにしても1年間指導があるのでも、指導されているうちはいいのでも、それが期間過ぎると、どうも自分では諦めるといふか、続けることがなかなかできないといふか、そんなことで、できたら継続してびっちりではなくても、たまにはそういう指導もいいのかなという気がします。

それと、この資料の中で、これは住民健診を言っているのかなと思うのですけれども、健康受診の状況といふことで18年度の数字が出ているのですけれども、非常に低いといひますか、40歳以上でも50%台なのです。若い人になると50を切るというような状態なんでもすけれども、ここら辺がもう少し私は住民健診を受けているのかなと思っておりますが、それが半分ぐらいとなると非常に低いのかなといふふうに見ているのです。そこら辺を改善していかなければなかなかあれなのかなと思うので、そのようなことで中身をちょっと聞かせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

この執行方針でも述べさせていただきました。またいろいろな機会でも述べさせていただいているわけでありまして、今回この特定健診につきましては、国民健康保険者として新法の中におきましていろいろな病気に対する健康診断の対応を図っていくということが基本でありまして、従前実施しておりますヘルスアップ事業等々も継続して実施をする予定であります、この特定健診等々につきましては新たな形の中で対応していくわけでありまして、このことによりまして基本的には御指摘がありました受診率等々によりましてペナルティー等々もあるというようなことで、基本的には62%の健診率に対応しなければならないと。

今、さきに報告させていただいたと思いますが、今、議員から御質問のありました我が町の健康診断の率が非常に低いという御指摘でありました。

私としては、逆に他の自治体の状況からするならば、我が町は非常に好成績を上げている。一時期有料化したことによって、大変受診率が落ち込むので

はないかという懸念をしたわけでありますが、そういうこともなく、受診率が伸びているというようなことで、この率はまだまだそれでよしとするわけはありませんので、議員が御発言にありました100%に向かって対応していく、そのためにもこの特定健診等々の中で保険者としての対応とヘルスアップ等々の対応を図りながら、従前の町民の健康診断等々の充実を図りながらこの対応を図っていきたいというように思っております。

このことは、特定健診につきましては、国の基準の対応の中で5年間という規定でなっておりますが、今後この5年間で打ち切りするのか、あるいは継続して町として対応していくのかということは、今後の過程の中で実績を見きわめながら町としての方向性を定めていきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 町長に商工振興についてお尋ねいたします。

町長も感じられると思いますが、今、町を歩いて、特に商店街などを歩いて、人の少なさ、にぎわいの少なさを認識していると思います。

今では当たり前のようになっておりますが、当たり前というのが非常におっかないところでありまして、これがずっと続くとか疲弊が一層増していくというような状況になっていくと思います。

これは、やはりモータリゼーションの発達や少子化の影響にもあるでしょうが、これから我が町も人口減少に転じていく予想がされております。

町としては、少子高齢化、人口減少に転じたとき、社会の変化に対応して利害関係者とそれぞれのあり方を見直していく役割を果たしていくことが必要だと思います。これは協働のまちづくりということでもあります。そしてやはり地域を再生していかなければならないと思います。そうしなければ、一層町は疲弊していくことが考えられます。

国においては、中心市街地ににぎわいを取り戻し、歩いて暮らせるまちづくりを推進する改正中心市街地活性化法と中心市街地にぎわい活性化を促すいろいろな法があります。これらを十分活用し、できる体制を整え、行政側にこのプロジェクトチーム等を立ち上げるような方向性はないのか。そして、まちづくり再生に向けての取り組みはどのようにしていくのか、お考えを聞きたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 13番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

商工振興につきましては私も大変危惧いたしてお

りますし、基本的に私も長い間、商工会の中で育てられた一人でありまして、就任以来、何とか今議員の御発言にあります商店街の活性化、あるいは中心市街地のにぎわい地区の造成等々について意を注ぎながら行政執行させていただいたつもりであります。

そのようなことから、駅前開発と中心市街地、にぎわい地区の造成等々で、町といたしましても商工会の皆さん方、地域の皆さん方、まちづくり委員の皆さん方に助成策を講じながら、検討をしていただいているところでありますが、いつも私が申し上げておりますように、行政指導で物事を進めるということはなかなか今の時代におきましては似つかわないと。やはり地域の皆さん方、商工会の皆さん方、商店街の皆さん方が、こういう活性化策、こういう対策をという提言がなされる中で、その意見を集約した中で行政がどう支援できるのかということを十分配慮しなければならないというように思っております。

今、そういうようなことで、長い間いろいろな体制の中で、商工会を中心とし、地域を中心とした中でいろいろ審議をしていただけてきたところでありますし、今、議員の御意見にもございました、今、国におきますいろいろな法律に基づいて地域振興施策が国の施策の中に出てきております。これらの利用を含めた中で対処するようということで議論を重ねていただいているところでありますが、今一歩前へ進んでこないということで、私としては残念に思っているところでありますが、今年度も予算措置をしていただきましたその対応の中で、地域の皆さん方、商工業の皆さん方がより一層、今、議員が危惧されている、私ども危惧しているそういったことに対して真摯に真剣にひとつ議論を重ねていただければというふうに期待をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番金子益三君。

○7番（金子益三君） それでは数点、町長と教育長にお伺いしたいと思います。

まず、町長についてでございますが、いわゆる町長の一番の得意分野でもあります自衛隊の削減等々の問題に関することで少しお伺いいたします。

現在、次期防衛力整備計画等々のことで、上富良野駐屯地の規模現状は非常に今危ない時期にあると。具体的に今後において、町長はこれからどのような動きでこれらの問題を片づけていくのか。また、決してあつてはならないというか、我々の町のライフラインでもあります自衛隊との関係において、万が一この規模等々が小さくなった場合、それらに対応する町長の次の方策等々についてお伺いし

たい。

もう1点が、昨今全国的に、また、北海道は特に問題となっております地域医療の崩壊等々について、我が町も町立病院を持つ町でもあります、幸いにして上富良野町の町立病院、非常に旭川医科大学との関係も良好で、さらには職員等々、またスタッフの努力によって経営が上向きになっているところではありますが、まだまだ隠れたファクターといったしまして、今後においても地域医療がいつ崩壊するおそれがあるとも限りません。

この中において、町長が今後においても町民が安心して暮らせるまちづくりのための、その起案となる病院の存続等々について、今後においても町長のお考え方等々を教えていただきたいと思います。

最後に、町長が先ほどおっしゃられました執行方針の中にありました事務事業の選択と集中の部分ではありますが、今後において我が町においてもプライマリーバランス等々を考えたときに、町長が常日ごろおっしゃっている収入と収支のバランスが合うためにも、これらの構造的な改革を今後も進めていかなければいけないと考えますが、その中で町長がこれからのアウトソーシングに関する基本的な考え方等々を教えていただきたいと思います。

教育執行方針で教育長にお伺いいたします。

先ほど教育執行方針でもありましたとおり、今、日本においてもOECD等々で発表されますように、日本の子供たちの教育力の低下というのが非常に大きなキーワードになっております。

我が町においても、まだその部分が顕著にあらわれたわけではありませんが、やはり全国の学力学習状況調査というものが昨年行われまして、ことしも引き続き行われますが、これらで国語や算数、数学といったところでどの教科が弱いのか、それによって何が必要とされているのかというのが今後の教育には必要になってくると思います。

そこで、今話題となっております、所得の格差が教育の格差に生じるということが我が町においてもうつすらと発生している状況にあります、やはり学校というものは教育の場であり、子供たちに学習をしっかりと教えていただくという観点に立ちまして、今後において学校教育のあり方についてのしっかりとした抜本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 7番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、自衛隊の上富良野駐屯地の削減問題であります、これは御承知のとおり今始まったことではありません。平成16年12月10日に閣議決定され、17年度からスタートいたしました今期防衛計

画大綱の中で、御案内のとおり、戦車、火砲等々の削減を図ることが基本になりました。

それともう一つは、北部方面隊から6,000名に及ぶ隊員を西方に送るということの基本の中で、当時の防衛庁としては数字合わせをしながら北部方面隊から6,000名の隊員を減らす、そして戦車の数を減らす、火砲の数を減らす、その数を減らすにあわせた対応を図ったときに、今期防衛力整備計画、すなわち今期防の5年間でどう対処するかということで数値を合わせた中で、上富良野駐屯地におきます第4特科群の火砲は廃止すると。

それから、もう一つは全国に6連隊あります地対艦ミサイル連隊のうち、北海道に3個連隊があるということで、1個連隊の地対艦ミサイル連隊を廃止するという。それから、戦車につきましては、総合近代化師団におきます戦車の台数は41両と定めるということで、その対応の数値合わせの中で我が町におきましては総勢1,100名からの隊員の削減が今期防衛計画大綱の中で位置づけられて数値となって、上富良野駐屯地の削減の方向性が定まったということでもあります。

当時、私は16年におきましては、非常に忙しい中ではありましたが、要望展開をさせていただきまして、当時の陸幕の幹部の方々からいろいろと情報を聞かせていただきながら、基本的には今期防衛力整備計画の中で上富良野駐屯地には手をつけないと、この今の削減計画は次期防で手をつけるということで、それまでの間に今回は初めて大綱も5年で見直すという一項が入ったと。次期防衛力整備計画を立案する段階で修正するように地域として努力をしてほしいというようなお話等も承りながら、私としてはその対応の中で17年から今日までその要望展開をさせていただきながら、基本的には我が町単独で対応するというでなくて、圏域の上富良野駐屯地警備隊区の6市町村の皆さん方の御協力をいただきながら、その削減に対する現状規模の堅持について要望展開をさせていただきました。

今までの感触では、非常にいい感触を受けているところではありますが、1月に出了、今、防衛省にいろいろな話題が出ておまして、今、内閣におきまして防衛省の改善委員会、きのうかおとついても招集されましたが、内閣が中心となって改革を進めようとしていると。

その中であって、1月に報道されましたように、次期防衛力整備計画の1年前倒しということでありました。この1年前倒しになりますと、従前であれば中期防は5年間だったのが今期防は4年間で終わってしまうということで、既にもう21年から上富良野町の削減に手がつくと。このことについては

大変であるということで要望展開しているわけですが、基本的に今内閣が防衛省の改革について主導権を握っているという状況の中で、私どものつながりとしてはどうしても防衛省とのつながり、陸幕とのつながり関係が私どもの町としては非常に良好な関係にありますので御理解をいただいているところでありますけれども、内閣主導になりますと、御案内のとおり、今、内閣官房長官は町村代議士でありまして、千歳・恵庭を中心とした中でいろいろなことで課題を抱えているということで、今後も地域の皆さん方、あるいは上富良野町だけではなくて、この6市町村が連携して対応を図っていききたいということで、削減に対する今後この1年が非常に重要な年になるという認識をいたしております。

また、議員のほうから、削減がなされて人口が減少して次の対策としてはどう考えるかということですが、今御案内のとおり日本の人口が大幅に総体的な削減がなされている中であって、上富良野町が人口増の施策をどのように展開できるかということにつきましては非常に大きな課題であります。

何といたしましても、今現在進めております町といたしましての大きな課題は、子育て支援策の充実を図りながら、今、合計出生率の1.85を何とか人口減少を維持できる2.0になるのか、そのような方向で今一生懸命子育て支援策に対する対応を図っているところでありまして、そういった自然現象を抑止するという施策の展開をまず第一に今後はいき進めていかなければならないのではないかとこのように思っているところであります。

次に、地域医療の問題であります。この地域医療につきましては議員の御質問にありましたように、町立病院が地域に対する第一次医療圏に対する大きな役割を果たしているところであります。

御案内のとおり、我が町におきましては、渋江医院、あるいは小玉外科、あるいは小野沢整形外科というようなことで民間の医療があるわけでありすけれども、この方々につきましても今後高齢化が進む中でどのような形になるのかということも十分に引きあわせながら、町立病院が地域医療として町民の医療の対応を図るということで、重要であるということは今後も変わりはないというふうに思っております。

しかし、私どもといたしましては、この地域医療の確保に対して、上富良野町第一次医療圏、富良野圏域が第二次医療圏、旭川圏域が第三次医療圏ということで、今日までこの医療体制の整備を図ってきております。しかし、そろそろ第一次医療圏というのは、第二次医療圏の中で考えていかなければならない時期が来るのではなかろうかなと。富良野圏域を

第一次医療圏として引きあわせていく、それが言うならばセンター病院としての富良野協会病院がどのように充実していくか、どのように地域医療のために貢献できるセンター病院となるかということ十二分に引きあわめた中で、町立病院の今後の規模等々の対応ということも十分検討を加えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、言えることは、現状のままで町立病院を今後もずっと継続してやっていけるかということは、なかなか厳しい実情にある。現在は、医師に対しても何とか旭川医大の御理解をいただきまして医師の確保を図ってきております。しかし、これがずっと続けられるかということになりますと、なかなか厳しい状況にあるということも含めながら、町立病院の今後のあるべき姿につきましては、さきの執行方針でも説明を述べさせていただきましたように、十分議論をしながら方向性を定めていかなければならないというふうに認識をいたしております。

次に、事務事業等の選択と集中であります。さきに執行方針でも述べさせていただきました。来年から始まります第5次総合計画の中におきましても、やはり何といたしても歳入に合った歳出構造の財政運営ということは、これはもう第一であります。

財政破綻をしない、そういうような財政運営をしていくためには、何としても第5次の総合計画がスタートしたからといっても、行財政改革は今後も引き続き実施をしていかなければならないというふうに思っておりますし、私の今までの対応からして、行財政改革の中でも議員の御質問にありましたアウトソーシング、これにつきましては、何としても行政側としてもしなければならぬものは行政がやらなければならないというの、民間でできるものはすべて民間にお願いする、そのことによって民間活力の増勢にもつながっていくというふうに認識をいたしておりますので、従前のバブル期から含めて行政が抱え込んでいたものをできる限り民間に移していくということは、今後の行政組織、行政運営の中で重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 7番金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育力の関係であります。昨年、学力学習状況調査を実施させていただきました。その結果、基礎的な面については、国語、算数、数学においてもおおむね良好な結果が得られたわけですが、その基礎的なものを活用して応用していくという面が非常に欠けている、劣っているという傾向が見られたところであります。

そういうことを受けながら今年度も実施をするわけですが、昨年、結果として受けて、学校でまたそれに改善や何かを進めてきておりますが、来年度の実施状況や何かを見きわめていくということは、将来の方向性を定める上で必要だというふうに考えているところであります。

ただ、その中で、私どもといたしましては、子供の確かな学力を育てることが大切だと考えております。

それで、執行方針にも述べさせていただいておりますが、そのためには基礎学力の底上げ、向上ということと、やはり今、私どもも見てちょっと劣っているのは学習習慣、特に家庭で学習をする習慣が欠けているのかなというふうにも見ております。

以上のような形で、この確かな学力の向上を目指して基礎学力の向上と学習習慣を確立していきたいと。また、子供たちには豊かな心と、それから健康であるということが大切でありますので、まごころのあいさつ運動と、それと早ね・早おき・朝ごはん運動ということで、生活習慣の中に取り入れていただいて、子供たちに体も心もそして学力も向上してもらうということが我々学校教育に課せられた課題だと思いますし、学校とともに一体となって進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 他にございませんか。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 行政改革という形の中で今町が進められておりますが、そこに選択と集中という形で進めようとされています。ここに多くの行政が当然やらなければならないものというものが民間に委託される、あるいは譲渡されるという事態にまでなってきています。

例えば、保育実践で見れば、行政でなければならないものの実践を、子育て、あるいは子育て支援センターと結びついた中で、子供の成長をどう保育の中で実践してその成長を見届けるのかと。こういった部門というのは、やはり採算の合わない部門という状況の中で、民間ではなかなかできない部門だというふうに思います。

それは当然、そういった部門というのは、行政が率先してやらなければならないものというのは、これからますます子育てが、社会が不安定の中で子育てにいろいろな条件が幅広く求められるという中で、まさに私は子育て支援センターと結びついた保育実践の場所が町にあるのではないのかなというふうに思います。こういうものを大いに生かして継続してやるということを、今、町の方針としてやらなければならない時期だというふうに思っているわけですが、こういったものの考え方というのは町長は

どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

これ以外にも特養だとか民間に譲渡というような、民間に委託というような話もありますが、端的に保育所の例を挙げましたので、この点について町長の見解を求めておきたいというふうに思います。

次に、子育て支援のファミリーサポートセンターの設置に向けてということですが、これはことし中にその方向性を明らかにしようということなのかどうなのか、ここを明確にしていきたいというのと、これは恐らく長いスパンで見た場合に単独でやれるもの、人材を登用しなければならないという具体的な課題にぶつかっているような感じがうかがえます。人材確保の問題です。これは、今そういう意味では、どのようにこのファミリーサポートを支援する人材を確保するのかどうなのか。また、上富良野町にはNPO法人等もありますので、やはりそういう法人等も活用しながら、いかにこのファミリーサポート支援の設置に向けた準備を整えていけるかどうか、ここが一つはポイントになってくるのではないかなというふうに思いますので、この点どのように考えているのかお伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、活力ある産業の町という形で言われております。常日ごろから基幹産業は農業であるということは町長も言われております。今、農地の荒廃、あるいは離農という形の中で流動化の対策、農地を受け入れる対策というのが非常に厳しくなっているというのが現実かというふうに思いますが、そこで具体的にこの農地の流動化をどのようにされようとしているのか。あるいは、この耕作地をさらに未耕作地にしないための対策という点で、具体的な対策を町長が持っておられればお伺いしたいと思います。この点。

さらに、景観づくりという形で町は進めようとしておりますが、実効性を高める作業の推進という形でうたわれておりますが、実効性を高める作業というのはどのような内容のものになっているのか、具体的な立場からちょっとお伺いしておきたいというふうに思っています。

あと、この商店の活性化と観光開発についてお伺いいたしますが、今、上富良野町にはいろいろな地方から来られている方もたくさんおられます。そういう人たちの知恵と力をかりるということも今求められています。

この間、町長は新春の座談会等においても、そういう人たちの力を大いにかりたいのだとは言っているのですが、しかし、なかなかどちらがどうだとは言えませんが、やはりそういうものを今回の観光振興の中にも生かせば、もっと違った取り組み

の強化というのが出てくるのではないかなというふうに思っています。

やはりもっとそういう中で加わって自分自身の意見を述べたいという方もおられます。そういう具体的な作業をしない限りはなかなか進まないのではないかと。確かに町長おっしゃるように行政主導ではだめだと、民間の方も積極的に発信してほしいというのはごもっともではありますが、そういうものを含めてぜひ改善すべきものがあるのではないかと思いますので、この点どのような考えを持っておられるのか伺いたします。

商工振興では引き続き空き店舗等の促進だとかということをおっしゃっていますが、この点についてももっと具体的な対策という点があれば、従来と違った対応というのが求められてきていると思いますので、この点伺いたします。

それに、環境問題ですが、今の温暖化対策、地球規模でという形になってきております。町としても具体的にやはり的を絞った中でどういう環境に対応できる自治をつくるのかということこそそろそろ求められてきているように思います。

今、いろいろな条例の施行の中で、それが具体的な自治体の課題として上がってきていると思いますので、この点も含めて伺っておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩に入りたいと思います。

午後 0時06分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の米沢義英君の質問に対し、答弁を求めます。

町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、行政改革等に伴いますいろいろな問題につきましての御発言でありましたけれども、この行財政改革はこれから先も、さきにお答えさせていただいたように第5次の総計に入っても、行革というのは継続していかなければならないというふうに思っておりますし、そのためにやはり限られた財源をいかにして行政効率の上がる対応を図っていくかということになりますと、選択と集中を図った中での対応を図っていかなければならないというふうに認識をいたしておりますので、そういったことからします

と、アウトソーシング等々の推進というのは避けて通れないというふうに私としては認識をいたしているところでありまして、御理解を賜りたいなというふうに思います。

次に、ファミリーサポートセンターの関連でありますけれども、これは行政執行方針でも述べさせていただきましたように、この20年にかけて計画を立てまして、その計画にのっとった中で21年に向かって進めていきたいというふうに思っているところでありまして、議員から御提言のありました人材だとか運営だとかいろいろな点につきましても、十分配慮しながら計画立案に向かって20年度方向性を定めていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、農地流動化等々の農業施策の対応であります。農地流動化ということにつきましては、不農作地の対応等々も含めながら重要な課題でありますので、今後、第5次の農業振興計画の中でも大きな位置づけをして進めていかなければならないというふうに思っております。

現在、その不農作地等々の対応を少しでも減らすためには、あらゆる施策の展開をしていかなければならないというふうに思っておりますが、その中にありましても、やはり優良農地につきましては何としても不作地として対応することはでき得ないわけでありまして、この優良農地につきましては、何としても耕作地に対応するように進めていくとともに、不良農地と申しますか、立地条件の悪い農地につきましては不作地として対応していくということではなくて、地目の変更等、変換等々も含めながら、今後の課題としてその対応を図っていかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、景観づくりに対する実効性を高める対応についてでありますけれども、御承知のとおり、昨年の4月に上富良野町におきます景観づくり基本条例を策定させていただきました。この基本計画を策定させていただきました。これに基づいて対応しているところでありますが、今現在、北海道の景観計画が策定されまして、ことしの10月ごろから適用する運びとして今進んでいるところであります。

そういった関連から、北海道の景観計画と我が町の景観計画との整合性等々も十分対応を図りながら、今後、北海道が対応する部分についても、我が町との違いについては地域住民の皆さん方と十分な協議を重ねながら合意作業を進めて今後の対応を図っていかなければならないというふうに思っているところでありまして、そういった観点から実効性を高めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、商工振興関係の御質問であります、このことにつきましては先の議員にもお話し申し上げましたとおり、やはり商工会との連携を密にしながら、非常に厳しい状況が、今、商工業も農業も同じでありますが続いているという現実の中で、上富良野町の商工振興策をどのように対応していくかということは重要な課題であります。

ただ、その課題につきましても、やはり商工業者みずからがどのような事業展開をしていくかということの発想をしていただかなければならない。従前のように、たまたま耳にするわけではありますが、行政がすべてやってくれることだったら何でも引き受けますというような観点では、商工業の振興、発展にはつながっていかないと。やはりみずからが発想し、みずからが対応していく、その中で行政が最大限の支援をしていくという形でなければ、行政が指導してやっていくという時代はもうこれからはなかなか難しい時代になってきているというように認識しておりますので、そういった観点から商工業の皆さん方、商工会の皆さん方の今後の対応につきまして、我々が行政の立場で十分見きわめながら支援策を考えていきたいというように思っているところであります。

次に、我が町におきましても、相当数の移住者と申しますか、定住者の方々が居着いていただいているということは非常にありがたいことであるというふうに思っております。

過去におきましても、新規移住者の方々と町長と語ろうで懇談を持ったことがあるわけですが、それ以来、議員から御意見がありましたように次の段階として前進しないというところがいささか寂しい思いをいたしているところでありますが、今後におきましても、5人でも6人でも少人数で対応しているのが町長と語ろうということでもありますので、今後そういった場を通じながら、移住者の皆さん方が我が町に移住してどのような点をよしとするのか、どのような点を問題点とするのか、そういった他から来た方々の意見を聞くということはこれからのまちづくりにも大変大切なことであるというふうに思っておりますので、そういった機会をつくることを努めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、環境対応でありますけれども、このことにつきましては、先日にも鴨志田環境大臣との要望の機会がありましていろいろなお話をさせていただいたところでもありますし、また、大臣からいろいろな要望も聞かされたところであります。

ことしの洞爺湖サミットにおきます対応の中で、端的には富良野圏域において何らかの対策を講じて

くれればなというような鴨志田大臣の御発言もあったところでありまして、過去におきましても富良野圏域の振興委員会の中で、この問題につきましても圏域として対応していこうかと、いってはどうかというような協議もなされたことでありますし、今後、このことにつきまして上富良野町単独でということも重要であります、圏域としてどのような形で進んでいくのかということも含めながら対応を図っていかねばならないなというふうに思っているところであります。

また、地球環境温暖化防止対策といたしまして法律も定められているというようなことから、公共団体としても地域としても、我が町におきます地域における推進計画等々もつくり上げながらこの問題に対する対処をしていきたいと。そして、大きな課題となっております温暖化対策を我が町も取り組んでいくようなことの計画を立案をしていきたいというように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） 何点か質問をいたしたいと思います。

第1点は子育て支援保育事業の関係なのですが、一つは病児、病後児の保育ということで、一応エンゼルプランでは平成21年度から実施ということで、派遣型等も含めて施設型ということも含めてのことですが、一応基本的には派遣型というようになっております。

したがって、ことし1年、これらの関係の十分な検討、協議をいただいて、21年度実施ということでできるような形で進めていきたいと思います。

それから、第2点目は介護病床の老健施設の転換です。

きのうの新聞で、新型老健施設の介護報酬ということで、利用者一人当たり41万1,500円の8割に当たる33万4,000円ということで、報酬月額ということで新聞報道されております。

ただ、この老健施設の転換ということで、現在の報酬制度という限定の中で老健施設への転換の収支等が出されております。したがって、従来の療養病床の8割ということになれば、この点に関して今後どうなっていくのかというようなことをちょっと危惧する面がありますので、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから3点目は、今、同僚議員から景観づくりの関係ということでお話しがありました。

昨年の町長の方針では、里仁地区を景観づくり重点地区と指定することを前提に、地区住民の皆さん

方の意見反映に努め、地区計画の策定などというようにことでなされておりました。

それで、自主的に景観づくり推進会議がどのようにされているかという意味で会議録を見ますと、18年は第1回が19年3月7日、同じく第2回が19年3月26日ということで、18年度は2回、19年度は第1回が19年4月27日に行われて、その後、開催をされていないような状況でございます。

それで、これらの変化がどうなのかということで、今、町長の同僚議員の答弁で北海道の景観計画の整合性を含めてということでございました。

私は、19年度の町長の行政執行方針の中で、とりあえず最初から里仁地区ありきではなくて、その条例である第7条の基本計画の策定をやって、そしてその後、第8条による景観づくりの指針策定等が進められていく、そして第12条による景観づくりの重点地区、それから重点路線の決定ということで、私は美瑛の状況、それから富良野、それから占冠の景観づくりの条例ができて上がる経過を見ますと、やはり基本計画になって、その中にその町の山がどうで、川がどうで、道路がどうでというようなことを含めてやっていって、それから重点地区の指定ということはどうするかという段階だということで私は言うておりましたが、現実には道の関係ということであれば、道の関係の前に上富良野の重点基本策定等、それから上富良野のそういう地形、道路、山、川等も含めた、そういうものを一応拾い上げた形でとりあえずやっていて、その後、道の整合性を含めてやっていってはどうかという考え方を持っております。したがって、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、公園緑地の関係ということで、日の出公園と、それから環境整備を進めるということで、適正な公園管理を行っていくということで、私が以前に申し上げた島津公園のトイレの外壁、毎年だんだんはがれていっているのです。このことを何とか早くしないということではあるのですが、もう言うなればこういうものを放置しておくとなおみずばらしいという状況にもなってくるので、そういう点にも目を向けていただきたいという気がいたしまして、この点をお伺いしたいと思います。

それから、次に教育行政の関係で教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

この4ページの学校給食の関係で、今年度4月より給食費の引き上げを行う予定でありますということになっております。

現実には小麦だとか、それから原油の高騰等いろいろな条件があるので、非常に大変な時期を迎えて、

本年度の予算では学校給食会に170万円を補助するというようなことが出ております。

それで従来、学校給食センター運営審議会があって、そこで最終的な給食費を決めていたのですが、今回は学校給食会で決定ということになるだろうかと思います。

ただ、もう最終年度で、また新たに4月から始まるということになると、父兄の住民周知等も含めて、上がる値段が児童の場合幾らから幾ら、それから生徒の場合、幾らから幾らということで、あくまで学校給食会が決めるということにはなろうと思うのですが、この辺、児童生徒を預かる教育委員会として基本的にどういう考え方を持っているかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、次に社会教育施設の関係でございます。

富原分館の屋根、外壁等の塗装の予定をしているということでございます。その他の施設については次期総合計画にあわせてということでございますけれども、私、以前に公民館の里仁分館の関係でお尋ねをいたしました。そうすると、できるだけ予算の補助率のいいところをということですが、現実には富原分館は昭和44年に建てて平成5年、24年経過した段階でできた。それから、江花分館は昭和46年にできて平成15年、32年たって新しくなった。里仁分館は昭和49年、1974年、現在2008年ということで34年を経過しているのです。そうすると、私はこの次期総合計画の早い段階に入れていかなければ、できるだけ修繕をしながらやっていくというようなことを昨年12月の議会で言うておりましたが、これらも含めて次期総合計画の早い中に入れていくという基本的な考え方があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、子育て支援関連の病後児の保育関係でありますけれども、これにつきましては先般お答えさせていただきましたように、21年の方向に向かって計画を立てながら進めているところでありますが、基本的に保育所に対応するのか、派遣型に対応するのかということが重要な問題でありまして、このことにつきましてはどういう形で進めるかということを中心として、今、検討中であります。

ただ、エンゼルプランの中でも21年に向かっての方向性を定めながら、派遣型等々の部分を重視しながら計画を立案していきたいというように思っ

いるところであります。

体制につきましては、今、内部検討中でありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、介護病床の小規模老健への転換であります。私も目を通させていただきましたが、過般の報道で療育費等々の改正が来年から第4次の介護保険制度が実施されます。その中で、どのような施設介護に対する措置がなされるのかというようなことや、今年度対応いたします医療制度の2年目の見直しにつきましても、どういう形になってくるのかということの将来性を見込みにつきましては、予見をすることがなかなか難しいということがございます。

ただ、現状の対応の中で、今、我々は検討させていただいているのと、御承知のとおり平成23年に国は介護病床の大幅な削減計画を持っていると、その対象にならないということも含めた中で、今、上富良野町立病院の今後の運営を進めていく中で、経営を進めていく中での一対応として、今、療養型病床群から小規模老健への改変を進めているということです。

ただ、このことが将来に向かって、介護型の対応が介護保険制度の中でどのような料金設定がなされてくるのかということにつきましては予測ができませんので、どちらが経営的にプラスになるかマイナスになっていくかということとはなかなか予測しにくい。現状の中で判断しているということで御理解いただきたい。

また加えて、先ほど言いました療養型病床群の大幅な削減ということの対処をしているということで御理解をいただきたいと思います。

次に、景観づくりの問題についての御質問ですが、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、上富良野景観づくり基本計画というのを昨年の4月に制定させていただきました。

その中で、昨年は重点地域の設定をして、そして地域の方々の理解をいただきながら定めていきたいということでお話を申し上げていたところであります。そういったことを対応した中で景観計画を策定していきたいというふうに思っていたところであります。議員の御質問にありました里仁地区の皆さん方との協議が整わなかったと、重点施設に対する規制の問題等々もありまして、今、町といたしましては重点地域を定めるということについては見送っているというのが現状であります。

そういう中にありまして、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、北海道は景観計画をつくるということで、その景観計画を我が町におきまして今後策定をしていきたいと。上富良野町景

観づくり基本計画をもとにした今後の景観計画を策定していくということで、その中でまた指定する問題等々につきましても地域との協議がなされて理解を得なければなりませんので、そういったことも含めながら今後の課題として対応していきたいというように思っているところであります。

最後に、島津公園のトイレの問題であります。さきにも議員からお伺いされたことを覚えていますが、このことにつきましてはことしの20年度の予算の中で対処していくように計画しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 9番中村議員の教育行政に係る2点の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の学校給食費の値上げに関するところであります。

これにつきましては、値上げはどのような経過で額の改定に至るかということにつきましては、当然、学校給食費というものは、ほとんどが保護者の御負担であります。それで、先ほど170万円で米飯の加工賃の補助というのも税金が一部投入されているという中で進められているわけですが、この学校給食費の値上げについては、学校給食会、要するに保護者、学校等の関係者が集まった組織であります。そこで意見を聞いて、そして教育委員会が最終的に決定をしていくという運びになってございます。

その中で、学校給食の提供につきましては新年度早々から始まるというようなことで、いろいろな手続を今行っているところであります。

ただ、非常に今までよりも大幅な値上げにならざるを得ないのかなということで、どこまでおいしくて安全で安心できる給食を保ちながら、その中で品数も減らさないで、しかも先ほど言ったようなことを維持できるかということで、そのぎりぎりの線を提案しているところであります。

続きまして、社会教育施設の整備にすることですが、御意見にありましたように里仁分館につきましては、今までも要望等をいただいているところであります。

そして、この里仁分館の整備に係ります日新分館、それから旭野分館、いろいろな分館等についてもいろいろふぐあいが生じてきているところでありますので、これにつきましては執行方針の中にも書いてありますように、年次整備計画をしっかりと持った中で整備を着実に進めていかなければなら

いと。それは改修、または修繕や何かも含めながらということで今考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6 番今村辰義君。

○6 番（今村辰義君） まず、町長にお伺いしたいのですが、先ほど金子議員がお聞きになったことと重複するところのお答えは結構であります。

自衛隊関係でありますけれども、今中期防におきまして、旭川の第2師団、これはルールが引かれて着実に改変に向かっております。

その中にあって、同じ2師団管内の戦車連隊がまだ改変を免れていると。厳密に言えば整備中隊ができて、上富良野駐屯地が現在のところ若干、逆に人数がふえているわけでありますけれども、戦車連隊のほうは改変を免れているという状況で、来年度改変の予定がさらに2年ほど先送りになっていると。先送りになっているということは、次期中期防に反映するということが、まだ見直しが大いにできるといえることであると思います。今までの町長の要請に対して非常にありがたく、元自衛官として思っているところであります。

そこで、上富良野町の演習場に来る隊員、この上富良野駐屯地に所在する隊員だけではなくて、あらゆるところから演習場に来ます。この隊員の福利厚生、演習場の障害を防止するという観点では、その周辺の整備環境を整備するという観点ではなくて、隊員そのものの福利厚生を考えるという観点に立って、上富良野町としては他の市町村から来ている自衛官に対してこういうことをやっているよということをしてPRすることによって、また駐屯地の現状維持にもつながっていくのではなかろうかというふうに考えるところもありますので、ここの点について、町長、何か取り組み方があればお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、教育長にお伺いしたいのですけれども、教育基本法が改正されまして、教育のあるべき姿や目指すべき理念が明らかになったということでございますけれども、その中で学校教育におきまして豊かな心を充実させるというところでありますけれども、まごころのあいさつ運動、これも非常に大事な話だというふうにとらえております。そのほかという欄に学校教育の今日的課題というところに入っただけなのですが、道徳教育という項目がございます。この道徳教育そのものが豊かな心を育てるのに非常に意義があるものではなかろうかというふうに思っております。

例えば、親に孝行だとか、この郷土を愛する心、あるいは国を愛する心、あるいは国旗とか日の丸に対する考え方、それらに対する教育長の指導内容、

あるいは教育長の考え方、あるいは教育長の今後の取り組み方についてお伺いしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 6 番今村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、自衛隊の2師団の問題でありますけれども、御承知のとおり2師団は総合近代化師団として充実を発展しております。年内充実されておまして、師団隷下の隊員の増員が図られております。装備等々も充実してきております。

ただ、先ほど申し上げましたのは、防衛計画大綱の別表の中に、総合近代化師団の戦車の台数は41両と、火砲の門数は45門ということで規定されてしまっているということで、今、2師団におきましても名寄を中心とした特化連帯等々の中に持っております火砲も45門に規制されていく。戦車につきましても、今、上富良野の2戦車が何台持っているかは申し上げませんが、41両に削減されるということが別表の中で規定されておりますので、これが次期防衛力整備計画の中で手をつけられてくる可能性が出てくると。

これを何としても、これはもう大綱で定まっておりますからそうなる。しかし、それにかわり得る何らかの対応を上富良野駐屯地としては、また、第2戦車連隊としては他のもので対応していくことを考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

それで、今、今村議員から年間35万から6万に及ぶ演習場に他の部隊から演習に来る隊員さんがいるぞと、そういう35万から6万の方々の隊員に対する福利厚生を上富良野町として対応してPRしてはどうかということですが、ただ、このことにはいろいろな課題がありまして、演習に来る隊員に町が福利厚生等々の対応をして上富良野町としてどのようなメリットがあるのかということを十分に考慮しながら、また、どういうことができるのかということも考えながら対応していかなければならないというふうに思うところであります。

駐屯地に所在する隊員に対しては、町として支援することはそれなりの地域に対するいろいろな恩恵を得ているから、それは可能かなというふうに思いますが、ただ演習をして帰る隊員、よその町にいて、よそに税金を払い、よそにいる隊員に我が町がどういうことができるのか、そしてそのことがどれだけのメリットになるかということを考えると、今の私の頭の中ではどういうことがいいのかということとは想像つきませんが、町にとってプラスになること

があるとするならば今後検討をしていく課題であろうかなというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 6 番今村議員の教育行政に関する御質問にお答えを申し上げたいと思います。

教育基本法の改正に伴っての道德教育等に係る件であります。議員から質問のあったとおり、やはり豊かな心、それには郷土愛とか親に対する気持ちとかということの子供たちに醸成していくということは非常に大切なことだと考えております。

また、教育基本法の改正の中でも、公共の精神をたつとび、そして豊かな心、人間性を育てていくということが今回の教育基本法の改正の大きな要点になったところであります。

このプランに基づいて、当町の義務教育等においても、当然、道德教育にはそれぞれの学年、年代に応じた課題等を抽出しながら教育を進めていくということが大切だと考えているところであります。

また、国旗、国歌等の問題につきましては、現学習指導要領にこのことについては載っております。この載ったものを、我々教委としては当然この国旗、国歌の遵守についても守りながら学校行事等で行っていくというような考え方であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第 1 号から議案第 10 号までは、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、議長を除く 13 名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 10 号までについては、議長を除く 13 名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 6 日から 3 月 10 日までの 5 日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3 月 6 日から 3 月 10 日までの 5 日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす 3 月 6 日から 3 月 10 日までの 5 日間は休会といたします。

3 月 11 日は今定例会の 3 日目で、開会は午前 9 時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1 時 50 分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年3月5日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 向 山 富 夫

署 名 議 員 村 上 和 子

平成20年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成20年3月11日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1 番	向 山 富 夫 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	金 子 益 三 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	10 番	和 田 昭 彦 君
11 番	渡 部 洋 己 君	12 番	佐 川 典 子 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	佐 藤 憲 治 君	総 務 課 長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長	尾 崎 茂 雄 君	建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	大 場 富 蔵 君		
町立病院事務長			

○議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成20年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外7名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。質問の順序は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割については、さきに案内のとおりでございますので、御了解賜りたいと存じます。

なお、永年在職議員の表彰として、徳島稔前町議会議員が、全国町村議会議長会から、27年以上議員として在職され功労があったということで、自治功労賞を受賞され、先日、議長とともに自宅へお届けいたしました。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩 田 浩 志 君

4番 谷 忠 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

○2番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

まず1項目めは、富良野広域連合設置における学校給食事務について。

富良野広域連合の処理する事務の中に、学校給食共同調理場の設置・運営及び管理並びに学校給食の配送に関する事務とあるが、当面の間は現在使用している上富良野町、富良野市、南富良野町の三つの給食センターをそのまま使用して、配送も自賄いで行うこととなっている。

現在、上富良野町の学校給食センターは、地場産品を80%利用し、冷凍食品をできるだけ少なくし、食材もその日に購入して手づくりであるが、富良野地区学校給食センターは、皮むきから切るまでを含め、食材で購入するなど、手法も違っている。

将来、三つの施設が統合され共同処理となれば、同一メニューとなり一括購入で食材を安く求めることができるかもしれないが、今回、中国製冷凍食品の中毒事件があったが、富良野地区学校給食センターでは、冷凍食品、豚肉ピカタを使用していたこともあり、食材が多くなることで冷凍食品も以前より多く使わざるを得なくなると思われ、将来を担う子供たちの安心で安全な食が保たれるのかどうか、大変心配であります。

また、配送についても、共同調理場が富良野市ということになれば、今までのような温かい給食は望めないのではないのでしょうか。今後については、外部委託がふえ、人件費を節減しても、手間賃プラス加工賃込みの値段で、経費的には変わらないのではと思われます。町にとっては、食材を取り扱う商店、雇用、町内業者の利用も減り、経済活力を失うことにもなると考え、学校給食事務については、現在の上富良野町給食センターの施設を修繕しながら、少しでも長く利用できるようにしたほうが良いと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

2項目めは、精神障害者の就労支援について。

現在、精神障害者の地域活動拠点は富良野市になっているが、症状によっては1人では通所できないため、家族の送り迎えが必要な方もいる。自立支援医療の制度になってからは、施設使用の個人負担もかかり、ますます家の中に引きこもるようになり、家族の負担も大きいと聞いている。町内にあるNPO法人を支援して、障害のある方にも就労の場

を提供してはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞きたいします。

3項目めは、高齢者向け配食サービスの料金の見直しを。

社会福祉協議会では、高齢者向けに配食サービスを実施しているが、このことにより、高齢者の安否が確認され、また、栄養のバランスを保つという効果もあります。

しかし、現在、個人負担が700円で、他町村と比べても高く、例えば旭川市では、週6回で利用者の負担は400円、上川管内でも300円から350円の負担であります。

平成18年4月1日より配食サービス料金の見直しにより、デイサービスの食事と同額にするということで350円から700円にした経緯がありますが、これにより、当初は20食あった給食は1日に6食で、1食のときもあり、高齢者は利用していないというのが実態であります。料金の見直しを考える必要があるのではないのでしょうか。また、事業そのものの見直しも必要ではないかと考えますが、町長の御見解をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの富良野広域連合設置における学校給食についての御質問であります。学校給食事務については、教育委員会の決定を経て、広域連合への加入を行うものでありまして、既に本年1月16日開催の第1回教育委員会議で決定した旨の報告を受けているところであります。

広域連合へ加入することにより、安心して安全な食の提供と、地産地消や地元商業者等への経済的な影響について御心配されておられますが、広域連合への移行時から当面の間においては、当給食センターの自賄いによる運営が予定されており、現在とほぼ同様の運営体制が引き継がれるものと考えております。

将来的には、児童・生徒の減少が加速度的に推移することが予測される中で、施設が統合されていくような場合には、安心して安全な給食の提供を初め、地産地消や地元商業者等への経済的な影響についても念頭に置いた中で、5市町村による協議を慎重に進めていかなければならないと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、上富良野町独自で学校給食センターを運営していく場合、近い将来において、施設の改修等に多大な投資が予想され、学校給食の安定的な供給を行っていくためには、広域連合

への加入が最善と判断しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの精神障害者の就労支援についての御質問にお答えさせていただきます。

精神障害のある人が、障害の程度にかかわらず、生活自立、就労の支援を目標として必要な作業指導及び生活指導を行うため、平成17年度に富良野圏域5市町村の支援事業により、精神障害者通所授産施設を開設し、上富良野からも13名の方が通所利用しており、社会自立に向けて努力をいたしているところであります。

御質問の点につきましては、対象者のニーズや個々の障害の特性に配慮した中で、町内の事業者やNPO法人と連携、協議を深めながら、今後も就労の場の確保に努力してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの高齢者向け配食サービスに関する御質問にお答えさせていただきます。

配食サービスは、在宅福祉サービスの一環として、ひとり暮らし高齢者所帯等を対象に社会福祉協議会に委託して実施をいたしております。自分自身で食事をつくるのが困難な方に、栄養管理を目的とした健全な食生活の自立支援を図っておりますが、御質問のように、配食サービスのあり方については十分検討を要する課題であると考えております。

現在、民間福祉力の活用も視野に入れた配食サービスの実施方法について、受託者であります社会福祉協議会とも協議をするように、既に指示をしているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） まず、1項目めの広域での学校給食の件でございますが、答弁いただいた中で、何点か再質問させていただきます。

この件に関しましては、1年をかけて決まったことだからというような、父兄のほうにも、広域連合で取り組むということになりますので、御理解を賜りたいというようなことで、仕方がないのかなというような流れだと思うのですけれども、それは、現在行われている学校給食が今までと同じような安心で安全な状態で供給されるということを考え、今より低下しないという考えがあるからなののですけれども、きょういただきました答弁では、広域連合に加入するのが最善と判断するということでございますけれども、私は最善とは思わないのですが、どんなところが最善となるのか、まずその点、お聞かせいただきたいと思います。

それから、例えば配送にしましても、今、ルートのには、富良野市から考えれば、幾寅、それから占冠、運行的に、現在そのほうが便利がいいのではないかと考えてございますけれども、富良野の給食センターの配送時間は現在10時半なのです。それで、上富良野町の給食センターは11時から配送して、ここで30分ぐらいの差がございまして。

それで、この時間が今度、富良野で共同調理場ということになれば、まだ早い時間に前倒しをして、上富から富良野の16キロというのが往復になりますので、それが今までかかっていないことがかかるようになります。こうすると、今でもちょっと給食が冷めているわというような、温かくないわというような苦情も来るそうですが、そういったことを考えますと、果たして温かい給食ということになるのかどうか。

それと、何よりも、食材を取り扱う上富良野の町内の業者、それから雇用、これも人件費の削減ということになりますと、そういった方々に与える打撃、大体5,400万円から5,600万円の金額ぐらいだと思いますけれども、そういったことの、御答弁では、将来的にそういったこともよく慎重に、経済状態なども考えながらやっていくということでございますけれども、何も確約されるものではありません。

果たして、こういう状態で、将来的ということになっているのですけれども、2点目は、何年後ぐらいにこういう共同調理場ということを考えておられるのか、その点、お伺いしたいと思います。

今、三つの市町村でやっている富良野の給食センターは、占冠村と中富良野町と富良野市でやっております。それが五つとなれば、効率がいいということかもしれませんが、単独で持っている上富良野町と南富良野町にとっては、何も今問題がないわけですから、生徒もそんなに急激に減ってしまうということは考えられませんし、今度、共同でやるとなれば、今、4,400食、上富で1,100食、富良野で3,400食、大体4,400食、これが400食ぐらいにはなるかもしれませんが、そんなに急激に生徒が減ってしまうということにもならないと思うのですが、そういうことであれば、共同調理場という段階で広域連合に加入してもいいのではないかと、こういうふうな3点目は思うわけです。

それから、上富良野町にとって、経済の活力がなくなったり、雇用の減少だとか、それから、学校給食の低下を招いたというようなことがあったとき、だれが責任をとるのでしょうか。どうも広域行政の責任の所在というのがないようなのですけれども、

その点はどうなりますか。またお伺いしたいと思います。

それから、2点目の精神障害者の就労の件でございますけれども、精神障害者の通所授産所の施設を富良野5市町村広域でやっていて、13名ぐらいの方が通所して、社会自立に向けてやっているということ、御答弁いただいたのですが、北の峰学園のデイサービスに通っている人も合わせて13人ぐらいなのかなという感じがするのですけれども、その点、確認させていただきたいと思います。

ここは、社会福祉法人エクウエート富良野がそこを運営されていると思うのですけれども、つくったときと比べて、今は上富良野町からは人数が減っていると思うのですけれども、当初施設をつくったときからと比べまして、南富良野町の方なども、何か距離的に遠いからということで、今はそこへ行かないでやめてしまったというようなことも聞いているのです。

それで、ここにバスで送り迎えをされているわけですが、何か当初の自立をする作業をしたり、訓練をしたり、社会復帰できるような感じの施設ではなかったかと思うのですけれども、それが塗り絵をしましたり、折り紙をしましたり、何かデイサービスのような感じになっているような、広域でやっているからということであるかもしれませんけれども、今度、障害者の自立支援法で1割負担となりましたものですから、なかなかお金がかかるようになりまして大変でございます。自立支援法ができてから、かえってそういう方々にとっては使いにくいというか、そういうような状態になっておりますし、精神障害者通所授産施設というのも、丸投げしているとは思えませんけれども、こういった方々はただそこへ行ってお昼の御飯、このお昼の御飯も350円今度かかるということでございますが、就労支援、生活指導もないような状態ですと、どうでしょうね、何か広域でやっているからというような、私はどうも丸投げのような気がするのですけれども、こういった人たちの何とか地元で社会進出できるように支援して、就労の場を上富でできるようにしていくべきではないかと考えるのですけれども、町長のお考えをお聞きたいと思います。

それから、3項目目の配食サービスの料金の見直しでございますけれども、過去において我々も350円から700円、これはデイサービスの食事と同じだということで、それならばということでやった経緯があるわけですが、その点、町長に、そう決めたのではないかとと言われるかもしれませんが、ずっと私、調べてみました。そうすると、700円というところはないのです。デイサー

ビスは付加価値がありますので、デイサービスをしながらかつをもらったり、また、遊びながら食事をするということで、これが1食のときもあるという状態ですと、社会福祉協議会にお任せしているのだよということかもしれませんけれども、行政としても、回数を減らすのか、値段を下げるのを見直しをするのか、何というのでしょうか、また違う方法、こういった方々を見守りするような、これにかわるものがないのかどうか、何か今、検討するように指示をしているとおっしゃるわけですが、どのような方向性を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、広域で行います学校給食関係についての御質問であります、基本的に広域でやるのが最善だということは、何をもち最善かというような御質問であります、さきにお答えさせていただきましたように、間もなく我が町の給食センターは大改修をしなければならない。

そのための財政投資というのは結構大きなものがあるということで、そういうことであれば、さきにも申し上げておりますように、これから圏域で対応する各いろいろな事業に対して、上富良野町も広域行政の推進を図っていくということを前提として進めさせていただいておりますので、そういう観点からも含めて、今回の広域連合に加入して対応していくということですが、最善な手法というのはそういったものであるということで御理解いただきたい。

それからまた、配送により温度が下がっていくのではないかとありますが、これらのことやら、あるいは、種々御質問、御意見のありました件につきましては、私は広域連合でやったから安心・安全が我が町の給食センターよりも落ちるという気持ちは持っておりません。

もし、そういう状況が生ずるということであれば、我々は是正をしていかなければならないと思っておりますので、配膳につきましても、占冠村まで配送して、現在の保温体制というのが十分とれるようになってきておりますので、我が町に一番近い江幌小学校に配送しても、保温体制というのはそれなりの対応ができ得るものと思っております。

また、共同処理するのはいつごろかということですが、さきにも申し上げましたように、現在、富良野市で実施しております給食センターの設備からすると、我が町、南富良野も参加することになると、増設をしなければならないと。

しかし、増設するには、場所的にあの場所では増設できないというようなこともありますし、加えて、まだ耐用年数が来ていないというようなこともありますので、早急にあの施設を増設することにつきましては、多額の財政投資になるということから、南富良野、上富良野町については、現在ある施設を使って自賄い方式で対応するというところで進めていきたいということですが、これはもう既に幾度となく御説明を申し上げ、教育委員会も学校関係者に説明をしたりしているところでありますが、基本的には平成23年、3年後をめどとして対応したいということで進んでおりますが、状況から把握すると、その3年後には共同処理がスタートできるかということになると、なかなか3年後に対応するという事は難しいであろうという私なりの個人的な予測をいたしているところであります。

そういうことでありますから、しばらくの間は自賄い方式が続くのではないかなという気がいたしております。

また、今加入しないで途中で参加してはどうかと、我が町の給食センターが使えなくなったときに仲間入りしてはどうかという御質問ですが、今、5市町村で進めるときに、南富良野町も我が町と同じ状態の中で、南富良野町は自賄いで参加すると。上富良野町はこの広域連合から外れるということになりますと、広域の中における、後ほど参加するということに対しては、なかなか難しい課題もあると。上富良野町としても、今、自賄いでやるということに対する支障は生じないと思いますので、今回参加させていただいて、自賄い方式で進めていきたいと思っております。

また、広域連合でやった事業に対する責任はどこが持つのかということですが、御案内のとおり、広域連合は一自治体として認められた組織でありますので、当然にして5市町村で組織しております広域連合の組織の中ですべての責任は対処していくものと認識いたしております。

また、加えて、今、我が町における学校給食センターへ食材を供給していただいている方々、そして、働いている方々、すなわち食材の提供者、あるいは雇用の問題、これらにつきましては、議員の御質問にあります、危惧しておりますように、私自身もこの問題については危惧をいたしておりますが、これらにつきましては、ある面では、食材提供者は上富良野町よりも大きな広域の給食センターに納入するチャンスも生じてくると思っておりますけれども、また雇用の問題等々についても、その対応は最善を尽くして対処していかなければならない

課題であると認識をいたしているところであり
ます。

そのようなことで、さきに御説明させていただ
きましたように、今回、広域連合の中で学校給食等々
含めた設置につきましの規約等々の対応につきま
しては、今定例議会に御提案させていただいており
ますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げた
いと思います。

次に、精神障害者の対応の件でありますけれど
も、このことにつきましては、さきにもお答えさせ
ていただきましたように、現在、町も資金援助、支
援をしております社会福祉法人に対応していただい
ているところでありますが、その法人の指導体制が
十分でないという御指摘であります、そのことに
つきましては、私どもも十分、作業指導がどのよう
になっているのか、生活指導がどういうことになっ
ているのか、議員から指導体制が十分でないという御指
摘を受けたということで、十分その内容は精査し、
その指導体制については最善を尽くすように努めて
まいりたいと思っておりますし、これも先ほど言いま
したように、町単独で実施してはどうかということ
であります、これは一自治体の対応の中で多額の財
政投資をして施設を建設するというよりも、こうい
ったことこそ広域で対応することがよりよい対応に
なるであろうということから、広域の中で進めさせ
ていただいているということで御理解をいたしたい
と思います。

また、北の峰学園と合わせて13名かということ
につきましては、その北の峰とは別に、この社会福
祉法人に単独で13名ということであります。

次に、配食サービスにつきましては、さきにお答
えさせていただいておりますように、もう既に実施
方法等も含めて検討するように指示を出してござ
います。

この問題につきましては、以前から御指摘をい
ただいたところでありますが、今までお答えさせ
ていただきましたように、給食対応につきましては
デイサービス等々で対応しておるところでありまし
て、行政が実施する中で、あなたには700円、あ
なたには300円という価格の差をつけるというこ
とは、行政上の公平化からするとでき得ないとい
うことで、議員も御理解いただいたように、デイサ
ービスと同じ料金の700円に改正させていただいた
という経過があるわけでありまして、私どもとし
ては、あなたには700円だけれども、あなたには3
00円にしますよというような、行政がやる場合
において、そのような不公平な対応はでき得ない。
その手法を今後十分検討しながら対処していきたい
と思っております。片方、デイサービスは現場まで

食事を取りに来る。片方、配食は家まで届けてあげ
るというような部分も含めながら、検討をするよう
に指示をいたしているところでありますので、御理
解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 1項目めの件でございます
が、前に町長は同僚議員の広域連合のことに關しま
して、行政が直接やらなければいけないのは消防ぐ
らいだと。あとの学校給食、環境衛生、串内牧場に
しろ、これが行政が直轄、直営をしなければいけな
いとは考えていないと、かねがねこういう御答弁
をいただいているのですが、今、上富良野の施設も
10年ぐらひは、これを直すと莫大な資本の投資が
必要だ、必要だとおっしゃるのですけれども、修繕
しながら、私はまだ10年ぐらひ使えるものではな
いかと。

それと、結局、町長の今の御答弁ですと、3年ぐ
らひは難しいだろうと、共同調理場を設置するとい
うのはという御答弁いただいたのですけれども、し
ばらくの間は自賄いだというような形だとおっしゃ
いましたけれども、本当にここはあいまいでして、
何もこれという決まりがなく、そして今、学校給
食というのは3食のうち1食、本当に子供たちに
とっても大切なことありますし、前に消防で、広
域ではどうなのかという質問をされた同僚議員が
いらしたのですけれども、そういったときも、消防
力が低下するようであれば、現在の状況を維持し
ていく状態というのを保たなければならないと、こ
うおっしゃっていますので、特に学校給食というの
は3食のうちの1食の大切な、特に今、食の問題
も、安心・安全な食をということで、どちらかとい
いますと、今、加工の業務用食材化の傾向になって
きているのです。今ですと、目に触れて、ニンジン
がかたいわよとかいろいろ、これはどうかと言っ
て購入しているのですけれども、そういったことが
大きなものになりますと、なかなか目に触れるこ
ともできない。

当然、今度、共同調理場でしようではないかと
なった場合には、これまたその施設をどうのこう
のということになると、またこれ負担が、今、上
富良野の給食センターを直すよりも、負担が全然
要らないということにはならないのではないかと、
こういうふうにも考えるのですけれども、ではこれ
、やっている3年か4年、しばらくはこのような状
態でというときに、では、今、町長のお話ですと、
うちだけはそういう状態になってから広域行政で
取り組むよというわけにはちょっとおっしゃった
のですけれども、そうなったときに、ではうちは
民間委

託をしますよと、こうなることは考えられるのかどうか。

町長の常々のお考えですと、先ほど申し上げましたように、広域行政が直接やらなければいけないのは消防ぐらいではないかと。民間活力ということも考えられるという町長のお考えがあるわけですが、そうすると、この広域連合について、町長は私見なのか、町長として、やっぱり今、広域連合で取り組みをしておいても、今の状態が、まだ今はっきり、3年ぐらいは難しいというぐらいのことで、いつにという、何か一部事務組合は計画などが義務づけられていませんけれども、広域はきちっとした、こういったものをするという計画は義務づけられていると思うのです。

そして、私は、全国に110ぐらい広域連合の組織がありますけれども、どこも給食を広域でやっているところは見当たらないのです。本州では学校に給食を持っているということもあると思うのですけれども、近いところでは東川、美瑛、東神楽、ここも広域でやっていますけれども、ここは介護とか、それから老人医療とか、それから国保とか、こういったことをやっておりまして、どこを見ても、美深町は学校給食をやっておりません。そういった状態もありますし、なかなかそういった、ではこのまましばらくやっていて、ではうちは民間委託するよと、こういうことは果たしてできるのかどうか、そういった点もちょっと伺いたいと思います。

それと、今の経済状態、今、食材とか雇用、いろいろな面で経済活力が失われた場合は、当然として責任は一自治体にもあるというようなことを答弁いただいたのですが、本当にそれも確約されたものでもありませんし、低下するようであれば、やっぱり広域連合で取り組む必要はあるのかということを考えるのですけれども、その点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、精神障害者の就労支援でございますけれども、上富良野町で障害計画をつくっているのですね。平成16年に策定しております。この中でも、障害者の職業的自立の支援、障害者が働く場として、一般企業、事務所、公共機関などへの福祉的就労の場の周知徹底、環境整備に努めます。それから、民間活力、NPO法人団体による福祉的就労の場の設立に向けた支援体制の構築をしますと、これは平成16年に策定されました障害者計画書でございますが、こういったものに沿っていないのではないかなと。

広域で取り組んで、広域でやっているのだから、まあいいではないかというような、また、上富でやると、またお金も大変あれで、一自治体でやるのは

大変だというようなお考えのようですけれども、こういう計画をきちっと策定しておりますし、障害者の人もそうでない人も、やっぱり住みなれた上富良野で社会参加をしながら、地域の理解と民間活力、行政の支援が必要だと思うのです。こういう富良野で広域でやっているからということではなくて、やっぱり地元で行政の支援があれば、親御さんも何とか一緒にやりたいと、こういう話もあるわけですので、この人たちの居場所づくりを何とか考えてあげるべきではないかと私は思いますので、何かというて財政的に一自治体ではどうだとおっしゃるわけですけれども、やっぱり負担金としてそういう広域に何がしかのお金を出しているとなれば、やっぱりそういうこと、そういう専門で、民間で、ではやろうではないかということがあるとしたら、地元、上富良野町でそういったことを考えてあげるといって、建てるとかそんなことではございません。そういうことで、そういうどこかあいた場所がないのかどうか、そんなことを考えるわけですが、もう一度、町長、御答弁いただきたいと思います。

配食サービスについては、いろいろ検討されるということです。今、民間でも500円ぐらいで電話をすれば持ってきてくれるという、そのようなことも聞いておりますので、これについてはこれから検討されるということでございますのであれですが、その2項目について、よろしく願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、広域の給食についてでありますけれども、基本的にいつから広域共同処理するのという、あいまいさがあるぞという御指摘がありますが、確かにそういう状況は懸念される部分はあるわけですが、そのようないつからいつまでと、上富良野給食センターはいつまでという期限を切れない状況であるということですが、だからといって、あいまいな学校給食の対応をするということではなくて、今現在、自賄いで上富良野町でやっている対応につきましても、子供たちの食の安全、食育の推進等々を含めながら、最善を尽くして対応していきたいと思っておりますので、ひとつ、あいまいだから子供たちに不安定な対応をするということではないということを御理解いただきたいと思います。

また、共同処理をすれば大量になるから、冷凍食品等々に頼らざるを得なくなるという御指摘でありますけれども、私としては、この富良野盆地の農畜産物の最善の利用を図っていく、地産、地元の畜産物の利用を促進させていくということは、当然にし

て構成自治体として、学校給食センターを共同で対応する部分の中にもその見きわめはしていかなければならないと。

そしてまた、議員の皆さん方からも、広域連合の議員として出ていっていただくわけでありますから、そういった部分は、十分、我々も目を光らせながら見きわめていかなければならないなと思っておりますので、そういうようなことで、低下につながるようなことのないように、少しでも地元食材を利用するような形で運営をするように努めてまいりたいと思っております。

また、民間でやれるのだから、我が町は独立、単独で民間でやったらどうですかということでありすか、そうではなくて、私が今、広域連合の中でやれる部分の中では、消防を抜いて他のものは民間でできますよということは、単独でできるということではなくて、広域連合の中で民間で対応でき得る分野であると。牧場にしても環境衛生にしても給食にしても、当然にして行政が直轄でしなければならないものではないのではないというのが私の持論であります。これは今後、広域連合の中でも議論をしていかなければならない課題かなと思っておりますが、私の言っているのは広域でということを言っているのであって、上富良野町が単独で学校給食等々について民間でやるということを申し上げているのではないということで、あくまでも広域でできるものは広域で対処していくということを前提とした中であるということで御理解いただきたいと思います。

次に、精神障害者の件につきましては、るる議員から御意見がございました。町といたしましては、計画どおり進めていないのではないかと御指摘がありますが、町としては計画どおり進めさせていただいていると。

ただ、その中で、単独でやる分、広域でやる分、民間でやる分ということの中での対応は計画どおり進めさせていただいていると。

ただ、単独ででき得ない部分、財政ばかりでなくて、指導者の確保だとか、いろいろな部分について、単独でできない部分については広域で対処させていただいておるわけでありすし、また、加えまして、民間で対応できるものも、我が町におきましては町の中で単独で民間でお願いをしているということ、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 私からは、さきに通告しました2点について、町長並びに教育長に御質問い

たしたいと思っております。

何分、まだ一般質問のルールとか仕方というのを十分飲み込んでおりませんので、的を外れた質問もあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、上富良野高等学校の存続の問題について、町長に御質問いたします。

上富良野高等学校は、平成17年に私たち町民が待ち望んでいた校舎の全面改築が落成し、生徒数の増加が期待されました。現に、平成17年は前年より増加し、51名が入学してくれました。

しかし、平成18年には33名の入学となり、特例2間口の温情に浴し、かろうじて2間口を維持しました。

ここで町としては、平成18年度中に対策を講じて、最低でも41名の生徒を確保しなければならなかったにもかかわらず、平成19年はさらに27名と落としてしまいました。そしてついに1間口となってしまいました。これは少子化による同学区内の富良野高等学校の定数割れが大きな原因ですけれども、この3年間、町内の中学校卒業生の上富良野高校への進学率は、平成17年29.7%、平成18年22%、平成19年14%と下降し、ことしも10%台だということを聞いております。

このように、町内の中学校卒業生が地元の高校に行かない、しかも1間口の定数にも満たない高校は一番先に統合の対象になりかねません。平成23年以降の配置計画の見直し時には厳しい結果が予想されます。町内から全日制の高校がなくなることが、どれほど大きな損失になるかということを町民の皆さんは認識していないのではないかと思います。

町長が本気で上富良野高等学校の存続を考えているのであれば、地元の中学生が少なくとも半数以上が通ってくれる魅力ある高校づくりに本腰を入れて取り組んでいくべきではないか、町長にお答えをお願いいたします。

それから、2点目、町内の過去に廃校になった学校を含めた学校の校歌をCDに録音して保存していただきたいということを教育長にお願いしたいと思っております。

昭和37年の旭野小学校の廃校に始まって、平成18年の清富小学校の廃校に至るまで、45年間余りの間に小学校6校、中学校2校が廃校になりました。

先日の上富良野高等学校の卒業式で、山本校長は式辞の中で、卒業生の皆さんにとって上富良野高校はふるさとです。いつでも訪ねてきてくださいと述べていました。そのふるさがなくなってしまうほ

ど、同窓生にとって寂しいことはないと思います。せめて校歌をＣＤに録音して保存し、同窓の集いなどに利用してもらったり、希望者に頒布してはどうでしょうか。もちろん現在ある学校も含めて、全部の学校の校歌を収録していただきたいと思いますが、教育長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） １０番和田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

上富良野高等学校の存続は、本町が抱える行政課題の中でも最優先、最重要課題の一つであると受けとめております。今までも校舎新築の促進、入学準備金の交付、資格取得に対する助成、また、町民挙げての署名運動を展開し、存続要望活動など、さまざまな取り組みを進めたところであります。

しかしながら、それらの効果もなく、この一、二年、生徒数は減少傾向にありまして、本年度、特例二間口から一間口になってしまったことは御承知のとおりであります。

存続に当たっての判断材料の一つに、地元中学校からの進学率があることから、私といたしましても、教育委員会に地元中学校からの進学率を高めるよう強く指示をしているところでありますが、このことについては、あくまでも生徒や保護者の意思を尊重せざるを得ないことから、進学率の向上には至っていないところであります。

また、特色ある学校づくりについても、小規模校としての上富良野高等学校の特徴から、就職に強い高校づくりを目指し、在学中にさまざまな検定や資格取得の際に支援を行い、学校においても進路指導には特に力を注いできているとの報告を受けているところであります。

いずれにいたしましても、学校と協力して魅力ある高等学校づくりを進め、存続についてさらなる努力をしてみたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 次に、１０番和田議員の２項目め、廃校になった学校の校歌の保存についての御質問であります。校歌の保存については、教育委員会といたしましても、何とか後世に守り伝えていきたいとの考え方から、平成１６年度から平成１８年度にかけて廃校になった各学校の校歌の歌詞や楽譜を集め、ＤＶＤに保存収集を進めてきたところであります。残念ながら今のところ全学校の収集には至っておりませんが、今後も引き続き同窓生の皆さんの御協力をいただき、さらなる収集に努力をしていきたいと考えております。

また、実際に校歌をＣＤに録音し保存することも

大変意義深いことと考えるところであります。現在ある学校のＣＤ化は容易であります。廃校となった学校分も含めてとなりますと、その実現には校歌を歌っていただく方やその確認など、多くの方々の協力や支援が必要であります。今後、実現の可能性について検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

１０番和田昭彦君。

○１０番（和田昭彦君） 私は、上富良野高等学校教育振興会のメンバーでもあったので、これまで町が行ってきた振興対策については承知しているつもりですが、ここへ来て、その効果が必ずしも上がっていないということは数字にあらわれているとおりでと思います。しかし、入学した生徒は十分にその恩恵を浴しているわけですけれども、それが中学校側に見えていないのではないかと思います。

ここで、中高一貫教育を取り入れて成果を上げている例を紹介したいと思います。

鹿追町は人口５，８００人ちょっとの町ですけれども、平成１５年から小学校から高校までの一貫した教育を実施して、高校の二間口を堅持しています。この鹿追町は、カナダのカムローズに近いストーニープレーンという町と、上富良野が姉妹都市提携を結んだのと相前後して姉妹都市提携を結んでおります。そして、この鹿追町では小中高にカナダ学という教科があって、カナダのことについて学習を深めるとともに、英語学習に力を入れております。

さらに、中学校の卒業生が帯広などに流出しないようにということで、毎年、高校１年生を全員カナダへ短期留学派遣事業を行っております。昨年は１０月に１３日間、６６名の高校生を派遣しております。恐らく、この事業に鹿追町は３，０００万円くらいのお金を使っているはずです。このようにして、人口が上富良野町の半分の町で二間口を堅持しております。

このようにお金をかけなくても、方法は幾らかあると思います。向山議員が上富良野小学校ＰＴＡの会長だったときにつくったスクールバンドが、よき指導者を得て昨年大きく開花しました。西小にも上小にも劣らないスクールバンドの活動の歴史があります。それらの児童が上中に行き、吹奏楽部に入部し、またよい指導者を得て、昨年、全道のトップレベルにまでなりました。上中吹奏楽部の演奏会を聞きに行ったときに、近くにいた年配の女性が、うちには小さい子供はいないけれども、こんなうれしいことってないよねと話している声が聞こえました。これこそ町の活性化の一つではないかと思います。

す。

我々議員は、事ある事に活性化、活性化と言っていますけれども、そのわりに成果を上げていません。ところが、この子供たちはいとも簡単に町を活性化させてくれました。

もし、この上富良野中学校の吹奏楽部員が、全員とは言わないまでも、半数でも上高に行ってくれたらどうでしょう。数年のうちに上高の吹奏楽部も全道のトップレベルになっていくと思います。このように小中で高められたレベルを町外に分散しないで高校にまで持ち上げていく、それは町の財産になると思いますし、町の誇りだと思います。

随分古い話になって恐縮なのですが、旭川市がかつてNHKラジオ唱歌コンクールで、啓明小学校が全国1位、北星中学校が全国1位、旭川北高が全国2位と上位を独占したときがありました。それで全国にその名をはせました。ことしから旭川市は、音楽の町、合唱の町ということをや他ともに許す町となりまして、現在もその伝統が引き継がれております。

また、中村議員の息子さんの中村公暢先生が上中に赴任して、上中の陸上部が地区大会で24種目中18種目の優勝を独占するという成績を飛躍的に向上させてくれました。その伝統を現在の先生と生徒が受け継ぎ、昨年、駅伝全道1位の快挙を成し遂げました。もし、この陸上部の卒業生が上高に進んでもらえたらどうでしょうか。上高には陸上競技専門の先生はいないので、上中のグラウンドへ行っても指導を受けた先生から引き続いて指導を受ける、こういう状態を続けていくなれば、やがて上高の陸上部も全道に名をはせることができると思います。

逆に、上富良野高等学校には甲子園にキャプテンとして出場した体育の先生がいます。ところが、野球部員は9名に満たないのです。私は隣からいつも練習を見ているのですが、六、七名ぐらいしかいません。地区大会では、他の部から応援してもらって出場したようですけれども、これではその先生の持っている能力を十分に生かし切れていません。

そこで、上中の野球部がときどき上高のグラウンドへ行ってもこの先生の指導を受けると、このように学校の枠を超えて中高一貫指導を受けられるようにして、個々の能力を十分引き出してやるような環境づくりをしてやることができるならば、町外の高校に通うことはないと思います。早い時期に町を離れれば、将来、優秀な人材が上富良野に戻ってくる割合がその分低くなります。どのような学校にしたら地元の高校に通ってもらえるか。保護者の方や生徒

一人一人とよく話し合って、新しい上高の校風を皆さんの力でつくってほしいと、心を熱くしてほしいとはどうでしょうか。町長の御感想をお聞きたいと思います。

それから、もう1点、校歌の録音ですけれども、廃校になった学校の資料は統合した学校に保存されているかと思います。もし、そこに資料がなければ、教育委員会から住民にお願いして、どなたか知っている方に集まってもらって歌ってもらって、カセットに録音していただくという作業を教育委員会でやっていただきたいと思うのです。もし、そういう作業ができれば、あとは上富良野混声合唱団で楽譜にあわせ、歌を録音するということも御協力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野高等学校の問題でありますけれども、議員からる御意見を承りました。私も全く同感であります。上富良野中学校の子供たちが、少なくとも上富良野高等学校の定数に近い受験をしていただく、入学していただくというのが、本当にそういうような形で今まで、さきにお答えさせていただきましたように、教育委員会にも強く申し上げておりますし、また、上富良野高等学校の校長先生方々には、特色ある学校経営をなさいと、努力してくれと。また、北海道教育委員会に対しても、この地域に合った特色ある学校経営をするように指導してくれということで、機会あるごとをお願いをいたしているところでありますが、道教委へ行くたびに、上富良野高等学校の生徒は、地元の子供たちは半分以上いないと。半分以上が隣町から来る子供たちだと。せめて、議員の御発言にありますように、地元の子供たちが大多数通う高校にならないとだめだねということで、今、議員も御承知のとおり、毎年毎年、高等学校のさきの削減計画の中で、配置計画の中で、ことしもまた来年の計画、23年以降の計画がことし出ます。これらにうちの高校が入らないようにということで、種々お願いをいたしているところでありますが、ことしもまた子供たちが非常に少ないというようなことで、まことに残念であるなど思っております。

議員の御質問にありますように、町長が本当に本気で存続を望んでいるなら本腰を入れてやれやと言われておりますけれども、本腰を入れてやっているつもりであります。今、我が町で最も大きな課題は、この高等学校の存続の問題、自衛隊駐屯地の削減の問題、これらが町にとっては大きな課題であり

ますので、何としても存続するように努めていきたいということで努力をいたしておりますが、要は生徒数がどう確保できるかと。総体的に富良野圏域の児童・生徒数が大幅に少なくなって間口が少なくなっている、間口を減らさなければいけないというのが現状でありますので、それらの中での調整が、北海道教育委員会のほうで高校配置計画の中でどのような形で進められるのか、そういうのを見きわめながら努力をしていきたいと思っております。

また、議員の御質問に、鹿追町の問題等々、あるいは、中高一貫校の設置等々のことについての御質問もありました。教育委員会としても、中高一貫教育についての検討もしたように思っておりますし、また、鹿追町におきましても、今、多大な財政投資をしながら、生徒全員をカナダへ長期間派遣すると。この財源確保が大変だと。そろそろ一部、御負担をいただくようにしなければならないとあって、吉田町長は頭を抱えて財政運営をしているようですが、そういうようなことで、非常に厳しい中でありましても、町といたしましても、議員御質問にありましたように、高等学校の教育振興計画の中で、教育振興会の中に町としても最大限の支援をしながら、昨年の結果報告を聞きますと、初年度はなかなか思うようにいかなかったようではありますが、昨年につきましては、それぞれ全生徒が資格取得に一生懸命になって、その資格取得の費用を町が助成しながら対応している、その資格取得率が非常に高く上がってきているということで、就職についての対応ができてきているという報告を聞いておりますので、これらを含めながら町も支援できるものは支援しながら対処していきたいと思っておりますので、御理解と御協力を願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 10番和田議員の校歌に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、ほとんど大半が、楽譜、歌詞、そろっております。また、昨年に札幌上富良野会ができてから20周年ということで、記念誌をつくるということで、この歌詞と楽譜をというような要望がありまして、教育委員会のほうといたしましても、そのときに調査をかなりさせていただいて提供し、そして、ほぼ記念誌も作成になりました。あと一部、まだ欠けているところがありますが、その部分については、歌詞と楽譜はそろえていきたいと。

また、議員からの御発言にあります、歌ってという部分については、今後、いろいろな方の御協力等

をいただかなければ実現が不可能かなとも思っておりますので、そういう向きで取り進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

10番和田昭彦君。

○10番（和田昭彦君） 実は私、富良野高等学校同窓会の上富良野支部長なのです。ですから、富良野高校が定数割れしているような状況の中で、本当は富良野高の生徒数を確保するのに力を注がなければならない立場にあるのですけれども、私は40年間近く、隣から上富良野高校の移り変わりをずっと眺めてきた者として、また、2人の子供を上富良野高校に通わせた者の親として、上富良野高校がなくなるということは大変忍びがたいことなわけです。

そういうことで、何とか頑張って上富良野高校を今後とも存続していただくように、町長、よろしく願いいたします。答弁はよろしいです。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番和田昭彦君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許可いたします。

○5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問させていただきます。

第1番目には、広域連合についてお伺いいたします。

上富良野町では、行財政の効率化と町民の暮らしを守る立場からの環境衛生、串内、消防、学校給食を5市町村による共同事務処理を目的とした広域連合への移行を選択しました。この実施に当たっては、平成21年4月から実施に向けて今議会で規約が提案され、審議されようとしています。

そこで、お伺いしたいのは、一つは、事務処理における経費が示されましたが、人口規模の小さな自治体ほど住民1人当たりの負担額が高くなる傾向にあると考えますが、町長はどのようにお考えでありましょうか。例えば、均等割で見た場合、富良野市が市民1人当たり450円、上富良野町は595円、中富良野町に至っては1,980円、南富良野町に至っては2,490円、占冠村に至っては6,210円と高くなる状況にあり、まさに均衡どころが、均等を欠くものと言わなければなりません、この点で是正するということが必要だと考えます

が、この点について町長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

二つ目には、学校給食について伺います。

今、食の安全が求められています。より身近なところで地元の食材を使いながら、目の行き届く給食のあり方が求められています。上富良野町においては、1日平均1,121食の給食を提供するという状況にあります。

また、地元の野菜等を使った地産地消の方向性を示して地元の食材を給食にも取り入れています。

また、児童や生徒においてアンケート調査を行いながら、どのようなものが好きなのか、食べ物が好まれるのか、嫌いなのかというような形の中で、アンケート調査もとりながら、生徒や児童の声に合った食の提供を進めています。

また、地元の農家に作付依頼をして、おいしい食材の提供に力を注ぐという状況にあります。これは、近隣の町村にない上富良野町ならではの特色ある食材の提供の仕方ということで、多くの人気があります。

また、アレルギーの代替食も提供するなど、きめ細やかな食の提供に心血を注ぐという状況にあります。

今、多くの方々から心配されているのは、広域化によって、こういうきめ細やかなサービスの提供が損なわれるのではないかという声が聞かれるのも当然であります。

また、この間、学校、生徒や児童の保護者等に聞きましたら、学校給食の広域化が進んでいるという話については、わかっている方、わかっている方ということになれば、細かく言えば、理解されているか理解されていないかということになれば、半数以上が理解されていないという状況の話が聞こえてきます。当面、町においては、自校方式で上富良野町の現体制の中で配食体制をとるから大丈夫だということを言っておりますが、それはそれとして、しかし何よりも心配なのは、現在のこのようなきめ細やかな食材の提供ができるかどうかということに大きな問題があるのではないのでしょうか。

確かに、効率化という形の中で、財政の見直しや、あるいは、軽減という形の中から出てきた部分があるのかもしれません。しかし、食べ物という立場から立てば、すべてがそれで解消されるというものではないと私は考えています。上富良野町の地元でとれた食材を使いながら、また、アレルギー対策をしながら、子供や児童に喜ばれる食材の提供というのが何よりも大切だと考えます。

また、学校関係者や生徒・児童の保護者に十分理解が進まない中でのこの広域化の移行というのは、

いま一度考え直すべきではないでしょうか。

また、上富良野町の経済的な波及効果という点ではどうでしょうか。約3,000万円のお金が地元に残っているという状況を考えたときに、これが広域化になって、町が言うように、こういった経済的波及効果の後退を来さない対策も講ずるとはいうけれども、結局、中央集権の流れに乗って、地方はどんどん経済が小さくなるというのが今の流通経済、物流の流れ、あるいは、経済の進むべき方向を見て明らかであります。

私は、この立場からも、学校給食の広域化をいま一度見直すべきだと考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、白銀荘の運営についてお伺いいたします。

白銀荘は、町民の健康、保養のセンターとしての位置づけがされています。現在、白銀荘は、お客様の利便性を図るという形の中で、アウトソーシングという形で運営を民間、あるいは公社に移管するという状況になってきています。また、その中で、多くのお客様に喜ばれるような多様なイベント開催などに取り組むなど、一定の評価もしております。また、高齢者の方を対象にした利用料金の割引なども好評を得ています。

しかし一方で、高齢者ばかりではなく、一般住民向けの割引制度があればもっと白銀荘を利用したいという、こういう声があります。景気の後退で利用客の減少も見受けられますが、何よりも地元の方に喜んでもらえる、地元の方が多く利用できる施設でなければなりません。アウトソーシングという形で運営委託しましたけれども、本来のアウトソーシングの中身というのは、委託運営されても公共性がより反映される、これが本来のアウトソーシングの意味、中身でありますから、こういう立場からも、町民が望んでいる高齢者以外の一般住民に対しても利用の割引制度を設けるということは大切だと考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、保健福祉センターかみんの活用についてお伺いいたします。

保健福祉センターかみんは、今多くの方に利用されています。例えば住民健診、各種の講演会、あるいは、合唱、演劇等の発表会など、利用されています。施設の管理上、飲食などは基本的に認められておりませんが、ホールを多く利用されている団体からは、少し規制が厳しいのではないかと、多少のお弁当やジュース類、こういった飲食を伴うものを、ホール等でも利用した場合、これを緩和できるような対策を設けて、利用者が気軽に利用できるような施設に変えてほしいという声が寄せられています。今、多くの団体の声がこのような状況であります。

町が言うように、ラウンジがあるからそれでよしとするのではなくて、100人使っても10人使っても一定の経費がかかり、多くの方に利用されるのであれば、多少の規制の緩和をして、多くの方に利用してもらう、これが本来の行政のあり方と私は考えています。

また、高齢者の方に至っては、話し合える場所を今求めています。ラウンジ等で談話をする方もいます。また、あの大きな多目的ホールを利用して、あるいは子育ての保護者の方々からは、確にかみんに子供たちを遊ばせる場所があるけれども、月に1回でもあの大きな広場で子供を遊ばせてあげたいと、このような声も聞かれるという状況であります。ですから、こういう声にこそ行政はきっちりこたえて、その要望に即した利用の仕方を検討すべきだと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、介護保険制度についてお伺いいたします。

国は、社会保障費の削減を行い、この間、老人医療費や、あるいは医療費の本人負担を引き上げるという状況になってきています。平成17年度においては介護制度の見直しが行われ、家事援助が必要だけれども受けられない、時間が短くなったなどの声が聞かれるという状況になってきています。

また、この間、国や行政においては、自立支援を強調する余り、私は自立支援を否定するものではありませんが、実態に即した介護認定や制度が実現しているのかどうか、これが私は疑問だと考えています。

予防重視という形で取り組まれた介護保険制度が、今、大きな曲がり角に来ているという状況にあります。上富良野町の平成18年度の介護認定者の状況を見ますと、408人、要支援1に移行した方が75名に上るという状況になっています。特に家事援助における時間の短縮、利用者の方々からは、もう少し家事援助の時間をふやしてほしいという声が聞かれるという状況にあります。町としても独自の支援策を設けるべきだと考えます。この間、決算においても、訪問介護等の低所得者における補助制度利用者が年々減少するという状況の中で、いま一度、介護制度の利用のあり方、見直し、実態に即した家事援助の支援などにきっちりと予算措置を行い、認定された方の支援を行うということ、これが町に今求められていると考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、環境対策についてお伺いいたします。

今、地球規模での温暖化対策を含めた環境対策が、地方自治体にその取り組みが一層求められてきています。町においても、ごみの分別収集の取り組

みがなされています。さらに、リサイクルによって温暖化対策などによる貢献もされてきています。住民の方にとってみれば、もっとそのリサイクルの状況、あるいは温暖化対策の状況をきめ細やかにわかりやすく周知してほしい、このような声も聞かれます。二酸化炭素の削減が何トンできたのか、例えばこのような数値で住民に情報を知らせるなど具体的にすれば、今、住民の皆さん方が取り組んでいるごみのリサイクルや分別収集がどう社会に貢献しているのかという点でも、わかりやすく情報が提供されれば、一層ごみの分別、リサイクルを前へ押し進める要因となりますから、今、行政に求められているのはこういう取り組みではないでしょうか。

また、この間、多くの企業を含めた自治体では、環境省が決めた認定制度、エコアクション21の取得を住民とともに進めるという取り組みが進められています。今、温暖化などの環境問題に取り組むか取り組まないかによって自治体のイメージが大きく変わるという状況になっています。風光明媚な上富良野町、自然豊かな上富良野町でこそできるまちづくり、地球温暖化防止対策に基づいた、促進法に基づいた実行計画を策定し、その実施状況を公表する、住民とともに環境リサイクルを進める、こういう実行性が今求められていると考えますが、町においての今後のこの取り組みについてお伺いいたします。

次に、特別支援についてお伺いいたします。

今、学校での特別支援対策の強化がされつつあります。学校放課後の子供たちの居場所という点では、特別支援の子供たちについてはないというのが現状であります。確かに、町においては学校放課後事業の居場所づくりという形の場所を提供しておりますが、しかし、発達支援の子供たちに至っては、多種多様な動きをするということもあり、現状の指導員では対応できないというのが実情であります。

このことを考えたときに、この子供たちが学校放課後、安心して過ごせる、そういう居場所づくりをきっちり行政としても確保するというのが何よりも大切になってきていると考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の1項目の広域連合に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の共通経費の小さな自治体に対する負担の見直しについてであります。5市町村の協議の中で、これまで広域連合設立時の負担について協議、議論を重ねてまいりました。その結果、広域連合スタート時はこれでいいということ、今

定例議会へ富良野広域連合設置議案の規約に合意した負担をまとめ、提案させていただいているとおりであります。

この負担の見直しにつきましては、規約の附則にも規定しておりますように、平成21年度の業務開始から3年目を迎える平成23年度に見直しの検討を実施することを明文化しておるわけであります。その時期を迎えたら、5市町村の協議の中で検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の学校給食の広域化の見直しに関する質問であります。さきの村上議員にもお答えさせていただきましたとおり、学校給食事務の広域連合の加入につきましては、教育委員会の決定を経て広域連合への移行を行うものであります。

本町においては、既に校長会及び学校給食会においても説明をし御理解を得た上で、本年1月16日開催の第1回教育委員会議で決定し、その報告を受け、最終的には富良野広域連合準備委員会において決定いたしましたところであります。

さらに、教育委員会議で決定した後には、保護者の方々には学校給食事務の広域連合への移行についてのチラシの配布を行い、説明を希望されるPTAにつきましては出向いてお話をさせていただいておりますことから、一定の御理解を賜っているものと認識をいたしているところであります。

学校給食事務の広域化につきましては、先ほども申し上げましたように、既に今定例議会へ広域連合の設置議案を提案申し上げており、現在、見直す考えはございませんので、御理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

また、懸念されております地産地消や地元経済への波及効果についても、さきの村上議員にもお答えさせていただきましたとおりでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの吹上温泉保養センター白銀荘のお年寄りを除く一般町民の方への割引制度についての御質問にお答えさせていただきます。

現在行われております冬期間におけるお年寄りの方などへの割引については、白銀荘の指定管理者である株式会社上富良野振興公社と、同業者である民間温泉施設とが協議の上、互いに理解を合い、全施設が自主的に実施いたしているところであります。

御承知のとおり、平成18年度からは従前の管理委託制度を改め、民間事業者等にも開放する指定管理者制度のもとで、その選定作業の結果、上富良野振興公社がその役割を担っておりますが、料金の割引などにつきましては、あくまでも指定管理者が十

勝岳温泉地区の同業者との関係などを十分に考慮されて判断されることに期待いたしていると考えております。

また、現在の燃料高騰や、同地区の入込客数の推移を考えたとき、営業的には非常に厳しい実態にありますので、難しい課題でもあるのではないかと考えており、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

次に、3項目めのかみんの活用についての御質問についてお答えさせていただきます。

保健福祉総合センターかみんは、保健福祉活動の拠点の総合施設として位置づけているところですが、その中で、多目的ホールは住民健診の場となるほか、講演会や文化団体の発表の場などや、また、エアロビクス、軽体操など、多目的に利用されておりますが、使用に当たっては、規定によりあらかじめ許可を受けていただき、また、飲食については、通常は多目的ホール以外の部屋でとっていただいております。また、出前講座の一環として、かみん多目的ホールを利用して、グループで健康講座を開くなど、少人数の利用であっても、あらかじめ日程等を調整し、使用することができるわけであります。このほか、町民の皆さんが、教養、娯楽や交流活動の場として自由に使える場としては、ふれあいホールや十勝岳ラウンジなどがあり、飲食も可能であります。

保健福祉総合センターとしての機能を維持していくために、各部屋の目的に沿った利用方法を継続することが必要と考えておりますが、利用される方の御意見を聞きながら、必要と思われる事項は改善策を講じるなどして、町民に親しまれる保健福祉総合センターとなるよう努めてまいりたいと思います。

次に、4項目めの介護保険制度についての御質問にお答えさせていただきます。

平成18年度の介護保険法の改正に伴い、制度全般の見直しがなされ、現在、介護予防、自立支援を強化する視点で制度運用が行われております。日常生活で支援や介護が必要な人に対しましては、意欲や能力を引き出す目標志向型のサービスを提供していくとともに、さまざまな支援を講じていくよう居宅支援事業所のケアマネージャーが利用者個々のニーズに応じたケアプランを作成しているところであります。

利用者が支給限度基準額を超えて介護サービス等を受けることが必要な場合には、特別給付として、町条例に基づき、本町が独自に定めるサービス料を上乘せした給付を行う制度がありますので、この利用を含め、みずから選択した各種のサービスや制度を利用しながら、住みなれた地域で安らかな生活を

営むことができるよう、事業の充実に努めてまいります。

次に、5項目めの環境対策についてであります。今日の環境問題は、今までのような公害、騒音、ごみといった身近な問題から、酸性雨、地球温暖化など、地球規模の大きな問題に発展しております。平成9年に温暖化防止京都会議において温室効果ガス削減にかかわる議定書が採択されましたことから、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月に施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むことになったところであります。

上富良野町においては、地球温暖化対策地域推進計画はまだ策定しておりませんが、できるだけ早く策定に向けて努力をしてみたいと思います。日常、住民に対する啓発としては、平成19年度に策定いたしましたごみ袋に温室効果ガスの削減取り組み周知などの啓発広告を載せており、また、毎年実施している小学生のクリーンセンター見学時にも、地球温暖化対策についての啓発を図っておりますので、これらを継続してまいります。

なお、エコアクション21は、中小企業向けのガイドラインとして認証登録制度として創設されたものであります。市町村の事業所としての取り組みは、地球温暖化対策推進法において環境への負荷を減らすための目標を設定して、計画的に取り組むための市町村実行計画を策定することによって推進するよう規定されていることから、地域推進計画にあわせて地域実施計画を策定するよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 5番米沢議員、6項目めの特別支援児等の放課後対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、特別支援学級に在籍している児童のうち、数名の児童が放課後プラン事業に登録をしておいでしております。今後におきましては、現在取り組んできている放課後プラン事業の中で、特別に支援を要する子供たちの受け入れが可能であるのか、また、新たな受け入れについての体制が必要であるのか、実態把握を含めて、保護者の方々や学校、関係機関との協議を進めてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 広域連合の均等割の問題についてお伺いいたしますが、確かに、規則、条例等においては、今後、見直しがされるという話であります。しかし、最初からわかっているものについて

では、きっちりと最初から対応できるような手法をやはりとるべきだと考えています。この点、やはり待たずに手直しできるものは、時間がかかってもいいから手直しをするということが私は大切だと思いますので、この点、どのように理解されているのかお伺いしたいと思います。

経費の全体的な予算を見ましても、やはり占冠村が富良野市の倍を払わなければならないという実態がこの数字で明らかになっているのです。そういうバランスを欠いた中での算定の基準がどうなのかなという私は素朴な疑問がありますので、やはりそういうことを放置して、わかっているのに3年後にまた見直すというのでは私は納得できませんので、この点、もう一度答弁をお願いいたします。

次に、学校給食の問題であります。確かに町長がおっしゃるように、これは住民の理解を得たのかどうかという点で、まだまだ疑問な点がたくさんあります。保護者の理解という点では、学校給食が広域になっても永遠に上富良野町で続くのだと思っている方がいるのです。多くですよ。そういうことが本当に理解につながっているのかどうか。

それで、何年になるかわかりませんが、最終的に統合されてくるとい話でありますから、そういう方向での理解が不十分な中での広域のあり方というのは私は疑問に感じます。この点、どうなのかという点です。

それと、もう1点、さらにお伺いしたいのは、学校給食のこの取り組みというのは、本当に上富良野町ならではの地元の食材を使った形で行っています。富良野市で見ましたら、食材等、市場から直接搬入されているそうであります。

そういった点で、顔の見える、やはり地元の食材を使える点では、本当に上富良野町の給食センターのあり方というのは、今の安心・安全の立場から、よりその効果というのが発揮されているということです。

また、器に至っても、現在の富良野広域圏の給食というのは、入れ物に給食だとか副食だとか主菜だとかいろいろ入ってわたっていくそうですが、上富良野町は陶磁器を使ったお皿だとかお茶碗を使って、本当にそういった意味で生徒や児童のことを考えた食材の提供、給食のあり方というのが一貫して追求されてきているのです。これはお金に換算して変えられないものと私は考えております。こういう意味で、もう一度この点の見直しが必要だと思いますので、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、白銀荘の問題であります。確かに町長が

おっしゃるように、指定管理者制度でそれを判断するのは、経営上のこともありますから、白銀荘の側、いわゆる受託業者の側だということだと思えます。

しかし、この指定管理者制度の本位というのは、そこに必ず行政の、やはり公共性をそこに効率性と同時にあわせ持った運営を行うということで設定されているわけですから、ここに町長の意見をきっちり述べるということをしなくて、ただ業者に委託したと、だからあの受託業者の判断だということにはならない性質のものだということを町長はわかっているのですか。そこを押さえた中で言えば、やはり割引制度を望んでいるということであれば、やっぱりそういう立場からきちっと助言する、改善を求めるというのが本来のアウトソーシングの中身だということをよく頭に詰め込んで、やっぱりやってほしいというのが、今、住民の望んでいることですから、この点、町長、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、保健福祉センターかみんの問題であります。

確かに、多目的に住民健診やいろいろなことに使われますから、確かにそういう規制があるのだというふうに、また条例にも書かれていますし、特別のことがあった場合は町長の判断等に起因するところがあるということも書かれております。

しかし、やはり苦情として多いのは、なかなか町に言えないのだということです、やっぱり。器が大きくて、私のこのか細い声を町に言おうとしたら、やっぱりみんなが見て、気が引けてなかなか言えないのだと。やっぱりそれは本心だと思うのです。やっぱりこれだけの施設ですから、やっぱり空いているときがあれば、あるいは飲食を多少伴う、大酒を飲むだとかそんなことはありませんので、軽い弁当だとか軽食だとか昼食だとか、そういった場合に遭遇した場合、利用してもらうだとか、その場で利用してもらってもいいのではないかという声がたくさんあるのです。

子育ての部分においても、広いところで遊ばせたいという声もありますので、やはりそういう声を生で聞いて、きっちりと対処するということが今必要になってきているのだと思います。そういった点では、社会教育の体育館、ああいう立場からの多くの人に利用してもらおうという、やっぱりそういうところが今大事だと思いますので、この点、ラウンジがあるからいいのではないかだとか、そういうことではなくて、改善の余地があるかどうかという点、きっちり町長の見解として求めておきたいと思えます。

次に、介護保険制度の問題でありますが、この答弁の中に、上乗せ制度があるのだからいいのだということを行っています。それを利用してくださいと。

しかし、実態、そう多くはありませんけれども、何人かの、介護認定を受けていて、生活状況をちょっと見ました。そうすると、自立支援や、あるいは家事援助が必要なだけでも、介護の認定上、時間が30分だと、あるいは1時間だと。そうすると、やっぱりお掃除もしてほしいけれども、今の制度では認められていないと。あるいは食事もつくってほしいけれども、時間がなくて、ヘルパーさんも走って、慌てて食事をつくるというような状況に今なっています。そういう実態だということを18年度の決算でも言いました。余剰金も3,000万円出ているのだと。こういう余剰金を介護保険料の引き下げや、こういうところにこそ、望む介護者のところに予算を組んで、きっちりとフォローできるような支援体制をつくるべきではないかということを行いました。

それで、上乗せ制度がどう利用されてきたのかということで、ちょっと見てみたいと思います。平成14年度の介護の低所得者の利用が31件ありましたが、18年度については0件になりました。それで、14年度の在宅サービスの利用促進補助は219件ありましたが、現18年度の決算で51件になりました。

こういうところを見ただけでも、今の自立支援という形、あるいは予防給付という形の中で、本来やっぱり受けなければならないサービスが、所得制限を実施してそこから閉め出すだとか、そういうような形もやってきたのです。そういう弊害が、利用者のサービスの提供、あるいは、ケアマネジメントのときに利用者にそういう制度があるということが十分伝わっていないのかどうなのか。こういう実態があるのだということを、担当者も含めて、町長も現状把握もっとすべきだと思いますが、そして改善すべきだと私は考えていますけれども、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

次に、環境対策の問題でありますが、今後、町のほうでは、その実行計画等を持っていないということで、つくるという方向性を示しました。大変いいと思います。国の示す地球温暖化の防止対策促進法の8条には、20条においても計画を策定するということが求められています。そして、3条には国の責務、4条においては公共団体のそれを実行する上での責務が条例で求められています。こういうことも含めて、いま一度、その推進計画をつくるのとあ

わせて、また、いつごろを年度としてその計画をつくれようとしているのかお伺いしたいのと、もっと上富良野町のリサイクルだとかをしている、こういう問題について住民にわかりやすく、今以上にやはり工夫すべき内容があるのだと思うのです。出前講座でもいろいろありますけれども、やっぱりそういった職員の持っているいろいろな力を借りながら、住民とともにリサイクルが年間何トンできているのだと、そういう分別収集がどのように私たちの生活に、環境を守っているのかという、そういうものも含めて、いま一度、分別や周知の方法についても改善が必要だと思いますので、この点、あわせてお伺いしておきたいと思います。

次に、特別支援についてお伺いいたしますが、これはいろいろ、一緒にしたらいいのか別に区分けしたらいいのかという点では、いろいろ問題もあると思います。多くの子供さんのいる中で、こういう子供たちも成長させたいという点から言えば、今の居場所づくりの中でも十分対応できる部分があるのかもしれない。ただ、やっぱり行動そのものがいろいろと不規則、変化する子供たちでありますから、この点で、もしも同じ場所に対応するとすれば、指導員をきっちり、極端な話であります、1対1でつけるなど、相当の工夫が必要だと私は考えております。こういうことも含めて、今後、十分現場の意見や保護者の意見も踏まえながら検討していただければと思いますので、この点、もう一度教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、共通経費における広域の負担割合の件でありますけれども、議員に御発言いただいておりますように、確かに人口割で対応すると大きな差が出てまいります。

これは、基本的に今までの一部事務組合の負担状況と広域連合にかかわる負担につきましては、それぞれ精査して対応してきたということが基本であります。そのことによりまして、共通経費、すなわち議会費だとか、あるいは共通にかかわる経費は、これは一自治体として均等に負担すべきであるということが基本であります。

例えば、私どもの上川南部消防事務組合、上富良野町に本部を置いて対応しておりますが、議会費等々においては中富良野町と50、50の負担割合で対応しております。そういう算出で対応してまいりますと、どうしても小規模自治体の人口割の規模が大きくなると。これは、ある面では共通経費の負担を一自治体として負担していくということについ

ては非常に厳しいわけですが、正直申し上げまして、この数値になるには、まだまだいろいろな過程がございました。

ただ、議員が御心配されておりますように、一挙に小規模自治体の負担の割合が大きくなることは避けたいということを前提とした中で、今回、5自治体が先ほどお答えさせていただきましたように妥協し合った負担割合がこの数値であると。今後におきまして、3年後に見直しをということにしておりますので、その段階でまた見直しをするわけですが、当然にして一自治体として負担すべきものは均等に負担していくという前提になろうかと思っておりますので、小規模自治体においてはその負担割合というのは軽減といいますか、少なくなるということとはなかなか難しいのかなど。

広域連合の負担につきましては、議員も御承知のとおり、均等割と応能割と応益割の三つの方法でそれぞれの自治体の負担割合を定めておりますので、そういう対応の中で今回スタートさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、学校給食の問題ですが、このことはさきにもお答えさせていただきましたように、また、行政報告でも報告させていただき、町政執行方針でも述べさせていただいておりますように、今回、このような形の中で進めていくということですが、議員も御心配になっておりますいろいろな課題につきましては、町といたしましては、現在の対応からサービスが低下する、いろいろな課題が大きく対応しないように、特に努力をしていかなければならないし、また、現在しばらくは自賄い方式で対応しますが、今後、広域連合の中で、この上富良野の給食センターの対応している特色のあるいい部分については、特に広域の中で採択を受けるように今後大いにその対応を推進していきながら取り進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、白銀荘の軽減対応についてであります。議員の御発言のとおり、この白銀荘は町民の保養センターとして開設をいたしておるわけですが、この対応において、町民に対する保養センターの利用促進も含めながら、還元すべきものは還元していくというのが基本的な考え方でありまして、私も就任当初、その対応を図っていくということで進めたところでありますが、基本的にそのことによって民間の施設に圧迫を加えるというような状況が生ずることは避けなければならないと。

また、白銀荘の建設に当たって、十勝岳地区の温泉施設との中でいろいろな協定をさせていただいた

というか話し合いをさせていただいた中に、一つには、例えば給食、食事の提供は差し控えるというような部分だとか、いろいろなことがありまして、白銀荘だけが対応するということは、他の3施設に対する波及効果、影響がものすごく大きいというようなことから、今回の老人の対応につきましても、常にこの制度については施設の皆さん方と協議をして、お互いに共同歩調で対応できる範囲の中で運営をさせていただいているということでもあります。私も議員の御発言にありますように、町民に対する還元、これは白銀荘、町民保養センターとして対応すべきであるという認識は持っておりますので、しかしながら、さきに申し上げましたように、地域民間の業者の方々との協議ということは大切であると思っておりますので、今後もそういった中で推進をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保健福祉センターかみんでありますけれども、かみんの利用につきましては、議員御質問にありますように、多額の財政投資をした施設として、多くの町民の皆さん方に利用していただくということが前提であります。町民が利用する中にあって不便さがあるとすれば、見直しを図って利用の促進を図っていくというのが当然にして、設置以来の規制でそのままずっといくのだということではないということで御理解をいただきたいと。議員から御発言のありました件につきましても、今後、十分内部検討させていただきながら対処したいと思うわけですが、ただ、あの施設は無料ではないと、施設は有料で対応しているということでもありますので、自由に使うということと有料との、その対応をどのようにするかということを十分見きわめていかなければならないと。

しかし、多目的ホールにつきましても、空いているときは自由に使ってもいいのでないのかという考え方というのは、これは当然にして理解ができるわけですが、そのためには、例えば、開放する期日を設定して定めるとか、利用のないときに定めるとか、そういうようないろいろな手法を考えながら、有料との関係をどのように対処していくかということを前提として考えていかなければならないというふうに思っておりますし、また、多目的ホールで食事等々をということでもあります、御案内のとおり、あそこはじゅうたんを敷いてある床でありまして、食事をこぼしたりいろいろなことがありますと汚れてくるというようなこともございまして、現在、自由に飲食をすることは禁じているのが現状であります。そういったことの対処等々も十分検討しながら、例えば、飲食を伴うときは何か敷くとか、

いろいろなそういうことも考えながら、そのことにつきましても検討を加えていきたいと思っております。

ただ、要は、あの施設が町民の皆さん方に大いに利用していただけると、そういう体制整備はしていかなければならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、介護保険の問題でありますけれども、このことにつきましては、議員も御承知のとおり、今期の18年度から始まりました介護保険制度におきましては、その制度そのものがある面では介護予防を重点とした中で、自立支援を重点として対応していくと。今までのような生活支援、あるいは買い物等々の支援等々が本当にでき得ない人に対しては対応していかなければならないけれども、ある程度、体の動ける方々を、食事の買い物とか生活支援だとかということで、余りにも過保護にするために、逆に体の自由がきかなくなる、運動をしなくなるというようなことで、マイナス効果が出てくるというようなことを解消するために、今の第3期目の介護保険制度におきましては、現在のような見直しがされているということでもあります、御案内のとおり、今年度は3期目の最終年度と。

国もこの制度をまた見直して、来年度からは新たな4次の介護保険制度が立ち上がるわけでありまして、そういったことを見きわめながら議員のいろいろな課題につきましても、町として介護保険制度の有効な対応を図っていくように努めてまいりたいと思っておるわけでありまして、今期、20年から改正して対応していくということは今考えておりません。新たな介護保険制度がことし立案されるわけですが、それを見きわめた中で、我が町としての介護保険制度のサービスの内容について十分検討してまいりたいと思っております。

また、議員御質問にありました、町の条例で定めた上乘せ制度につきましては、議員の御意見にありましたように、17年度におきましては利用がありましたけれども、18年度、19年度はゼロである、利用がないと。このことについては、条例があつて上乘せを対応をしても利用者がいないということは、何か欠陥があるのか、あるいは必要がないのか、そういった部分も十分見きわめながら、次なる21年からの第4次介護保険制度の中で十分対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、例えば、介護保険におきます介護特会の余剰金とか積立金、これは法律によって他に流用できないと、保険料に反映させるということが前提になっておりますので、この余剰金、基金等々に

つきましては、第4次介護保険料の中に対応するようになければならないという法律の定めに従ってまいりたいと思っております。

最後に環境対策であります。議員御発言のとおり、今、上富良野町におきましては一步おくらせているということは私自身も実感として認識をいたしているところであります。市町村の実行計画につきましても、21年度をめどに早急に策定をしながら、地域推進計画をつくって、実行計画をつくり上げながら対応してまいりたいと思っております。

議員から御発言がありましたように、我が町におきましては、クリーンセンターの建設に伴いまして、住民の皆さん方の一般廃棄物の処理に対する多大な協力をいただいている。このことが地球温暖化、温室効果ガス削減にどれだけの効果があるのかということは、私も気になるところであります。

そういった部分を十分に検証しながら、これから町におきましても、行政としてエコアクション21への対応も含めて考えてまいりたいと思っております。

もう少しいろいろな情報の中で、例えばアイドリグストップを何分間したら何グラムの削減につながりますよというようなことをもう少し住民にPRする。例えば、100ワットの電球を1時間消灯したら何グラムの削減になりますよといった、生活に密着した細部にわたってそういった部分を十分広報していけるようなことも含めながら、21年度に向けての計画策定の中で取り組んでいきたいと思っておりますし、このことにつきましては、広域の中でも、一町村が対応するのではなくて、議員の御質問にありましたように、この圏域は観光地として、また、景観、自然を守る地域として観光に力を入れているというようなことから、一自治体が対応するのではなくて、広域の中で取り組んではどうかというような発言もありまして、そういったことを進めていくというような話も出ておりますし、過日、鴨下環境大臣においでいただいたときにも私どももお話をさせていただきましたが、富良野圏域、富良野、ここはもう観光としてすばらしいところだと。ならば、今、議員の御意見にありましたように、この温室効果ガスの削減だとか、その対応についていち早く手を上げろやというような御指導もいただいておりますので、圏域としてもこの問題に対処していくように努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 5番米沢議員の特別支援の放課後対策についての再質問にお答えをさせてい

ただきたいと思えます。

まず、特別支援を要する子供たちにつきましては、先ほど議員の御発言にもありましたように、障害の程度だとか、また、不規則な行動をとるということは、そういうことは当然だと思っております。

そして今、我々が放課後対策として放課後プラン事業を行ってきておりますが、これは子供たちの安全で安心な放課後の場所を確保するというのが大前提であります。そのときに、特別支援を要する子供たちも本当に安全で安心にお預かりできる体制をその放課後プラン事業でできるのかどうかということは、非常にいろいろと研究しなければなりませんし、また、場所の問題だとか、いろいろなことを検討していかなければならないと思えます。

それから、議員から御指摘がありますように、指導者、本当に重い子供たちを受け入れる場合については、1対1の受け入れも必要になってくることも想定されますので、本当に教育委員会だけではなくて、この放課後の特別支援を要する子供たちの受け入れをどのような形で町全体で支えていったらいいのか、また、教育委員会からの発信をした中で協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 広域連合の点について、もう一度伺いたします。

学校給食の点については、これは恐らく、どうしても集中されますから、やっぱり言葉では考慮したという形になるのかもしれませんが、やはり各種のいろいろな実態を聞きましたら、どうしてもすぐ身近で利用できるもの、距離の問題がありますから、10何キロ、20キロという形の中で、そういう問題があります。すぐ利用できるものかどうかということの問題だとか、あらかじめ調達といっても、やはり富良野市の場合は一定の業者が集中的に請け負っているという形になっていきますので、そこで食材を購入するという形になりますと、当然、地方がはじかれてしまうと。そういう状況が多少なりとも見受けられます。やはりそういう意味で、今、上富良野町の行っているこういった食材の提供を、現況の中で可能な限り続けていくということが今求められているのだと思っております。

ただ、経済的な面で言えばどうなのかという点がありますが、しかし、それに至ってもいろいろな問題点があるような気がしますので、私はやっぱり地元の食材を使いながら、地元の人たちがかわりの中で、やっぱり目配りができるところでも食材の提供をやると。将来的にいろいろな経費の問題もある

のかもしれませんが、やっぱりそこを目安とした上富良野のあり方というのをもう一度追求していくべきではないかと考えておりますので、この点、確認しておきたいと思います。

次に、分担の問題では、それぞれ均衡がとれないという問題があるということですが、やはり余りにも負担が本当に重いのです、自治体にしたら。やっぱりそういうことが決まっているのであれば、わかっているのであれば、確かにここまで来るまでにはいろいろな課題もあったのだと思いますので、やはりもう一度是正することが可能であればやっぱり是正するべきだと思いますので、この点。

白銀荘の問題については、今後、十分協議されるということで理解していいのか、全く協議しないということではなくて、周りの民間の運営されている方とも協議して、一步一步そこに近づけていくという形の理解を求めるという形での、そういう考えで受けとめていいのか、確認しておきたいと思います。

次に、介護保険の問題については、もう一度確認いたしますが、実態調査も含めて、もう一度やっていただきたい。これは行政だけの問題ではない、国の問題もありますので、一概には単純にいかない部分もあるのかもしれませんが、やはり介護認定を受けられて、自立支援、あるいは、家事援助をある程度自分でしなさいよという方がおられますが、見ましたら、やっぱり家事援助はただ食事をつくるだけではないのです。掃除をするのではない。そこで何が変わってきているのかといったら、介護を受けている方とのコミュニケーションが出てくるのです。こういうものが、時間の短縮によって短縮されたりとか、そういう実態があるということなのです。それを機械的に自立支援だということでそっちの方向に踏み出そうとするものだから、そこが見えなくなってしまうというのがやっぱり上富良野町にもあるのだということを確認の上、実態調査も含めて、もう一度検討されるのかどうか、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、広域で実施する学校給食の問題であります。先ほどお答えさせていただきましたように、我が上富良野町の給食センターにおきましては、特色ある対応をしているというのは議員の御意見のとおりでありまして、そのことは私自身も認識をいたしているところであります。やはり大きくなれば、それだけ末端まで目が届かなくなるという危険性が十

分にあるわけでありまして、町といたしましては、このことによりまして現在のサービスが低下するような、また、安心・安全が低下するような、そういうことにならないように全力を尽くして対処していかなければならない。そしてまた、基本は、やはり学校給食ということは、やはり食育の推進にもかかわるわけでありまして、町が計画を立てた食育推進計画も含めながら、圏域における食育の推進ということも含めて、ひとつ対応していかなければならないと認識いたしております。

それとともに、食材については、何としても地場の農畜産物の利用を促進するように、ある面では価格はある程度高いとしても、安ければいいというのではなくて、地場産の農畜産物を利用していくような対応を、今、当分の間、我が町におきましては自賄いで従前のおりの対応をしていきますが、広域連合の中には加入するわけでありまして、発言権も生ずるわけでありまして、その中で十分に広域連合の中で給食業務の改善、是正も図りながら対応していくように努めていきたいと思っております。

また、広域の負担金につきましては、私自身も議員が御懸念のように、やっぱり先ほど申し上げました小規模自治体としての負担が非常に大きくなるということは十分認識をいたしておりますが、その反面、また一自治体としての責務がどうなるのかということと考えますと、今、小規模自治体の長の方は頭を悩ませていると思うわけでありまして、負担が大きくなるから云々というよりも、自治体としての責務をどうするかということも含めながら苦慮しているのではないかなと思っております。

このことにつきましては、かといって広域としてそこに負担を強いていくという形になりますと、円満な運営ということも難しくなるわけでありまして、ここらあたりはどの程度がどうなのかということも含めて、現在の負担割合から23年に見直すときに十分にそういった部分も検証しながら、また、一自治体として負担と責任の対応についても十分認識しながら配慮していかなければいけないと認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

また、白銀荘の問題につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、今後の運営の中で十分、指定管理者が地域との協調を図りながらこれらの問題についても取り進めていくように、協議を重ねていくように進めていきたいと思っております。御案内のとおり、今、この4施設におきましては、非常に集客力が低下して、経営上非常に厳しくなっているというのが現状であります。そういった中にありますけれども、そういつ

た地域住民に、町民に対する門戸を開けることによって利用促進にもつながるということも一部期待をしながら、これらにつきましては指定管理者のほうで地域との協議を重ねながら対処していくことを期待してまいりたいと思っております。

最後に、介護保険制度の件であります。自立支援という今回の第3期の介護制度の中で、いろいろな見直しながされてきたと。その中であって、議員が御懸念もしているように、やはりコミュニケーションの不足、そういった部分が十分出てきているというような部分を私自身も認識いたしております。確かに、ある反面、食事の対応だとか買い物だとか掃除だとかということを余り細かくサービスといいますか、提供することによって、本人の運動能力が低下していくようなことにつながれば、これは介護保険制度の持つ意味から反しますので、本人の持つ運動能力をより一層引き出していくということが大切であります。それを低下させるような余りにも過度なサービスの提供はいかがかなと思いますが、ただ、その人、その人に対する、やはり地域としてのコミュニケーションの問題につきましては今後の課題として、第4次の介護保険制度の制度そのものを見きわめながら、この課題についても検討していくことを前提として、今後の新たな介護制度に向かっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、8番岩崎治男君。

○8番（岩崎治男君） 私は、さきに提出の2項目について質問をいたします。

上富良野町立病院は、昭和33年9月に上富良野町立国民健康保険直営病院として、診療科目は内科、外科、産婦人科の3科の病床数54床で開設されました。昭和55年3月には、鉄筋コンクリート造2階建ての一般病床80床の現病院が完成したのであります。昭和55年4月には救急告示病院認定を受け、地域病院としての機能を発揮しているのです。

平成19年度の病院会計の収支は、有能な病院スタッフの経営改革推進により、最近にない良好な決算見込みと聞いています。

そこで、私は、町立病院の今後の経営将来像と、高齢者や身障者にやさしい病院づくりについて質問をいたしたいと思います。

まず1番目には、今後の経営の将来像として、診療科目の開設について質問をいたします。

現在、常勤医師3名が診療している内科と外科と、富良野協会病院との病病連携における医師派遣

事業において、平成17年10月からは泌尿器科、平成20年1月には循環器科の診療科目の開設など、合わせて4科の診療科目で診察を行っております。特に、冬場において富良野協会病院へ通院することが困難な患者さんには、身近な町立病院で受診できることから、大変好評とお伺いしているところであります。今後も病病連携を強化し、患者の健康維持と通院等の利便性を図るため、新しい診療科目の開設についてのお考えをお伺いしたいと思います。

2番目に、高齢者や身障者にやさしい病院づくりについて質問いたします。

体が不自由な方や在宅介護者が町立病院に通院されている患者さんにおいては、町立病院の玄関に配置されている車いす等を利用される方が多くなっております。

また、体のマヒ等でつえをついての歩行を余儀なくされている患者さんも多く通院をされておりますが、町立病院には障害者や車いすの利用者、または、お子様のおむつがえベッド等が整備されている多目的トイレの設置がなされておられません。最近では、御夫婦の老老介護における通院者の場合は、御夫婦で男子トイレを利用することにより、他の男の人が利用できない場合もあり、人間の尊厳と利用者のプライバシーの確保のためにも、多目的トイレの設置が必要であります。この件につきましても前向きな答弁を期待いたします。

次に、パークゴルフ場について。

この件については、後ほど予算の件もありますので、町長の答弁もいただきたいかなと考えております。

最近、パークゴルフ場の普及は、健康増進及び体力保持を兼ねたスポーツとして、全国的にプレーマニアの人口は大きな位置を占めております。

上富良野町は、昭和61年に教育委員会職員の手づくりで、島津公園の一角に9ホールのパークゴルフ場が造成されたのが始まりと聞いております。その後、18ホールに増設され、上富良野町のパークゴルフの愛好者は年々増加してきたのであります。

また、東中会館前には2コース18ホールの、町民が気軽にプレーできるパークゴルフ場として、町内者はもとより、町外者にも利用いただき、特に日の出ゴルフ場のクローズ後におきましては、教育委員会担当者の配慮もあり、初雪が降るまで大変にぎわいを見せているところでございます。現在のパークゴルフ場は、東に秀麗十勝岳連峰の見渡せる最高の景勝地の日の出地区に、平成15年4月、3コース27ホールの上富良野町パークゴルフ場として新設オープンをいたしました。また、管理面におきま

しても、最もすぐれたパークゴルフ場の一つとして、愛好者の好評をいただいているところでもあります。

この町民の期待を担い、開設された町営パークゴルフ場も、公認パークゴルフ場としての4コース36ホールはクリアされていないのが実態でございます。大きな大会を誘致し、大勢の人が集い、利用いただくことが上富良野町パークゴルフ場の名声を高め、新設した価値観が高まると思うところであります。

私は、上富良野町第5次総合計画にパークゴルフ場公認コース増設を組み入れ、完成させることが肝要と考えます。ここまで施設の設備投資をしてきた、他に負けない上富良野町パークゴルフ場を維持するための将来像について、方向性をどのように考えていくのか、お伺いをいたします。

以上、質問といたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町立病院の今後の経営の将来像についてということですが、診療科目の開設につきましては御承知のとおり、診療科の開設は地域センター病院である富良野協会病院との病病連携によりまして、専門医師の派遣を受けて開設いたしているところでありまして、今後におきましても、現在、眼科の開設に向けて協議を重ねているところであります。体制が整い次第、開設に向かった手続を進め、町民の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の高齢者や身障者にやさしい病院づくりについてであります。議員の御指摘のとおり、車いす利用者の患者が多くなってきていることは私自身も認識いたしているところでありまして、場所的な問題もいろいろありますし費用的な課題もあるわけですが、多目的トイレの設置に向けては、既存の検査用トイレの改修等々行いながら、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、パークゴルフ場の関係につきましては、教育長のほうからお答えさせますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 8番岩崎議員、2項目めのパークゴルフ場の運営についての御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場は、平成15年4月に3コース27ホールでオープンし現在に至っておりますが、建設の際における設置するホール数については、当時

の町議会からもさまざまな御意見を賜り、最終的に27ホールに決定した経緯があったことは議員も御承知のとおりであります。

今後のパークゴルフ場の運営については、教育委員会といたしましても、町民の健康づくり、ふれあいの場として、初心者を含めたパークゴルフ愛好者の拡大を図り、さらにパークゴルフの普及促進を図る上からも、9ホールを増設して36ホールとすることは大変望ましいことだと考えているところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、現行の事務事業評価基準に照らし、必要性や緊急度などを十分に把握した上で、政策調整会議等での審議を経て、第5次総合計画に位置づけされるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 再質問につきましては、昼食休憩終了後にしたいと思いますので、昼食休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の岩崎治男君の質問並びに答弁に対しまして、再質問を許可いたします。

8番岩崎治男君。

○8番（岩崎治男君） 午前中に引き続きまして、再質問をさせていただきたいと存じます。

まず、町立病院の再質問ですけれども、町長は答弁の中で、眼科の開設に向けた協議を行っているということでございます。

眼科の開設というのは、町民にとりまして大変喜ばしいことであります。これらの詳しい内容の説明と、それから開設予定時期等も示していただきたいなと思います。

さらに、町立病院についてでございますけれども、現在、町立病院には、富良野協会病院との病病連携による泌尿器科、それから循環器科が開設されているというようなことで、専門の先生が診療に町立病院を訪れており、また、旭川医大からほぼ毎日、専門の異なった若手や中核の先生、また、教授までも、町民の疾病予防と健康維持のため、診療に当たられておると伺っております。町立病院も町の広報等を通じ、診療体制等の周知をされておりますが、町立病院の常勤先生はもとより、ふだん接することができないこれだけの専門的な先生が来院しているということでございますので、これらの先生方に健康講演会だとか、また医療講演会等、こういった

たことを開催していただいて、町民の健康維持の周知活動を実施する考えはないかを伺いたいと思います。

また、現在のように町立病院の医師が確保できている現状においては、患者の増による診療報酬の増収を図ることが必要であると思われ、特に最近、多様な広報活動が展開しておりますホームページを活用した病院の診療担当医師の周知や健康だより等の発信により、患者の増による経営の安定を図る考えはあるのかということで、お伺いをしたいと思います。

また、上富良野町立病院は、ふだんより経営努力により、入り口正面玄関の外靴とスリッパの履きかえをなくしたことは、お年寄りのもとより、体の不自由な方たちにも好評をいただいているところであります。このように患者サービスの行き届いている中で、車いすで診察に行き、身障者の多目的トイレがないことは皆さん御承知のとおりであります。こういった普通トイレで用を足すのが困難な患者や病院利用者のために、スムーズに用の足せる設備がぜひ必要と考えます。私は、多目的トイレの早急な設置を重ねて要望します。設置には予算の関係がありますので、町長のお答えをいただきたいと思います。

次に、再質問の二つ目、上富良野町パークゴルフ場の質問でございます。

当施設を利用される方の最も要望の多い4コースの増設問題については、中澤教育長より答弁をいただきました。教育長は、政策調整会議等で審議をし、第5次総合計画に位置づけされるように努めてまいりたいという考えのことでございます。私は、パークゴルフ場の利用者のニーズを考え、さらなる普及促進を図る上からも、もっと身近で建設的なお答えをいただきたいと思います。この4コースの9ホール増設の事案は、町の予算が伴いますので、町長の考えもお聞かせ賜りたいと存じます。

当パークゴルフ場は、教育委員会及び指定管理者シー・エス・ティの努力により、コースの芝の管理、全体の管理も良好に運営されていると伺っております。しかし、ロングコースの東側には公設のトイレがございません。ぜひトイレの設置をしてほしいとの要望があります。この必要不可欠なトイレの設置を望むものであります。

それから、シーズンの最終期、クローズは季節限定ではなく、初雪の降る直前まで使用できるような条例の改正を行い、町パークゴルフ場の有効利用をしてもらえる措置をしてはどうかと考えます。町長の考えに期待をしながら、答弁をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 8番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、町立病院の診療科目等々の問題であります。さきにお答えさせていただきましたように、センター病院である富良野協会病院との病病連携の中で、センター病院の医師の対応等々を見きわめながら、病病連携の充実、強化を図っていききたいと思っているところであります。さきにも眼科の診療科目の増設についてお話を申し上げました。所管委員会のほうには一時期説明をさせていただいて、スタートを4月1日にできればということで、条例の一部を改正する条例の改正等々の説明をさせていただきましたが、残念ながら、協会病院の眼科の医師がちょっと都合が悪くなったということと、我が町の看護師体制がとれなかったと。眼科を対応するためには、我が町の看護師を富良野の協会病院の眼科に派遣して、眼科治療の看護師としての作業の研修をさせなければならないと。ところが、我が町としては看護師が目いっぱいであって、派遣できない状況であったというようなことから、いろいろなことでおくれまして、条例の改正につきましてはとりやめさせていただいて、富良野協会病院の医師の体制が整備され、また、町の看護師の体制が整備された段階で、早急に実施をしていきたいと思っているところであります。

また、それらも含めながら、議員の御発言にありましたように、町といたしましては、そういった科目の増設をしたからといって、正直申し上げて、病院経営の増収につながるということは、余り大きな増収は期待をいたしてはおりません。多額な財政を投資をしないで診療科目の設定をすることによって、町民がわざわざ富良野まで常に通うということのを避けて、地元の病院で同じ先生に診てもらおうということが、薬の発行だとかそういったことについては、町民が富良野まで薬をもらいに行かなくても、上富良野町立病院に富良野の診療科目の先生が来ていただいて診療していただけると、そういうような町民の利便性を重視しながら、その対応を進めさせていただきたいというふうに考えております。

眼科につきましても、2週に1回というような従前の泌尿器科、あるいは、循環器科と同じような隔週対応をお願いをしたいということで、今、いろいろな面で協議を重ねておりますので、また協議が整い次第、所管委員会のほうにも御説明申し上げながら、条例の改正等々も御提案させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、多目的トイレについては、再質問でいろい

ろ御意見を伺いましたが、最初の質問の中で、設置に向かって対応していきますよということでお答えさせていただきましたので、それ以上のお答えはもうありませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

次に、パークゴルフのことについても、町長からの考えも聞かせてほしいということですが、このことにつきましては、ひとつパークゴルフの設置、造成における状況というものを十分御理解いただきたいなど。あのとき、私どもは36ホールを設置で御提案させていただきました。残念ながら、今は亡くなった高橋教育長、涙をのんであきらめて18ホールということでありましたが、何とか議会の理解をいただきながら9ホール増設していただいで、27ホールで設置させていただいたというようなことで、当時の状況をひとつ御理解いただければと。今の施設に、あそこに36ホールが設置できる図面を対応して御説明を申し上げていた時代もありましたので、今、9ホールを設置するということになりますと、当初と違った用地の問題、あの用地でやるとすれば、今の27ホールの組みかえをしなければならないという問題、あるいは、9ホールふやすためには、あのままで使うとすると、用地の買収の問題、造成の問題。本来であれば、あそこに36ホールが設置できたという、その状況等々も御理解をいただきながら、教育長の言っている次期総計の中でまたいろいろと時代の流れというものを見きわめながら、財政状況を見きわめながら対処していくべき課題であるなどと思っております。

○議長（西村昭教君） 答弁はありますか、教育長。

教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 8番岩崎議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今、町長のほうからも、9ホールの増設の考え方についてはいろいろと述べられたとおりであります。我々教育委員会といたしましては、やはり9ホールがあつて36ホールになるということは非常に理想的であるということは当初から考えているところであります。そんな中で、今、第5次総合計画に向かって、教育委員会の考え方については申し上げていきますし、また、愛好している方々の御意見とか、そういうことを聞きながら、第5次総合計画に位置づけることに努めていきたいと考えているところであります。

また、トイレの設置、それからクローズの期間の問題等いろいろ御意見を賜りましたが、トイレの設置については、今のところ27ホールの中では、必要性は感じつつも、そんなに緊急の課題なのかなと

いうことで我々としては押さえているところであります。

また、クローズの問題であります、4月の29日から11月の3日で、またこの後で質問を受けているところでもあります、やはり適切な管理をどこまでしていくかということが我々に課せられた課題だと考えています。

と申しますのは、当然、雪が降る前の冬枯れの、冬を迎えるための作業というのは結構いろいろなことをしなければなりません。当然、冬枯れ防止剤をまいたり、また、スタート台を覆ったり、木を保護するとか、そういうような作業が結構あります。そんな中で、本当に秋や何かが、雪が降った、さあやめたということで、適切な管理をしていけるかというと、そうではありません。その中で、どこまで譲り合って開設期間を延長していくことができるのか、また我々としてもいろいろ考えてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

8番岩崎治男君。

○8番（岩崎治男君） 再々質問させていただきます。

町立病院ですけれども、私たちの健康と生命を守っていただく町立病院、また救急病院としての存続と、この存在は大変意義のあるもので、今後も運営し続けていただくということで確信をいたしているところであります。今後とも病病連携による診療体制を継続されまして、より町民が安心して暮らせるような町立病院の運営を期待いたしております。そういう面で、今御提案申し上げました多目的トイレの件は、早期実現が可能のようでございます。よろしく設置させれることを期待いたしております。

先ほどの答弁の中で、検査用トイレという部分があったのです。これはちょっと新しい部分のトイレの用語でございまして、検査用トイレの改修という部分については、もう少し詳しく説明を願いたいなと思います。

それから、さきに述べました広報活動を通じた病院運営についてですけれども、ホームページとかを使つてという提案をしましたけれども、これらについてももう少し詳しい答弁を願いたいと思います。

次に、再々質問、パークゴルフ場でございますけれども、私は、当パークゴルフ場は管理面の行き届いた良好なコースであると先ほど申し上げました。しかし、管理が良好なだけ、利用者には満足のいかない場面も見受けられるわけでございます。地球温暖化の影響もありまして、真夏は高温になるために、コースの芝が枯れる状況が出てまいるというこ

とで、水の散布などを行うために、1コースの利用を中止して、そういう水まきとかを行うことが昨年もあったということを聞いております。そのために、3コースあるコースのうちの2コースしかパークゴルフのために使用できないことになり、特に町外者の方より、料金を払ってパークゴルフ場を利用しているのに、なぜ2コースしかプレーができないのだといったような不満を訴えるパークゴルフマニアも多数いるということでもあります。そのために、教育委員会の良識ある考え、先ほど来、予算の面とかいろいろ説明をいただきましたけれども、町外者にも満足いただける4コース36ホールの協会公認コースの設置をもう一度重ねてお願いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 8番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、病院運営につきましては、いろいろと議員から御意見を承りましたが、基本的には、町立病院を利用していただくことがふえることを期待しているわけでありまして、いつも申し上げておりますように、国保、老人、退職者、この町の3保険から町立病院に支払う額は十四、五％と。もう少し率が上がるならばいいかと期待しておりますが、そういう関連がありましても、やはり町民の第1次医療圏としての医療体制につきましては十分な配慮をしていかなければならないと。

病院経営につきましては、今、医師の確保、看護師の確保、これが最も重要であります。おかげさまで他の病院と違って我が町の町立病院は、医師の確保につきましては今現在90％台の充足率ということで、60％であればいいという以上の充足率で対応させていただいていると。また、看護師につきましても、何とか定数を確保しながら運営をしておりますが、今後の病院運営の中で最も重要なのは、医師の確保と看護師の確保と、そして財政的な部分ということを見きわめながら、今後の病院経営を進めていきたいと思っておりますし、議員から御質問のありました診療科目の変更等に伴う住民へのPR、あるいは、それぞれの医師に対する対応等々につきましては、広報でも報告をさせていただいておりますが、従前よりも医療制度の法律的な部分が緩やかになってきている。昔は広報できなかった、病院のPRができなかった部分が、だんだんだんだん緩やかになってきた部分がありますので、そういった医療制度の中で対応でき得る範囲の中で、町立病院の広報活動も展開していきたいと思っておりますし、また、先生方に健康に対する講演会とかそ

ういったことの実施ということではありますが、常勤の先生方に対しては何とか時間をつくっていただくことができ得るのかなというような気もしますが、何せ医師は今、労働時間がハードな状態であります。そして、派遣医師の場合は特に限られた時間の中で派遣されてきているというようなことから、診療をストップして講演会というのならできますけれども、診療をして講演会ということはなかなか難しい課題かなと思っておりますが、今、常勤医の中で、その対応については現在もやっておりますので、そういったことの推進を図って、継続してやっていきたいと思っております。

それから、多目的トイレをどこへつくるのだということではありますが、検査用トイレということで、検査室の隣にトイレがあります。そのトイレを改修していきたいなと思っているところでありますが、これから設計等々も図りながら、予算の対応も含めて対処していきたいと。新事業年度の中で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） それでは、私のほうから再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

パークゴルフ場の管理運営につきましては、やはり本当に当該年度だけではなくて、長い期間、長い年月をどう適切に管理していくかということが我々に課せられた課題だと認識しております。そのような意味からも、少しでも長く適切に管理運営ができるように、これからも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 私は、さきに一般質問として通告をいたしました4項目8点について、町長並びに教育長の答弁を求めます。

まず1項目め、指定管理者による施設運営管理の評価についてお尋ねを申し上げたいと思えます。

町の公共施設が指定管理者制度の条例化によって、平成18年度より、パークゴルフ場、日の出公園施設、吹上温泉保養センターが、平成19年度から見晴台公園等が指定管理者により施設運営管理が行われ、行財政効果があると承知をしております。それぞれの施設の契約期間があるが、契約期間中の単年ごとの評価及び町民または利用者の声を反映させる方法がどのようになされているのか。また、契約期間全般の評価方法についてお伺いをしたいと思えます。

次に、第2点、持ち家者職員の住居手当についてお尋ねを申し上げます。

持ち家者職員の住居手当は1カ月7,000円が取得時から退職時まで支給されているが、国家公務員は取得時から5年間のみ、1カ月2,500円で、6年目以降は住居手当は支給されておりません。私は、平成12年3月定例会で一般質問を行い、国家公務員との比較データを出していただくとともに、予算特別委員会、決算特別委員会等で質疑を通じて、町財政が苦しい中での削減について強く求めてきました。平成16年度上富良野町各会計決算特別委員会審査意見、平成17年10月7日では、その審査項目の意見書の12番目に職員手当についてということで、持ち家手当と通勤手当については見直しを図られたいと、その是正、削減を求め、通勤手当は見直しされたが、持ち家者の住居手当はいまだ見直しがされておりません。

中富良野町は平成20年4月1日から、国家公務員に準じ、持ち家者になっている5年間の1カ月2,500円に条例改正し、財政効果は年間480万円と道新に報道されております。当町も行財政改革を進める中、職員の持ち家者住居手当を国に準じた条例改正することについての町長の決断を強く求めます。上富良野町が実施すれば、年約56.9万円の財政効果がある。なお、国家公務員と町職員が仮に35歳で持ち家者になり、60歳定年として試算した場合、大きく195万円の差があるということでございます。

続きまして、3番目、上富良野町パークゴルフ場の開設期間についてお尋ねをいたします。

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第8条によって、開設期間が4月29日から11月3日と定められているが、そのことが民間の指定管理者としての営業努力の阻害要素にもなっております。3年間の契約期間が切れる平成21年3月末前に、民間活力が発揮される考えで条例改正への考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、4点目、上富良野町図書館の運営についてお尋ねをいたします。

平成17年度に公民館改修により図書室から図書館となり、広くゆとりのある図書架と閲覧室により、利用者増とあわせて図書館に関する諸行事が開催され、関係職員の努力は大きいものと見ております。図書館の運営について、下記の各項についてお伺いをいたします。

(1) 収蔵庫があり、貴重な図書が収蔵されているが、収蔵図書のリスト一覧を公開し、閲覧に供する考えはあるか。

(2) 廃棄図書の処分基準と処分決定権はどこか。

(3) 図書・資料の寄贈の取扱方法はどのようにされているか。

(4) 廃棄決定図書の処分方法及び書籍本体の処理の方法についてお伺いをいたします。

以上、4項目8点について、町長、教育長の見解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の4項目の御質問のうち、まず2項目について、私からお答えさせていただきますと思います。

1項目めの指定管理者に関する御質問についてですが、各施設の指定管理に当たっては、管理運営方法を規定する契約書から、基本事項のみを定めて指定管理者の自由裁量度を高める協定書の締結へと変更しており、利用者の立場からは、サービス内容の改善を実感していただいているものと考えているところであります。

現行4施設においては、指定管理者の側からのサービス向上を目指す提案や、利用者の改善要望に対しては、町としても協定の範囲内で柔軟に対応しておりますが、町の条例等に規定する事項については即断の措置は困難であることから、手続を経た上で制度改正をしてみたいと考えております。

毎年度、四半期ごとの業務報告書の提出をいただき、その業務状況を掌握するのみの制度として運用しておりまして、指定管理期間の3年間の中で管理経営を行うという指定申請時の当初計画を尊重する趣旨から、現在のところ単年度ごとの評価は行っておりません。

次期の指定管理期間は平成21年4月及び平成22年4月からの3年間となっておりますので、各施設の現行の3年間について、選定時の評価基準に基づき評価を行い、課題や改善点を次期募集の業務仕様書に反映する予定となっておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2項目めの持ち家者職員の住宅手当についての御質問にお答えさせていただきますが、まず改めて国と地方の違いを申し上げておきますが、国家公務員につきましては、職員を全国に広域異動させることから、国家公務員宿舎を整備して職員住宅の確保をしております。このことから、国においては、職員がみずから住宅を取得すると広域異動に支障を生ずることなどから、国家公務員宿舎への入居を基本とした借家に対する住居手当として、持ち家者の手当の廃止を検討しているようであります。

一方、町村職員であります。地方公務員につきましては、勤務地が行政区域に限定され、その地域で多くが生涯にわたり定住し続ける実態にあります。したがって、借家入居から持ち家を促進させる

ことで住居手当の縮減につなげるなどの意味合いもありまして、多くの町村では、国と比較すると高額な持ち家手当額の水準となっているのが実態でありますので、単に何の考慮もなく国にあわせることにためらいを持っておるところであります。そのような中で、東京都や横浜市においては、借家、持ち家を問わず、一律支給の例もありますので、それらの考え方も参考に、制度的に矛盾のないよう見直すことも今後の検討課題の一つと思っておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 中村議員 3 項目めのパークゴルフ場の開設期間についての御質問にお答えいたします。

現在、パークゴルフ場につきましては、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間、指定管理者に運営管理をゆだねておりますが、議員御指摘のとおり、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例により、開設期間等について規定がなされていることから、それぞれの年の気象条件等にあった弾力的な開設期間が設定できないなど、民間活力を発揮できないことにつきましては認識をしているところであります。

したがって、平成 20 年度は契約の最終年度となることから、平成 21 年度からの指定管理者の再募集を行う予定であります。開設期間の取り扱いも含めて、民間活力が発揮できるような条例改正を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4 項目め、図書館運営についての 4 点の御質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目ですが、現在、閉架書庫に収蔵している図書のリストは作成しておりませんが、早々にリストを一覧表にまとめ、図書室内に備えつけ、来館者の要望にこたえるよう努めてまいります。

2 点目の廃棄処分についてであります。一般の書籍については、傷みや損傷の激しいものを廃棄処分しておりますが、貴重な図書や既に廃本となった図書等については閉架書庫に収蔵することとしております。処分基準については、今後明確な基準を作成するよう取り進めてまいります。

また、書籍の処分については、図書館長の決裁を受けた上で処分することとなっております。

3 点目の寄贈本の取り扱いについてですが、個人情報保護の観点にも十分配慮し、これからも寄贈者名、書籍名等をデータ登録するとともに、その書籍には寄贈者や寄贈団体がわかるように表示し、一般の閲覧に供してまいります。

最後の 4 点目の、廃棄が決定された図書の処分に

ついてですが、廃棄の処分が決定となった書籍、また、2 年を経過した雑誌等については、図書館まつりなどの際に希望する町民の皆さんに配布し、残った書籍、雑誌については古紙リサイクルに排出しているところであります。廃棄する書籍には、抹消の消印を押すとともに、バーコード部分にはマジックインキにより抹消処理を行い、廃棄処分をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

9 番中村有秀君。

○9 番（中村有秀君） まず、第 1 項目の指定管理者の施設運営管理の評価の関係です。

町長は平成 20 年度の町政執行方針で、指定管理者制度等を含めた民間活力の導入や、自家用車の公用利用制度などの行財政改革の効率化とあわせて、事務事業の事後、事前評価については、選択と集中を基本とし、各事業の見直しを図り、真に必要な事務事業に行政資源を集中していく仕組みとして制度化に努めていくという方針を述べられました。

それで、私は、ここで単年度と年度全部、それから 3 年間の全部という、三つの仕分け方での事業評価が僕は必要でないかという気がするのです。

したがって、上富良野町の公の施設に係る指定管理者の指定手続条例の第 12 条では、事業報告書の提出ということで、事業報告書は毎年度終了後 30 日以内にとなっておりますね。それで、私は富良野の金満地区で大北土建が指定業務に関する協定書の中で、第 5 条に月間業務報告調査指示、その第 5 条は、乙は指定手続条例第 10 条に基づき、利用期間中は毎月 10 日までに前月の業務報告書を甲に、ということは、甲が富良野市で、乙は大北土建で、提出しなければならないと。

もう一つは、業務報告の次に、第 6 条に事業報告というのがありまして、乙は指定手続条例第 9 条に基づき、毎年終了後 60 日以内に事業報告書及び収支決算を甲に提出しなければならないと、こういうことになっています。

したがって、昨年の予算の関係で、上富良野町のパークゴルフ場の実績はどうなのだろうということになると、利用人員、それから収入等もまだ提出されていないからわからないという答弁でしたね。

しかし、私は、業者から逐次聞いておりましたから、ですから、そういうような次の年度の事業計画に入る段階でまだ年度の、パークゴルフ場は 11 月でもウクロズしているわけですから、ですから、そのぐらいのことをしないとだめなのに、全然、3 年間でということで、毎年度、報告は終わってからというから、3 月に閉めて 30 日以内と。

そうすると、的確なその月々の状況の把握とか何

とかもできないだろうし、それから逆に、報告の中には、いろいろな業者からのクレームだとか、そういうものも即やらなければならないと。それから、まだ若干、教育委員会と協議をして進めるだとか、いろいろな内容のものがあるように、私はここ2年間見て感じました。

ですから、そういうことが、恐らく極端に言えば夏の終わる時間帯を、教育委員会に無断で時間を30分、1時間縮めてやっていたのですよ。これはどこでやったのかと、それで泡食って教育委員会に言ったら、全然連絡は受けていないと。それですぐその設定を取り消したケースもあります。

ですから、私は、やはり今後、事業評価をする、それからの確かな判断、評価をしていくということになると、まず第1点は、毎月の報告を次の、富良野市なら10日までということになっていますけれども、そういうこともやらなければならないのではないのかということで、この条例はこれから改正をするということでございますけれども、そういうことも含めて一つは考えていただきたいということ。

それから、もう1点は、シー・エス・ティと吹上温泉保養センター白銀荘の関係で、それぞれ指定管理者がどのような、いうならば、役場に提出した自主事業等を含めて実施をしているかということで一応検証してみました。そうすると、シー・エス・ティがあれしたパークゴルフの自主事業の計画書、同好会、愛好会（仮称）の設立ということで、18年、19年、20年と、3年間やるということになっていますが、これは一切されていません。

それから、もう一つ、自社コンペの開催ということで、年2回、5月と11月にやるということで、これも18年から3年間出されております。しかし、これは年1回、いうなれば18年1回、19年1回しかやっていない。それから、もう一つは、各種売店のテナント募集及び販売ということで、お土産品の販売ということになっていますけれども、これも2年間何もされていません。ただ、スポーツ用品の販売、それから軽食等の関係については実施をされております。

ですから、私は、月々の報告を受けながら、1年の評価をきちきちとしていって、それを今度は教育委員会が指示をするというような形がなければ、町民のために、それから利用者へのサービスということになると、非常にお粗末な状況なので、そういう報告、評価をやはりやるシステムを、極端に言えば、もうそのこと自体はなくても、協定書の中でまた協議をするということがあるのであれば、その報告程度は受けられるのではないかという気がするのですけれども、その点、お尋ねします。

それから、指定管理者の白銀荘の関係です。

すばらしいです。サマーフェスティバルをやります、春はまだ湯喜祭りだとか、水中ウォーキング、フラワー講習会。

特にサマーフェスティバル、平成18年は10周年記念事業ということで、1,850人参加をされています。それから、19年度も1,090人ということで、私も行ってまいりましたが、非常に盛大に、多くの町民、それから町外からもおいでになって、本当に和気あいあいで、あるときは、ふろに入ったり、あるときは、いろいろなものを購入して飲んだりという、すばらしい成果を上げております。そのことによって、やっぱり白銀荘の利用価値、また来てみようかというような相乗効果も私は出ていると判断しております。

ですから、したがって、私は、こういうような自主事業をやりますよと、ある面で自主事業をやることも指定管理者の選考基準の点数の中に含まれてきているのです。確かに、17年度の結果の点数を見ると、そんなに大きくはない。一番大きいのは1,350万円という3年間の負担と、それでないものということになっております。ですから、私は、そういう点で、指定管理者に対する評価のあり方を、とりあえず条例が改正されないけれども、一つの方針として、やはり指定管理者に指示をする、もしくは、やっていただくという方法をぜひやっていただきたいと思いますので、その点、明らかにしていただきたいと思います。

それから、次に、持ち家者職員の住居手当でございます。

町長、いろいろ言っております。私は、それを若干整理をする意味で、私が平成12年3月の定例町議会に一般質問した町長の答弁の関係をちょっと明らかにします。まず町長は、7,000円になった改正の理由ということで述べております。これは、町長は、本町における持ち家手当の現状の支給は、持ち家の促進を図ることと、他の自治体との均衡を図るため、2,500円を7,000円に改正するため、平成5年12月定例町議会に関係条例を提案をし、議決をいただいていたということで、2,500円から7,000円になったのは平成5年12月の定例議会だということが一つ明らかになった。

それで、2点目は、道の財務監視を受けたのです。そのときに、諸手当の関係、それから給料のラスパイレスの関係、当然この住居手当も入っていますし、その他の手当の関係も入ってございました。それで、道の財務監視の中で質問したことについては、国と町職員の給与、手当等々の適正化につきましては指示を受けたところでございますので、これ

らを含めて、町といたしましては十分その対応を図りながら、経常経費の節減に向けて、今後も今年度を財政改革元年と位置づけしながら、財政運営を図っていくための対処を取り進めていくということで、道の財務監視についてはこう言っている。

それで、今後の考え方はどうなのだということで再度確認をしたところ、この制度は持ち家の促進を図る等の地域事情や自治体間の均衡を図らなければなりませんので、今後は国と町との格差是正を含め、他の自治体等の動向を見きわめたりして対応を図ってまいりますと。それで、財政改革元年と位置づけて、健全財政の堅持のために、また、行政改革実施項目をそれぞれ実施していくという中で、経常経費の節減を図っていくべきであり、これには聖域などがないと。人件費といえどもその対応を図らなければならない分野があり、持ち家住宅のみばかりでなく、全般的な中でこの経費節減に向けて取り組んでいくということでございました。

ここで私が言いたいのは、平成17年10月7日、我々議員が決算特別委員会審査意見書を出しました。その中で、先ほど申し上げた通勤手当は改正になったけれども、住居手当はそのままと。17年10月7日に審査意見書を出して、その翌月の17年11月30日に11月の定例課長会議が行われております。それで、これは町長等も含めて12名の課長等も出ております。このときに総務課長が、通勤手当、住居手当については協議を通じて組合の合意を得た上で18年3月議会の上程を目指しているということで総務課長が説明し、課長会議の中ではそういう方向で行くのだなということで私も理解をしていたところでございますけれども、その後も一向になっていないというのが実態でございます。これは会議録を僕は見てきましたので、それは間違いございません。

それで、まずその関係については、経過等を含めて、僕はこのときに組合と協議が合意にならなかったから出さなかったのですかと聞いたら、そうではないということで、あとの詳しい説明は、内容についてはされませんでした。だから今回、もう一回、改めてその経過について、もしわかれば明らかにしていただきたいと思います。

それから、最初の質問で、最終的に上記の差が195万円ということでございます。そして年間の節減は569万円の財政効果が、中富良野は480万円と言いまして、たまたま上川南部消防事務組合の決算書と予算書と、この前配付をされたので、それを見ました。そして消防の本部にも聞きました。そうすると、消防職員の住居手当をもらう人は11人おりました。国の基準になれば4人しかいないと。

そうしたら、その差額は計算しましたら80万4,000円になるのです。

それから、国の基準でやった場合に、町職員の役場職員は569万4,000円、消防職員は80万4,000円、そうするとトータルで649万8,000円の金額になる。これはあくまで2,500円にしたというケースのことです。たまたま消防は特殊な給与体系があるらしいのです。採用された役場の給与体系でそのままいくと。だから、例えば、上川の本部か、もしくは北部の本部に入れば、中富良野採用の職員が行っても、給与の本俸は中富良野のほうがちょっと高いのです。

それから、住居手当はそういうことで、本来ならば中富良野がことしの4月1日から2,500円になるけれども、そのまま2,500円で、上富良野に採用の職員はそのまま7,000円というケースになるのかなということで、僕の試算ではそういうことになったので、その点、ちょっと確認をいたしたいと思います。

それから、平成18年の決算特別委員会での資料と、その後、平成19年4月1日の全道市町村別の持ち家者の住居手当一覧表を見ました。平成15年度のその一覧表と、私、比較をしますと、国と同じが19市町村、それから手当の減額をしたのは29市町村、合計48市町村がそれらの見直しや、それから、2,500円まで一気に下げなくても、下げているというケースがあるということで、例えば占冠村は3,000円にしましたよ、それから、富良野市は8,000円を6,000円にしましたよというケースがあります。ですから、そういう点では約48市町村がなっていると。上富良野町と同じ7,000円というのは、市を除いて22町村で、これは15.2%しかないのです。それから、5,000円以下というのは、町村は145という資料から見ると、そのうち58町村が5,000円以下ということは、40%です。

ですから私は、町長の言う答弁の中で、単に何の考慮もなく全国に合わせることにためらいを持っているという、答弁を受けました。私は今までの質問の経過の中、それから決算予算特別委員会で行っていることは、一気に7,000円から2,500円にしないでいいのだよと。場合によっては、6,000円でも5,000円でも段階的にそれに近づける努力はすべきでないかと私は言ったのですよ。

ですから、ここで言う、私は何の考慮もなく全国に合わせるということを、極端にやれとは言っていないけれども、私、今まで何回かこのことを質問しているので、あるときは町長は、町に固定資産税が入るだとか、いろいろな答弁の中身が変わってき

ているんですね。これは時代が変わればある面で、財政背景が変わればいたし方ありませんけれども。

ですから、町長の言う持ち家者をふやすということは僕は基本的に賛成なのです。18年度の決算特別委員会の資料を見ますと、持ち家者は71人で596万4,000円を支出している。それから、借家者は23名少ない48人なのだけれども、1,286万円支出しているのです。そういう点では、持ち家者の促進をすることによって、この借家者の1,286万円がある程度減っていくのかという理解は僕はしたいのです。

ですからそういう点で、これらの関係について、やはりもうちょっと整理をしながら、ただ、上川支庁管内はデータを見ますと、みんな横並びで7,000円なのです。だからみんながやるならおれらもという気持ちで、僕はそのままずっと残っているのかなと。一番低いのは1,000円の蘭越町です。1,000円ですよ。ですから僕は、こういう点でもうちょっと町民にいろいろ、協働の精神だ、これらの負担をしていただきたいと言うならば、町みずからやっぱり職員の削減をある程度考えていかないと、町民の理解は得られないのではないかと。一般町民、それぞれ住宅金融公庫とかいろいろなところからお金を借りて建てて、こんな7,000円の住居手当なんかもらっていませんよ。自衛官の皆さんだって2,500円しかもらっていないのだから。昔は2,500円もらって、6年目から1,000円だったけれども、それもカットされているのだから。ですからそういう点では、僕は、持ち家者職員の住居手当については真剣に考えていただきたいと思います。

それから、次に、3番目のパークゴルフ場の開設期間の問題です。平成17年12月の定例町議会で、上富良野町公の施設に対する指定管理者制度の指定条例というのができ、また、同じく施行規則ができて、上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定を行ったところです。

ただ、この開設期間の関係については、先ほどの同僚議員の質問にも若干教育長が芝の管理云々ということで触れておりましたが、私はこの件についても、また教育委員会を含めていろいろとお話を申し上げたところです。

ただいま教育長は、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例により、開設期間等については規定がなされているから、それぞれの年の気象条件に合った弾力的な開設期間が設定できないなど、民間活力を発揮できないことについては認識しているところです。

教育長、これは平成18年5月31日の5月の課

長会議に、助役、あの当時助役です。助役、町長はどういうことを言っているか読み上げますよ。

指定管理者制度の適正運用について。このときは助役だけれども、今の副町長です。

「平成18年4月1日から4施設が2業者による指定管理制度へ移行しているが、指定管理者制度は、サービス向上と費用の効率化を効果として求めるものである。したがって、条例等の規定が足かせとなって、この求める効果が発揮されないという実態が耳に入ってきた。状況に即した条例等の改正を検討してもらいたい」ということで、指定管理者に4月になって、5月の課長会議でこうやって言っているのですよ。

それから町長は、「本来、基本的部分を条例で、この運用については規則で定めるべきだが、実態では条例本文に施設の営業時間等が規定をされている。規制緩和の時代にあるのに、弾力性のある指定管理者業務ができるよう措置してもらいたい」と。

言うならば、上富良野町のナンバー1、ナンバー2がこうやって言っているのですよ。それがそのまま、いまだ、3年間という契約期間があるけれども、それは途中ででもそういうことを変えなかったら、つくったものは我々だし、変えるのも我々だという気持ちで、本来的な、言うなれば町長、副町長の精神にのっていけば、やらなければならないはずなのです。ですから、この3年間、恐らくこれからまたやるかもしれない、6月に条例改正して、ことしの11月3日までの分は移行する形が出てくるかどうか、私は出てくることを期待をしておりますけれども、そういうような状況になっているので、これらをどう教育長は判断をし、今まで置いてきたのかということ、お尋ねをいたしたいと思います。

富良野市の金満地区の金満緑地公園、空知川パークゴルフ場の関係、大北土建が一応指定管理者になっております。そうしたら、条例の中にはそのことを何も入れていないのです。これも同じ平成18年から一緒に富良野もスタートしているわけです。

したがって、富良野の場合は、指定業務仕様書の中で管理の基準ということで、利用期間、利用時間及び休園日を定めています。最後のほうに、天候状況により利用期間を延長することもあるということになっております。富良野は、上富良野町が11月3日でクローズされたら、金満地区に行っているパークゴルフ場の約半分ぐらいは上富良野町のパークゴルフの愛好者が行っているということで、この時期は非常に収入を上げるということを言っています。

ですから、ことしの6月にかけるのか、それとも9月にやるのか、これらのパークゴルフ場の指定管

理の関係等を含めて、私はやっぱり芝はどこもそうです。3月の中旬から始まっているところもありましょうし、11月いっぱいまでやっているところもあります。しかし、自然というのはすばらしいもので、そんなに影響はないというのが、大体そういうところのパークゴルフ場の管理者に聞きましたら、そういうことでございます。ですから、私は、富良野の場合は指定管理者が延長することもできるということだけでも、延長を教育委員会に申請し、市の公園管理等も含めて、ずっと降雪直前までやっているというのが実態で、そのことが非常に収入増につながっているということもあわせて考えていただきたいと思います。

それから、10月22日、教育長、それからパークゴルフ協会の役員、シー・エス・ティ、それからパークゴルフを楽しむという立場の人たちも集まって協議をしたのは教育長も御存じだろうと思います。厳密にそのとき、シー・エス・ティでは、11月3日以降でもやってもいいですよと、しかし、シーズン券は11月3日で終わっているから、その後、回数券でも、それから1日券でも利用した形でやっていただければ、その分の、3日以降の職員や何かの体制も、人件費も出るようになればいいのだけれどもなという話だったのです。

それで、パークゴルフ協会の人は、それであれば、11月3日以降、こっちの団体こっちの団体会で大会を開催してもらおうと、それは、回数券を使うか1日券を使うか、どちらかの方法でシーズン券は使いませんよということでやってはどうかということで、関係者の協議の中でそういう方向もいいねということだったけれども、最終的に町のほうで、条例がある以上だめだということだったろうと思いますけれども、断られた経過があります。

それで、富良野市は、年間で855万円ですよ、36ホールあって。そして、上富良野は27ホールで1,350万円ですね、3年間で。これは、向こうの富良野のほうは、入場収入が多いからということになってくるのかなと、そうすると、入場収入を上げる努力をしなければならないと。ですから、さっき言ったシー・エス・ティさんが愛好会をつくって大会をやる、それから、自社の大会も年2回やるというのを1回だとかと、いろんな経過があると思いますけれども、それらについて、やはりきちっとした形での方法を、特に僕は、平成18年5月に課長会議の中で、町長、助役がこういう発言をして、それがそのまま来ているという点では、どうも行政の機関として、それであればシー・エス・ティに協議をしてどうのという方法も、僕はいろいろあったのではないかなという気がするものですか

ら、そのうっせきがパークゴルフの愛好者の中에서도出ているという事実を申し述べておきたいと思います。

それから、次に4番目の図書館の運営についてでございます。

非常に図書館の皆さん方のスタッフの努力で、すばらしい図書館になったということで、私も非常に、たまたま利用するものですから喜んでいてところでございます。

まず、貴重な図書が収蔵、言うなら閉架書庫に入っているということで、私も何かのついでであそこを見させていただきました。そうしたら、全道の市町村の市町村史というものもあるし、それから、文学に関する本も、昔の本が結構あるのですね。ですから、そういう貴重な書類、書籍があるのに、これはこのまま眠らせておいたら非常に寂しいなという感じがいたしました。

それで、閉架書庫にあるリストを作成していないということだけれども、その図書の分類別冊数なんていうのは、リストをつくっていないからわからないといえばあれですけれども、それがもしわかれば、それを教えていただきたいと思います。

それから、次に、もう1点は、貴重図書の関係ですけれども、私はやはり、特色ある図書館にしてほしいなと、そういった場合に、一つは、十勝岳を含めた山岳図書は上富良野に行けばあるなというような、そういうような形が欲しいなという願望があるし、上富良野に行けば山ということで、スペースの関係もあると思いますけれども、場合によっては閉架書庫でもいいですけれども、そういうようなリストがあればということ。

それからもう1点は、三浦綾子さんの「泥流地帯」の文学碑があります。したがって、三浦綾子さんの関係図書もそういうような形であってほしいなという気がしています。

たまたま、和寒に図書館があって、その三浦綾子文学展をやったのですね。私も行ってきました。そうしたら、「塩狩峠」という本のかかわりもあったのだと思いますけれども、昔の住居がまた塩狩峠のところに移設をされておりますけれども、それよりはるか十何年前だったのですが、三浦綾子の初版本、これが全部置いてあるのですね。それから、英語で訳された本、英語で出版された本、それから韓国語から、そういうようなものがあつたのですばらしいなと思って来たのです。これは私の一方的な考え方なので、ただ、こういうような特色のある図書、蔵書にしてほしいなという希望があるので、それらの考え方についてお尋ねいたします。

それから、次に、(2)の廃棄図書の処分基準です。

廃棄処分については、一般の処分については、傷みや損傷について激しいものと廃棄処分は理解しますが、貴重な図書や、既に廃本となった図書等について閉架書庫に収蔵することとしていますとの答弁ですが、既に廃本となった図書というのは、あくまで廃棄する前に廃本として置いてあるのか、もう一つはですよ、この本は、もう発行されない、廃盤になるから、貴重な本だから置いておくのかという、いろんなとり方があるので、その点の見解を賜りたいと思います。

それから、上富良野町教育委員会の事務専決規程で、図書館の図書の登録、廃棄、移籍は、決裁区分は、専決者は課長ということになっています。

それで、廃棄処分の本と処分文書の流れはどうなっているのかなと。単なる担当者が分けて、それを今度は教育振興課長が見て、ぼんぼんぼん、これはこうということで行っているのかどうかも含めて、どのような今まで流れになっていたのかなと。

それで、処分基準を明確にするということで、基準を作成するとの答弁ですけれども、それぞれ、本は、自分の趣味趣向等も含めて、それから一つの読書傾向を含めて、いろんなケースがあるだろうと思いますけれども、それらを含めてどうするのかということでお聞きをいたしたいと思います。

それから、資料図書の寄贈でございます。

上富良野町図書館については、図書その他の資料の寄贈の申し出があるときは、図書館はこれを採納することができるということで、図書館施行規則の第17条になっています。

それで、寄贈本の取り扱い、個人情報保護の関係も十分考慮してということで、ただ、寄贈者、寄贈団体がわかるように本に表示をするということですが、基本的には僕は、雑誌的なもの等も含めていけば、寄贈本ということの表示があるだけでいいのかなと。言うなれば、保護条例の関係で、この人がこの本を読んでたわというようなことが表示することによって出てくると、そういうことを含めれば、ただ、何年何月、寄贈本というような表示だけでいいのかなという気がいたしますけれども、その点、見解を承っておきたいと思います。

それから、廃棄決定図書の処分方法及び書籍本体の処理方法です。

それで、廃棄の処分が決定になった書籍、また、2年を経過した雑誌等については、図書館まつりなどの際に希望する町民の皆さん方に配布し、残った書籍、雑誌については古紙リサイクルに排出をしているということで、この前、担当者に聞きました

ら、古紙リサイクルに出しても、言うなれば、ホチキスのあれだとかいろんな関係があるから、クリーンセンターに行って焼却をしているという話だった。今の答弁と若干違うので、その点ちょっとお聞きをしたいと思うのです。

それで、私、旭川市立図書館、名寄市立図書館、美瑛町立図書館、それから富良野市立図書館等へ行って確認をしてまいりました。

そうすると、うちのように、こうやってマジックで、上富良野町公民館図書室、バーコードを全部塗りつぶしてあるのですよ、こんな図書館はどこにもありませんでした。あら、そんなことをしているんですかと、それでは本が戻ってきて、バーコードでちゃんとやって、ただ自分は、上富良野図書館から要らない本ということでもらってきたということになったらどうなのかなと。たまたま小樽市が、1日5冊ずつ本がなくなっているというデータが出ているのですね。

それで、富良野は、遠くで見えないだろうと思いますが、廃棄図書、市立富良野図書館としてはっきりバーコードの上にびちっと張っているのですよ。これも私は富良野に行ってもらってきた本なのです。ですから、私は、こういうような処理の仕方をやればいいのかと。

そして、富良野で聞いたら、これは値段は幾らですかと、そうしたら、4,000枚で1万8,000円なのです。そうすると、やっぱり僕は適切な廃棄処分、処理したという本になるのかなという気はするのです。

ですから、旭川は廃棄図書のシールを貼っている、それから、残り、町民、市民が持って、9月に図書館まつりをやるけれども、終わって残った本は古紙回収業者に売り払いをしていると。その点、言うなれば、その本がどこかに出回って困るから業者にも強く言うし、誤解のないような処理の仕方をするということで、あくまでも廃棄図書のシールを旭川市立図書館、あそこは、旭川は四つ図書館があって、最終的に廃棄しているのは中央図書館に、永山、東光、それから末広と、四つの図書館を全部廃棄するものを集めて、そこから処理をするという形をとっているということなので、そういう形でやっているということです。

それから、名寄は、専門家ならわかるのだろうと思いますけれども、向こうの専門家は、木原という図書館関係のいろんなものをやっている業者がいるのだそうです。そこから除籍図書という判こをつくって、それを全部押していると、当然、名寄図書館と入れる形で。

ということで、これも残りは古紙回収業者に売り

払いをしているということです。これも当然、誤解を受けないような形の処理はしていると。ただ、名寄、それから美瑛は、廃棄図書にする前に、これは貴重かどうかという判断で、同一図書館でも欲しいかなという書籍があれば、一応、同一図書館にリストを送って照会をし、そして確認をして、あと、なければ、そのまま処理をするという体制をとっているということです。

そういうことで、どこも、そういうことで、廃棄図書ということ、もしくは除籍図書というような表示ラベルを張って処理をしているということです。今後これの関係について、このままでいくのか、それともそういう配慮をした、恐らく、去年おとしが一番、上富良野町の図書館で廃棄図書が多かったのだと思うのです。17年にオープンして、17年、18年、19年の分の蓄積があったから多くの図書があったのだと思うんですけども、そういう点で、どう対応していくかということでお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、指定管理者における評価制度等々の御質問であります。さきにお答えさせていただきましたように、今3年間の契約で対応しているということもでございますので、これらの評価につきましては、単年度で中間的な評価をするよりも、契約期間の3年間で最終的な評価を図って新たな契約に結びつけていきたいと考えております。

ただ、その中で、議員の御質問にありますように、いろんな課題等々につきましては、これは評価という以前の問題も多く含まれているような気がいたします。契約書におきましては、四半期ごとに報告、営業事業報告を出してもらうということになっていますので、これらの四半期ごとの報告を見きわめた中で、また、管理運営の状況を見きわめた中で、契約書と一致しない部分があるとするならば、それは当然にして、評価する以前に検証し指導しなければいけないと。

基本的には、条例に違反していないのか、規則に違反していないのか、そして契約書に違反していないのか、そういった部分を十分見きわめた中で、それらのものに違反しているということにつきましては是正をし、対処していかなければいけないというのは、これは評価以前の課題であると私としては認識いたしておりますので、今後、それらの部分について十分対処するように指導していきたいと思っておりますし、今回、指定管理者制度というのは初め

てスタートしたわけでありまして、今後3年目の期間が経過して見直す段階におきましては、議員御指摘の課題もあるように、いろんな課題がありますので、条例の整備だとか規則の整備、契約書内容の問題等々につきまして、十分検証した中で再出発をするように対応していきたいと思っているところであります。

私といたしましては、さきに何度も申し上げておりますように、条例の中で、いろんな面で足かせをつけて対応するのではなくて、条例というのは基本的なことを定めて、あとは規則、あとは契約書の中で細部について対処していくと。

今、議員から御指摘ありますように、雪が降ろうと、雪が解けるのも関係なしに、オープンの日いち、クローズの日いち、これはもう条例で定まっていると、これ以外には変更できないというのが基本でありますので、これらについても、今後見直しを図りながら、足かせ、手かせをつけた中での指定管理者に委託するのではなくて、基本的な部分を条例で定めていくというようなことで整備をしていきたいなと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、持ち家制度の問題であります。議員が語る御発言いただきましたように、議員からは何度も御質問をいただいているわけでありまして、その都度、町長の答弁が違うわということでありまして、決して違うのではなくて、総体的ないろんな分野で御説明をさせていただいているということでもあります。行財政改革の中におき、また、道の指導等々の中にありまして、町といたしましては、手当関係につきましては、すべてにおいて改善、是正を図ってきております。

ただ、この住宅手当についてのみ、私としては、国の考え方と、さきにお答えさせていただきましたように、地方自治体の考え方とは全く違うということの基本の中で考え方を持っております。議員と違った考え方を持っております。また加えて、同じ職員でありながら、家を持たない者に対しての、行政として、雇用主として支払う金額がどうなっていくのかというようなことも含めながら、町としては議員からの御質問にありましたように、持ち家を奨励しているということの前提の中で対応させていただいているところでありますので、まず一つ御理解をいただきたいのは、議員の御提言にありました、町職員が1カ月住宅手当、持ち家の7,000円を、例えば35歳で家を建てた場合、生涯におきまして25年間と、定年退職するまでに210万円の住宅手当を支給するというところであります。それは国の基準からすると195万円多いぞということ

でありますけれども、一方、家を持っていない職員は、月2万7,000円をお支払いするわけであり、その者が、例えば、35歳以降で家を持たないでそのまま継続していったとすると、810万円の支払いになるわけであり、それを、家を持っていただくことによって210万円の支払いで済むと。600万円の支払いが減額されるということで、町は持ち家を奨励し、そして、加えて、家を建てることによって建設に携わる方々の活性化にもつながるということで考えておりますし、また加えて、年間今、町職員が、持ち家の職員が、固定資産税を500万円弱納めていただいております。しかし、貸家の人たちは税金は納めていただけませんし、月2万7,000円、年間にすると32万4,000円という額をお支払いするわけであり、そういう観点からすると、今までの中で、例えば今持ち家の人が71人いるわけであり、けれども、この71人の人が家を持たないでいたとすると、年間1,800万円ぐらいの支払い増になると、それが軽減できたと。

先ほど言いましたように、810万円と210万円で、生涯で600万円の軽減になるという関係も含めた中で、私としては持ち家を奨励していきたいということを前提として考えているがゆえに、他の部分におきましては、職員の給与等、手当等につきましては、人事院勧告に従い、また国の基準に従って、すべて議員の御指摘のように、通勤手当等につきましては、改善、是正を図ってきておりますが、この住宅手当についてのみ、今言うように、家を持っていない方には2万7,000円払って、家を持っている方には7,000円払うと、それが国の基準より高いから2,500円にし、5年後には払うなど、ゼロにせよということになりますと、今後、住宅、持ち家を奨励していく中において、いかなかなという部分も考慮した中で、やはり町の財政負担を軽減するためには、持ち家を奨励していくということが基本になっていると。この25年間、今年間500万円の固定資産税を71人の方々に払っていただいていると。

この方が25年間、60歳定年まで、議員の算出の方法で計算していきますと、1億2,500万円の固定資産税を払っていただくことになるわけであり、1人平均でも175万円をお支払いいただくことになるわけであり、そういう観点からすると、この住宅手当については、国の基準に従ってゼロにするということが、そして持ち家を持っていない借家の方々には2万7,000円、国の基準に従って払うということについては、私としては、いましばらく十分検討して、先ほども

お答えさせていただきましたように、東京都や横浜のように、持ち家も持ち家でない人も、借家も、均等な、同じ住宅手当を支給するような手法等々も含めて、今後検討をしていきたいと思っておりますので、ひとつこの問題につきましては、旅費規定等等々、通勤手当等々のときの課長会議で指示し、組合との交渉過程におきましても、私の考え方というものを述べさせていただきながら、今後、これを十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、パークゴルフ場の開設期間についてですが、先ほども答弁させていただきましたが、平成21年度から指定管理者制度が新たに変わることがございます。その間におきまして、いろいろな要望を愛好者等からいただいていたところですが、先ほども申し上げましたように、今後、開設期間の延長、また、管理の方法等につきまして、もっと弾力的に運用ができるような形の中で、見直しを平成20年度の早い時期に条例改正を行っていきたくと考えているところであります。

また、図書館に関する4点の御質問ですが、まず1点目の閉架書庫に関するところであります。この閉架書庫に入っている蔵書冊数は、今のところ2,913冊と承知をしているところであります。この蔵書につきましては、貴重な図書等を保管しているということで、その中でも、貸し出しが可能な本と貸し出しが不可能な本を分類しながら管理をしているところであります。

その中で、先ほど御提言を賜りましたが、上富良野であるので、特色ある図書館づくりをというようなことで、山岳図書、また、三浦綾子さんの文学碑があることから、和寒町のような蔵書や何かに力を入れていってほしいという御意見も賜りました。これにつきましては、またいろんな方々の御意見を賜りながら、特色ある、そして親しまれる図書館づくりを励んでまいりたいと思うところであります。

次に、2点目の廃棄処分についての関係ですが、先ほど、廃本となったというようなものはどういうものなのかということでの御尋ねですが、これについては、廃盤になった図書というような認識で答弁をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

また、基準の作成等については、やはり今、我が図書館には明確な基準は今まではなかったということは事実であります。したがって、近隣の市町村の先進図書館等を参考にしながら、この処分のあ

り方についても明確に、そして、だれもがきちんと処理できるような形にしていきたいと考えているところでもあります。

また、3点目の寄贈図書の関係であります。寄贈図書につきましては、個人情報の保護というようなことと、また、寄贈される方の意思というのも非常に大切なことだと考えております。特にこの2年ほど、寄贈していただいた団体等がありますが、やはりそれは団体でありますので、何とかわかるように表示をしてほしいというような願いもありまして、それを受けた中で、我々としてもシールを新たに付くらせていただいて、その寄贈団体名、そして、そういうことがわかるような処理をしてきたという経過があります。

なお、寄贈図書につきましては、本当にリストの中に個人名を入れていくのがどうなのかということもありますので、そこら辺については、我々もいろいろと、関係者、それから関係近隣市町村の事例も参考にさせていただきながら対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、4点目の廃棄が決定された図書の処分についてであります。これについては、うちの廃棄の処分の仕方が本当に未熟であったということは確かにあるかも知れません。そういうことで、これについても、バーコードを塗りつぶして処理をしていたものにシールをきちんと張るとか、それから、表示ラベルを張るとか、そういうような形は、これも、本当に先ほどから言わせていただいておりますが、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、どうすることが一番いいのか考えた中で、少しでも近隣市町村のすぐれたところを模倣しながら取り進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

○9番（中村有秀君） まず、指定管理者の施設運営管理の評価でございます。

基本的に四半期ごとにとっている、それから、3年間を検証するというところでございますけれども、私はやっぱり、四半期ごとのあれをまた整理して1年間の評価をする、それからまた2年目の評価をする、3年目の、言うなれば、もう11月か12月にはもう次の指定管理者の関係の選択を僕は迫られると思います。そうすると、3年間を検証していくということは、非常に困難な条件が僕は出てくると思いますので、言うなれば月々の報告、それから四半期ごとの報告、それから1年間の評価をする。そして足りない分は、今度2年目については、これこれしかじかでこの分は頼むぞというようなことの検証をしないで、言うならば、3年間終わってどうなの

だということよりは、せっかく指定管理者としてやった以上、そういう姿勢でまたやっていただくという方策のほうが私はベターではないかなと思いますので、その点、答弁の中で明らかにしていただきたいと思います。

それから、持ち家者の住宅手当で、町長、固定資産税が71人で500万円が入るというようなことでいろいろ論じているのですけれども、ただ、職員のことを中心にして考えていくと、現実に上富良野町民がどうなのかということを僕は考えていただきたいと思うのです。

確かに、僕は、借家の人に払うのは、人数的に非常に少ないという実態は、そして、人数は少ないけれども金額が多いということについてはもう十分理解をし、そのために持ち家者を奨励するということは。ですから、私は、一遍に2,500円にしるということはなかなか困難な面があるかもしれないけれども、そういう経過の中で措置をしていくような方法をやらなければならない。

それから、一般町民、我々もそうですけれども、きっちと固定資産税は払っているのではなくて、取られているのですよね。だから、そういう気持ちで、やっぱり僕は町民の立場になれば、7,000円の持ち家者の住居手当が適当なのか、それから、もしくは、固定資産税が入るといったって、これは町民も固定資産税払っているわけですよ。だから、そういうような並行的なレベルでもうちちょっと考えていただきたいということと、もう一つは、今は自治体が、それぞれ全道規模でデータを見ますと、どんどんどんどん下げているのですよ。これはもうやむを得ない、財政削減をしなければならないという状況にあるものですから、その点も理解をいただいて、もう何回も何回も私はこれを言っていますので、そろそろ一つの成果を上げるようなことを町自体も考えていただきたいなと。これが町民のほうに明らかになれば、何でということになってくると思いますよ。

それから、パークゴルフ場の開設期間ですけれども、一応、3年終われば条例改正等を含めて民間の活力が発揮できる、言うなれば、弾力的な運用を図るのを早い時期に改正を出したいということでございます。

それで、一応、今まで言われたことも含めて、改正するという時期の問題、それから、もう一つは、私が申し上げたように、こうやって町長も助役も、18年5月30日に言って、そのまま放置されているということになれば、僕は適切ではないと思います。

例えば、ことしの条例改正を6月にするか9月に

するかと思いますけれども、そうすると、ことしの11月から3日以降は、そういう改正条項の中にそういうものを入れて、富良野みたいな形でやれる方法はないか、やれる方法というのは、去年の10月21日に協議をした、シーズン券は11月3日までしか使えないと、それであれば、あと、雪が降るまでやるやると言ったって、その負担はシー・エス・ティにかかっていることには忍びないから、言うなら利用者は回数券か1日券でも買って利用するという方法でその分の負担をする。それから、パークゴルフの各関係団体は、11月3日以降も各種大会を開催して入場収入を上げる、言うなれば努力をしてもらうというような、そういうことで、何とかことしの11月からそのことが今度改正する段階で、特別条項で出されないかどうかということでお尋ねをします。

それから、図書館の運営の関係です。本当にずっと図書館の利用を見ますと、17年の改修工事から、貸し出し冊数は17年の5万4,000冊が18年には7万1,000冊ということで、1万6,720冊ぐらいふえているし、利用者数も、17年の1万9,530人から18年は2万6,000人というふうに、7,152人もふえているということで、あそこを改修し、2階から1階に持ってきたということで、非常に僕は、これらの財政効果といいますか、そういうものは、図書に関する関心、それから、図書館を中心とした形のいろいろな行事が精力的に行われるということで、高く評価をしたいと思います。

そういうことで、貴重図書の関係については、特に十勝岳山岳図書など、これはまたお金のかかることです。和寒の人に話を聞いたら、初版本を集めるといったら大変な思いをして集めたと言っていました。だから、僕は初版本とは言いません、初版本は古本としても非常に高価な本に価値がありますから、そういうことは申し上げませんが、何かそういう特色のある図書館にしたいということです。

それから、寄贈図書の関係です。寄贈者の意向、寄贈団体の意向もあると思います。それを尊重するというか、確認をして表示するしない、それはやっていただきたいなと。

それで、一番最初に、抹消をしてマジックで消しているということだけでも、私の持ってきた本、全部で十五、六冊持ってきたけれども、抹消という処理が何もうっていないのです。ただバーコードを消してあるということなので、だから、今後そういうことで、近隣町村や先進図書館に聞いて、ラベルを張るのか、もしくは、木原というところに印鑑があ

るようなので、そんなこと、いろんなことを含めて、ちょっと調査をして、余りお金のかからない方法で、なおかつ廃棄図書ということがわかるような形でやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、指定管理者の評価制度、議員の御発言のように、1年ごとにやりなさいということですが、このことにつきましても十分検討していかなければならないのかなと思いますが、先ほどお答えさせていただきましたように、年度ごとには、評価がというよりも、検証をしながら、その対応を図っていくと、そして、3年間の契約期間内の指定管理者の実績評価がどうなっているのかと、すべての各多方面における3年間の評価を見きわめた中で次の対応を図っていくということが、私としては単年度のプラスマイナス、2年目のプラスマイナス、3年目のプラスマイナスで、足したら3年間でこうだわということではなくて、トータルした3年間の実績をよく見きわめていきたいと。

しかし、議員が御質問の御懸念のある部分については、これは常に四半期ごとに報告されている事業結果の報告に対する検証をいかに的確に対処し指導していくかということで私は改善でき得るものと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

次に、持ち家制度の問題であります。議員とどうも歯車が合わないわけでもありますけれども、議員の御質問のように、国家公務員の対応と町職員の対応で195万円を余計払っているぞということを町民の皆さん方に御説明すれば、ああ、とんでもないということに私は相なると思うわけですが、例えば平成19年、今年度、職員は4名が家を建てました。そのことによってどこということは別としても、建築業の皆さん方の協力をいただいているということは、そういった面での活性化にもつながってきているだろうと思いますし、その4名の者が家を建てたことによって、これから、議員のように計算していきますと、25年、例えば定年までいたとすると、1,551万円の軽減になるわけであります。借家でいたら払っていかなければならないのですけれども、家を建てたことによって、7,000円の支払いをしても2万7,000円ですから、借家の場合は2万7,000円が最高額でありますから、2万円毎月違うということで、財政面から言うと、先ほどもお答えさせていただきましたように、町の資産、財政からすると、持ち家を奨励すること

が非常に財源の負担軽減につながってくるということで御理解をいただきたいなと。

他の部分につきましては、先ほど申しあげましたように、いろんな手当等々につきましても、議員も御承知のとおり、役職加算等々につきましては、まだ国は相変わらずやっているわけでありまして、まだ国は相変わらずやっているわけでありまして、私も、我が町はもう既に早いうちから、議員の皆さん方の分も同じでありますけれども、役職加算につきましては廃止をして、そういった部分については国と違う形の中でも、その財源節減のための対応を図っているということでもありますので、ひとつこのことにつきましては、いましばらく私としては、こういった節減につながるということを考えますと、持ち家を奨励する、持ち家を奨励するためには、今後、家を建てたら手当はゼロになるぞと、手当はなくなるぞということではいかがかなと。家を持たなければ2万7,000円払うぞというのはいかがかなという観点からすると、いましばらく、私としては、この課題については十分煮詰めさせていただきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、先ほど、持ち家については、職員71名と申しましたが、正確には69名でありますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（中澤良隆君） 2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、パークゴルフ場の開設期間の関係であります。これにつきましては、21年度からの指定管理者制度に向けて、来年度の6月もしくは9月に条例改正に臨んでいきたいと思っております。

また、その間、ただいまの4月29日から11月3日の開設期間の関係であります。これにつきまして、本当に指定管理をお受けになっている会社と協議を進めて、その以前に開設することが法的に問題がないのか、また、経営的に問題がないのか、そういうことも含めながら、今後も話し合いを進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の図書館に関する関係であります。まず、寄贈図書については、先ほどありましたように、まず寄贈者の意向を確認するということが大切だと考えております。寄贈者の意思を確認しながら対応を図ってまいりたいと考えています。

また、抹消の扱いで廃棄の扱いであります。廃棄の処分につきましては不十分な部分があったことも事実でありますので、今後そのようなことがないように、徹底して処理を行っていくと指導をしたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中

村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 先日は、厳寒の中での平成19年度十勝岳噴火総合防災訓練、まことに御疲れさまでした。

そこで、防災等に関しまして、要するに、町民の安全、安心、この防災も非常に関係ありますので、それらに関しまして、さきに通告してあります通告順に従い、質問してまいります。

まず初めに、先日実施されました平成19年度十勝岳噴火総合防災訓練の成果について御質問いたしますが、この訓練は、大正泥流と呼ばれた雪解け水を伴った泥流で144名の尊い人が犠牲となった大正15年の噴火規模を想定していると伺っております。上富良野町、美瑛町の両町を初め、陸上自衛隊や消防、道警、道など、48機関が参加し、救助訓練や避難訓練が行われました。我が町では、泥流の流れる可能性のある地区を対象に、避難訓練も行われました。約200名の住民が参加し、8カ所の避難所に避難し、町民の安心・安全の向上にも大いに成果があったと考えております。

そこで、質問でありますけれども、平成19年度十勝岳噴火総合防災訓練における訓練成果、そして、その成果を反映いたしました次年度以降の本訓練の取り組み方、あるいは訓練形態について、町長にお伺いいたします。

次に、関連はしているのですが、上富良野町地域防災計画の整備状況について質問いたします。

十勝岳噴火総合防災訓練の根拠でもあります上富良野地域防災計画の総論の第2章6節に、住民への応援要請という項目があります。その中に、「住民組織の協力を要請する……」というところがありますが、そこで、その住民組織とは具体的にどのような組織なのか。そして、この住民組織の自主防災組織、この進捗状況についてお伺いいたします。

また、火山災害対策編第2章4節には、防災体制の強化ということがうたわれておりますが、この防災体制の強化の整備状況についてお伺いいたします。

あわせて、上富良野町国民保護計画が平成18年12月1日に策定され、昨年、平成19年4月1日に一部変更し、現在に至っているわけですが、この上富良野町国民保護計画について、今後どのように取り組みを進めていくのか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 6番今村議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、先般実施いたしました十勝岳噴

火総合防災訓練の成果についての御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳噴火総合防災訓練は、昭和61年9月1日に、草分と西日の出地区を対象に実施した避難訓練を第1回目といたしまして、現在まで毎年継続的に実施をいたしているものであります。平成7年度からは、美瑛町と期日をあわせて合同実施するようになりました。また、平成13年度からは、北海道上川支庁の参加で、主要関係機関の大半が参加するようになっているところであります。

単独実施の時期には明確な課題を持ちながら、毎回の訓練期間、時間帯、内容も独自の設定により実施しておりましたが、平成13年度以降は、参加機関が急増したことから、参加機関の連携が深まるという大きな成果が得られる一方で、事前に訓練内容を調整して組み立てるシナリオ方式によらざるを得ないような実情になっているところであります。

このようなことから、近年は参加機関共通の課題として、情報の伝達と共有化を重点に取り組んでおり、昨年は、平成18年度についてはインターネットを活用した防災情報共有システムの試行を行い、この有効性が確認されたために、平成19年度、今年度におきましては、運用範囲を拡大して18機関により運用したところであります。

現在、今回の訓練に関する各機関との出動実績と意見評価の取りまとめ作業を行っている最中であり、それらの内容を十分に踏まえた上で、来年度の訓練に反映していく予定をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、住民の避難訓練への参加数が減少傾向にあることから、防災意識の普及啓発の必要性を痛感しているところでありまして、今後におきましては、昭和63年より20年の経過もあることから、住民への危機意識を高める対応を図りたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2項目めの地域防災計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、住民組織とはとの御質問であります、災害に際しては、自分の身は自分で守るという大原則を十分承知のこととは思いますが、この災害対応を地域の組織力をもって、互助、共助の視点から取り組み、住民会単位の自主防災組織のことを示しているところであります。

活動の内容といたしましては、防災意識の普及啓発活動、災害による被害を防ぐための活動、災害発生時における情報収集、伝達、初期消火、避難誘導、救出、救助、給食、給水等の活動などが挙げられているところであります。

また、自主防災組織の現状につきましては、現時点では25住民会のうち24住民会において組織化された経過にありますが、実質的には、現時点では実態がない状態にもありますので、再編成の働きかけを進めているところであります。

その結果、暦年で任期を定めている二つの住民会において、新生組織化を終えたところであり、この3月から4月の年度更新時に任期を迎える住民会に対しましても、再編成を呼びかけているところであります。

次に、防災体制の強化についてであります、四つの柱として、行政の防災体制強化、関係機関との連携強化、避難体制の整備及び応急活動の強化を挙げており、職員災害初動マニュアルに基づき、昭和61年度から継続している防災訓練において、総合的な面からの即効・実効力を高めているところであります。

続いて、上富良野町国民保護計画についての御質問であります、この計画は、テロ武装攻撃、着上陸侵攻などのさまざまな武力攻撃事態を想定したものであり、国の指示によって住民の避難と救援を行う内容となっております、町が担うべき役割は、地域防災計画における防災対応と共通する部分も多いことから、継続的に実施している十勝岳噴火総合防災訓練や、今後、地域単位でも実施すべきではないかと考えている地区防災訓練において、国民保護計画の要素を加味し、十分な検討を加えて対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 再質問させていただきます。

まず初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてありますが、町長の答弁によりますと、近年、参加機関共通の課題としては、情報の伝達と共有化があり、それを重点に取り組んでいると。インターネットを活用した防災情報共有システムに、18機関により運用したとのことですが、このインターネット等につきましては、今後ますます瞬時に情報を伝達し共有できるということで、大いに成果が期待できると思われます。

また、私も経験上、あるいは、先般の会議等を見させていただきまして、情報の共有ということが極めて重要であると思っているところであります。

それで、この情報の共有というところでありますけれども、情報は一目で把握できるのが最良だと私は思慮しております。

そこで、対策本部に総合的な状況図、これはもち

ろん1枚では足りないかもしれませんが、泥流の状況図だとか、あるいは住民の避難状況だとか、各関係部隊の展開状況とか、いろいろなものがある、それを1枚の地図、あるいは拡大したものに、重ねていくと見づらくなるかもしれませんが、とにかくそういった総合状況図的なものを設けてはいかがでしょうか。先般も見させていただいたとき、泥流の流れるような地図がありましたけれども、例のマップですね。もっと大きな、上富良野町の5,000分の1の地図、それをまたさらに拡大して、5メートル四方ぐらいの大きな地図があれば非常にいいと感じております。

そして、この大きな地図の上に数多くの機関の最新の情報を載せると。すなわち、5W1H、だが、いつ、どこで、何を、いかに、どうしたかというような展開してあれば、一目で状況を把握できるようになるだろうと。町長、すなわち対策本部長といたしましては、この最新の情報に基づいて状況判断、そして決心、指示ができるようになると思いますが、いかがでありますか。

また、これは別に町長だけでなく、関係機関の長、あるいは各課長等、大いに参考にして、町長に意見具申、アドバイスをするにも非常に役に立つと。インターネットの画面でありますと、非常に情報は瞬時に入ってきますけれども、限られた画面でありますので、なかなか瞬時的な決心ができないであろうと。泥流がもし発生したならば、何時間後にはもう流れてくるという状況においては、情報を本当に展開したほうがいいのではないかなという感想を持ちました。

また、今回の訓練におきまして、これも町長の答弁でありますけれども、各関係機関の出動実績と意見、評価の取りまとめ作業を行っている最中とのことであり、それらの内容を十分に踏まえて、来年度の訓練に反映していくという予定とのことでありますが、私も、これも町長の答弁にもございましたのですけれども、災害対策本部における会議等も、やはり事前に訓練内容等を調整して組み立てるシナリオ方式になっているなという感じを持っております。これは、皆さん非常に恒常業務をお持ちで、大変なところで、片手間にできるところではないというところから、こういうこともやっている、こういうこともやらざるを得ないなという感じもしないではないのですけれども、そのシナリオを読むという作業になっていて、状況判断等がなされている訓練はもう少し突っ込んでやったほうがいいのではないかなという感じは持っております。これはまた後で言いますけれども。

それで、上富良野町防災計画の訓練の形態及び項

目という項がありますけれども、この中にうたわれているのです。訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、これは西小学校等でやりました。年々拡充してやってやる。全部やるわけにいかないから、あれをだんだんやっていく。私は非常に成果が上がってきているなど。年々参加するところも多いと感じております。

ただ、防災対策本部のほうの話になると思うのですけれども、もう一つのほうは、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練と、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施するとこの計画にうたわれております。

そこで、この状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる、この図上訓練等については、今後いかに取り組んでいくのか、お伺いしたいなと思います。こういった状況判断する訓練とかもちろんですが、あるいは予行とかやっても、いざというときには100%能力を発揮できない、実行できないと思います。ただ、こういったものをしていないと、何%になるかちょっと想像もつかない。頭の中が真っ白になって、何を指示していいか、指揮していいかわからなくなる可能性もあります。こういう訓練をやる必要があるのではないかと。

そして、ことは昭和63年度の噴火から20年目ということですので、まだ間に合うと私も思います。この訓練をやっている、例えば、ある課長が、おれはこの時点でどういう意見を町長にすべきなのだというようなことがやっぱり非常に大事だと思うのです。いろいろとやらなければいけないことがあると思うのです。しかし、これは後でもできる、今やらなければいけないものは何なのだというようなことをやっぱり決心していく必要があると思いますので、こういう状況判断の訓練をやるのが非常に大事であろうと思います。

続いて、上富良野町というところは観光の町でもあります。そこで、防災対策の先ほど整備状況をお伺いしたのですけれども、その中で、避難体制の整備についてであります、上富良野町に来訪する外国人等も、災害時に要援護者に位置づけられております。

それで、この外国人等、近年は上海だとか韓国だとかともいろいろ提携していますよね。それで、外国人の避難標識とか、広報誌等の多言語化についての準備状況、要するに、どれぐらいの外国語を使ったものを準備しているか。これを準備してやっておけば、ここからも観光が逆にPRできるのではないかなと思いますので、上富良野町はすごいぞと、外国人に対してもいざというときに手を打っているぞというふうになっていくことも考えられますので、こ

の準備状況について、それをお伺いしたいなと思います。

また、住民の避難訓練への参加数が年々減少傾向にあると、これは私も非常にわかります。災害は忘れたところにやってくると。災害は何を忘れるのかというと、災害時における恐怖だとか怖さだとか、そういったものであると思うのです。そういったものを忘れている。忘れているというところか、三浦綾子さんの「泥流地帯」だとか、あるいは「続・泥流地帯」等を読まないと、なかなかわからないだろうと。そして、当時からもう80何年たっていますので、そんなに当時を経験している人もいないと思います。

そういったところで、住民の参加意識も薄れてきているだろうと思われるが、住民の危機意識を高めるためにどのようなことをやらなければいけないかということで、私は大いに関係があると思うのですけれども、先般もちょっと消防のほうで質問させていただいたのですけれども、防災士であります。

この防災士は、現在、上富良野町には1人もいないということであります。自学研鑽といいますか、自主的に勉強して資格をとるということを伺いましたが、これが町が奨励をする、あるいは予算をちょっとつけるとか、全額つけられなければ半額援助するとか、そういうことをやって防災士を養成すれば、あるいは、その防災士が各住民会に何名かずつつければ、非常に住民の危機意識が高まっていくのではないかと。あるいは、この訓練に対する参加意欲も上がっていくのではなかろうかと。啓蒙していただけるのではないかと思いますので、この防災士を今後どのようにしていこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、計画のほうでありますけれども、上富良野町地域防災計画の整備状況について。

先ほどの町長の答弁でも、新生組織化を終えたところ、あるいは、再編成の働きかけを進めているとのことですが、住民の自主防災組織に求める活動内容は、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、非常に内容のある重要なものだと思います。したがって、この住民の防災組織というものをつくる必要があるだろうと。

大正の泥流のときも、これは復旧のほうでありますけれども、泥流に遭っていないところの青年団とか、あるいは他部落の青年団とか、いろいろ復旧をやっていますよね。それをもっと事前にやるということもうたわれていますよね。それをやる。私が言いたいのは、泥流が流れる地域の予想される住民会はもちろんのことですが、実際に避難誘導とか給水支援とかいろいろなことをやる

のは、泥流が流れてきていないところの人たちがやるだろうということも予測されますので、ぜひ自主防災組織である住民会の再編成にひとつ取り組んでいただきたいなと。町としてもさらに強く呼びかけていってほしいなと思います。

また、国民保護計画でありますけれども、戦後、ほとんど無縁だった業務であったわけですが、住民の立場で住民を守るという本来の自治体の役割であろうと私も思っております。

そこでですが、先ほど答弁していろいろ住民保護も考えている、十勝岳噴火総合防災訓練にも国民保護計画の要素を取り入れていくということをお伺いいたしました。何でもかんでも多忙な業務でやるというのは非常に難しいと思われまので、私も当面はそれでいいのかなと考えます。

そこで、私は、上富良野町の国民保護計画の中に書いてあるのですけれども、避難実施要領の作成ということで、国が命令、指示を出すのですけれども、その前に町があらかじめ策定した避難実施要領のパターンを作成すると。これは去年から、まだ作成していないのかなと実は思っておりました。それで確認したところ、実はあるのです。あります。町はしっかり計画しているなということを私は思いました。

ただ、この説明資料は、個人情報も含まれていて各関係機関に渡していないということなのです。だから私も思っていたのですけれども。この避難実施要領の各パターン、いろいろなパターン、私も見させていただきました。これを配っていないと、そのパターンに基づいた各機関のそれぞれに必ず計画というものは作成できないと思います。計画をつくって問題点がそこで発見されると、そして、それに応じて対策を講ずることができるという段階を踏んでいくと思うのですけれども、このパターンを何とか各関係機関にも配れる、あるいは個人情報が入っているから、一般住民の人がますますもっと見られないと思うのです。例えば、個人情報を別添にして分けるとか、何かそういったところを改善すべきだと思うのですが、いかがでありますでしょうか。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 6番今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、総じて十勝岳噴火総合防災訓練におけます成果についてのまず冒頭の御質問ですが、基本的に対策本部を設置して、対策本部がどのような情報を収集し、どのような指示を出していくかということが大切でありまして、それらの情報を受け

る、そして、受けた情報を各関係機関に伝達するという対応であります。従前は議員も対策本部においていただいていたと思いますが、あの大きな泥流があった十勝岳活火山と美瑛を含めた上富良野の富良野川周辺の図面の中に、それぞれ関係機関が展開する場所を落として、自衛隊はここに今展開しているよ、あるいは、消防はここに今展開しているよ、また、警察はどこどこに展開しているよというようなことで図面に落とすとともに、壁に大きな時系列別の記録用紙を置いておきまして、そこにそれぞれの機関が何時何分、何々に対応したと。どこその機関が何時何分、何々の対応をしたということを記録して、対策本部に来る関係機関の方々がそれを見れば一目瞭然としてわかるような対応を図っていたところですが、基本的に、対策本部として情報を収集することは安易なのです。簡単と言ったら語弊がありますが、組織から報告を受ければいいわけですから、それを本部は記録体制にしておけばいいわけですが、その受けた情報をすべての機関、ことしの場合は18組織機関であります。同じように情報を共有するために返してやるということが、これが非常に難しかった。今日まで難しい。

だから、今、議員の御発言にありましたように、地図上に落としてそれを見に来るとか、壁に時系列別に今何をしていますよと組織別の記録を見て、警察は今ここでこういうことをやっているのだなということを確認していくというような形でありましたけれども、昨年から試行的に対応したのですが、インターネットでそれぞれの関係機関がすべて、今何をしました、何時何分、何をしましたということで記録をすれば、それが18機関全部にだーっと流れていくと。そして、それを18機関の者は全部見られる。例えば、対策本部長も、私自身も見えるというようなことで、情報の共有化につきましては、非常にインターネットという情報媒体によりましてよくなったわけでありませうけれども、いろいろな面でまだ、先ほどもお答えさせていただきましたように、このインターネットの対応の中にもいろいろな改善をしなければならない課題がたくさんあると。

例えば、対策本部長として、私のところに、あの小さな画面の中に18団体が行動をとったやつが一っとう出てくるわけです。それがどれが重要なあれで、どれがどこのあれなのかというのは、全部読まなければならないわけです。そうすると、時系列別にそれをみんな見ていくと、その項目はものすごい数なのです。そうしたら、それに対して一々指示を出すということについては、なかなか難しい面もあるので、ただ、重要なもの、あるいは、どこの組

織が発信した情報なのかということが一目瞭然にわかるような手法等々も含めながら、今後の対応の中で改善を加えていきたいということで、各関係機関の皆さん方の御意見も伺いながら改善を加えていくようにしていきたいなと思っております。

そういったことをすべてを検証しながら、また次年度の防災訓練に生かしていくように努めていきたいと思っております。

また、これらの防災訓練につきましては、御指摘のとおり、ある面ではシナリオ化されたものを消化していくというような形になっているところでありますが、これらについて、それぞれの現場の担当責任者、対策本部から言えばそれぞれの課長職が、それぞれの対策部長として対応を進めているわけでありませうけれども、これらのそれぞれの課長職の方々がそれぞれの対策部長として、今、議員の御質問にありましたように、図上訓練等々で、こういう場合はどうするか、ああいう場合はどうするかという対応については、私ども防災の指導をいただいております地元第2戦車連隊の指導をいただきながら、是正、改善をしておるわけですが、なかなか全部署でうまくいかない。

また、何年かたったらその部署を異動しますので、そこに専従して職員がいるわけではなくて、課長職も何年かたてば異動して、そうしたら担当部署が変わってくるというようなこともありますので、なかなか難しいわけですが、かといって、これらのそれぞれの部署の責任者はそれなりの、今はシナリオで動いていたとしても、現実の場合においては何が起きるかわからない。その何が起きるかわからないことの対応をしているのが避難所の責任者、これは住民会の避難してきた方々がいろいろな対応をしますので、シナリオどおりにならないで、それぞれの責任者として対処してきた結果が後ほど報告されるという形が出てきているところでありますので、そういった部分で、それぞれの担当部署の責任者がそれぞれの責任の中で対処していくものを報告し、対策本部に集約するような手法というものが今後十分考えていかなければならないと思っております。

また、観光客等々については、今御質問がありましたけれども、御提言ありましたが、今のところ町としては、災害対策において観光客に対する対応については対応しておりません。これにつきましては、議員の御質問にありますように、何らかの対応を図っていくことを考えていかなければならないなと思っておりますし、また、最も問題なのは登山者の扱いであります。噴火しないと思って山へ登っていた人たちが、その山へ登った人たちが入山届けをし

て登ってくれていれば人数はわかるわけですが、先回の遭難でもあったように、入山届けは書かないで、ただ自由に登っていってしまうと。では、今、山に何人登っているのというのはもうわからないというようなことで、十勝岳の噴火が起きているといったときに、どのような伝達をし、登山者の対応を図るかというようなことについても、今、北海道とも調整をしながらいろいろやっていますが、なかなか結論としては難しい課題であると。

ただ、これから先、入山禁止の立て札を出して、山登りしないように禁止にすることについては対応するわけですが、火山噴火予知の対応を踏まえた中で、事前に噴火危険状態になれば登山禁止をするというような手はず等々の対応を図っていくことも含めながら、検討を加えなければいけないと思っております。

また、一番懸念しておりますのは、噴火して20年たちますと、避難訓練に参加していただく方々が非常に少ないと。住民会の皆さん方には、せめて1世帯1人、家族がみんな出なくてもいいから、避難の経験をするために1世帯1人は参加してほしいわと、そういうことでお願いをしながら、それぞれの住民避難、危険区域の皆さん方の御協力をいただいておりますが、ことしはまた100人ほど減って、200人そこそこ。噴火した平成元年、2年ごろは1,800人近くの方々に参加していただいておりますけれども、だんだんだんだん少なくなってきたと。我々のPRの方法というものも考えていかなければなりません、先ほども申し上げましたように、昭和61年からこの避難訓練を実施していると、こういう状況で、多くの皆さん方が理解をしていただいているということですが、だんだんだんだんそういう状況であると。ことしは20年目ということでもありますので、町といたしましても、十勝岳噴火に対するいろいろな形の中でPRをしていきたいと思っております。

そういう中で、ことしはたまたま北海道火山サミットも実施して、いろいろな防災の事業展開をしながら、住民の皆さん方に防災意識の高揚を図っていきたく思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

続きまして、防災士養成についてであります、過去にも消防関係でお聞きいたしました。こういうボランティア組織の中で、そういう対応のものがあるということにつきましては、行政としても支援するものは支援し、そういったことに対する対応については十分検討していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、防災計画におきます自主防災組織でありま

すけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、これは住民会単位で組織をいたしております、61年に結成をしたところでありますが、このことが63年の噴火に大いに効果を来したという結果が出ておりますけれども、今現在、1住民会が自主防災組織を結成していないという状況であります。しかし、他の自主防災組織も、結成はされておりますが、なかなか継続された形になっていないと。形の上では結成したことになっておりますけれども、活動が全くないというようなことで、今、ここ3年ほど前から自主防災組織の結成について、再編について、住民会長さん方々をお願いをいたしているところであります、昨年からの防災訓練に自主防災組織の役員の皆さん方の参加をいただくようになったと。ことしも大勢の自主防災組織の皆さん方の協力をいただいて防災訓練を実施することができ得ました。このような形で、徐々にこの自主防災組織を住民会単位でつくり上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、国民保護計画につきましての避難誘導等々の国民保護計画につきましては、いささか武力侵攻等々の厳しい課題を含めた住民の避難であります、これらにつきましては、さきにお答えさせていただきましたように、現在、町が対応しております十勝岳噴火総合防災訓練や、あるいはこれから、十勝岳噴火だけでなく、今の防災計画の中には、水害、地震、御案内のとおり富良野活断層があるということで、もう既に報道されておりますけれども、そういうようなことで、地震、水害等々の対応に対する地区防災訓練等々も実施をしていきたいと思っておりますので、それらの中にありまして、この国民保護計画に基づく住民の保護、誘導というものも同時に訓練の中で対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

6番今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 先ほどの情報という観点でありますけれども、情報が町の防災対策本部に入ってくる、それを受ける。情報というものは、受けたら吐き出さないと何の役にも立たないわけです。そして、町長が言っておられたように、膨大な情報が入ってくる。だから、やっぱり情報というものは処理する組織が必要だと。そして重要なものだけ町長に見ていただくというようなことをやらないと、とても対応できないと思います。

あるいは、状況判断を伴う計画を策定すること、これは片手間ではなかなかできないと思うのです。役場のほうも効率化、合理化というふう

よく言われて、組織の改編を頑張っているわけでありまけれども、何も組織の効率化、合理化というのは、減らすだけではなくて、大事なところはやっぱりふやすということはもちろん重々御承知だと思いますが、そういった防災、何と言っても、この上富良野町は十勝岳を抱えておりますから、そういう防災に対すること、あるいは先ほど言いましたように、それに関連する情報処理、こういった人の養成のためにも、そういった関係部署の人員をふやすということも考慮していただきたいと思いますが、町長の考え方について伺いたいと思います。

あと、国民保護計画でちょっと漏れた話でありますけれども、個人情報、要するに、住所だとか電話番号が入っているところが非常にありまして、それで関係機関に配付できないというお話を聞きました。そういったところを抜かした計画をつくらないと、いつまでたっても関係機関はわからないわけです。マニュアルがわからないと計画がつかれないということで、そこら辺を今後どうしていくのか、あわせて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 6番今村議員の再々質問にお答えします。

1点、答弁漏れがありました。申しわけございません。

情報でありますけれども、対策本部に情報が入ってくると、本部長に情報がすべて入ってくるということではなくて、今御指摘ありましたように、重要な情報については本部に伝達されて私のところへ入ってくるわけであります。それ以外の部分については、担当のほうでそれぞれの協力団体等々に指示をし、対応しているというのが現状であります。ことしの場合、インターネットで対応したがゆえに、すべての情報が私の前にも入ってきていると。ですから、すべての情報を掌握せざるを得ないと。そうすると数が非常に多かったなと。

これは、今後、今、各協力団体の皆さん方ともお話をしたのですけれども、やっぱり対策本部長に入ってくるものというもので選別して私のところへだけ対応すると、また情報の選別ということで、いろいろな形が、問題あるのかなと。では、重要な部分は赤いマーカーで印をつけてあって、これはこうだぞというふうな、あるいは字を濃くするとか、いろいろな手法で、これは対策本部長として重要だなというような、そういうようなものの仕分けをしながら情報の伝達をしていったらどうかということで今検討しているところであります。従前もそういったことで本部長のところへすべての情報が入っ

てくるわけではなくて、取捨選択した中での情報が私のところへ入ってくる。それに対して私が指示をするということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

また、防災につきましては、御指摘のように、専門的な知識と専門的な対応を図っていかなければならないということで、職員の配置につきましても、町としては兼職でありますけれども、防災担当の職員を位置づけしながら、各機関、組織との連絡調整等々も含めてその対応を図っているところであります。当然にして、町職員を対策本部として使うわけありますから、私の対策本部としての手足となるのは職員でありますから、その職員につきましては、その担当だけでなく全職員が対応するというところでありますので、すべての職員が、この防災に対する意識を持っていたかなければならないと、そういった日ごろからの訓練、日ごろからの指導というものは必要であると思っておりますので、これらにつきましては、専門職ということよりも、全職員ということで考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと。

それから、もう一つ、国民保護計画の中での個人情報的な問題についてということは、これは国民保護計画だけでなく、十勝岳防災計画の中においても同じようなものなのであります。

ここにおいて個人情報というのは何があるのかと。いったら、例えば、弱者、高齢者の方々、あるいは、いろいろな障害のあるの方々、弱者の方々、これらについては、町としては、どこの地域に、どこにどういう方がいる、こういう方がいるということ。を掌握した中で、避難指示を出すときには、その人たちを前もって避難をさせてから、事前避難をさせて対応させるとかというような訓練を展開しておりますが、その人たちの名簿を住民会だとか皆さん方に公表できないと、プライバシーの問題があって公表できないという問題があると。

これについて、今相当そういった公的な利用等々についての個人情報の開示について、国も相当改善を図って法の改正も進めてきておりますので、町といたしましても、そういうようなことについては、その使途、使い方、そういった部分を含めながら、この個人情報についてはどこまで開示できるのか、対策本部だけが持っているのでは、これはいかがかなというの御指摘のとおりであります。事前に地域の皆さん方が、うちの地域にこういう弱者が、救ってやらなければいけない、手助けをしてやらなければいけない、そういう方がいるのだということ。を認識してもらっておかなければいけないということ。を考えると、事前にそういった情報を与えておか

なければならない。そこらあたりのところの、今、個人情報の開示、プライバシー保護の問題、こういうことで、今ちょうど問題視しているところでありますので、これらにつきましては、法律を見きわめた中で善処しながら進めていきたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6 番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたしたいと思います。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月12日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 3時31分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年3月11日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岩 田 浩 志

署 名 議 員 谷 忠

平成20年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成20年3月12日（水曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1 番	向 山 富 夫 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	金 子 益 三 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	10 番	和 田 昭 彦 君
11 番	渡 部 洋 己 君	12 番	佐 川 典 子 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	佐 藤 憲 治 君	総 務 課 長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長	尾 崎 茂 雄 君	建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	大 場 富 蔵 君		
町立病院事務長			

○議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成20年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き、日割表のとおり行います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 米 沢 義 英 君

6番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 きのように引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、4番谷忠君。

○4番（谷忠君） おはようございます。私は、さきに通告をさせていただいてございます2項目について、町長の見解を伺いたいということで質問をさせていただきたいというふうに存じます。

まず1点目でありますけれども、第6次の農業振興計画策定に当たりましての基本姿勢についてお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

我が国が貿易立国として国際化の中、農業も、好むと好まざるとにかかわらず、構造の改善を急がなければならない状況にあります。現在の経営は、以前と違って複雑な難問題を抱え、一人一人の努力で

はどうしようもない壁にぶち当たっていることは御案内のとおりだというふうに思っております。利己主義的な考え方は通用しない時代であり、国際化、高齢化の大きな潮流の中にあつて、農業環境は年々厳しさを増しているところでありますけれども、担い手不足、あるいは兼業化はもとより、海外農産物の増加等、数えれば切りがない状況にございます。そのことによって、産地の空洞化による農村社会のあるべき機能が低下しながら、農村社会の本来あるべき姿が崩壊へと結びつきはしないか、多くの農業者が不安と危惧を抱いているところでございます。こうした状況を打開して、我が町の農業がいかに活性化をするか、このことをかんがみながら御質問をさせていただきたいというふうに存じます。

平成20年度は第5次の農業振興計画の最終の年でもありますけれども、また一方では、総括をする年でもあります。その5年間の課題と反省、そういう点があるとするならば、町長の見解をまず最初に伺っておきたいというふうに思います。

次に、6次に向けてでありますけれども、農協と策定年度が同じということでございますので、連携のもと、この推進が図られるものというふうに思っておりますけれども、農家に対するやる気の動機づけが必要と思われます。町は、本計画の策定に当たって、どのような基本姿勢を持って臨もうとしているのか、この点についても町長の見解を伺いたいというふうに存じます。

さらに、振興計画を作成するに当たりまして、きめ細かな営農基本条例の制定の考えはいかがかということでもお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

さらに、年次別財源を、投資額としてこの振興計画の中に明示する考えはあるかどうかについてもお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

さらに、これに関連いたしますので、遊休農地の面積と実態、さらには、上富良野における農畜産物の総生産額、加えて、現在の農業後継者の人数と実態についてもお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

さらに、2項目めでありますけれども、これは町立病院の看護師の確保の問題に絞って質問をさせていただきたいということでございます。

町立病院につきましては、幾多の紆余曲折をたどりながら、町立病院は公的な医療体制機関として、基本心を保ちながらその機能を果たしてきたというふうに思っております。一般会計からの繰入金はいくつあるものの、その改善が見られる見通しが

立ってございますし、加えて、累積欠損金の大半は減価償却費と存じてございます。一般企業とは異なって、多数の特殊な免許や資格を持った職員を必要とし、患者を含めた人間関係は複雑でありますけれども、全体として相互の協力関係が重要と考えますので、私は、病院存続の観点から、この問題について取り上げさせていただきました。

診療報酬の改定で、23年度末までに介護病床の廃止が決定されてございます。今年度中に医療病併設の小規模老健施設への転換が示されたところでもありますけれども、どのような形で運営をされようとも、公立病院としての町民に対する医療を提供することが行政の最大のサービスというふうに考えてございますので、町立病院のポイントは、医師の確保については旭川医大との友好な関係もありまして、今後ともその悪化については懸念はされないものというふうに考えてございますので、病院については多くの課題はあるというふうに考えてございますけれども、問題は、患者と一番触れ合うことのある看護師の確保の問題というふうにとらえてございますので、いかがでしょうか、この辺についてもお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

さらに、この確保問題については、修学資金貸付条例などを併設してございますけれども、見直しの考えがあるのかなのか、この辺についても御検討をいただければというふうに思いまして御質問をさせていただきたいというふうに思います。

さらに、この問題に関連しまして、環境づくりというものがネックになってございますので、この環境づくりについて、子供の保育体制、このことについても考えられないのかということについても御指摘をさせていただきながら、御答弁をいただければというふうに思っております。

さらに、現在の看護師の総数とあわせてお伺いをさせていただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 4番谷議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1項目めの第6次農業振興計画策定に關してでございますが、現行の第5次農業振興計画につきましては、平成20年度をもって計画期間が終了するわけであります。現計画の柱であります3点の基本施策と11の具体項目の実施検証を行い、平成21年度からスタートする次期5カ年計画となる第6次農業振興計画の策定については、農協さん、各部会の皆さん方、そしてまた農業改良普及センター等々の関係機関の方々との連携協力を図りながら、目まぐるしく変化する社会情勢、農業情勢への対応

を考慮しながら策定をしてまいりたいと考えております。

新計画の策定に当たっては、国の食料・農業・農村基本法に基づく基本計画等の整合性を図りつつ、特に関係する組織、団体等との地域課題を十分に踏まえ、また、地域特性を最大限に生かせるよう、具体的に方向づけをしなければならないと考えているところであります。

また、農業基本条例の制定につきましては、第6次の農業振興計画の策定作業の中で、現行個別条例以外に具体的に必要性が出てくるとするならば、どのような内容とするのかも含めて、制度に向けた判断をしなければならないと考えているところであります。

農業振興計画期間の5カ年について、年次別の投資額を明示することにつきましては、中期、長期財政計画を硬直化させるおそれがあるため、3カ年のローリング方式で作成いたしております総合計画実施計画を随時参照いただきたいものと考えております。

次に、遊休農地の面積と実態、農畜産物の総生産額、農業後継者の人数等々の実態についてお答えさせていただきます。

高齢化が進み、離農や世代交代等を機に、急速な農地の流動化が進む中で、本町における遊休農地は、農業委員会の調査によりますと約70町と認識をいたしております。なお、6割が倍本地区に点在しており、農地売買及び農地賃貸等による経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、農業経営の規模拡大に資するよう努めておりますが、今後においても、農業委員会を核として、農用地改善組合等々との情報の一元化を図りながら、遊休農地の削減に努めてまいりたいと考えております。

また、農畜産物の総生産につきましては、ふらの農業協同組合の取り扱いでは、平成19年度事業年度分、全体で248億5,800万円で、上富良野支所といたしましては39億4,500万円であります。

農業後継者のある農家につきましては、平成18年度調査で、農家戸数380戸のうち74戸でございます。

次に、2項目めの町立病院の看護師確保の充実をとの御質問についてでございますが、平成20年度に病院併設型老健への転換を行っても、医師、看護師は経営を担う重要な職種であり、また、町民皆さんに安全安心の医療を提供することは重要な行政サービスと考えているところであります。

医師につきましては、旭川医大と友好な関係にあ

りますが、医師の確保は重要であり、今後も引き続き旭川医大との連携に努めてまいります。

看護職員につきましては、外来、一般病棟、療養病棟とともに、基準に余裕のない人数で対応しており、看護職員の確保ができなければ入院基本料が大幅な減収になってしまうことから、非常に重大な課題と思っているところであります。

看護職員の人材確保のために、ハローワークを初め、チラシ、ホームページなどで募集に努めているところでありますが、応募者が少なく、厳しい実態にありますので、現行の修学資金制度が実態に合う適切な支援額なのかどうかなどについても、早急に検討をしていきたいと思っているところであります。

また、子育てのため家庭に入っている看護師、准看護師の方がおられますので、その方が子供を職場で見ることにより容易に職場につくことができるかどうか、環境を整えることにも努めてまいりたいと思っております。

なお、3月1日現在の看護師の総数であります。看護師17名、准看護師14名の合計31名であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4 番谷忠君。

○4番（谷忠君） 答弁がですね、すんと私の気持ちの中に落ちてこないなという部分がありますので、再質問をさせていただきます。

今の町長の答弁の中で、3点の基本施策と、それから11の実施検証を行うという答弁がございました。全体の課題、反省を総括するには、第5次の振興計画がまだ最終年度ということでもありますから、わからないわけではないわけでありまして、これまでの4年間、この検証というものは一度もされてこなかったのかどうか、あるいは、検証する機会を逸したのか、その辺について再度お伺いをしたいというふうに思っております。

私は、農業振興審議会という協議会があるのだというふうに存じてございますけれども、ここは、資料がちょっとあるのでありますが、きのう、ちょっと申し入れをさせていただいて、町長の手元にもあるのだらうなというふうに思っておりますけれども、これは、農業振興の基本方針の策定に関する、あるいは、地域農政推進に関する、水田農業確立対策に関する、さらには、農用地利用増進に関する、それから、前号に掲げるもののほか農業振興に関し必要と認めることということになってございまして、この審議会は町長の諮問に応じて調査審査をして意見を具申するというふうに

なっております。こういう、極めて農業情勢が変化をする中で、一度もこういう審議会が、農業委員会の会長さんも御出席でありますけれども、当然メンバーの中に加わっているのだらうなというふうに思いますけれども、この会に、変化の中で、諮問をしながら、答申、あるいは、そういったもろもろの意見を聴取した経過がないというふうに私は思っていないのでありますけれども、この点についてもひとつ改めてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、この中で、私は、奨励作物の推進であるとか、あるいは農地流動化の問題であるとか、生産性向上に向けた経営基盤の強化策など、これらについては行政としても一定の評価はしているのだらうというふうに思っておりますから、それに関する問題、それから、反面、達成度については、どういうふうに評価をしているのかということについても、もし見解があればお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、関係機関と連携をしながら、こういった振興計画については、6次に向けて作成をしていくということについては、これは当然のことだというふうに私は思っております。これから、依然として農業情勢が厳しい中で、農業の発展策であるとか、あるいは農業者の意向を重視した、それぞれに対策を明確にするべきというふうに私は思っております。具体的に、個別的に、きめ細かな農政の転換を今現在求められていると思っております。今日、地方分権の時代でありますけれども、国や道の指導はもちろんでありますけれども、町独自の農業政策、あるいは振興を盛り上げるべきではないかというふうに考えてございます。いま一度、この辺についての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、営農基本条例の関係でありますけれども、これにつきましては、真新しい言葉だらうなというふうに思っておられる方もおられるわけでありまして、実は、食料・農業・農村基本法が策定されてございますけれども、それはそれとして、地域には、やはり特性があったり独自性があるということについては間違いのないことだと思いますから、相当きめ細かな基本条例を策定して、農業振興計画の中に盛り込むということが考え方であります。あわせて、こういった振興計画につきましても、財政的な裏づけが乏しくなったり、あるいは、内容は立派であっても空論化するおそれがありますので、何とか投資額をイメージすべきだというふうに考えてございますけれども、基本条例の中身につきましては、それぞれの考え方があろうかと思いま

すので、町の活性化に向けた、さらには、生産性向上に向けた、そういったものに主眼を置いた政策を盛り上げるべきだというふうに私は思っております。

農地の流動化を図りながら、農業機械の集約化で、生産性の向上のためにどういうふうに結びつけていくのかというようなことも1点でありましょうし、あるいは、後継者を育成して、どのように自立農家を育てていくのかということも一つの方策でありましょうし、あるいは、農業整備基盤を進めて、生産性に結びつけて、どう高めていくのかということも必要でありましょうし、あるいはまた、農作物の付加価値を高めながら、農家経済の活性化を図り、こういったことも必要でありましょうし、あるいは、町の特産品、特産品というのは極めて有効な活性化の手段だというふうに思っております、まさに上富良野農業というのは上川農業の縮図と以前から言われておりますけれども、何でもとれるのだというところでもあります。逆に言えば、特色のないというふうにも言えるかもしれませんが、ぜひこういったことにも行政は主導権を発揮して、力を入れてほしいなというふうに思っておりますから、こういったことにつきましての、これはまた上富良野の観光産業と、そういったものを結びつけて、農業者のみならず、町全体として盛り上げていく政策も盛り込んでいかなくてはならないというふうに考えてございます。

さらに、先ほども申し上げましたけれども、拡大する遊休農地の活性化、活用方法、こういったものも、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

要は、いかにしてやる気の動機づけが必要だというふうに思っておりますので、ぜひこの点も御検討をいただければなと思っております。

関係機関との調整も必要でございましょうけれども、町はそれぞれのパイプ役として、連絡、協調を図りながら、しっかりとリーダーシップを発揮して振興計画の推進と基本条例の考え方について、再度お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

今日の農業は、自立もさることながら、意識改革ない限り振興はあり得ないというふうに思っておりますので、町当局の強い指導を臨んでやまないというふうに思っておりますので、この点あわせて町長の御見解を賜りたいというふうに思っております。

それから、農業後継者、これについては、実は380戸、これは町にあるセンサスか何か、農業実態調査かなんかで調べたのだと思っておりますけれども、実

は18年度調査のどの程度の段階で調査をされたものか、ちょっと私にはわかりませんが、私の手元にある資料でありますけれども、これは、380戸、確かにこれ、年度初めだと思います。そんな関係で、380戸をシミュレーションとして、私のほうでちょっとつくってまいりましたので発表させていただきたいと思っておりますけれども、年度末には、現実には370戸というふうに思っております。それで、実は、現在、19年度の初めに、正組合員の戸数、348戸が実態であります。上富良野の農地面積、田畑合わせまして5,931ヘクタール、以前から6,000ヘクタールというふうに言われておりました。水田が2,000ヘクタール、それから畑が4,000ヘクタール、こういう大体の、多少のずれはあると思っておりますけれども、こういう基準だったと。その後、多少の都市化だとか面積変更があったりして、現在は5,931ヘクタールというふうにとらえてございます。

こんな中で、組合員の率は、戸数で計算していきますと、現在、これ割り返しますと、町で発表した380戸で計算しましても、現在16ヘクタール、これは1戸当たりの平均面積なのです。10年後にどうなっていくかと、これはシミュレーションですけれども、28年、どんどんこれ減少して、200戸足らず、農家組合員の戸数は200戸足らず、こんな状況になります。そうすると、大体29.1ヘクタール、これが200戸足らずの組合員で、現状以上耕作面積をつくっているということになると、こういう実態になるというふうになりますものですから、まさに規模拡大を目指したり、あるいは、優良農地を残った組合員で処理していくということになれば、これは当然遊休農地も発生してくるだろうというふうに思っておりますので、この点について認識をひとつ持っていただきたいというふうに思っております。

それから、この実態なのでありますが、実は、18年度の調査でありますけれども、これは先ほど御答弁いただいた380戸、この中で計算をしますと、後継者七十数名というふうに御答弁いただきましたけれども、現実には58戸になります。この58戸のうち、後継者がおる方が、実は7名の方が女性なのです。こういう実態だということも御承知おきをさせていただきたいというふうに思います。

この380戸の組合員戸数の中で、実は、51歳以後75歳までの方が現役でおられますけれども、この中に占める戸数が197戸、こんな実態にあります。それで、この中で、今申し上げました後継者の方がおられるという方については33戸であります。残りの183戸については、今申し上げました

とおり55歳までの方であります。後継者については25戸おられると。当然、40歳からなり45歳なりの農業経営者については、まだ後継者も、海のものとも山のものともわからないというようなこともありますから、後継者が育っていないというようなことについては当然かなというふうに思っておりますけれども、こんな実態にあると。

それから、遊休農地の関係でありますけれども、実は70ヘクタールというような御答弁をいただきました。現実には、農業委員会との調査の中で70ヘクタールという数字を押さえているのだらうというふうに思いますから、これを換算していきますと、私のほうで実態をつかまえているのは99町、およそ100ヘクタール、これは休閑地になってございます。休閑地というのは、過去1年間ぐらい農作物が作成されていない、そして、今後、農地として復元するのは難しいだろうというふうな一応の定義がありますから、この辺からつかまえますと、こういう状況になってございます。

それから、この予備軍、予備軍と言ったらおかしいのですけれども、私は将来、遊休農地になりかねないなというような面積、休閑緑地というのがあります。現在確かに、休閑緑地についても、現在は緑肥もまかれていないけれども、将来まくよと、近々にまくよと、こういうものも含めると、この面積が、実は145ヘクタール、これぐらいあります。これを作付未定地も含めると、作付未定地は3町6反ぐらいですから、これを全部合わせると248ヘクタール、これが遊休農地になりかねない、こんな状況ですから、町の基幹産業である農業に本腰を入れてほしいと、私はそう訴えたいというふうに思います。

それから、生産額、極めて去年については品目横断政策も入ったり、大体平均すると、去年より1割ぐらいは平均して落ちているのかなと、こんなふうでありますから、今御答弁にありましたことにつきましては、これは農協の取り扱い分でありますから、集荷率の関係もありますから、はっきりした数字はいかがかなと思うのでありますけれども、大体、集荷率の関係含めて、生産額については、これより多少上回って、四十四、五かなというふうに思います。上富良野農業が最盛期の時代、30、30、30と、こう言われたものです、90億円になります。これは、水田農業が30、畑作農業が30、それから畜産農家が30、30、30、30で90億円と、こういう時代があります。今申し上げましたとおり、大体半分なのですね。こういう逼迫した状況になると、産業として成り立つか成り立た

ないかとかいうことは、極めて重大な危機になっているということも含めて、再度見解を伺っておきたいというふうに思います。

それから、病院の関係であります。この点については、町長の答弁の中で、私は極めて前向きな答弁をいただいたというふうに評価をさせていただきたいというふうに思っております。

実は、この修学資金の貸付制度につきまして、私の手元に資料がありますけれども、昭和37年3月19日、条例が制定をされてございます。その後、何回かの改正をされているわけであります。昭和42年、当初、看護師の貸付資金でありますけれども、5,000円からスタートしておりますね。それから、昭和42年に5,000円から8,000円に変わっています。それから、昭和47年、1万5,000円に変わっております。それから、平成3年に3万円になっていると。それから、現在まで、今もですね、5万円というようなことであります。この5万円については、多いか少ないかについては、私の見解も定かではありませんけれども、ほかの病院等々につきましても、この程度の金額なのだろうというふうに思っておりますが、確保が極めて難しい状況にある中で、これを思い切って変える手法もあったり、そういったことの見直しも、ほかのところと差別化をするということも含めて御検討を賜りたいというふうに思っておりますものですから、再度、町長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

それから、なかなか看護師が集まらないということについての御苦労については、私も十分理解をしているつもりでありますけれども、どうしても看護学校の方向性といいますか、そういったことにつきましては、いわゆる診療科目がたくさんある総合病院、こういったところにどうしてもあっせんをしがちでありますし、もちろんまた、看護師さんについても、そういった高等な医療を提供しているそういったところに、自分の資質を高めるという意味も含めて、なかなか私どものところには来てくれないのだろうというふうに思っておりますけれども、何ととっても、実は、前の何回かの会議がありますけれども、上富良野に新しい病院が進出したから、町立病院もなかなか収益、患者の方々が、来ていただけるのが減ったのだというような説明もありました。これは当然減るのが当たり前になると思っておりますけれども、新しい病院が上富良野に進出をしてくるということについては、私はそれなりにすきがあったのだというふうに思っておりますから、その点についても、ぜひ存続をするという前提に立って、いま一度この体制を見直してはいかがか

なというふうに思っているものでございますから、この件の見解についてもお伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

看護師さんというのは、まさに患者と一番多く接する機会の多いところでありますし、不安な気持ちで病院に通っている患者さんが、看護師さんのいやしの言葉一つで病氣も治るのかなと、そんなふうに思っておりますから、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、看護師の総数が31名ということでありましても、外来、それから一般も含めて、療養も含めて、この内訳はどうなっているのか。あるいは、診療報酬が、基本的に入院したときに、体制が組まれなかったら大体半額程度になる、2人体制でやっているのか、極めて過酷な労働条件の中で勤務されているというふうに思っておりますけれども、その点も含めて、さらにはまた保育体制、これは環境づくりのためにどうしても必要な部分としてなってくるのだろうかと、既婚者もたくさんおられるということでもありますから、そういった部分についてのお願いをしておきたいというふうに思います。

どこの病院もそういったものを設備をされて、看護師確保の努力をされているというふうにお聞きをしているものでありますから、町立病院としてはどうかというふうに考えてございます。また、一般の職員の方々にも不平等なことになるかなと思えますけれども、決められた時間の流れで勤務をされる方と、あるいは夜勤も含めた、こういった看護師、特殊でありますから、その点の理解が得られるかなと思えますものですが、子育て支援のところもありますから、日中についてはそういったところも利用できればどうかと思いますけれども、病院本来の保育体制についても再度お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 4番谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第5次の農業振興計画にかかわる関連の御質問ですが、さきにもお答えさせていただきましたように、この第5次の農業振興計画は、ことし平成20年度が最終年度ということで、最終評価はまだいたしておりません。これから、それぞれの機関、それぞれの関係機関の皆さん方とともに、この最終評価をしていかなければならないなというふうに思っております。

そういう中で、議員の御質問にありました、毎年毎年検証はしていないのかということでもあります

が、毎年このことにつきましては、予算編成にかかわる課題でありますので、年度ごとに予算を確保する段階において、農業施策予算の中でそれらを大概検証しながら、次なる年度の予算編成をさせていただいていたということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

また、農業振興審議会でありますけれども、条例の趣旨については、議員の御質問の、御意見のとおりであります。今日まで、この農業振興協議会につきましては、町長が諮問する事項について審議をいただくということが基本でありまして、過去におきまして……。 （発言する者あり）

今日まで、私、記憶にありますのは、一度、委員会に農業問題で諮問をした経緯を記憶しているのですが、その内容がどうだったか、今ちょっと、担当に今聞いているところですけれども、諮問をした経緯は覚えているのですけれども、毎年毎年諮問はしていないというのが実情であります。そして、基本的には、諮問をしないときは、年に1回、農業予算についての説明をし、御意見を伺っているというのが、今日までの農業委員会の、農業振興委員会の状況であります。

議員御質問にありますように、この制度、この委員会、審議会を、もう少し活用していくということが、これからの農業施策の中でも重要であるなというふうに思っております。ただ年1回すればいい、年2回すればいいということではなくて、その施策の審議を十二分に果たしていただくと、そういうような農業振興審議会という対応を図っていくように努めなければならないなというふうに思っております。特に今年度は第6次の農業振興計画の策定に当たりましては、特にこの農業審議会の御意見等を十分に対応しながら進めなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

次に、第6次の関連につきましての種々御質問がございました。議員の御質問のとおり、私といたしましても、やはり努力する農業者が報われる農業施策の展開をしなければいけないということは、議員と同じような考えを持っているわけですが、しからば、そのために、どのような対応をし、どのような第6次の農業振興計画をつくっていくかということが大切であります。さきにお答えさせていただきましたようなことを含めながら、特に、私は農業経営者の皆さん方の考えを、いかにまとめて聞いていくかと、その努力する農業者の皆さん方の意見を十二分に聞きながら、また、それぞれ議員の御質問にありました、JAさんも同じように計画をつくるわけですから、それらとの整合性も含め

て、ひとつ町の第6次の農業振興計画をつくり上げていきたいなというふうに思っております。

その中で、いろいろと御提言ありました営農基本条例等々の課題であります、町にもいろいろな農業関係の条例を持っておりますけれども、そういう基本になるもの、議員の御質問にありましたように、我が町の基幹産業の農業というものの位置づけの中で、その基本条例というものを設置することが必要ということで、6次の中で十分煮詰めていくことになれば、そういった営農基本条例の制定についても前向きに考えていくと、基幹産業の農業の位置づけを含めながら、この条例の制定に向けても、必要があるならば対処していくように進めていきたいなというふうに思うところであります。

その中で、なぜその農業基本条例も必要なのかということにつきましては、議員から、今の農業情勢について御提言がありました。農業経営における農家の戸数の問題、あるいは後継者の問題、あるいは農地の問題、これらにつきましては、それぞれ基本的には別個な課題でなくて、連動している課題でありまして、議員にもありますように、我が町の農地約6,000ヘクタールの農地を、現在は380戸なりの農家の皆さん方が耕作しているということでありますが、今の380戸の農業者の中で、後継者の数からすると、ここ5年、10年後に、どれだけの農家戸数が減っていくかということは、議員が危惧しておりますように、私自身も危惧しています。そして、議員の御提言にありましたように、後継者はおりますよといっても、その後継者は50歳代の後継者であるということになれば、あと10年なのかということにもなりますので、そういう、これから先5年、10年、15年後の農家戸数がどうなのかと、その農家戸数が減っていくことによって、議員の御意見にもありましたように、基本的には、戸数が減れば、それだけ1戸当たりの耕作面積が拡大していくことになると。では、それだけの拡大した農業経営を営めるように対処できるのかということになると、そこには遊休地というものの発生が危惧されると、そういったことを含めると、こういった連動したものを、農業後継者をいかに確保しながら、また、農地をいかに守っていくかということになると、ある面では農業者の皆さん方の農地の拡大も推進しなければならないけれども、拡大ばかりで農地を対応していくということには、なかなか難しい。ですから、やはり後継者、戸数を余り減らさない施策の展開、そういった部分を対応していくためには、やはり努力する農業者に対しては、それなりに報われる農業施策の展開をしながら、この対処をしていかなければならないなというふうに思ってい

るところでありますし、また加えまして、遊休地のことにつきましては、当初、四、五年前に確認しておりましたときには、やはり何百町歩というような数値であったのが、今、農業委員会が押さえておりますのは70町歩、農協さんにしても九十何町歩というようなことで、相当数の遊休地の調整がなされてきているなというふうに思っておりますが、ただ、基本的に、優良農地につきましては何としても確保しておかなければならないと。ただ、今、遊休地の中に、先ほどもお答えさせていただきましたが、多くの面積として、今70町歩、70ヘクタールの中で、やはり優良農地と言われる部分と、今の近代化農業における耕作に、なかなか難しい農地と言われる部分があると。これらにつきましては、やはりある面では他の利用方法等々も含めながら、地目の変更等も含めて考えていかなければならないなと。6,000ヘクタールをすべて優良農地であるのかということも含めて、十分検討していかなければならない課題だなというふうに認識をいたしております。

また、生産額につきましても、私、今回、谷議員の御質問があつて調整させていただいて、上富良野の農業者が40億円足らずと、びっくりいたしましたところであります。過去において、上富良野農業協同組合時代に、議員が言われていたように、30、30、30というのは私も記憶があるのです。そして、今後5カ年で120にしようという計画を立てた記憶があるのです。それが今、40億円という数字にまで落ち込んでいると。ただ、果たしてこれが、40億円が上富良野農業の、農畜産の総収入なのかということで、いろいろ調べてみましたが、なかなかその資料がないと。町で押さえておりますのは、基本的には所得では押さえられるわけですが、総生産はなかなか押さえられないと。ところが、その当時の所得がどうだったのか、記憶は十分ではありませんが、約7億円弱の所得としては、町としては農業所得を押さえていると。これが当時の数値から見てどうなっているのかということとはちょっと比較できておりませんが、40億円足らず、39億何ぼという数値でというのは、決してこれは、我が6,000ヘクタールの面積から、そしてまた加えて畜産業からして、適正な生産高にはなっていないというふうに思っておりますので、これらの部分についても、もう少しその数値を確認してみなければなりませんけれども、やはり農業生産額が向上する施策の展開ということが、これは十分必要であるというふうに思っておりますので、これらにつきましても、6次の中で十分見きわめながら対処していかなければならないなというふうに思っ

ております。

次に、病院関係でありますけれども、修学資金条例につきましては、これは先ほどもお答えさせていただきました。議員からも御提言ありました。他のところとの額の調整等々も比較しながら、見直すべきものは見直していきたいなど。ただ、この条例がありました、町もしばらくこの条例を適用する状況になかったと、希望者がなかったと。たまたまことし1名おりますので、この条例を適用して養成をしていきたいというふうに思っているところでありますので、そういった観点からして、十分この金額について、議員御提言にありましたように、大分古い条例でありますので、何度かは見直しておりますけれども、今回もまた適正な額に見直しも含めて検討したいと思っております。

それから、看護師の外来だとか、あるいは病棟ごとの数につきましては、病院事務長のほうから答弁させますし、また、医療給付金の看護師の減収に伴う減額等の対応につきましても、病院事務長のほうから答えさせていただきたいと思えます。

そしてまたもう一つ、修学資金制度と保育の関係であります、御承知のとおり、町は昔、病院保育所を設置しておりましたけれども、利用者がだんだん少なくなったというようなことと、町の保育所への転換ということと、病院経営の厳しさということで、保育所につきましては閉鎖をしたところでありますが、今、多くの看護師の方が、子育て中の方が我が町にもいるというようなことでありますので、何とかその方々が、子育て、保育を対応することによって働いていただけるのであればということで、今、担当のほうに、その体制整備をするようにということで指示をいたしておまして、検討している最中であります。

ただ、その中では、病院として、今ある施設の中で保育士を頼んで見てもらおうと、そのことによって就労していただく方がいるのかどうかということで、いるとするならば、その保育施設の対応等々も検討するよにということで指示をいたしております。場所的には、今現在、住宅1戸が空いておりますので、そこ等々を利用しながらということで検討させておりますので、近々その結果につきましても報告はいただけるものというふうに思っております。

また、厚生労働省でも対応しております保育ママさん制度、それぞれの家庭で、保育士の免許を持っている方が家庭で預かるという制度がございます。この制度を利用することによって、そういう制度を利用していただけるとするならば、今の町立病院の保育の対応等々も含めて、両面でちょっと検討して

みたいなのというふうに思っております。

過般の報道を見ますと、この保育ママさん手当が厚生労働省としては値上げをしたというような話もあります。お一人の方が、その家庭で保育、子供を預かって見るというのは3名までと。そしてまた、3.3平方メートル以上の子供1人につき専有の面積を有するとか、いろんな条件がありますけれども、こういった方で、我が町でそういう方々がいるとするならば、そういう対応等々も含めながら検討させてみたいなのというふうにも思っております。

何はともあれ、この看護師不足というものを何とか対応しなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（大場富蔵君） 4番谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、看護職員の配置状況でございますが、一般病棟、看護師12名、この中には看護師長が入っております、それから准看護師5名の17名。それから、療養病棟でございますが、看護師2名、准看護師5名の7名でございます。それから、外来が、看護師2名、准看護師4名の6名でございます。現在育児休業中の者が、看護師1名でございます。それで、合わせまして看護師17名、准看護師14名の31名となっているところでございます。

それから、入院基本料の関係でございますが、現在10対1、入院基本料を取ってございまして、患者さん1人当たり、1日1万6,970円となっているところでございます。これが、看護師の確保ができないということになれば、特別入院基本料ということになりまして、議員が先ほど言われたとおり、約半額の8,600円ほどになるところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

4番谷忠君。

○4番（谷忠君） 答弁要るか要らないかということについては町長の判断にさせていただきますけれども、先ほど、上富良野の総生産額、町長のほうから話がありました。私のほうからも申し上げたつもりでありますけれども、実はこれ、あくまでも農協の取り扱いでありますから、集荷率の関係もありまして、ぴたっと私の口から言うのはいかなかなと思いますものですから、これに十数%上回るということだけは御承知おきいただきたいと思えます。

それから、町長、本当の、真の農業振興というものについてはどういうふうにお考えでしょうか。私は、あれもやれば、こういう対策も打つたと、いろんな対策打って、これ全部農業振興につながるのだ

と、それはそうであります、私は、真の農業振興とは作物振興以外にないと、こんなふうに思っています。ですから、上富良野の永劫未来にわたって6,000ヘクタールの面積が維持できるかという問題について、私も疑問に思ってもございますけれども、ぜひこの作物振興のために、行政として、トップとして、多大な力を発揮してほしいし、リーダーシップとしてお願いをしておきたいというふうに思います。見解は町長の自由でありますけれども、ぜひ一言だけお願い申し上げたいと思います。

それから、病院でありますけれども、おおむね、私は満足したというよりも、先ほども申し上げましたけれども、前向きな御答弁をいただいたというふうに思っています。

ただ、最後に、病院は病院としての基本理念があったり、あるいは経営方針、基本方針があったりするのです。学校には学校の教育方針があるように、私は、町長も含めて、こういった基本理念なり基本方針なり、ぜひ掲げていただくことを御提案をさせていただいて質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 4番谷議員の再々質問と申しますか、答弁についてはということでありましたけれども、簡単に私のほうから再々質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず、農業施策でありますけれども、我が町の基幹産業の農業と、これはどこの行政地域も基幹産業は農業ですと言っているわけですが、特に上富良野町は本当に農業なのです。この農業が振興発展していくためには、当然にして一自治体に対応するということには限度があるわけですが、何としまして、私としては、今、議員から御意見にもありましたように、それぞれの農作物の奨励対応だけの推進を図るというのではなくて、全般的な農業経営基盤の確立をどうやってしていくかと、そして、農業の経営を安定化させるかと、そのために、例えば、端的に言えば大豆について奨励するとか、麦について奨励するとかということも必要であります、それが基本ではないと。やはり経営基盤を安定させるということが一番重要であるなというふうに、私も農家に生まれて農業をやってきておりますので、そういったことで、基盤になるものをいかに整備するかということが大切だなというふうに思っておりますので、そういったことを基本にしながら、今後の農業施策の展開を進めていきたいと。しかし、残念ながら、やはり一自治体に対応するというのは限度があるなということ、じかに認識として身に染みているとこ

ろであります。

次に、町立病院関係であります、基本理念、私も常に、議員も経験されて、私と一緒にある病院の運営委員をしたことがあって、あそこの病院の基本理念、こうですよというものを提示して、ちゃんとして患者さんにわかるように、我が病院はこうなんだと、あれが提示されたら、私も一度事務長に、職員に言ったことがあるのですが、なかなかそれがまだ前向きに進んでいません。私もその病院の運営委員を今もさせていただいておりますけれども、あーいった理念を、もう少し我が町立病院も的確に対処をしていけるような病院経営を進めていかなければいけないなというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番谷忠君の一般質問を終了いたします。

次に、1番向山富夫君。

○1番（向山富夫君） 昨日から一般質問が続いております、大変お疲れであろうと思いますが、最後でございますので、よろしくおつき合いいただきたいと思っております。

さて、国の内外におきましては、昨今非常に多くの問題や課題が、枚挙にいとまがないほど起きております。御案内のように、国際的には原油価格の高騰やサブプライム問題に起因いたします世界経済の不透明感、加えて環境問題等々の数々。一方、国内に目を転じますと、ここへ来て多少かげりが見られますが、いざなぎ景気を超えたと言われます長期にわたる国内経済成長、反面、ますます拡大する都市と地方の格差問題、とりわけ、私たちの周りを幾ら見渡しても、豊かさを実感できるものはどこにも感じることではできません。むしろ、灯油やガソリンを初め、生活物資の高騰や値上げ、さらに食の安心、安全に対する信頼が大きく揺らぐなど、将来の生活への不安が日ごとに増大しているのが実態ではないかと思われます。

このような中にありまして、上富良野町も間もなく新年度を迎えようとしており、この際、これからのまちづくりに対する2項目につきまして、町長にお尋ねさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めは、平成21年度からスタートが予定されております広域連合についてお尋ねいたします。

計画によりますと、五つの一部事務組合の事務事業が平成21年度から広域連合に移行するとともに、将来、国保や介護保険事業も研究していくとされておりますが、これらの取り組みを進める中にありまして、上富良野町が目指す自主自立に対してどのように機能してくるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

さらに、もう少し具体的にお尋ねさせていただきますが、まず1点目は、この広域連合において、どのような行政効果が見込まれるのかという点。

2点目といたしまして、住民サイドの視点から、あらゆる施策は住民に対するサービス向上を第一義としておられると思いますが、広域連合による事業において、どのような面で、あるいはどのような形でサービス向上が期待できるのかについてもお尋ねいたします。

3点目は、富良野広域連合の構成市町村間において、この広域連合を基礎とする将来の富良野圏域5市町村の目標といいますか、将来構想について、市町村長で構成されております委員会で明確な認識の確認をされておられるのか、さらに、認識の確認の有無にかかわらず、方向性において差異はないのかについてもお尋ねいたします。

4点目といたしまして、第2期分権改革がスタートしたわけですが、第1期の改革に比較し、私はさらに、それぞれ自治体の自己決定、自己責任が強く求められてくるような気がいたします。このような中であって、今後ますます地方分権が進んでくると予想され、地方自治法291条の1によりますと、現在の一部事務組合と違い、広域連合は自治体と同様、いや、それ以上に、国、道などの権限移譲を受け、処理できるとなっており、今後、当町として権限移譲につきまして、広域連合との間におきましてはどのように位置づけされていき、また、町として移譲を受ける受けないにかかわらず、国や道の軸足は広域連合に移っていき、次第に町の本来の自治能力が低下をしていき、今後の自主自立に影響受けないかどうかの心配もありますので、この点についてもお尋ねいたします。

次に、2項目目の行財政改革と町の活性化についてお尋ねいたします。

この間、町において、住民サービスなども含め、時には痛みも伴いながら行財政改革に不断に取り組んできたところですが、その効果額は21億円を超える額に達しようとしております。これは現在の町の一般会計の約30%にも達する額でありまして、その効果もさることながら、これまで町民皆様の御理解と御協力に改めて感謝を申し上げます。

しかし、町の財政は着実に健全化に向かっておりますが、一方では、行政も民間も含め、次第に町の活力が失われてきている実態もあると思われます。このような財政の縮小均衡の中にありまして、産業の活性化を図ることをどのようにして両立させていくとしておられるのかを、まずお尋ねさせていただきます。

さらに、これに関しまして何点かお尋ねいたしますが、1点目は、町の財政規模がこれだけ縮小してくることにより、町内全体において循環いたします総資金が縮小し、さらに活力が失われていく一つの要因となっているのではないかと思います、この点についてお聞かせいたします。

次に、2点目は、ますます少子高齢化が進行する中、貴重な若者の定着や高齢者の生きがいがいづくりも含め、今こそ町を挙げて上富良野の活性化に取り組まなければ、到底、将来の自主自立などは果たし得なくなると危惧いたします。

そこで、今はそれぞれの業種業態で縦割りの振興策がなされておりますが、これらを横断的に結んで、異業種間で相乗効果が生まれるような体制の整備と、ソフト・ハードもあわせた支援対策に見直すべきであると思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、ただいまお尋ねいたしましたことを少しでも早く、今度は具現化するために、今後いろいろなものに取り組んでみたいと思う人たちのきっかけづくりや、また、取り組もうとする人たちへのコーディネートやアドバイスができるように、多くの情報を得ながら支援ができるような、さまざまな体制整備こそ、行政が果たさなければならない重要な仕事と考えますが、これらにつきまして町長の率直な考えをお聞かせいたします。

以上、2項目についてお尋ねいたしますが、現下の国の政治状況、加えて、ますます広がる地域間格差と厳しさが続く地方経済の現状であります、何といたしましても、いま一度町民一丸となって、再びこの上富良野ににぎわいを取り戻すことができることを願ひまして、質問とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 1番向山議員の1項目目の広域連合とまちづくりに関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、答弁に先立ちまして、あらかじめ御理解を賜りたいと思いますが、他に御質問をいただきました議員の方へも申し上げましたように、富良野広域連合の設置については、今定例議会へ確定した規約を添えて御提案をさせていただいているものであります。この規約は、設置しようとする広域連合の骨格となるものであり、具体的なものにつきましては現在も協議中でありまして、御質問に対しまして明確にお答えでき得ない点もございますので、あらかじめ御理解を賜りたいと存じます。

それでは、まず初めに、1点目の行政効果の見通しについてお答えさせていただきます。

設置を予定いたしております広域連合は、現在5市町村における五つの一部事務組合を一つの広域連合という同じ特別地方公共団体へ統合しようとするものであります。これまで、広報かみふらのの紙面やまちづくりトーク、町議会において、皆様に説明をさせていただいておりますように、その効果といしましては、重複する同じ事務や組織を統合することで、事務や組織体制、ひいては財政的な効率化を図れるよう協議を重ねているところであります。将来的には、国民健康保険や介護保険事務などの市町村の共通する事務の処理も研究、検討してまいり予定でありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の住民サービスの面でどのような期待ができるのかという御質問であります。当面は共通する事務を集約し、量的縮減を図るなど、執行体制を一本化することで総体としての経費の縮減につなげるなど、効率的な行政運営を図ることを目指し、一部事務組合から広域連合へ移行するということに努めております。

いずれにいたしましても、行政サービスは住民の負担で成り立っていることを考えますと、現下の経済情勢の中で住民に負担を強いることは、でき得る限り避けるべき優先課題であると考えております。その上で、将来に向けて住民へのサービス向上につなげられるよう、あらゆる角度で細部にわたる検討協議を継続し、その実現に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の、構成市町村間における将来目標の基本認識に関する御質問であります。平成17年に富良野広域市町村圏振興協議会の中で、将来の富良野圏域の自治のかたちを研究しようということで、自治のかたち検討プロジェクトチームを設置いたしました。1年間検討を重ね、平成18年3月に、市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つの選択肢を示し、最終報告書の提出を受けたところであります。この報告をもとに、各市町村が、住民、議会へ説明し、意見を酌み取り、持ち寄って、平成18年8月に、5市町村長が協議した結果、広域連合を選択したものであります。したがって、5市町村ともに基本的に広域連合を設置し、業務を開始するという確認がされており、その認識に差異はないものと考えているところであります。

次に、4点目の地方分権の受け皿としての広域連合と当町の位置づけに関する御質問であります。現行の地方自治法上、広域連合は一部事務組合と同様に特別地方公共団体であり、市町村とは異なり、課税権や国などからの財政措置がなく、あくまでも

構成市町村で定めた広域的な事務の処理をするものであります。なお、一部事務組合と違って、権限移譲の受け皿となることができるほか、連合長や連合議員の投票制度や直接請求制度を備えているところであります。

また、当町を初めとする市町村は、法令に定められている基礎自治体で課税権があり、国などからの財政措置もあるわけであり。市町村としての自治事務を処理する責務があり、加えて、国や道からの事務権限を受けることで、住民に身近な行政機関としての役割は大きくなっていくものと認識しております。

なお、広域連合制度は、平成6年に一部事務組合制度の限界に対応して創設されたものでありまして、将来的には構成市町村の協議において広域的に処理することが望ましいと思われる共通する市町村事務を処理することが望まれますが、あくまでも基礎自治体の市町村において専門的人材が確保しづらいなどの理由から、特定の事務を担い切れない場合の行政主体の補完策として、共同で広域連合、広域的に事務処理機能を果たすべき、いわゆる水平補完の選択肢の一つとして認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、行財政改革と町の活性化に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

現行財政改革実施計画は、平成16年度予算の策定時における今後5年間の中期財政見込みで、総額24億円の財源不足が想定される極めて厳しい財政状況にあって、パブリック・コメントの手法を講ずるなど、広く町民の意見を伺い、改革に伴う痛みについても、お互いに共有すべきとの力強い意思をいただいた中で策定したものであります。この計画が目指したのは、財政の安定化とともに、地域全体で公共サービスを維持、拡充していくための共同のシステムづくりを確立していくことで、改革過程及び成果で生み出される行政資源を戦略的重点的に活用していくというものであることは既に御案内のとおりであります。

1点目の、町内で循環する総資本についてですが、御承知のとおり、国による地方交付税や公共事業の削減とともに、町の財政規模も平成9年度をピークに減少に転じ、また、人口が減少傾向にあることとあわせて、物やサービスの競争が国境を越えて広がるグローバル化の影響などを受け、農業粗生産額、小売・卸売の商品販売額、製造品出荷額など、いずれも減少で推移しておりますので、議員御指摘のように縮小しているものと受けとめているところであります。

2点目の、活性化に向けた相乗効果を生む手法や

町の支援策についてであります。国全体の人口も減少に転じた今日にあって、従来のように大きなウェートを占めていた公共事業が削減する中で、本町におきましても、すべてが右肩上がりの時代における成長路線の発想や施策は、既に制度疲労を起こしていると言わざるを得ません。今後は、減少するパイの中で、地元基幹産業の農業や恵まれた自然景観など、我が町の特性を生かすことをベースにした地域再生のために、町民の皆様とともに知恵を絞りながら、既成概念にとらわれない新たな発想や施策を展開することも重要と考えております。

議員にお渡しした答弁書の中で、一部、字句を変更させていただいておりますことをお許しいただきたいと思います。

地域が持つ資源や力を見詰め直すとともに、それらの力が個々に発揮されるばかりではなく、有機的に連携を深め、最大限に発揮されていく仕組みを構築していくことが大切であります。多くの方々の知恵や発想、力が生かされていくために、その条件整備など、行政として担うべき役割の支援については、力を注いでいかなければならないと考えております。

例えば、農業と農産加工業の連携から地場産品を活用した新たなメニューづくり、これらを観光振興や地産地消、食育推進などに連動させていくことは一例として考えられるものであると思います。

このようなことから、3点目の支援体制につきましても、行政サイドでは、その具体的ノウハウを人的にも組織的にも持ち合わせてはおりませんが、新しいチャレンジする方が必要とすることを承知できるよう関係機関への取り次ぎに当たるなど、行政が発揮すべき役割もありますので、体制のあり方などについて考えなければなりませんと思います。

いずれにいたしましても、私は、これからのまちづくりは、自助、共助、公助を役割と責任分担の原則として、自立した個人を基礎に置き、相互理解と相互補完をしながら、協働による取り組みを進めていくべきものと基本的に認識しております。新たな総合計画の策定に当たっても、「協働」をキーワードにその案をまとめていく旨、指示をいたしているところであります。

物の豊かさから心の豊かさの時代と言われてから久しいわけですが、町民の皆さんを初め、地域の民間団体の皆さんと協働して、将来に希望を持てる、真に豊かさの実感ができるまちづくりに向けて、一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番向山富夫君。

○1 番（向山富夫君） それでは、再質問をさせていただきますと思いますが、最初に、広域連合におきます行政効果と住民サービスについてであります。行政効果の見通しについては、現在取り組んでおります一部事務組合の組織や事務などが重複する部分において、行政的あるいは財政的な効率化が図れるとのことのお答えであります。また、将来は、国民健康保険や介護保険事務等についても研究、検討されるとのことであり、また、住民サービスの面においても、将来に向けサービス向上が図れるよう、今後、検討、協議を進めるということではありますが、広域化の意義や、それにより派生してまいります行財政効果も当然予想できますし、それを期待して取り組むことが最大の目的だと思います。そればかりでなく、そうであれば、限りなく広域でできるものはどんどん広域化を進めていけばよいことになるのですが、そういうことには現実にはなりません。

そこでお尋ねさせていただきますが、町長のお答えによりますと、広域連合については、あくまで基礎的自治体の水平補完としての選択肢とされておりますが、これは私も同様に思います。とすれば、私は上富良野町が将来にわたり自主自立を目指そうとしていることから、将来も含めて、広域で処理する事務事業と、自賄いする事務事業との一定の区分が必要と思われ、この点について少し具体的に示していくべきではないかというふうに考えておりますので、考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、広域化を進める事業、消防や環境衛生、それから串内、さらには学校給食において、これらにおきまして住民サービスの一層の向上を目指そうとしておりますが、当然、広域で進めるわけですから、全体のパイが大きくなるわけで、そのサービスは、多分平準化されて、逆に、きめ細やかな配慮という点では劣ってくる心配があると思われませんが、この点についての見解をお尋ねいたしたいと思います。

次に、将来目標についての市町村間におきます基本認識についてであります。広域連合を設置して業務を開始するということを確認しているということですが、これは既にもう設置に向けて実質的にスタートしているわけですから、これは将来目標とは理解しないのが一般的でないかと思います。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、少なくとも私が知り得ますところによりますと、富良野市の市長さんは、昨年2回の市議会の質問に対する答弁や、先般、占冠村で開催されたとお聞きしております正副議長を含む会合等におきます市長さんや市議の方々の発言の報告をお聞きいたしました。これらによりましても、この富良野広域連合は、将来、

富良野圏域5市町村が一つになること、すなわち、合併に向かうためのステップであるという認識を持っておられると私は解釈できるわけですが、町長は準備委員会等で常に議論をされておられると思いますので、私の解釈が間違っているのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。もし私の理解に大きな相違がないとすれば、町長は、議会や町民に対し、広域連合は将来の合併を念頭に置いたものではないと言っておられますので、そうすると、構成市町村間において、将来について、現在ではないですよ、将来についての基本認識に明らかに差異があり、同床異夢ではないかと思いますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

仮に同床異夢だとすれば、これは圏域の住民にとっては大変将来に対し不安を与えることになり、ここはきちっと認識の統一を図るべきではないかと思ひます。くどいようですが、お尋ねさせていただきたいと思ひます。

さらに、広域連合と権限移譲に関する点であります。広域連合には課税権等はありませんが、国や道においては、事務事業についての権限移譲の受け皿として、今後、広域連合を大きな柱と位置づけてくると考えられます。むしろ、そのように誘導も図ってくることも想定されるところであります。そこで、今後五つの一部事務組合のほか、国民健康保険や介護保険についても研究をしていくとのことですが、さまざまな形で権限が一極に集まっていくことは、それに伴いまして、当然、人だとか物、金も集まっていくことにはならないかという危惧があります。例えとして適当ではございませんが、身近な農協の例をとっても、ここ数年で、人、物、金も一極集中になっていっております。こういった点からも、次第に多くの権限と事務が偏ることによりまして、特に町の経済や人材などの面で、上富良野町においてマイナス効果の心配がありますが、こういう心配がないのか、この点についても町長にお聞きいたします。1点に当たる光が強くなればなるほど、それによってできる陰は暗くなりますので、ぜひこの点もひとつお尋ねしたいと思ひます。

次に、2項目目でございますが、行財政改革と活性化についてであります。私は今まで幾度となく、町の活性化について町長に質問をさせていただいておりますが、ぜひともこのような質問が無用になるようなお答えを期待して、再度お尋ねさせていただきたいと思ひます。

町の財政規模が縮小することによりまして、町内で循環する総資金も縮小していることは、町のさまざまな統計を見ても明らかであります。この結果、町の活力も次第に失われてきているのであります。

この間、町としていろいろな活性化策を講じてきたと思ひますが、しかし、十分な成果を得るには至っていない面もあり、さらに、今後どのように活性化を図るよう構想されているのかについてもお聞きしたいと思ひます。

農業、商工業など、町の基幹産業全体が低迷している中、加えて、町の公共投資予算も、ここ10年で見てみましても、約4分の1になっておりまして、加えて、さまざまな事業が指定管理も含め、民間移譲になったことに伴い、町外事業者が参入し、町内で循環するお金がさらに縮小し、活力を鈍らせている一因になっていると思ひますが、国におきましては、国の事業を民営化して、景気を回復させてきたわけでございますが、当町でも、事業の民間移譲や公共事業の発注に際し、競争原理を排除することはできませんが、極力、地元でお金が循環するような一層の工夫が必要と考えますが、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

また、関連いたしまして、町長が昨今よく口にされますが、スクラップ・アンド・ビルドというふうに述べられておりますが、これはどのようなことを想定されておりますのか、できれば具体的な例がありましたら、示してお聞かせいただければというふうに考えております。

次に、活性化に向けた支援策と町の体制整備についてであります。町長は、既成概念にとらわれることない新たな発想や施策の展開を図りたいとのことですが、まさしく、これらの点が、これからの活性化に大きなポイントだと思います。

そこで、この点につきまして、業種業態を限定せず、また、実績がないにかかわらず、新たな取り組みや試みに対し、勉強や準備のための研修を受けたり、あるいは実習をするなどに対して、補助や助成を行うとともに、さらに実際取り組もうとする段階に至ったときには、これらに対しても柔軟に補助や融資等を行う仕組みを整備すべきと思ひますが、できれば新たな条例を起こして取り組んでいただきたいと思ひますが、町長の御所見を賜りたいと思ひます。

また、人的な支援の体制につきましても、関係機関への取り次ぎなどに終わらず、職員を民間企業へ派遣するなどいたしまして、役所の発想を超えた能力を習得させるような、そのような職員育成もこれから大変重要になってくると思ひますが、この点についてもお尋ねいたします。

以上、2項目について再質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 1 番向山議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、広域連合関連の御質問であります。基本的に、さきにお答えさせていただきましたように、現在の広域連合における行政効果につきましては、一部事務組合を広域連合に統合するということでありまして、住民サービスの問題等々も含めまして、現在のこの広域連合の事務事業が、住民に対する行政サービス等々については、直接的な広域連合になったからということで変動はありません。ただ、変動があるとすれば、消防事務組合が、消防関係が上富良野に本部が設置されるということで、上富良野の対応になるよということかなと思います。

ただ、さきにお答えさせていただきましたように、組織の効率化と財政的な軽減策を講じながら、今回は、五つの一部事務組合を一つの広域連合に統合したということで御理解を賜りたいなというふうに思います。

また、広域連合におきますそれぞれの町村の認識はどうかということですが、さきにお答えさせていただきましたように、今進んでいるのは、広域連合という道を選ぶということ。5市町村が一つの道を選んでいく。将来的にどうかということになると、議員の御質問にありますように、合併したいなと思う人と、我が町このままでは到底やっていけないから何とかしなければならないという自治体と、絶対に自立でいくぞという自治体と、その将来的な腹の中はいろいろあろうかなというような気はします。しかし、我々今、協議の中で、5市町村長が協議、決定をしているのは、広域連合でいくのだということが前提であります。ですから、将来的にどういう思いをしよう、それはそれぞれの思うことでありまして、我々委員会の中でそういったことを議論していることは一切ないということで御理解をいただきたいなと思います。

ただ、その中で、我が広域連合にいろいろなものが事業を集約することによって、基礎自治体としての体がどうなるの、体をなすのか、なさなくなったらどうするのだという御発言ですが、私としては、決して、基礎自治体としての権限をなくすことは上富良野町としてはあってはならないと。やはり広域連合の中で事務事業を一括してやるにしても、基本的には、住民に直接サービスしなければならない基礎自治体としての対応については、これは離すべきものでないというふうに思っております。

ただ、今現在も広域の中で対応しております介護保険なんかの認定等々につきましては広域でやっているわけですから、保健福祉関係については、これは広域で対応する中で可能な事務事業かなというふうに思っておりますし、また、部分的に申

し上げるならば、観光事業についても、昔のように単独自治体が観光PR、観光行政の推進をするのではなくて、昨今は、富良野圏域、富良野・美瑛というこの地域の中で、もう定着しているという中にあって、やっぱりこれについては広域の中で今後も進めていく事務事業の一つかなというふうに思っております。そういったやはり取捨選択をしながら、自主自立をする町として、基礎自治体の体をなさなくなるような事務事業の広域化は図るべきでないと、私はそう思っております。そういった観点からして、私としては、当然にして、広域化する事務事業は取捨選択しなければならないというふうに思っております。

それから、広域連合化することによって、住民に対するサービス低下等々につながらないのかということですが、これにつきましては、最大限、サービスの低下につながるような広域連合であってはならないというふうに思っております。低下につながらないような施策の展開、また、広域連合組織の中での発言をしていかなければならないというふうに思っておりますし、現実には、それを地域として見きわめて、地域として発信していかなければならないというふうに思っております。

次に、地方分権に伴います権限移譲等々についての問題でありますけれども、これにつきましては、御承知のとおり、我が町で、例えば権限移譲がなされるものがあつたとしても、専門職だとかいろんな職員の対応等々で受け取ることができ得ないという課題につきましては、我々、広域連合の委員会の中でも協議をしておりますけれども、広域連合の中で受け取れるものは受け取って、圏域の中で対応していくように進めていきたいというようなことも協議をしているところでありますので、これらにつきましては、議員が懸念しておりますように、すべてを広域連合で権限を持っていくというのではなくて、上富良野町として、我が町として受け入れられる権限移譲の部分については、すべて町として、今までも受け取っておりますので、これからもそういう形の中で進めていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、この中でスクラップ・アンド・ビルドについての御意見がありました。スクラップ・アンド・ビルドというのは、私といたしましては、基本的にはもう用をなさなくなった事業と申しますか、投資効果が低減した事業、そういった部分については、もうスクラップしていくべきでなかろうかと。そして、新たな事業の展開をしていくということではないかというふうに思っております。ただ、このスクラップ・アンド・ビルドというのは、基本的に私は、16年から始めた行財政改革の

中におきまして、当然にして、さきにもお答えさせていただきましたように、この5カ年間で24億円の財源不足が生じると。この財源不足を補うためには、一部は基金を支消させていただかなければならないし、今実施している事業をスクラップしなければならないと、そして、スクラップすることによって不足財源を確保する、事業をやめて不足財源を確保するということを従前まで、今まで行革の中では、ある面では取り組んできた、そして、スクラップしたから新たなビルドができたかと、事業展開ができたかといったら、事業展開をするためのスクラップでなくて、財源確保のためのスクラップだと、それが19年度予算編成から、何とか、スクラップしたもので新たなビルドを事業展開できると、この事業はもうそろそろいいねという事業については、限られた財源の中で見きわめると、事業評価をしていくと、この事業はもうスクラップしてもいいねと、そういう事業の原資を、新たなビルド、新たな事業展開に向けられるようになってきたと。そして、これが本格的に機能していくのは、行革を進めるときにも町民の皆さん方にもお約束したのは、次なる21年からの上富良野町の総合計画の実施計画の中にあつては、その限られた財源の中にあつても、新たに今言うスクラップした財源をビルドしていける、そして、基金は、財源不足に使うのではなくて、こういう事業を展開するために基金を使おうというような財政運営ができる形を整えていきますよと、そういうふうな形にするために、住民の皆さん方の御苦勞をいただきながら、ある面では苦勞をいただきながら財政運営をさせていただいたということですので、ひとつ御理解をいただきたいなと思います。

次に、2項目めの御質問でありますけれども、さきにもお答えいたしましたように、我が町の投資財源、公共事業投資財源というのは、約40億円近くあったと、今はもう10億円以下というような、非常に公共投資財源が少なくなったと。これは御承知のとおり、今まで我が町の一般会計予算は100億円の予算を組んでいたのが、今はもう60億円台、こしはたまたま72億円の予算を提案させていただいておりますけれども、これは借金の前倒し償還、それから畜産担い手の特別な部分があつて、中身は、それらを抜くと、19年度よりも若干減額した厳しい予算であります。そういうような中にありまして、公共投資がなかなか思うようにいかなかったと、そのことが、ある面では、議員の御質問にありますように、我が町におきます循環資金が減少しているという一つにもつながります。

ただ、当初から私自身も公共事業の投資する財源

のうち、いろんな形がありますけれども、何としても地元に落ちる対応を図っていかなければならないと、地元で動くことのできる公共投資の財源の対応をしていかなければならないということでもあります。基本的には、入札制度、いろんなものがだんだん厳しくなっているという中で、そういうことも十分に、対応しようとしてもでき得ない部分もあるというようなことで、厳しいわけでもあります。

例えば、私も昔、商工会の一役員として勤めたころに、当時、我が町の消費購買力というのは、当時でも百数十億円の消費購買力を持っていたと。しかし、そのうちの数十％は町外に流出すると。そして、そのうちの半分以上は我が町の大手スーパーさんが上富良野で、皆、金を集めて本社に送るというようなことになると、我が町に残る部分というのは、当時の数字で20億円足らずと。流通する金額は相当あるわけでありましてけれども、最後に残るのは若干しか残らないと、そういうようなことを何とかしないといけないなということで、当時、商工会で大分議論をしたこともあるわけですが、そういうようなことで、町の中で循環することの額をどのように確保していくかということが、議員御心配のように、これから先の対応の中で十分考えていかなければいけないと。そのためには、基幹産業の農業であり商工業であり、こういった町の中心になるものが、やはり息づいていただかなければならないし活性化していかなければならないと。そのためにも、行政としての手助けというのはどこまでできるのか、どういう対応でしていけるのか、さきにもお答えさせていただきましたように、農業にしる商工業にしる、やはり努力し、やろうとする者が報われるような、そういうような支援策を講じていかなければならないなと。ある面では、行政が金を出してくればやるぞというようなことでは、とてもではないけれども対応でき得ない部分が、限られた財源の中では生じてくると。やはり努力する者が報われる、そういう施策の展開というのは、農業にしる商工業にしる、地域発展の活性化のためにも、行政として対応していかなければならない大きな課題であるというふうに思っております。

また、次に、いろいろな活性化の中で、また地域との対応の中で、職員の研修、養成等々についての御意見も御発言もありました。確かに今問われているのはそういった分野でありますので、これらにつきましても御提言を呈しながら、今後の行政運営を進めさせていただきたいというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

1 番向山富夫君。

○1 番（向山富夫君） 恐縮ですけれども、再々質問をさせていただきます。

再質問で何点かお尋ねいたしましたけれども、私のほうも整理して再々質問をさせていただきたいと思いますが、まず、広域連合に向けまして取り組もうとする事務事業につきましてですが、現在五つの事務事業が広域化をしようとする事で準備を進めておられます。また、国保や介護保険についても研究、検討するということでございますが、私は、これが、先ほども申し上げましたけれども、当然、大局的に見ると、広域化を図ることによって当然行財政効果が派生してくるということは、これはもう当然のことです。しかし、それは決まったパイの中でそちらへ権限などが移っていくわけですから、当然本体のほうは、その部分が薄くなっていくわけですから、私は、まずもって申し上げておきますけれども、自主自立ということに對しまして強い思い入れを持っているものですから、まずそういう前提があるということでお聞きいただければありがたいのですが、そういうことで、事業が、これも効率化すればいい、これも効率化が望ましいということで、そちらにシフトしていきますと、おのずと本体のほうがそれだけ軽くなっていくわけですから、行財政効果という面では確かに理解はできますけれども、将来にわたって自主自立を目指そうとする精神があれば、やはりここは、この程度までの広域化で進むということをもう少し、今示されている範囲で終わるということでしたら、私はそれで十分だというふうに理解しておりますが、それがさらに、特にきのうの質問等からいろいろ御意見が出ておりましたけれども、学校給食一つをとりましても、やはり従来自賄いでしていたものが、今後広域を基本にということになりますと、2 項目めの質問と一部重複しますが、今まで町内で循環していた経済的なものも、あるいは人的なものも、広域のほうにシフトしていってしまうということ、上富良野にとってどうなのかなど。確かに行財政効果という面では、これは評価しなければならないと思いますが、片方ではそういういずさもあるということで、どのようにそれをすみ分けしていくのかという心配もありますので、私は、給食やなんかについては本当に心配もしております。また、消防業務等につきましても、それぞれ富良野市の消防、あるいは上川南部等についても、それぞれ、どちらかという職人かたぎのようなところがある職域らしいですから、非常にそこら辺も、本当に住民サービスの向上につながるのか疑問視するところもありますが、現在取り組もうとしている部分については、取り組む

約束をしているわけですから、これはいたし方ないにしても、私は住民の皆さんに大変汗をかいていたかなければなりませんけれども、やっぱり基本は、自賄いというのは基本に据えてこれからいくべきだと思いますので、再度、町長に、どの程度、広域化を目指す部分と自賄いをする部分とすみ分けについてお考えをお持ちでしたら、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

それから、そこから進んでいきまして、権限が移れば、当然それに伴って人や物や金が動くわけですから、非常にそういうことで、上富良野が農業部門では寂しい思いを私しておりますので、そういうようなことと一体に比較することは正しいかどうかわかりませんが、そういうようなニュアンスを私は持っておりますので、そういう心配を排除できるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、この広域連合に向けます 5 市町村の認識の点でございますが、私は将来どのような広域連合を基本として、将来どのような富良野圏域の姿になるのかという議論が、委員会の中でされているはずだと思うのですよ。富良野の市議会におけます議事録等を見させていただきましてしても、能登市長さんは、きちっと、そういう意見交換をしているというふうに書いてあります。そして、五つの町の最終目標は一つになるということなど、意見が出されていると、将来、富良野圏域 5 市町村は一つであるという共通認識に立っていると、そういうふうにも述べられております。ですから、私は、町長のお答えになっております中身と、どうも、同じ列車に乗っているのだけれども目的地が違うというように理解せざるを得ないのです。私の日本語の読解力では、そういうふうに議事録を見ると理解してしまうのですが、こういう差異があると。ですから、私は差異があるというふうに理解しているものですから、町長の見解と違うのですが、私の思い違いがあるとすれば、私が誤解をしているとすれば、その誤解を解くような御説明を再度お願いしたいと思います。

それから、次に活性化の点について何点かお尋ねいたしますが、町は行財政改革に伴いまして、さまざまな事業を民間に移譲、あるいは指定管理等の方法で民間活力を活用しようということで取り組んできておりまして、その成果としては、町の行財政の部分から見ますと、成果が着実に上がっていることは評価するわけでございます。しかしながら、それによって、果たして、旧来、それはもう直営でやっていた時代は、すべて、100%とは申しませんが、かなりの部分が町内でお金が回っていたという実態もでございます。しかし、これだけ町の

財政もしぼんできていると、あるいは、民間の経済力もしぼんできている中で、さらにそういう民間移譲を進めていくことは大いに私も進めていくべきだと思います。しかし、こういう非常に資金の流れがタイトになってきている中で、町内がタイトになってきている中ですから、当然、先ほども申し上げましたけれども、競争原理を排除するようなことは、これはあってはなりませんけれども、しかし、さまざま、例えば入札等におきまして、いろいろ知恵を絞ってやってこられている点は私も感じております。しかし、それでいてもなおさら、町の活力がどうもそれらによって増してきているというように印象を持つ部分が非常に少ないので、これからまたさらにいろんな事務事業を民間に移譲するというような構想も新年度では盛られているようであります。そういう点におきまして、本当に民間に移譲する中で、いろいろな縛りとか決まりとかというものも当然ついてくるとは思いますが、それらについても、当然、町内の事情を勘案したような、ソフトランディングと申しましょうか、最初から事業評価を第一義に考えるというような、そういうことを強調しないで、やはり、できれば、将来、町内の事業者が元気になって、そしてひいては町の財政の軽減化にも寄与していただけるような、そういうような、多少育成もしていくというような意味合いも含めた、そういう業務の委託等も今後意識して進めていくべきではないかと思えます。

それからもう1点、町の産業すべてを横断的につないで、そして町の職員の能力向上も含めて、新たな、これから志を持つ、持とうとしている人たちのきっかけづくりや、そういう人たちを、ソフト・ハード両面から含めて支援できるような、必要であれば新たな条例を起こしてでも、今、そういう体制を整備するべきではないかというふうに思いますので、再度お聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君） 1番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、広域連合関連であります。基本的に、議員と私の考えとはそう違わないかと、そのとおりだと思っています。

まず、自立していくために広域行政というものをどう利用するのかということが前提でありまして、自立してそのままいけるのであれば、広域連合に仲間入りしなくていいわけです。ただ、町が自立していくために、基礎自治体として自立していくために、いろんな面で、我が町単独で行えない、そして、行政効率も上がる、住民サービスも向上する

と、そういった分野については、広域連合の中で、広域行政の推進の中で、広域連合として位置づけしていくということであると思えますし、基本的に、基礎自治体として体をなさないようなことは、さきにお答えさせていただいたように、決してあってはならないと。今、これから先、広域連合の中でどういったものを対応していくかということについてと考えると、今のところ、いろいろと話題に上っているのは、葬斎場の共同化だとか、そういった分野だとか、税の収納だとかなんていうようなのがちらほらと出てきておりますけれども、決して基礎自治体としての基幹をなす部分を広域行政の中で対応していくということは、上富良野町としては絶対それには乗れないというふうに思っております。ですから、あくまでも自主自立の基礎自治体としての体を崩すようなことにはならないと、しないということ御理解をいただきたいと思えます。

それから、認識の違いであります。私も承知しております。今、議員のおっしゃったことは承知しておりますが、私どもも、5市町村長で構成しております委員会の議事録の中には、そういったことを議決したという項目は一切ありません。ただ、将来はこうだぞという、それぞれの市町村の発言は発言としてあります。将来は、今、向山議員のおっしゃったように、そういった発言。また、先ほど私が言いましたように、自立してとてもやっていけないなというような自治体の物の考え方。あるいは、ある面では、百年かけて五つに分かれたのだから、また百年かけて、一つになる機会があったら、チャンスがあったら、それもいいのではないという話だとか、そういうようなのはありますけれども、将来、この広域連合の次は合併ですよというような議論、結論は出しておりません。ですから、私としては、先ほど申し上げましたように、広域連合という四つの選択肢の中の一つを選んだのであって、その先を位置づけたものは何もないということで、我々5市町村長における委員会の中では議論はしていないということで御理解いただきたいと思えます。

次に、活性化の問題、これも議員の御意見とおり、私もそのように思うわけであり。しかし、議員もおっしゃっていただいておりますように、いろんな縛りの中で対応でき得ない部分があるわけであり。私ども、何としても地元に対応していただくということが、私は基本的に考えております。しかし、いろんな縛りの中で難しさがあるわけであり。私ども、例えば指定管理者制度の管理者の選任等々においても、いろいろな基準のもとで対応はしておりますけれども、これからは指定管理者につきましても、でき得る限り地元が対応できることを基

本としていきたいなど。しかし、いろいろな縛りがあるということは御理解いただきたい。アウトソーシングで民間委託をする場合におきましても、地元業者はないのかということを前提としながら対応するわけですが、なかなか手が挙がらないと。議員の御意見にあるように、そういった業者を育てていくということも、ある面で重要であると。ただ、そういうような業者が育たない間は、他の業者にでも対応していただきながら、育った段階で参入するチャンスをつくっていくということもまた行政としても考えていかなければならないというふうに思うところであります。基本的には、議員の考え方と同じであります。なかなか、職員にも言われておりますが、昔から言われておりますが、町長、間違ってもこう言うてはいけないと言われておりますので、なかなか私の気持ちを全部吐き出すわけにはいきませんが、議事録は残りますからそうもいきませんが、基本的に議員の考え方と違いはないということで御理解いただきたい。

それからもう一つは、それぞれの異業種間の連携、農業、商工業、観光、こういった異業種間の連携等々、また行政との連携、そういったものの重要さというのは、従前のまちづくりとは違って、それぞれの分野でそれぞれの方々が努力し、それぞれに、個々に努力することによって一つの町が成り立ったという時代は終わったと。これからはすべての、異業種すべての方々、すべての町民が、やはりお互いに手を携えながら協力し合いながら対応していかなければ、まちづくりはできないと。さきの議員にもお答えさせていただきましたように、やはり協働のまちづくりということが重要であると。「我が」という時代はもう既に終わっているということで、議員おっしゃるように、連携ということの重要さ、協働ということの重要さ、これにつきましては、今後もまちづくりの中で私自身も十分認識しながら行政執行をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1 番向山富夫君の一般質問を終了いたします。

これにて一般質問を終了いたします。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 13 日から 3 月 18 日までの 6 日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3 月 13 日から 3 月 18 日までの 6 日間を休会することに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたします。

○事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす 3 月 13 日から 18 日までの 6 日間は休会といたします。3 月 19 日は本定例会の最終日で、開会は午前 9 時でございます。

なお、休会中の 3 月 13 日、14 日、17 日、18 日の 4 日間は予算特別委員会を、いずれも午前 9 時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前 11 時 05 分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年3月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 米 沢 義 英

署 名 議 員 今 村 辰 義

平成20年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成20年3月19日（水曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第20号 上富良野後期高齢者医療に関する条例
- 第 3 議案第21号 上富良野町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第22号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 上富良野町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第26号 上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 9 議案第27号 上富良野町児童生徒教育振興基金条例
- 第10 議案第28号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第29号 上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第30号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第31号 富良野広域連合の設置について
- 第14 議案第32号 上富良野町道路線廃止の件
- 第15 議案第33号 上富良野町道路線認定の件
- 追加日程
- 議案第17号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 1 予算特別委員会付託
- 第16 議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第18 発議案第1号 町長の専決事項指定の件
- 第19 発議案第2号 雇用保険の特例一時金を50日分に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見の件
- 第20 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1番	向山富夫君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	金子益三君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 尾 岸 孝 雄 君 副 町 長 田 浦 孝 道 君

教 育 長	中 澤 良 隆 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君
会 計 管 理 者	佐 藤 憲 治 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君
農業委員会事務局長	尾 崎 茂 雄 君
町 民 生 活 課 長	前 田 満 君
教育振興課長	大 場 富 蔵 君
町立病院事務長	

代表監査委員	高 口 勤 君
農業委員会会長	松 藤 良 則 君
総 務 課 長	北 川 雅 一 君
保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
建設水道課長	早 川 俊 博 君
ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君

○議会議務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君
主 事	廣 瀬 美佐子 君

主 査	大 谷 隆 樹 君
-----	-----------

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成20年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、議案第32号及び議案第33号の審議資料として、町道路線廃止認定位置図(市街地と郡部)をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、議案第1号から議案第10号までの平成20年度上富良野町各会計予算について、審査結果の報告がありました。

厚生文教常任委員長から、議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計(第3号)について、審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がありました。

なお、さきに御案内のとおり、諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 金子 益三 君

8番 岩崎 治男 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第20号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第20号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました、議案第20号上富良野町後期高齢者医療に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

後期高齢者の医療につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い北海道後期高齢者広域連合の条例で定めますが、町は保険料の徴収並びに法令で定める事務、被保険者の資格取得、喪失等の各種届出の受付、被保険者証の引渡し、返還、医療給付等を行うための手続に関する事務のほか、葬祭費の支給に係る受付、保険料の額に係る通知書の引渡し、保険料の徴収猶予、減免に係る申請書の受付、通知書の引渡し、その他必要な事項について定めるものであります。

また、国民健康保険条例につきましては一部改正し、整理をするものであります。

以下、議案を要約し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町後期高齢者医療に関する条例。

第1条の趣旨であります。町が行う事務について、法令など北海道後期高齢者広域連合条例に基づくもののほか、この条例で定めることの規定であります。

第2条の町が行う事務として、法令等に基づき、葬祭費の支給申請事務、保険料の額に係る通知書の引渡し、保険料の徴収猶予、減免、その他必要な事項に関する事務を行うことの規定であります。

第3条の保険料を徴収すべき被保険者については、町民であること、さらに病院等に入院、施設等の入所者についても対象とすることの規定であります。

第4条の普通徴収による納期については、第8期と定め、納期によりがたい方は町長が別に定め、納期ごとの金額に100円未満の端数がある場合は、最初の納期に合算することの規定であります。

第5条の督促については、納期限までに保険料を完納しないときは、納期後20日以内に督促状を発することの規定であります。

第6条の延滞金についてであります。納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、年7.3%、1カ月を過ぎると年14.6%を加算し

て納付することの規定、また、町長が特別な理由があると認める場合は減免することができる規定であります。

第7条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項を定めるための規定であります。

第8条、第9条、第10条の罰則であります、正当な理由がなく、当該職員の質問に対し答弁せず虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処すこと。また、不正の行為により、保険料その他徴収金を逃れた者に対し、逃れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処すこと。さらに、過料の額は情状により町長が定めることとし、その過料を徴収する場合の納期限は発布の日から10日以上経過した日とする。この規定であります。

附則。

施行月日。

第1条、この条例は平成20年4月1日から施行する。

第2条、平成20年度における被保険者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4期から第9期までとする。

特例として、9月までは徴収せず、10月以降の徴収となる。

2項の平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収によって徴収する保険料の納期については、町長が別に定めるとあるのは、10月以降における町長が別に定める時期とする。

第3条の延滞金の割合の特例としまして、第6条第1項に規定する年7.3%の割合は、特例基準割合として日本銀行法で定められた公定歩合に4%を加算した割合とを比較し、どちらか低い割合を使うこと。この規定であります。

次に、上富良野町国民健康保険条例の一部改正についてであります、附則第4条上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の出産育児一時金については、条文の整理をするものであります。

第7条1項の葬祭費に次の1項を加え、2項として他の保険から給付を受ける場合は、重複して給付を行わないこと。この規定を追加するものであります。

第8条の保険事業として、保険者が行う特定健診の事業を加えること。この規定と一部文言の整理をするものであります。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

今回の条例の改正という形では、広域連合移行に伴った条文等の整理、設置という形になっているかというふうに思いますが、今回の保険料の徴収すべき対象という点では、ここにも書かれていますが、あくまでも後期高齢者については普通徴収の対象者のみということではよろしいのかどうか伺います。

また同時に、この第6条にかかわって、3項の特別な理由があると認めたときについては延滞金を減免するという規定がありますが、この特別な事情というのは前年度所得があった場合、ことし失業する、あるいは天災、災害等のそういう規定のもとに減免、納付がくれた場合のいわゆるそういう形の対象になっているのかどうか伺います。

さらに、今回の制度の改正では、この納付がくれた場合、あるいは滞納が滞った場合という形で、従来でしたら75歳以上の高齢者については、そういうことがあっても資格証明書というのは発行されないという状況にありました。

それは、基本はやはり健康を守るという立場からだというふうに思いますが、今回はこういう滞納等になった場合、悪質ということに限定されるのかもしれませんが、その見きわめと、この資格証明書をなぜ今回は交付するのかという点です。

それと、第4条の第2項にかかわってなのですが、これは葬祭費等の支給が健保等、あるいは国家公務員共済法にかかわっての重複を避けるという意味での解釈なのか、その点もう1回伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、この条例におきますところの普通徴収か特別徴収かの御質問でございますけれども、これにつきましては北海道広域連合におきまして特別徴収が定められておりまして、今回の条例につきましては普通徴収のみということでございます。

また、6条の特別の事情でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるように災害等の特別の事由でございます。

また、滞納する場合の資格証明書の発行でありますけれども、資格証明書につきましては先日来お話しさせていただいており、本当に悪質な場合につきましては資格証明書の発行も考えるところで

ございまして、できるだけお話しさせていただきまして資格証明書を発行しないような形で進めたいというふうにして考えてございます。

葬祭費の重複支給の件でございますけれども、これにつきましては後期高齢者に入る年に重複を避けるために規定を設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） ここで問題は、前回は申し上げましたが、健康を守る立場から資格証明書の発行というのがやはり本来等しくだれもが、体が悪くなった場合、あるいは仮に何らかの状況で滞納が起きるということも考えられます。そういう意味で、等しく体を守る、健康を維持するという点では、資格証明書の発行というのは、本来持っている立場からすれば反するものだというふうに考えますが、この点、前回の国保加入においては、そういった条文がなかったのは、やはり等しくどんな時でも健康な生活を営める、そういう環境づくりのためということでこの条文の設定がされませんでした。

今回は、そういうものを完全に後に追いやって、この新たな制度として資格証明書を交付するような制度というのは、そういった憲法の持っている精神からも私は反すると思いますので、この点どのようにお考えなのか、また同時に撤回すべき性質のものだと思いますが、この点お伺いいたします。

上富良野町には、この普通徴収の対象が約 3 0 0 名ほどいらっしゃるということであります。再三言いますが、あくまでも何らかの要因で納付が滞った場合は、すぐに強制執行という形ではなくて、あくまでもやはり行政の行う姿勢として納付を促進するという立場からも、やはりそういう説明をして納付を促進する。滞納があるからという形の中で機械的に口座を差し押さえるというのは、これは生存権にもかかわる問題でありまして、やめるべきだと思いますので、この点改めてもう一度確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 5 番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

資格証明書の関係でありますけれども、資格証明書につきましては広域連合の条例にも規定してございまして、町といたしましても保険料を滞納して 1 年経過した場合につきましては、資格証明書を交付することはあるということでございますけれども、できれば議員おっしゃるように話し合いといいますか、支払っていただくような指導もしまして、できれば私どもとしましては資格証明書を発行しないのが一番いいかと思っております。

また、今後におきましても、広域連合のほうとも十分協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 他に質問ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 私は、議案第 2 0 号後期高齢者医療に関する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、国の制度の中で、後期高齢者医療制度がこの 4 月から実施されようとしています。その背景には、医療費等の社会保障費等の削減が大きな目標という形になっています。また同時に、その最終的な目標として今回打ち出されてきたのは、老人医療費の抑制という形の中で今後約 5 兆円の削減をしようとしています。

これは命にかかわる問題で、今、答弁の中にもありましたが、従来の国保でしたら 7 5 歳以上の方については資格証明書を発行しておりませんでした。しかし、これを今回発行するという条件になりました。これはまさに住民が、お年寄りの方がだれも好んで病気にかかる人はいません。だれもが安心して最低限の生活を営むという、この憲法の精神からしても明らかに違反であります。

また、特性診療や医療計画を作成するという形の中で、住民医療の抑制をさらに図ろうとしている点でも大きな問題点があります。

私は、この立場から、今回の条例案に反対するものであります。

○議長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7 番金子益三君。

○7 番（金子益三君） 私は、議案第 2 0 号上富良野町後期高齢者医療に関する条例制定に賛成の立場から討論をいたします。

この後期高齢者の制度に関しましては、さきの予算特別委員会でも言及させていただきましたが、もう既に我が町においても国保会計及び一般会計からの拠出が非常に厳しい現状となっております。保険制度そのものの存続に向けてはやむを得ない制度であり、さらには日本医師会等々の動きにおいても、これら見直しの動きもあるという観点から、制度そのものについてはまず賛成であり、この本条例におきましては、後期高齢者医療事業に関する予算

が既に20年度の予算特別委員会を可決したことがありますので、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例に定められているところのほかに、上富良野町として行う事務事業として明確に事務の条例を制定しなければ、当然、保険料の徴収をすることができず、被保険者の資格取得、喪失等の各種届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し、返還、医療給付を行うための手続など、医療を必要とするお年寄りが医療保険制度の適用が受けられぬだけではなく、本制度における葬祭費の支給にかかわる受け付け、さらには保険料の徴収猶予・減免にかかわる申請書の受け付けもできなくなるなど、非常に制度の履行に対して不利益が生じると考えます。

また、この本条例に定めるところにあります督促、延滞金、罰則の規定は、他の税及び保険料の公平・公正の原理からやむを得ないものと考えまして、本条例制定に賛成をいたします。

○議長（西村昭教君） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第21号上富良野町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました、議案第21号上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

個人町民税の納期回数の増加見直しをすることにより、各納期当たりの納税額を少額として納税者に納税しやすい環境を整え、納期内納税の確保及び収納率の向上を図るとともに、不慮の災害等により損害を受けた場合の町民税及び軽自動車税の減免、また、収益事業を行わないNPO法人に対する法人町民税の減免規定について整備するため、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を要約し、御説明いたします。

第40条、個人の町民税の納期を4期に改めるものであります。

第51条、町民税の減免に、震災、風水害、火災等に加え、さらに特定非営利法人活動を加えるものであります。

第89条、軽自動車税の減免について、1項の文言を整理し、次の2号を加えるものであります。

附則。施行期日。

1、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の上富良野町税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の町税について適用し、平成19年度分までの町税については、なお従前の例による。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

今回の税の条例改正という点では、納期の回数をふやしたという点で、納税者にとっては少しでも納税における緩和、精神的な納付における緩和かなというふうに思いますが、現在の収納率の向上という点では、大体機械的には言えないと思いますが、こういうものも含めてどのぐらいの収納率が向上されるというふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいのと、それと、51条の中の7項目の特定非営利法人の活動に当たっての法人の減免規定かなというふうに思うのですが、この点についてお伺いいたします。

今、この内容というのは、収益事業を行うものを除くというふうになっておりますが、単純に収益ですから、収入が対価として受け取った、それが収入になると思います。また同時に、例えば町が行う宅老だとか、ちょっと体の弱い方の輸送サービスを行っていると、そういうものの対価として収入として入ったと、こういう場合は収益事業ということになってこの対象から外れるのかどうなのか。実態を見ましたら、やはり町の介護や、あるいは障がいを持った方たちの輸送事業という形で、一定の町の介護政策の一たんを担うという形で行われております。

こういったところの法人に対しては課税対象にな

るのか、それとももう一つ、やはりそういった部分であれば、やはりそういった部分と完全にこれは収益というか、営利を目的として個人、その売買で設けた、あるいは公のものと区別した中で、その税体系の見直しというのにも必要だというふうに思いますが、この部分はどういうふうになっておられるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢議員の御質問でございます。

収納率の向上についてでありますけれども、収納率の向上につきましては数字的には申し上げられませんが、私たちできるだけ努力して収納率を高めたいというふうにして考えてございます。

また、次の公益法人の関係でございますけれども、これにつきましては収益事業から上がる所得がないことが前提でございます。それにつきましては、当然、課税は最初にいたしますけれども、その後には減免をするようなことで考えてございます。

また、その減免の割合等につきましては、規則に定めたいというふうにして考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） そういう公の政策と合致したもののについては、減免の対象になるという判断でよろしいのかどうか。このことを検討されているということで、こちらのほうを認識してよろしいかどうかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本的にはなるということで認識しております。これにつきましては、活動が公共性で町の政策目的と整合性があると認めた場合につきましては、町長が減免をするということの規定でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） ぜひそういう方向での検討を進めていただきたいというふうに思います。

具体的にはまだ内容は決まっていないということでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 議員おっしゃるとおりNPO法人も限られておりますし、これからのことだというふうにして考えてございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第22号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました、議案第22号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険税の納期回数の増加見直しをすることにより、各納期当たりの納税額を少額として納税者に納税しやすい環境を整え、納期内納税の確保及び収納率の向上を図るよう、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を要約し、御説明申し上げます。

第10条、国民健康保険税の納期を8期に改めるものであります。

附則。施行期日。

1、この条例は平成20年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、御審議賜りまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第23号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました、議案第23号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、老人保健法を準用している医療給付助成事業、重度、ひとり親、乳幼児の関係条例について、一部を改正するものであります。

以下、議案を要約し、御説明申し上げます。

まず、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例であります。第2条第3項の医療保険各法に高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）の1号を加えるものであります。

第2条第4項中、老人保健法を高確法に改めるものであります。

第3条第3号ウの一部を高確法に改め整理し、エとして追加するものであります。

第7条中、高確法に改められたことにより、老人保健法による医療給付の対象者はあわせて健康手帳の必要がなくなり削るものであります。

次に、上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第2条第6号中、老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律に改めるものであります。

附則。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第24号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました、議案第24号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

町が実施している検診事業に関しまして、根拠法の改正に伴いまして条例の文言の整理を行います。

また、骨粗しょう症検診につきましては、骨粗しょう症予防を重視し、生活習慣の改善指導を充実していくこととするものとし、検診項目から除外するものであります。

以下、議案に沿って内容を御説明申し上げます。

議案第24号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町保健事業検診受診料徴収条例（平成12年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

第2条、別表第2条関係。

ごらんのよう改正するわけですが、改正点を重点に申し上げます。

検診の種類の欄であります。特定健康診査、これまでは基本健康診査でありまして、改めるものであります。

下から2行目の乳がん検診につきましては、これまで二つに分かれておりました。触診、それからマンモグラフィー、これを一つの乳がん検診といたします。

受診料の欄は、改正点はこの乳がん検診の一体化によりまして、1,000円であったものが2,000円、500円が1,000円というふうに改めます。

検診対象者の欄であります。これまでは老人保健法に基づくという文言の整理をいたします。

特定健康診査につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律。そのほかは、健康増進法に基づくというように改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただき議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2 番村上和子君。

○2 番（村上和子君） 国の医療制度の改革によりまして、4 月から検診の制度が変わるということですが、新に 40 から 74 歳までの特定健康診査、これが義務づけられるわけですが、この特定健康診査の中身はがん検診が含まれていない、ここのところに線引きがあります、健康増進と、それから高齢者の医療の、こういったことで、特定健診にがん検診が含まれていないということかと思うのですが、あわせて受けられるようにしたりすることもできるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2 番村上議員の御質問でございます。

増進法によって、がん検診の部分もという区別がなされているわけですが、議員の御意見のように同時に受診をするということも可能ということでございます。

○議長（西村昭教君） 2 番村上和子君。

○2 番（村上和子君） では、それに伴って、人間ドックの補助なんかは廃止するのでしょうか。そういうケースもあるのでしょうか。今まで補助が出ていたのですが、その関連はどうなりますか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 村上議員の再質問でございます。

これまで実施しているドックにおきましても、これまでどおり実施するようあわせて努力をいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5 番米沢義英君。

○5 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、今回の特定健診という形の中で、40 歳以上 70 歳未満という形の中で、メタボリック症候群という形の中で、そういった成人の予防対策という形が盛り込まれたかというふうに思いますが、この点、制度が変わって従来の基本健診であります、私は何回聞いてもちょっとわからないものですからお聞きいたしますが、この基本健診も受けられるのかどうか、あわせてお伺いしたいというふうに思いますが、この点。

それと、この制度は従来義務だったというふうに思いますが、これは義務からちょっと離れているの

かどうなのか。引き続き義務という形で受けとめていいのですか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 5 番米沢議員の 2 点の御質問でございますけれども、これまでの住民健診、基本健診でありますけれども、法の改正によりまして特定健康診査ということで、これは保険者がその保険に加入している者を対象として責任を持ってやるということでございまして、その範囲においてはこういう基本に沿って対象として、名称が特定健診と変わりましたが、この対象は保険者の範囲内を対象とするということで、年齢の区分ごとに健診を進めるということであります。

義務かどうかという御質問につきましては、先ほど申し上げました保険者も加入している者を対象とすることが義務として法で定められているということになるかと思えます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

2 番村上和子君。

○2 番（村上和子君） 検診の実施機関でございますけれども、町と健診委託契約を結んでいる機関というのはどこでございますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） この健診等の医療機関におきましては、町立病院、それからがん検診等可能なものに対して、それぞれ町内の医療機関においてやれることになってございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 24 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 25 号

○議長（西村昭教君） 日程第 7 議案第 25 号上富良野町介護保険条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました、議案第 25 号上富良野町介護保険条例等の

一部を改正する条例につきまして、提案要旨を御説明いたします。

第1点として、介護保険料の納期のうち、第6期12月を最終納期と同様に、最終日をこれまでの30日から25日に改めるものでございます。

第2点といたしまして、平成17年度の税制改正に伴い、介護保険料の階層移行等が生ずることから、平成18年度及び平成19年度におきまして実施しました段階的激変緩和策を平成20年度におきましても実施するよう定めようとするものであります。

以下、議案を追って説明いたします。

議案第25号上富良野町介護保険条例等の一部を改正する条例。

初めに、上富良野町介護保険条例の一部改正。

第1条として、介護保険条例第4条1項に定める納期のうち、第6期12月納期の最終日を同月25日に改めます。

次に、上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

第2条として、介護保険条例の一部を改正する条例の附則第3条の見出しを平成20年度までといたします。

同じく、附則第3条に第3項として、平成18年度と19年度と同様に激変緩和措置として、改正は正により町民税非課税世帯で課税となった者に対する特例措置を平成20年度においても実施するよう定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成20年4月1日とするものであります。

次のページですが、経過措置として、平成19年度以前の年度にかかる介護保険料の納期は従前のとおりとするものであります。

以上、説明といたします。

御審議いただき御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

現在、町においては13の基金を保有しており、それぞれ目的に応じて活用しているところであります。

行財政改革実施計画においても、歳入に見合った歳出構造の確立を目的としており、基金に頼ることのない財政運営が求められているところであります。

このことから、基金の活用をこれまで以上に明確にしていくことで、必要な行政サービスの確保と将来世代への責任という考え方を基本として、基金の使途、処分をより明確化するとともに、それに伴い処分時における議会議決のあり方を整備するよう、関係条例の一括改正整備をするものであります。

また、ペイオフ対応の条文明記や基金管理の条文整備をあわせて行うものであります。

以上、議案の概要を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条は、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正で、条例名称を上富良野町財政調整基金条例と簡素化を図るとともに、当基金の使途については、多額の経費を必要とする建設財源への充当、施設更新、改善経費への充当、町債の償還経費への充当は、他の基金と使途目的が重複することから当条例から削除し、非常災害発生時、もしくは歳入欠陥に伴い財源を必要とする場合、また、これ以外の場合は議会の議決を経た上で処分できることとするよう当基金の役割を明確化しようとするものであります。

第2条は、上富良野町減債基金条例の一部改正であります。

第3条は、上富良野町公共施設整備基金条例の一部改正で、当基金の使途につきましては明確な処分規定がなく、議会の議決をもって処分することとなっていました。当条例において公共施設の建設財源に充てる場合及び施設の更新、改善財源に充てる場合に処分できる旨、明記することを御議決いただこうとするものであります。

第4条は、上富良野町国営土地改良事業負担基金条例の一部改正であります。

第5条は、上富良野町国内外交流推進基金条例の一部改正で、当基金の使途についてはこれまで明確な規定がなかったことから、処分できる場合を友好提携都市との交流推進、また、青少年の交流を通じた人材育成に寄与する事業に財源充当する場合に限定明記するものであります。

第6条は、上富良野町十勝岳地区開発事業基金条例の一部改正で、当基金は昭和42年に設置され、十勝岳地区の開発促進のため基盤整備等に機能発揮してきたところでありますが、初期の目的はおおむね達成されたものと判断しますことから、今後は十勝岳地区の観光振興や環境保全等を目的とする基金として、条例名称を上富良野町十勝岳地区振興基金条例に改めるとともに、当基金の使途につきましては新たな設置目的に対応するよう、十勝岳地区の基盤整備、観光振興、安全対策、自然環境保全及び公共施設の維持、修繕に関する事業に財源充当する場合に処分できるよう限定明記するものであります。

第7条は、上富良野町農業振興基金条例の一部改正で、当基金の使途についてはこれまで明確な規定がなかったことから、処分できる場合を町が策定する農業振興計画に基づく事業の財源に充てる場合に限定明記するものであります。

第8条は、上富良野町地域福祉基金条例の一部改正で、処分できる場合の規定において、その他地域福祉の増進のために町長が必要と認める事業の財源に充てる場合は、議会の議決を追加しようとするものであります。

なお、各条例の改正に当たっては、それぞれの基金の使途、処分できる場合を各条例において明確に規定するよう御議決をいただいた内容に沿った処分の場合における支消議決は整理するとともに、基金に属する現金の保全対応として金融機関に保険事故が発生した場合に、当該基金に係る債権と当該金融機関に対する本町の債務を相殺できる旨の規定を追記し、また、基金の管理条文や積立条文など、全体的な統一を図るよう文言整理を行うものであります。

さらに、特別会計に係る基金条例についても、一般会計に係るさきに申し上げた第1条から第8条にわたる各基金条例の一部改正と同様の考え方をもって整理するため、第9条において上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正、第10条においては上富良野町介護保険事業基金条例の一部改正、第11条において上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例の一部を改正するものであります。

なお、附則につきましては、この条例改正の施行期日及び経過措置について定めたものであります。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第26号は、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、総務産建常任委員会に付託し、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号については総務産建常任委員会に付託し、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第9 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第27号上富良野町児童生徒教育振興基金条例の件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（前田満君） ただいま上程されました、議案第27号上富良野町児童生徒教育振興基金条例について、提案要旨を御説明申し上げます。

本条例は、上富良野町の児童生徒の健全な育成と教育振興策の円滑な推進を図るため、既存の上富良野町科学技術奨励賞基金条例と上富良野町子ほめ基金条例を廃止し、寄附者の意に沿ってこれらの基金を活用できる範囲を拡大し、有効な利用を図ることを目的とし、新たな条例として制定するものであります。

以下、議案を要約し、説明とさせていただきます。

議案第27号上富良野町児童生徒教育振興基金条例。

第1条は、本条例の設置目的を定めたものであります。

第2条は、基金の積立額を一般会計歳入歳出予算で定めるものとしたものであります。

第3条は、基金の管理方法について定めたものであります。

第4条は、基金の運用益金の処分について定めたものであります。

第5条は、財政上の必要がある場合は歳計現金に繰り替えて運用できるよう定めたものであります。

第6条は、使途に関する条項であります。

第1号から第3号までにおいて使途を明確化し、それ以外において教育振興策の円滑な推進を図る必要が生じた場合には、議会の議決を経ることを要件として定めたものであります。

第7条は、基金に属する現金の保全対応について定めたものであります。

第8条は、規則への委任規定であります。

附則。施行期日。

1、この条例は平成20年4月1日から施行する。

上富良野町科学技術奨励賞基金条例の廃止。

2、上富良野町科学技術奨励賞基金条例は廃止する。

上富良野町子ほめ基金条例の廃止。

3、上富良野町子ほめ基金条例は廃止する。

経過措置。

4、この条例の施行の際、この条例で廃止する上富良野町科学技術奨励賞基金条例及び上富良野町子ほめ基金条例により積み立てられた基金は、第2条の規定にかかわらずこの条例に積み立てられた基金とする。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第28号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第28号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、さきに議案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年の人事院勧告により、給与構造改革の

ための関係法令が改正され、地域の国家公務員給与が地域の民間給与水準により適切に反映するものとして、地域給与導入を図り給与構造改革を進めている状況であります。

給与制度等の見直しにつきましては、地方自治を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることを踏まえ、自立に向けた改革の取り組みを定めた行財政改革実施計画を策定し、平成20年度はこの行財政改革の最終目標年度として推進を図っております。

平成20年度においては、職員の定年退職による事務事業の見直し、地域給与導入に伴う経過措置の調整、技能労務職員の職の廃止、平成19年人事院勧告の見送り等の対応となり、行財政改革実施計画に基づく削減を達成したところでございます。

今回提案させていただいております技能労務職員の職の廃止についてであります。行財政改革の推進をさらに進めるため、民間委託の推進、事務事業の見直し等により技能労務職員の職を廃止します。

なお、引き続き在職する技能労務職員の給与等につきましては、同種の民間事業者の従業員と比べて高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があり、本町においても例外なく住民の理解と納得が得られるものとなるよう取り進めております。

また、総務省の技能労務職員等の給与等の総合的な点検等の実施に基づき、給与水準等の適正化を図るべく当該条例の改正をするものでございます。

この改正内容について、労使間において協議を重ね改正することで合意しております。

また、この改正条例に伴いまして、平成20年度の効果予測額は213万円を見込んでございます。

それでは、本条例の改正内容につきまして、その概要を説明いたします。

まず、1点目が給与月額を減額する期間として、平成20年4月1日以降、当分の間、対象者が退職するまでとする。

2点目は、減額対象となる職員は技能労務の職にある職員。

3点目は、減額する割合を是正措置期間5年間とする改正内容でございます。

以下、議案を朗読し、改正内容について御説明申し上げます。

議案第28号上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正する条例。

この内容につきましては、先ほど申し上げましたその内容について、本則の附則第2項の追加は平成20年度4月1日から当分の間、技能労務職の職にある職員の給与月額は、職員の給与に関する条例の

第3条から第4条の2までの規定により定められた給料表の給与月額と、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給与の切りかえに伴います経過措置として受けている給与の差額として、平成20年3月31日に受けていた給料の合計額から、平成20年4月1日から平成24年4月1日以降の年度の期間の区分に応じて、それぞれ3.33%から16.65%の減額率を乗じて技能労務の職にある職員の給料の是正を図ろうとするものでございます。

これにより、平成20年度において、職員一人当たりの年間支給額は26万6,000円の減になる見通しでございます。

次に、この改正規定の施行日を、附則において平成20年4月1日から施行するものと規定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、民間との給与差という形の中で均衡をとるという形で出てきたかと思いますが、大体どのぐらい高いというふうな国の勧告になっているのかお伺いしたいのと、あわせて今後、この技能労務職の廃止も今回提案されておりますが、今後は技能労務職の職員の方については一般職に移っていただくという形だというふうな話であります。ここで伺いたいのは、今、町がこの職員定数の見直しという形の中で、今回技能労務職、車両班の廃止という形になっているかと思いますが、今後委託した場合、あるいは民間に全面的に民営化するという方針なのですが、大体財政的な効果でいえばどのぐらい見込んでいるのか、この点。

さらにお伺いしたいのは、この削減した民営化する中で、他の職員の改善部分にこういった削減部分が回るのかどうなのか、処遇の改善に回るのかどうなのか、毎回私は言っておりますが、この点。

やはり、きっちりと全面的に5年後は民営化というのではなくて、必要最小限の職員を残して、従来の維持管理を単刀直入に言いますが残すべきではないかと。私は、こういう部署でのきっちとした職員の配置を行って、除雪やそういった対策もやるべきではないかというふうに思います。

こういった点は、今後全面的に民営化になった場合、車両の管理も含めてどのようになるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問でございます。

まず、1点目の町と民間、国との差の部分でございますけれども、今、私どもの資料にあるところにつきましては、これは18年4月現在でございますけれども、若干年齢的なものもございますけれども、国と比較しますと8万ほどの差がある資料でございます。道との比較の部分についても5万ほどということで、本町についてはちょっと高い状況の推移になってございます。

御存じのとおり、技能労務職のラスパイレスを見ますと、18年度で120程度でございますので、その差がここに出ているのかなというふうな状況でございます。

つけ加えますけれども、この国の基準の一つの見直しといいますか、一つの調査に伴いましてこの数字が出てきたということで、18年度からその評価がされたという状況でございます。

それ以前については、そういう全体的な部分でのラスパイレスのお話でございましたので、そういう結果から基づいて出てきたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、これからの民間委託ということでございますけれども、失礼いたしました、今、11名、20年度の4月1日で技能労務職の方というのは11名でございます。その中で50歳以下の方もいらっしゃるしまして、これから60歳までという長い年月がございますので、50歳以下の方については一般職の職務がえをして、一般職のかかわり方も含めて対応していきたいというような状況でございます。

民間委託につきましても、今後、行財政改革の中で対応していくということで、これから最終的な検討に入ってきてございますので、まだ額的にどの比較というところまでちょっと出ている状況でございますけれども、そういう感覚の中ではこれからそういう対応もしていかなければならないというふうに、今、事務的なレベルで対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） まだ対応していないというのですが、普通でしたらこの条例が出されたと同時にそういうものも速やかに試用として出されなければならないというふうに思いますが、この点、一向に先行きが不透明な中で、この全面的な民営化という、5年後に民営化を前提とした職員の削減というのは当然納得できるものではありませんが、この点、どうして現状の中でその対応というのがどうい

うようになるのかという形の予算も含めた影響額等が試算されなかったのかどうなのかお伺いしておきたいと思います。

仮に今回、やはり全体的に問題だと思うのは、財政再建という名目で、それは無駄なものは大いに削らなければならないと思っています、私も。ただ、これが優先される余り、今回の予算でもそうなのですが、ただ削減ありきというのが前提にあって、その域をなかなか超えられないという部分があるような感じがします。

町長は事あるごとにいろいろ政策的な展開をしている部分もありますが、全くしていないとは言いませんが、しかし現状で見てもみたら、やはり今後の町の財政とのかかわりでということで削減なのでしょうけれども、やはり今後の財政とのかかわりの中でも必要最小限の職員を現場の車両班に残しながら、全体の委託業務の目配りをしてもらうとか、建設課と協調しながら歩道の維持管理に当たってもらうとか、やはりそういう体制づくりというのが今必要ではないかなというふうに思うのですが、そういった部分どうなのでしょう。もう一度確認したいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） ５番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

今、総務課長のほうからも御説明申し上げましたようないろいろ実態を検証しますと、現行の制度のまま維持することについてはいろいろな諸課題があって、これは今説明申し上げましたように、そういうことで継続することについては大きな問題だというのが背景にありまして御提案をさせていただいているわけであります。

それで、一般職に職種転換、若年者については職種転換、それから高齢者については今御提案申し上げているようなこういう緩和措置を設けて、給料水準の妥当な水準に激変緩和的に対応するということでありまして、くれぐれもこの条例をもってその職員定数にかかわるような、一気におやめいただくようなことはしないということの一つさらに重ねて説明を加えさせていただきたいと思いますし、今後におきましてもこういう道路の維持管理の面については、国を初め北海道、それから、今、各自自治体におきましても民間のそういう機動力を活用して、妥当なコスト水準でそういう公共サービスを提供しているのが実態でありますので、当町におきましても職員のこれからの年齢の構成をにらみながら、将来的には今申し上げましたような方向に転換をすることが、いろいろな角度から見ても妥当な選択肢であるというふうに認識をしているところであります。

したがいまして、このようなことで一気に職員定数をむやみに削減をする考え方はございません。ただ、今、現行の職員定数も経過の過程でございますので、将来を見据えたときに本当に今の現行定数でいいのかどうか、それから質も含めて先般も申し上げましたように十分な検証をしなければならないというふうに認識をしているところであります。

いずれにしても、今回は地域給の導入、それから今申し上げましたようにラスで置きかえますと非常に高水準にあるということが背景として御提案申し上げておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君） 同僚議員の質問に関連するのですが、先ほど技能労務職は国の差８万円、それから道との差６万円ということだったのですが、これは年間のトータルでこういう数字なのか、それとも月ということなのか、その点をちょっとお聞きたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） ９番中村議員の御質問でございます。

今、平均給与月額ということで、この給与実態の中では打ち出されてございます。一応月額ということでございまして、先ほど言いましたように国との関係からいきますと８万円で、あと道との絡みの関係でいきますと５万円程度の差になっている状況です。

○議長（西村昭教君） ９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君） そうしますと、先ほど２０年度の効果額ということで、全体で２１３万、一人当たり平均２６万６，０００円ということでございます。

そうすると、人数的には現在８人ということで考えていいのでしょうか、その点をちょっと。２１３万を割るとそのような感じになるのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） ９番中村議員の御質問でございますけれども、技能労務職はもともと１１人いまして、一般職に３名振りかえいたしましたので、８名の割返しに２１３万円の平均、割返しますと２６万６，０００円というふうになってくる所です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君） そうしますと、この減じた額の割合が３．３３からふえていくのですけれど

も、現実にその一人当たり26万6,000円が年間であるということになると、先ほどの民間の比較との関係からいえば数字が大幅に大きくなるのではないかなという感じがするのです。その点はどのようなのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問でございます。

あくまでも平均月額給与額の差を申し上げましたので、それより高い人も低い人もいらっしゃいますので、単純にその数字で追っていくとちょっと数字的に合わないかと思えますけれども、年齢層はいろいろございますので、その部分でうちのほうとしては20%、要するにラスパイレス20の部分で整理させていただいて、今回6年程度で解消していこうということで、3.3で今対応してございます。

あとほかに、その間に退職される方もいらっしゃいますし、その部分も含めながらなのですけれども、単純に先ほどの額との整理といえますか、数字上ではちょっといかないなと思えますので、あくまでも平均ということで押さえをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） これより、討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 私は、今28号議案上富良野町職員の給与条例の一部改正条例について反対したいというふうに思います。

給与条例については確かに公平さを欠いているという部分がありますので、この部分については譲ったとしても、しかし一方で今回提案されている内容というのは、車両班そのものを5年後に廃止するという内容のものであります。

この間の質問においても、将来の民営化のあり方についての展望というものも一向に答弁の中では見出せません。本来こういう条例が提出されるときには、既にそういった部分も開示されて、審議の中でその内容を十分審議する素材として提供されなければならないにもかかわらず、この部分が一向に提供されないという部分は大きな問題だと考えています。

また、今後、高齢化の中でお年寄りの輸送サービスやそういった部分でのこういった職員の対応、あるいは町道の維持管理等においても全面的に民営化するのではなく、必要最小限の職員を配置して維持

管理に努めるということが今必要になってきているのではないかというふうに私は考えています。

また同時に、今回のこの廃止に当たっての内容を見ますと、将来的にというよりは、既にもう地方の町の進めている行政改革という名のもとで効率化だけが優先されて、そこに住民の暮らしや職員の環境を守るという点では、なかなかきちとした対策がとられていないような気がします。

確かに職員組合や本人との合意の中で、一般職という形の中で職がえということでもあるでしょう。しかし、私は町全体の中から見た場合に、もう一度今回のこの条例の見直しを行うことが必要だというふうに考えます。

また、何よりも、民営化された場合の車両の管理の問題や、どこがその車両を保持するのかという問題すら提起されていないという点で、私は反対の討論とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番金子益三君。

○7番（金子益三君） 私は、本議案第28号上富良野町職員給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

まず、この条例の改正によりまして、技能労務職の職の廃止等々により、いわゆる一般事務職間においての是正が大きく図られることが、まず1点高く評価される部分であります。

続きまして、この部分によりまして、今、町が進めておりますスタッフ制を導入していることがありますが、この部分に関しても大きく後押しをすることにつながっていきます。

さらには、この上富良野町が自立に向けた中で、現在さまざまな行財政改革に取り組んでおりますが、これらにおいても職員が各課についてフリーランス化され仕事がしやすくなりまして、大きく高い効果があらわれると考えます。

現在、職員定数の減少傾向にある中において、上富良野町の住民の行政サービスというものが複雑多岐にわたっております。この行政サービスを住民に満足させていただくためにも、職員が各課を自由に移動しながら、それらのニーズにこたえていくためにも有効と考えますので、本条例改正に賛成をいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第28号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第29号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第29号
上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました、議案第29号上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

情報技術の発展によりまして、情報化社会の進展する中において、行政機関を初め団体、事業者など、さまざまな情報を収集、活用することにより生活の便利さと豊かさを享受している一方で、個人情報も大量、高速に収集、利用されております。

このことから、個人情報の保護に関し、各事業分野において、ガイドライン、指針に基づく保護施策の実施等により改正が定着してきております。

しかしながら、その反面、個人情報保護に対する過剰反応による社会活動への影響や、行為、過失による個人情報等の漏えい事件、事故が発生しており、万が一当町の行政機関等において同様の事件、事故が発生する場合は、住民の期待を裏切るとともに町に対する信頼を大きく損ねることとなり、今後とも個人情報保護の適正な運用や保護対策の充実強化を図る必要があります。

個人情報保護対策については、条例、法令等に基づき総合的な対策を実施することにより、抑制、防止、予防、検知、改修機能の効果、向上を進めることが必要であり、その抑制機能の一つとして懲罰規定があります。

現在、条例、法令等における懲罰規定については、地方公務員法において一般職の地方公務員法実施機関の職員を対象とした守秘義務違反に対する懲罰規定のみであり、委託業者、指定管理者等に対し

ては、現行、個人情報保護条例において義務のみを規定しております。

今後とも行政事務の効率化、住民サービスの向上の観点から、業務委託、指定管理者制度の導入や行政事務の透明性を図るため、さまざまな公開が進められていく中で個人情報保護をコントロールするためには、職員に対する現行規定の量刑に加重することにより個人情報保護に対する注意を喚起するとともに、委託業者、指定管理者及びその従業員等についても職員と同様に扱うことにより、実施機関が保有する個人情報保護の総体的な抑制機能向上を図ることを目的に個人情報保護条例に罰則規定を追加するものでございます。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第29号上富良野町個人情報保護条例及び上富良野町情報公開条例の一部を改正する条例。

それでは、改正要点について申し上げます。

第1条は、上富良野町個人情報保護条例の一部を改正でございます。

第2条第3号では、磁気的記録について、国の法律による表現の仕方に整理するものでございます。

第45条の2第1項中の表記につきましては、文言整理を行うものでございます。

続きまして、罰則規定につきまして本則に次の4条を加えます。

第49条として、実施機関の職員であった者、受託事業に従事している者、もしくは従事していた者、または指定管理者が行う管理業務に従事していた者、もしくは従事していた者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書等にあつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの(その全部、または一部を複製し、または加工したものを含む)を提供したときは、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処する。

第50条として、前条に規定する者がその業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報を事故、もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処する。

第51条として、実施機関の職員がその職権を乱用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面、電磁的記録、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処する。

第52条として、偽り、その他不正な手段により、開示決定に基づき文書等に記録された個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処する。

続きまして、第2条上富良野町情報公開条例の一部を改正につきましては、第2条第2項の改正につきましては、個人情報保護条例第2条第3号と同じく電磁的記録に関し統一し、国の法律による表現の仕方に整理するものでございます。

また、第2条第2項から第34条第1項までの情報の文言に関し、町政情報と改めるものでございます。

附則において、施行期日を平成20年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、この条例施行日前にした行為に対する罰則の適用をうたっております。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番米沢義英君。

○5番（米沢義英君） この条例の中で、実施機関、指定管理者等も含めたというふうに思いますが、委託先も含めて、これは従事していた者という形になっておりますが、不正を働いた場合の罰則規定という形で、これは従事していた者が退職して、退職した場合はその後何年までという期限があるのでしょうか。罰則規定が遡及されるというか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

退職した後何年というくくりはございません。一生、情報が一緒ならということでございますので、そういう状況でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第30号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第30号

上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました、議案第30号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を申し上げます。

障がい者自立支援事業条例に基づきまして、昭和20年度からラベンダーハイツデイサービスにおきまして、障がい者の日中一時支援事業を受け入れるため、ラベンダーハイツ条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第30号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例。

上富良野町ラベンダーハイツ条例（平成12年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号の次に次の1号を加える。

（6）上富良野町障がい者自立支援事業条例（平成18年上富良野町条例第24号。以下「支援条例」という。）第2条第9号に規定する事業。

第7条第5号の次に次の1号を加える。

（6）前条第6号に規定する事業支援条例別表に定める日中一時支援事業の対象者。

第8条第1項を次のように改める。

前条第1号から第4号及び第6号の事業の対象者（老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに同法第11条第1項第2号の措置に係る者を除く。）は、第6条第1号から第4号及び第6号に規定する事業に係るサービスを利用するときは、利用の申し込みを行い、規則に定めるところにより契約を締結するものとする。

第9条第1項第4号の次に次の1号を加える。

（5）第7条第6号に規定する者支援条例別表に定める利用の額とする。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第31号

○議長(西村昭教君) 日程第13 議案第31号 富良野広域連合の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました、議案第31号富良野広域連合の設置について提案要旨を御説明申し上げます。

平成17年2月、今後の基礎自治体のあり方などについて、富良野圏域5市町村長で協議がされ、同年5月、自治のかたち検討プロジェクトチームを設置し、今後の自治のかたちについての調査、検討がされました。

その調査結果において、市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つの選択肢が報告され、各市町村において住民へ調査、検討しました自治のかたちの情報提供を行い、町議会の皆様にもその状況を説明し、それぞれ御意見をいただきました。

その結果、広域連合を選択する御意見が多いことを踏まえ、5市町村長が協議し、富良野地区においては広域連合ですることと合意されました。

その後、平成19年1月に広域連合準備委員会を立ち上げ、富良野広域連合で行うことが可能な5市町村に共通する事務の検討に入ったところでございます。

その中で、共同で事務処理をしている五つの一部事務組合の事務を広域連合で取り進めることとなり、一つはし尿、浄化槽、汚泥及び生ごみ処理並びにその処理施設に関する事務、二つ目は、公共串内牧場に関する事務、三つ目は、消防に関する事務、四つ目は、学校給食共同調理場の設置、運営及び管理並びに学校給食の配送に関する事務の4事務に調査研究に関する事務を加えた5事務を共同処理することで、富良野圏域における広域的な住民サービスの充実と行政の一層の効率化を図ることから、富良野広域連合の設置に伴う当該広域連合規約を定め、本広域連合の設置について規約を添えて提案するものでございます。

このことから、富良野広域連合の設置、規約につきまして、以下議案朗読をし要点を説明させていただきます。

議案第31号富良野広域連合の設置について。

地方自治法第284条第3項の規定により、富良野市、中富良野町、南富良野町及び占冠村と、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ処理並びにその処理施設に関する事務、公共串内牧場に関する事務、消防に関する事務、学校給食共同調理場の設置、運営及び管理並びに学校給食の配送に関する事務及び調査研究に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、富良野広域連合を設置する。

富良野広域連合規約でございます。

第1条においては、広域連合の名称を富良野広域連合と定めるものであります。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体として、富良野地区5市町村で構成すること。

第3条では、広域連合の区域を定めております。

第4条は、広域連合で処理する事務の定めであり、次ページ、5条において広域連合の作成する広域計画の項目を記載してございます。

第6条は、広域連合の事務所の位置について定めたものであります。

第7条から第10条においては、広域連合議会議員の選出、定数、任期、議長及び副議長の選出について定めてあります。

第11条から第15条においては、広域連合の執行機関の組織など、広域連合長、副連合長、事務管理者、会計管理者の定数、選任方法、任期、職務について、また、補助職員の設置を定めております。

第16条、17条においては、選挙管理委員会及び監査委員について定めたものでございます。

第18条は、広域連合の経費及び負担割合を定めており、その負担割合は別表において記載してございます。

第19条においては、広域連合規則への委任について定めております。

なお、附則において、施行期日はこの規約は北海道知事の許可があった日から施行、ただし第4条の規定は平成21年4月1日から施行を定めております。

経過措置として、前項ただし書きに規定する施行日前においても、広域連合の処理する事務の実施に必要な準備行為について、施行日以降初めて行う広域連合長の選挙などについて定めております。

負担割合に関しての見直しについては、それぞれ所要の措置を講ずるよう規定しております。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっている議案第31号は、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、私と長谷川徳行議員、渡部洋己議員、中村有秀議員、向山富夫議員、金子益三議員、谷忠議員の7名の議員をもって構成する富良野広域連合調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

2番村上和子君。

○2番（村上和子君） 富良野の広域連合の設置につきましては、ちょっと確認させていただきたいのです。

この富良野広域連合というのは、決して市町村合併の推進に向けた環境整備の一環として位置づけられるものではないと、こういうふうに確認させてもらってよろしいでしょうか。

それと、あくまでも一自治体でやるよりも、今回選択しました事務を広域でやったほうが上富良野町の町民にとりましても広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応ができて、効率的な行政運営手法として地方分権時代の地域づくりの手法として行うということで、こういう理解でよろしいでしょうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 2番村上議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきますが、議員が今おっしゃられたようなことでありまして、私どもも法令に基づきまして一組で現状を将来に向けて維持するということが、いろいろな諸状況からこれ以上の改善につながることは非常に難しい面もあるなという観点で、議員がおっしゃられるような方向で私どももその事務作業を進めてございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、再度お諮りいたします。

今、提案を申し上げました特別委員会を設置して、付託するということに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、私と長谷川徳行議員、渡部洋己議員、中村有秀議員、向山富夫議員、金子益三議員、谷忠議員の7名の議員をもって構成する富良野広域調査連合特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（西村昭教君） 次に、日程第14並びに日程第15は関連がございますので、一括して議題といたします。

日程第14 議案第32号上富良野町道路線廃止の件及び日程第15 議案第33号上富良野町道路線認定の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第32号並びに議案第33号につきまして、提案理由を申し上げます。

参考資料といたしまして、道路網図を提出させていただきますいております。

議案第32号と議案第33号の裏面の道路廃止及び道路認定の表と道路網図をごらんいただきたいと思います。

市街地の認定番号235番、248番につきましては、開発行為により宅地の造成に伴うもので、終点の位置が変わるものでございます。

郡部の認定番号627号につきましては、終点を道道留辺蘂上富良野線まで延長をするものでございます。

この3路線につきましては、それぞれの延長が変わるため、緑色の既設路線を一度廃止しまして、赤色の延長部分と合わせまして一路線として再認定をお願いするものでございます。

なお、これらの部分が認定されますと、町道の延長は実延長で333.3メートル増の428.66キロメートルとなる予定でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第32号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

裏面の別紙廃止路線の表につきましては、先ほどの道路網図のとおりですので省略させていただきます。

次に、議案第33号に移ります。

議案第33号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

同じく、裏面の別紙道路認定の表につきましても、道路網図のとおりですので省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第32号

◎日程第15 議案第33号

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第32号及び議案第33号を一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第32号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

本日、厚生文教常任委員長から、厚生文教常任委員会に付託審査の議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、厚生文教常任委員会に付託審査の議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第17号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 厚生文教常任委員会に付託審査の議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

本件に関し、厚生文教常任委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長中村有秀君。

○厚生文教常任委員長（中村有秀君） ただいま上程をいただきました、平成20年第1回定例会において厚生文教常任委員会に付託された議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別

会計補正予算（第3号）について、次のとおり審査報告を申し上げます。

厚生文教常任委員会審査報告書。

平成20年第1回定例会付託、議案第17号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件。

本委員会は、平成20年第1回定例会において付託された上記案件を慎重に審査した結果、一部賛成、一部反対として可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

上富良野町議会議長西村昭教様。

厚生文教常任委員長中村有秀。

記。

1、審査と審議等の経過。

平成20年3月4日、第1回定例会にて付託された議案第17号上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）について、定例会終了後、直ちに委員会を開催し、今後の進め方及び日程について協議を行うとともに、議案について審議を行った。

議案第17号は、歳入歳出予算の補正と債務負担行為の補正の2点があわせて提案されているため、初めに歳入歳出予算の補正の件を審議し、全員一致で原案のとおり可とした。

次に、ラベンダーハイツ給食業務委託に伴う債務負担行為の補正の件は、2月21日の本委員会において債務負担行為の補正の説明資料の添付及び説明がなかったので、次期委員会で資料の説明を求めることとした。

3月5日、定例会終了後、本委員会を開催し、ラベンダーハイツ給食業務委託に伴う債務負担行為の補正の関係について説明員から追加資料の説明を受け質疑を行ったが、説明資料（給食業務に係る平成18年度の実績、平成20年度委託料積算根拠）の内容に不十分な点があるので、再度説明資料の提出を求めた。

3月11日、定例会終了後に本委員会を開催し、説明資料により説明員から説明を受け、その後、各委員会が質疑を行い、副町長、ラベンダーハイツ所長から答弁を受け質疑を終了した。

また、説明資料の一部修正を説明員に申し入れるとともに、全員協議会にて各議員の意見徴収をし参考としたい旨を議長に申し入れ、3月12日、全員協議会の開催が決定された。

3月12日、議長招集による全員協議会が定例会終了後に開催され、一部修正した説明資料（給食業務に係る平成18年度実績、平成20年度委託料積算根拠）により説明員から説明を受けた。

その後、全議員により質疑、意見が多くあり、説

明員、副町長、ラベンダーハイツ所長からの説明によって、今回進める給食業務委託について各議員の一定の理解を得るとともに、本委員会としてさまざまな意見徴収をすることができた。

全員協議会終了後、直ちに本委員会を開催し、付託案件について委員相互の意見交換をして意見集約をした。

3月18日、本委員会を開催し、付託案件の審査報告書（案）について審議し、本審査報告書のとおり決定した。

審議の内容。

①歳入歳出予算の補正の件については、各関係事業の実施精査により発生した歳入歳出の増減額についての補正によるものなので、特に意見もなく原案のとおり可と決定した。

②給食業務委託に伴う債務負担行為の補正の件については、厳しい日程であったが、5回の委員会の開催による審議と1回の全員協議会開催により意見徴収を行った。

その結果、次の諸点について、対応の不十分さと不安と懸念があるとともに、町民に十分理解を得られる内容ではないと判断し、反対多数で原案を否決した。

（ア）行財政改革でのアウトソーシングの計画的な実施方針が明確でない。

（イ）今回の給食業務委託に関し、地元関係団体や業者に企業意欲の喚起を促す情報発信と育成、誘導等が十分に行われていない。

（ウ）入札参加資格登録について、地元業者、企業意欲者が参入可能な規制緩和を検討すべきである。

（エ）地産地消を含め、地元調達物品の減少が懸念される。

（オ）調理員の雇用、給与、労働条件等の不安が大きい。

（カ）「民間でやれるものは民間に」では行財政改革の観点から原則的に理解ができるが、業務委託、指定管理者制度、民間移譲等の実施に事前の条件整備に十分努められていない。

（キ）今回の正職員の調理員の移動だけでは抜本的な削減とはならない。

（ク）今後はラベンダーハイツ経営全般と福祉の視点から検討すべきである。

2、決定。

慎重に審議した結果、①歳入歳出予算の補正については、全員一致で原案のとおり可と決定した。

②給食業務委託に伴う債務負担行為の補正については、原案を反対多数により認められないことと決定した。

以上、厚生文教常任委員会の報告書といたします。

議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、委員会報告の修正案に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号を起立により採決いたします。

まず、厚生文教常任委員会報告の修正案について、起立により採決をいたします。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、修正議決しました部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第16 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算、議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長長谷川徳行君。

○予算特別委員長（長谷川徳行君） 予算特別委員

会報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

先立ちまして、さきに提出いたしました報告書に字句の欠落がありますので、追加をお願いいたします。

審査意見書の3枚目の平成20年度各会計予算特別委員会審査意見の8番、町道の維持管理について、町道維持及び舗装については、計画的の次に「かつ早急」という字句を追加していただきたいと思います。

それでは、委員会報告をいたします。

本委員会に付託の議案は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し報告する。

平成20年3月19日、予算特別委員長長谷川德行。

記。1、審査の経過。

本委員会は3月5日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号が付託された。

3月13日に委員会を開き、正副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出1款から4款まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月14日に委員会を開き、議案第1号、歳出5款から予算調書まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月17日に委員会を開き、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月18日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。議案第1号、議案第4号及び議案第6号は討論を行い、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号は討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、議案第6号以外は賛成多数により原案可決となり、議案第6号は原案を一部修正して賛成多数により原案可決となった。

3、結果。

議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

2、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

3、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

4、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

5、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

6、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、修正可決。

7、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

8、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

9、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

10、議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

なお、別記平成20年度各会計予算特別委員会審査意見及び議案第6号の修正案と説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査意見の報告といたします。

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、議案第6号は原案を一部修正し、議案第6号以外はすべて原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号並びに第10号は、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎日程第17 諮問第1号

○議長（西村昭教君） 日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君） ただいま御提案いただきました諮問第1号につきまして、趣旨を説明させていただきます。

現在、上富良野町におきましては、人権擁護委員の方が佐々木幸子氏、納谷富市氏、三島功士氏の3名が就任いたしているところでありますが、このた

び、三島功士氏が今年の２０年９月３０日をもって任期満了になるということから、法務大臣にあてまして、上富良野町として今定例議会で議会の御意見を承り、同意をいただいて推薦をいたしたいということでございます。

また、加えまして、人口区分からいたしますと、１万人から１万５、０００人の人口におきましては、人権擁護委員を５名以内の選任をするようにということでございます。現在まで３名でありましたので、この機会に１名増員をいたしまして推薦をいたしたいということで、議会の同意を求めるわけがあります。

もう一人につきましては、小澤治子氏であります。この三島功士氏並びに小澤治子氏２名の方々ににつきましては、それぞれ経歴書を参考資料として配付させていただいておりますので、御高覧賜り御同意をいただきますようお願い申し上げたいと存じます。

それでは、朗読をもって提案をさせていただきます。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、三島功士。●●●●●●●●●●●●●●●●生まれ。

二人目であります。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、小澤治子。●●●●●●●●●●●●●●●●生まれ。

この２名でございます。

どうか、御審議賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第１８ 発議案第１号

○議長（西村昭教君） 日程第１８ 発議案第１号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１ 渡部洋己君。

○１ 渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第１号町長の専決事項指定の件を、朗読をもって説明いたしたいと思います。

発議案第１号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成２０年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を改正すること。

以上であります。

審議いただきまして、認めていただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 発議案第２号

○議長（西村昭教君） 日程第１９ 発議案第２号 雇用保険の特例一時金を５０日分に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

９ 中村有秀君。

○９ 中村有秀君） ただいま上程いただきました、発議案第２号雇用保険の特例一時金を５０日分に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見の件について御提案を申し上げます。

発議案第２号雇用保険の特例一時金を５０日分に

戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

雇用保険の特例一時金を50日分に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見書。

今、季節労働者は、かつてない厳しい冬を迎えています。30年にわたった季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える命綱として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など、国の季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止をされました。

さらに、雇用保険法の改正によって、これまで50日分であった特例一時金が本則では30日分とされ、当分の間は40日分とする削減が今年度から施行されました。

一人平均5万円となる特例一時金の削減と、冬期技能講習制度の廃止によって、季節労働者は平均20万円の特例一時金だけで厳寒の3ないし4カ月を生活することになります。ぎりぎりの生存ラインを脅かす深刻な事態となっています。

国、厚生労働省は、今年度から通年雇用促進支援事業などを実施していますが、極めて不十分です。予算規模は総額で3億2,000万円でしかなく、事業内容についても賃金や受講給付金など、労働者の所得保障にかかわるものは認められていないため、有効な対策となっていません。

加えて、国、厚生労働省は、特例一時金削減に対応する施策を何ら具体化していません。通年雇用化を進めることについてはだれもが異存のないところですが、厳しい自然条件と、それに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが北海道の現実です。

よって、次のことを国に強く要望する。

記。1、雇用保険の特例一時金の削減を凍結し、50日分に戻すこと。

2、通年雇用促進支援事業予算を大幅に増額するとともに、季節労働者の実態に即した弾力的な運用を図ること。また、季節労働者の冬期の失業に対し、法的就労と所得保障など実効のある追加対策を講ずること。

3、大都市に偏重した公共事業を抜本的に改め、地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出する。

平成20年3月19日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

以上でございます。

寒冷地、積雪の上富良野町にも季節労働者が多くいらっしゃいます。そういう立場に立っての意見でございますので、議決をいただくようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査申し出の件

○議長（西村昭教君） 日程第20 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申し出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

◎町民生活課長あいさつ

○議長（西村昭教君） ここで、3月31日をもって定年退職される課長から、ごあいさつをいただきたいと思います。

50音別をお願いいたします。

最初に、町民生活課長尾崎茂雄君。

○町民生活課長（尾崎茂雄君） 議会議長様、議会運営委員長様から御配慮をいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

私、昭和42年4月、役場職員として採用されまして、当時の民生課を皮切りに、最後の課でありま

した町民生活課まで八つの課で仕事をさせていただきました。

この間、尾岸町長を初め多くの先輩、同僚、後輩の温かい御指導、御協力いただきまして、41年間勤め上げることができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

思い起こせば8年前、課長としましてこの議場に立たせていただき、それからは緊張の連続でありました。

今後におきましては、家庭のことはもちろん、地域のために何かお役に立ちたいと思っております。

最後になりますが、議員皆様方の一層の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

◎会計管理者あいさつ

○議長（西村昭教君） 次に、会計管理者佐藤憲治君。

○会計管理者（佐藤憲治君） ただいま議長のお許しをいただきまして、議員の皆様の前でごあいさつをさせていただく機会を賜り、私にとっても終生忘れられないことと光栄に思います。まことにありがとうございました。

顧みますと、役場庁舎が建設され、現在地に移転しました昭和42年に奉職をいたし、当時の海江田町長から現在の尾岸町長まで6人の町長のもとで、その時々々の役割、また立場で数多くの仕事をさせていただきました。

この間、特に開基100年記念事業事務局、また、高齢者福祉医療制度の転換点となりました介護保険事業もそうです。それから、財源難の中での保険福祉の拠点施設、かみん建設事業の事務などに携わったことにつきましては、今でも印象深く心に残っております。

この3月をもちまして41年余りの役場人生を終え、無事定年退職を迎えることができますことは、尾岸町長を初め多くの先輩、上司、同僚議員の御支援もさることながら、議員の皆様方の御指導のたまものと厚くお礼を申し上げ、心より感謝を申し上げる次第でございます。

今、地方行財政を取り巻く情勢が非常に厳しいことは御案内のとおりであります。限りのある財源の中でいかにして自主自立の道を進めていくことが求められております。今、大きなテーマとなっておりますが、そのような中で行政と地域社会、住民の連携、協力によります協働のまちづくりが今後一層求められてくるものと思います。

私もこれから一町民として、地域社会にかかわり

をもって何らかのお役に立ちたいと、立てればというふうに考えてございます。

議員の皆様方におかれましては、これからの議員活動の中で何よりも健康が大事でございます。いろいろな活動においては健康が一つの源でございますので、御健勝であられますように、また、一層の御多幸を御祈念申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

長い間ありがとうございました。（拍手）

◎建設水道課長あいさつ

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長早川俊博君。

○建設水道課長（早川俊博君） 退職に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私、昭和45年に役場職員として採用されて以来、今日まで38年間、尾岸町長を初め多くの先輩、同僚に支えられまして、この定年退職を迎えられますことを感謝とお礼を申し上げます。

4月からは一町民として、これからのまちづくりにも求められております協働のまちづくりの一員として、少しでも地域に貢献できるよう心がけていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましてもこれからは今までに経験のない第二の人生であります。

今後におきましても、皆様方の御指導と御鞭撻をいただきながら悔いのない人生を送っていきたくて考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議長のお計らいでこの議場でのごあいさつの機会を与えていただきましたことお礼申し上げますとともに、議員各位の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

◎町長あいさつ

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長のほうから皆様方にごあいさつを申し上げます。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君） 3月4日から本日19日までの16日間にわたり開催されました平成20年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、平成19年度の締めくくりを兼ねたごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいまは、長い間、厳しい地方自治の環境の中で大変御苦勞をいただいた3名の退職課長の皆様方には大変御苦勞さまでした。心から厚くお礼を申し

上げたいと思います。

さて、今定例会におきましては、上程いたしました平成19年度各会計補正予算案及び平成20年度各会計予算案並びに条例改正案など、多くの案件につきまして御審議を賜り、御討議を賜り、一部修正、あるいは継続審議の御採決をいただきましたほか、すべてにおきましては原案どおり御議決を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

それぞれの議案審議に際しまして、議員各位からお寄せいただきました御意見及び御提言につきましては、今後の執行上におきまして十分に参酌、吟味しながら、公明、公正、町民本意の旨とした情報の共有化と説明責任の遂行のもとに、この反映に努めてまいり所存であります。

さて、アメリカを発信元とするサブプライムローン破綻、石油製品や穀物市場への投資的資金の流れは国民経済を直撃する影響を与え、厳しい生活に追い打ちをかけられているところであります。

また、衆議院と参議院での与野党逆転は、思わぬ部分で政局の混乱を招いており、道路特定財源の今後のあり方などに関しては、地方財政にもこの余波が押し寄せているところであります。

加えて、昨年、平成19年6月に成立いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、全会計を視野においた財政指標の提示により、財政再建団体予備軍ともいえる危機的状況にある自治体が一挙に潜在化してまいりました。

幸いにも本町においては、収支バランスの均衡を目指してきた現行の行財政改革が、目標年次である平成20年度においておおむねの達成の見込みにおいて予算編成を終えたことは、各位の御理解のたまものとお礼を申し上げるところであります。

この行財政改革の一環として、簡素で効率的な行政運営を目指すための組織機構改革も昨年4月に実施しており、10課22班体制の1年の経過に対して点検を加え、行政課題へのさらなる取り組みのため、必要な補完処置や事務分掌に見直しを含めた手直しを行うこととしているところであります。

平成20年度は、第4次上富良野町総合計画の最終年度でもあり、これを引き継ぐ第5次計画の策定など大きな節目となる年でもあります。

地域産業の構造変革、人口の大規模な流動、自衛隊駐屯地との共存共栄、地域医療と保健福祉など懸念する諸課題も多くあるため、より多くの方々の御意見を聞きながらこれらを反映していく必要があるものと考えているところであります。

また、課題としてきました広域行政の推進につきましても、五つの事務事業を富良野広域連合に移行

するための規約を今議会に上程いたしましたところでありまして、特別委員会において6月定例会での結審を目指した継続審議をいただけることにつきましてもお礼を申し上げるところであります。

今後におきましても、変革の激しい中において、健全財政を維持・推進していくために改革の歩みをとめることができない最重要課題でございますので、その取り組みに際しては直面するさまざまな決断を行わなければならないと心しているところでもあります。

このたび、我が町開基111年にして初めての当初予算の修正をいただきました。このことは執行者としてまことに残念なことでありますが、決定をいただきました上は、その予算に基づき適正に執行させていただきたいと思うところであります。そのためにも、予算額の不足とならないよう、調理体制や賄い材料の調達の工夫を凝らすなどの努力を払わなければならないと考えております。

振り返りますと、今日までの執行機関と議決機関の関係は、常任委員会の審議において議案の理解を得られなければ議案を修正し再提出するか、あるいはまた議員協議会において全議員の議論、成果を得て提出するの可否かであり、そのことで執行機関と議決機関が車の両輪と言われてきたものと思っているところであります。

今回は、常任委員会では理解を得ていたために、全体での議員協議会の議論もせずに議案として提案させていただきました。その結果がこのような修正議決となりましたことは、常任委員会での議論は何だったのか、そのことで執行者として、また、提出者として、私自身のすべての説明機会を与えていただけない中での結果でありました。まことに残念であります。

互いに将来のことを誤りなく見きわめることは非常に厳しいわけではありますが、このたびの結果については、今後において町民が判断してくれるものと考えているところであります。

最後になりましたが、慎重な御審議を賜り御議決をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しましても、議員各位並びに町民各位の特段の御協力を御願い申し上げ、平成20年第1回定例議会終了に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長 あ い さ つ

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言ごあいさつ申し上げます。

3月の定例会、平成20年度の事業予算というこ

とで、3月の上旬からきょうまで本当に大変御苦労さまでございました。

また、予算特別委員会の長谷川委員長には、大変御苦労さまでございました。厚くお礼を申し上げますと思います。

初めて修正案ということで、車の両輪となって町の行政を推進していく上で、これからよく言われております協働の力でまちづくりをしていくということが本当に問われる20年度かなということで感じているところであります。

審議の経過の中でいろいろな課題も残しました3月の定例会でございました。私自身もその課題を重く受けとめて、今後の進め方について糧として今後進めていきたいというふうに考えているところであります。

議会と理事者側と車の両輪となって進むわけですが、どちらが力があっても方向が変わっていくわけでありまして、それぞれがそれぞれの力を出し合って、そして進んでいくという行政機構の中で、今回、協働の力で平成20年度、議会と理事者側が一緒になって進んでいくという最良の案が私は成立したと思っているわけであります。

定数が14となった初めての予算委員会、定例会でありましたが、大変人数が少なくなりました。やはり、その少なくなったことは、一人一人の肩に強いのしかかかってきたのかなということを私自身強く感じた定例会でございました。

どうぞその重みを町民の付託にこたえ、一生懸命しょって頑張って進んでいただきたいと思うわけであります。

平成20年度、非常に財政が厳しい状況の中でまた進むわけでありますけれども、皆さん御存じのとおり、これから広域行政と連合というものが新しくうちの町の中にかかわってまいります。また、あわせて国の地方分権の推進が進む中で、これからさらに地方自治体のあり方が本当に問われる時代になるかということを感じているわけであります。

どうぞ各議員の皆様方も、そういう世の中の動きも踏まえながら、ひとつこれからのまちづくりに向かって進んでいただきたいと思うわけであります。

今後、議会の運営に関しまして、また皆様方の御協力をいただきますことを厚くお願い申し上げますとともに、きょう退職のごあいさつをいただきました3名の課長の皆様方には、40数年間、町の行政の仕事に携わり、町の発展のためにそれぞれ一生懸命御尽力をいただきましたこと厚くお礼を申し上げますとともに、退職後の今後は一町の住民として今までの仕事の経験を生かしながら、また私たちに気軽に声をかけて、御指導や、あるいはその経験のお

話を聞かせていただければ幸いかなと思うわけであります。

どうぞ退職後も元気で、一住民として町の発展に御尽力いただけますことをお願い申し上げますとともに、元気でお暮らしすることを心から御祈念を申し上げる次第でございます。それぞれ皆様方には、大変この定例会に係りましてそれぞれの立場で御協力いただき、また、審議をいただきましたことを厚くお礼を申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成20年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 0時02分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年3月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 金 子 益 三

署 名 議 員 岩 崎 治 男